

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年6月15日
【事業年度】	2016年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 村上 敦子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 村上 敦子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
決算年月		2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
売上高及び営業収入	百万円	6,795,504	7,767,266	8,215,880	8,105,712	7,603,250
営業利益	百万円	226,503	26,495	68,548	294,197	288,702
税引前利益	百万円	242,084	25,741	39,729	304,504	251,619
当社株主に帰属する当期純利益 (損失)	百万円	41,540	128,369	125,980	147,791	73,289
包括利益(損失)	百万円	325,798	121,978	34,317	44,915	143,652
純資産額	百万円	2,672,004	2,783,141	2,928,469	3,124,410	3,135,422
総資産額	百万円	14,211,033	15,333,720	15,834,331	16,673,390	17,660,556
1株当たり純資産額	円	2,168.62	2,163.63	1,982.54	1,952.79	1,977.72
基本的1株当たり当社株主に帰属 する当期純利益(損失)	円	41.32	124.99	113.04	119.40	58.07
希薄化後1株当たり当社株主に帰 属する当期純利益(損失)	円	38.79	124.99	113.04	117.49	56.89
自己資本比率	%	15.4	14.7	14.6	14.8	14.1
自己資本利益率	%	2.0	5.8	5.5	6.2	3.0
株価収益率	倍	39.7	-	-	24.2	64.9
営業活動によるキャッシュ・フ ロー	百万円	476,165	664,116	754,640	749,089	809,262
投資活動によるキャッシュ・フ ロー	百万円	705,280	710,502	639,636	1,030,403	1,253,973
財務活動によるキャッシュ・フ ロー	百万円	88,528	207,877	263,195	380,122	452,302
現金・預金及び現金同等物 期末残高	百万円	826,361	1,046,466	949,413	983,612	960,142
従業員数	人	146,300	140,900	131,700	125,300	128,400

- (注) 1 当社及び当社の連結子会社(以下「ソニー」)の連結経営指標等は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法(以下「米国会計原則」)によって作成されています。
- 2 2013年度及び2014年度の株価収益率については、1株当たり当社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載していません。
- 3 売上高及び営業収入には、消費税等は含まれていません。
- 4 純資産額は米国会計原則にもとづく資本合計を使用しています。
- 5 1株当たり純資産額、自己資本比率及び自己資本利益率は、当社株主に帰属する資本合計を用いて算出しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
決算年月		2013年 3月	2014年 3月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月
売上高	百万円	2,101,015	2,187,566	2,072,735	2,064,233	992,537
経常利益又は経常損失()	百万円	109,553	9,793	181,389	165,856	215,619
当期純利益又は当期純損失()	百万円	38,610	24,599	12,509	205,164	128,256
資本金	百万円	630,923	646,654	707,038	858,867	860,645
発行済株式総数	千株	1,011,950	1,044,708	1,169,773	1,262,494	1,263,764
純資産額	百万円	1,870,921	1,875,044	2,020,956	2,482,659	2,587,308
総資産額	百万円	3,862,596	4,060,142	3,849,826	3,690,139	3,735,737
1株当たり純資産額	円	1,838.39	1,784.82	1,718.35	1,957.61	2,039.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円 (円)	25.00 (12.50)	25.00 (12.50)	- (-)	20.00 (10.00)	20.00 (10.00)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()	円	38.40	23.95	11.22	165.75	101.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	36.06	-	10.70	163.10	99.55
自己資本比率	%	48.1	45.9	52.2	66.9	68.9
自己資本利益率	%	2.1	1.3	0.6	9.2	5.1
株価収益率	倍	42.8	-	284.3	17.5	37.1
配当性向	%	65.2	-	-	12.3	19.7
従業員数	人	15,531	14,642	12,286	10,511	6,185

(注)1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 2013年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

3 2014年度は配当を実施していないため、配当性向は記載していません。

2【沿革】

年月	経過
1946年5月	電気通信機及び測定器の研究・製作を目的とし、東京都中央区日本橋に資本金19万円をもって東京通信工業(株)を設立。
1947年2月	本社及び工場を東京都品川区に移転。
1955年8月	東京店頭市場に株式公開。
1958年1月	社名をソニー(株)と変更。
12月	東京証券取引所上場。
1960年2月	米国にSony Corporation of Americaを設立。
1961年6月	米国でADR(米国預託証券)を発行。
1968年3月	米国CBS Inc.との合併により、シーピーエス・ソニーレコード(株)を設立(当社50%出資)。(1988年1月 当社100%出資、1991年4月 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメントに社名変更)
1970年9月	ニューヨーク証券取引所上場。
1979年8月	米国 The Prudential Insurance Co. of Americaとの合併により、ソニー・ブルーデンシャル生命保険(株)を設立(当社50%出資)。(1991年4月 ソニー生命保険(株)に社名変更、1996年3月 当社100%出資)
1984年7月	ソニーマグネスケール(株)の株式を東京証券取引所市場第二部に上場。(1996年10月 ソニー・プレジジョン・テクノロジー(株)に社名変更、2004年4月 ソニーマニュファクチュアリングシステムズ(株)に社名変更、2012年4月 ソニーイーエムシーエス(株)(2016年4月 ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株)に社名変更)と統合)
1987年7月	ソニーケミカル(株)(2006年7月 ソニー宮城(株)と統合し、ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株)に社名変更、2012年10月 デクセリアルズ(株)に社名変更)の株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1988年1月	米国CBS Inc.のレコード部門であるCBS Records Inc.を買収。(1991年1月 Sony Music Entertainment Inc.に社名変更、2008年12月 Sony Music Holdings Inc.に社名変更)
1989年11月	米国Columbia Pictures Entertainment, Inc.を買収。(1991年8月 Sony Pictures Entertainment Inc.に社名変更)
1991年11月	(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントの株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1993年11月	(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント(2016年4月 (株)ソニー・インタラクティブエンタテインメントに社名変更)を設立。
1994年4月	事業本部制を廃止し、新たにカンパニー制を導入。
1995年10月	マイケル・ジャクソンとの合併により、Sony/ATV Music Publishingを設立(当社50%出資)。(2016年9月 当社100%出資)
1997年6月	執行役員制を導入。
1999年4月	カンパニーを統合・再編し、新たにネットワークカンパニー制を導入。
2000年1月	上場子会社3社((株)ソニー・ミュージックエンタテインメント、ソニーケミカル(株)(現:デクセリアルズ(株))、ソニー・プレジジョン・テクノロジー(株)(現:ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株)))を株式交換により完全子会社化。(2012年9月 ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株)(現:デクセリアルズ(株))を含むケミカルプロダクツ関連事業を(株)日本政策投資銀行に売却)
2001年4月	組立系設計・生産プラットフォーム会社ソニーイーエムシーエス(株)(現:ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株))を設立。 半導体設計・生産プラットフォーム会社ソニーセミコンダクタ九州(株)(2011年11月 ソニー白石セミコンダクタ(株)と統合し、ソニーセミコンダクタ(株)に社名変更、2016年4月 ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)に社名変更)を設立。
10月	Telefonaktiebolaget LM Ericsson(以下「エリクソン」とソニー(株)の携帯電話端末事業における合併会社Sony Ericsson Mobile Communications AB(以下「ソニー・エリクソン」)を設立(当社50%出資)。(2012年2月 当社100%出資、Sony Mobile Communications ABに社名変更)
2002年10月	上場子会社アイワ(株)を株式交換により完全子会社化(2002年12月 吸収合併)。
2003年6月	委員会等設置会社へ移行。

年月	経過
2004年 4月	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)(以下「SFH」。ソニー生命保険(株)、ソニー損害保険(株)及びソニー銀行(株)を子会社とする持株会社)を設立。(2007年10月 SFHの株式を東京証券取引所市場第一部に上場)
8月	Samsung Electronics Co., Ltd.(以下「Samsung」)と液晶ディスプレイパネル製造を行う合併会社 S-LCD Corporationを設立(当社50%マイナス1株出資)。(2012年1月 ソニーが保有する持分全てをSamsungに売却)
2005年 4月	ソニーの海外音楽制作事業において、Bertelsmann AGと合併会社 SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTを設立(当社50%出資)。(2008年10月 当社100%出資、2009年1月 Sony Music Entertainmentに社名変更)
10月	Sony Corporation of America及び米国の複数投資家グループなどからなるコンソーシアムが Metro-Goldwyn-Mayer Inc.を買収。
12月	ネットワークカンパニー制を廃止し、事業本部・事業グループなどからなる新組織を導入。
2007年 2月	ソニーコミュニケーションネットワーク(株)(2006年10月 ソネットエンタテインメント(株)に社名変更、2013年7月 ソネット(株)に社名変更、2016年7月 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)(以下「SNC」)に社名変更)の株式を東京証券取引所マザーズに上場。
2008年 1月	本社を東京都港区に移転。
2013年 4月	SNCが東京証券取引所マザーズから市場第一部へ市場変更。 (2013年1月 SNCにつき、公開買付による株式の取得及び株式交換を経て、完全子会社化)
2014年 7月	オリンパス(株)と医療事業における合併会社ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)を設立。(当社51%出資)
2015年10月	ソニーがVAIOブランドを付して運営するPC事業を、ソニーから日本産業パートナーズ(株)に譲渡。
2016年 4月	テレビ事業を分社化し、ソニービジュアルプロダクツ(株)として営業開始。
2017年 4月	ビデオ及びサウンド事業を分社化し、ソニービデオ&サウンドプロダクツ(株)として営業開始。
2017年 4月	半導体事業を分社化し、ソニーセミコンダクタソリューションズ(株)として営業開始。 イメージング・プロダクツ&ソリューション事業を分社化し、ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ(株)として営業開始。

3【事業の内容】

ソニーは、2016年4月1日付の担当執行役の変更及び組織変更にもない、2016年度第1四半期より、主にイメージング・プロダクツ&ソリューション（以下「IP&S」）分野及び従来のデバイス分野について、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来デバイス分野を構成していた事業を半導体分野とコンポーネント分野に分割しました。さらに、従来IP&S分野に含まれていた車載用カメラ事業及び、全社(共通)及びセグメント間取引消去に含まれていたイメージングデバイス開発部門を半導体分野に移管しました。また、従来その他分野に含まれていた一部事業ならびに全社(共通)及びセグメント間取引消去に含まれていた一部事業をそれぞれ音楽分野ならびにその他分野に移管しました。以上のセグメント変更にもない、各分野の過年度の売上高及び営業収入ならびに営業利益（損失）を当年度の表示に合わせて組替再表示しています。

ソニーは、モバイル・コミュニケーション（以下「MC」）、ゲーム&ネットワークサービス（以下「G&NS」）、IP&S、ホームエンタテインメント&サウンド（以下「HE&S」）、半導体、コンポーネント、映画、音楽、金融及びその他の事業から構成されており、セグメント情報はこれらの区分により開示されています。MC分野には、主として携帯電話の製造・販売、インターネット関連サービス事業などが含まれています。G&NS分野には、主として家庭用ゲーム機の製造・販売、ネットワークサービス事業、ソフトウェアの制作・販売などが含まれています。IP&S分野には、主としてデジタルイメージング・プロダクツ事業、プロフェッショナル・ソリューション事業、メディカル事業などが含まれています。HE&S分野には、主としてテレビ事業、オーディオ・ビデオ事業などが含まれています。半導体分野には、主としてイメージセンサー事業、カメラモジュール事業などが含まれています。コンポーネント分野には、電池事業、記録メディア事業などが含まれています。映画分野には、主として映画製作、テレビ番組制作、メディアネットワーク事業などが含まれています。音楽分野には、主として音楽制作、音楽出版、映像メディア・プラットフォーム事業などが含まれています。金融分野には、主として日本市場における個人向け生命保険及び損害保険を主とする保険事業ならびに日本における銀行業などが含まれています。その他分野は、海外のディスク製造事業等の様々な事業活動から構成されています。ソニーの製品及びサービスは、一般的にはそれぞれのオペレーティング・セグメントにおいて固有のものです。

2017年3月31日現在の子会社数は1,324社、関連会社数は117社であり、このうち連結子会社（変動持分事業体を含む）は1,292社、持分法適用会社は109社です。

なお、当社の連結財務諸表は米国会計原則にもとづいて作成しており、関係会社の情報についても米国会計原則の定義にもとづいて開示しています。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても同様です。

MC、G&NS、IP&S、HE&S、半導体、コンポーネント、映画、音楽、金融及びその他の各分野の事業内容ならびに主要会社は次のとおりです。

事業区分及び主要製品		主要会社
モバイル・コミュニケーション		
	携帯電話 インターネット関連サービス事業	ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) ソニーネットワークコミュニケーションズ(株) Sony Mobile Communications AB Beijing SE Potevio Mobile Communications Co., Ltd.
ゲーム&ネットワークサービス		
	ゲーム機 ソフトウェア ネットワークサービス事業	(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント Sony Interactive Entertainment LLC Sony Interactive Entertainment America LLC Sony Interactive Entertainment Europe Limited Sony Interactive Entertainment Network Europe Limited
イメージング・プロダクツ&ソリューション		
デジタル イメージング・ プロダクツ	コンパクトデジタルカメラ ビデオカメラ レンズ交換式一眼カメラ	当社、ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony Europe Limited Sony Technology (Thailand) Co., Ltd. 索尼(中国)有限公司 索尼数字産品(無錫)有限公司 上海索広電子有限公司
プロフェッショナル・ ソリューション	放送用・業務用機器	当社、ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) ソニービジネスソリューション(株) Sony Electronics Inc. Sony Europe Limited 索尼(中国)有限公司 上海索広映像有限公司 上海索広電子有限公司
メディカル	医療用・研究用機器	当社、ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)
ホームエンタテインメント&サウンド		
テレビ	液晶テレビ	ソニービジュアルプロダクツ(株) ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. Sony Europe Limited 索尼(中国)有限公司 上海索広映像有限公司
オーディオ・ ビデオ	家庭用オーディオ ブルーレイディスクプレーヤー /レコーダー メモリ内蔵型携帯オーディオ	ソニービデオ&サウンドプロダクツ(株) ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. Sony Europe Limited 索尼(中国)有限公司

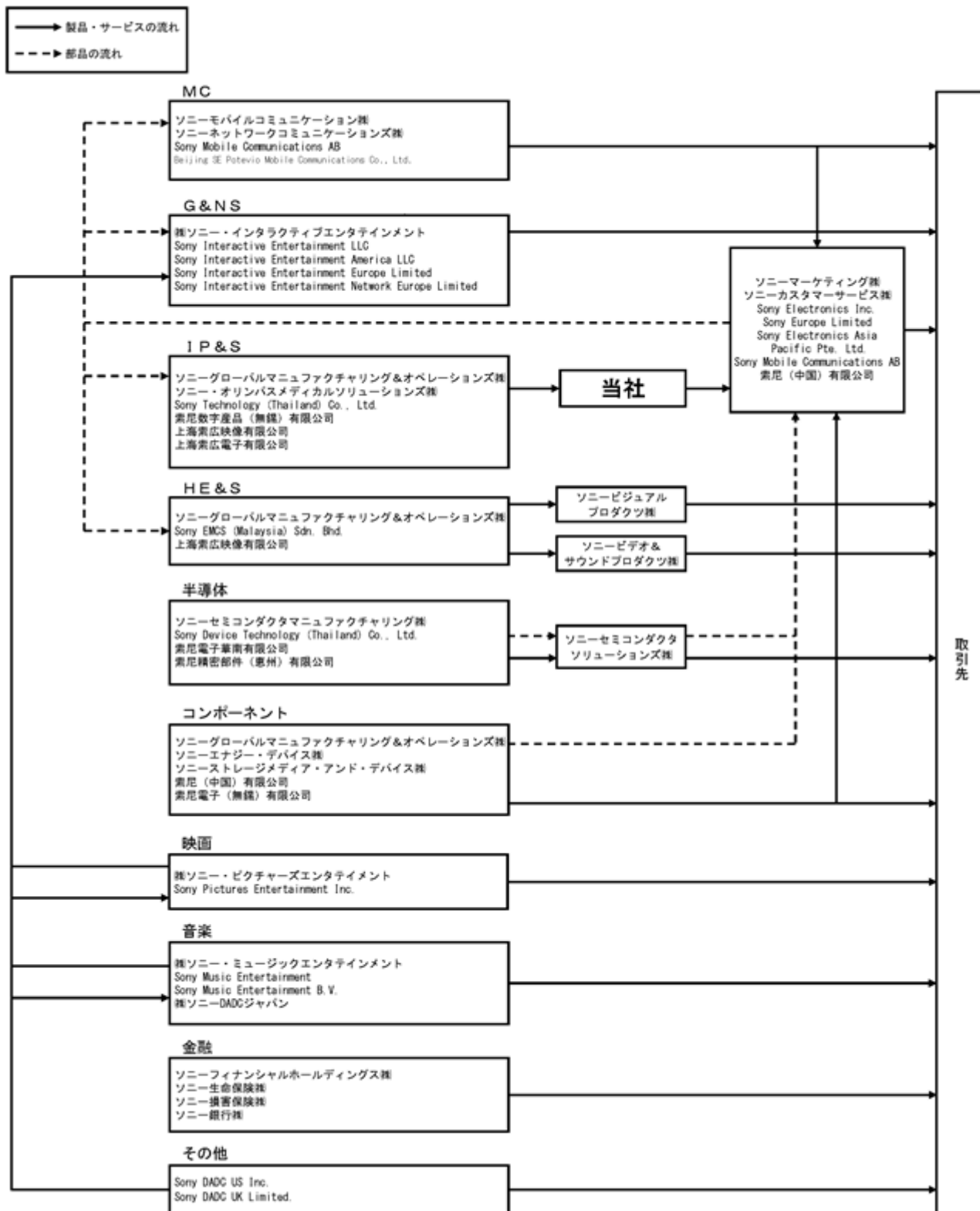
事業区分及び主要製品		主要会社
半導体	イメージセンサー カメラモジュール	ソニーセミコンダクタソリューションズ(株) ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株) Sony Device Technology (Thailand) Co., Ltd. 索尼電子華南有限公司 索尼精密部件(惠州)有限公司
コンポーネント	電池 記録メディア	ソニーエナジー・デバイス(株) ソニーストレージメディア・アンド・デバイス(株) ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) ソニーマーケティング(株) Sony Electronics Inc. Sony Europe Limited 索尼(中国)有限公司 索尼電子(無錫)有限公司
映画	映画製作 テレビ番組制作 メディアネットワーク	映画作品の製作・買付・配給・販売 テレビ番組の制作・買付・販売 テレビ、デジタルのネットワークオペレーション
		(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント Sony Pictures Entertainment Inc.
音楽	音楽制作 音楽出版 映像メディア・プラットフォーム	パッケージ及びデジタルの音楽制作物の販売 アーティストのライブパフォーマンスからの収入 楽曲の詞、曲の管理及びライセンス アニメーション作品及びその派生ゲームアプリケーションの制作・販売 音楽・映像関連商品のサービス提供
		(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント Sony Music Entertainment Sony Music Entertainment B.V. (株)ソニーDADCジャパン (株)アニプレックス
金融	生命保険 損害保険 銀行	ソニーフィナンシャルホールディングス(株) ソニー生命保険(株) ソニー損害保険(株) ソニー銀行(株)
その他	上記カテゴリーに含まれない製品やサービス PC事業 海外ディスク製造事業 その他の事業	当社、ソニーマーケティング(株) Sony DADC US Inc. Sony DADC UK Limited.

[ビジネスセグメントの関連性]

国内及び海外の製造会社が製造した一部の半導体を、MC分野、G & NS分野、IP & S分野の会社に供給しています。

音楽分野及びその他分野のディスク製造では、国内及び海外の製造会社が製造した一部のパッケージメディアを、映画分野、音楽分野及びG & NS分野の会社に供給しています。

事業の系統図は次のとおりです。



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(株)アニプレックス	東京都千代田区	480	音 楽	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・無
(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント	東京都港区	100	G & N S	100.0	・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニーエナジー・デバイス(株) *3	福島県郡山市	100	コンポーネント	100.0	・ 当社製品の製造会社です。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニーLSIデザイン(株)	神奈川県厚木市	100	半 導 体	100.0 (100.0)	・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)	東京都八王子市	50	I P & S	51.0	・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニー企業(株)	東京都中央区	100	その他	100.0	・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 当社へ所有建物の一部を事務所用として賃貸しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニー銀行(株) *5	東京都千代田区	31,000	金 融	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニーグローバルソリューションズ(株)	東京都港区	100	全社(共通)	100.0	・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) *3	東京都港区	100	M C、 I P & S H E & S、半 導 体	100.0	・ 当社製品の製造会社です。 ・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 当社から製造設備を賃借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニー生命保険(株) *3,5	東京都千代田区	70,000	金 融	100.0 (100.0)	・ 当社へ所有建物の一部を事務所用として賃貸しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニーセミコンダクタソリューションズ(株) *3	神奈川県厚木市	400	半 導 体	100.0	・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)	熊本県菊池郡	24,250	半 導 体	100.0 (100.0)	・ 当社製品の製造会社です。 ・ 当社所有の土地・建物の一部を工場用として賃借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
ソニー損害保険(株) *5	東京都大田区	20,000	金 融	100.0 (100.0)	・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
(株)ソニーDADCジャパン	静岡県榛原郡	480	音 楽	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・無
ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)	東京都品川区	7,970	M C	100.0 (100.0)	・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント	東京都港区	480	映 画	100.0 (66.7)	・ 役員の兼任等 有
ソニービジネスソリューション(株)	東京都港区	100	I P & S、 コンポーネント	100.0	・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等 有
ソニービジュアルプロダクツ(株)	東京都品川区	10	H E & S	100.0	・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等 有
ソニービデオ&サウンドプロダクツ(株)	東京都品川区	10	H E & S	100.0	・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等 有
ソニーフィナンシャルホールディングス(株) *4,5	東京都千代田区	19,900	金 融	63.0	・ 役員の兼任等 有
ソニーマーケティング(株)	東京都港区	100	M C、I P & S H E & S、 コンポーネント、 その他	100.0	・ 当社製品の国内における販売会社です。 ・ 当社所有の建物の一部を事務所用として賃借しています。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等 有
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント	東京都千代田区	100	音 楽	100.0	・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等 有
(株)ソニー・ミュージックコミュニケーションズ	東京都新宿区	480	音 楽	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
(株)ソニー・ミュージックマーケティング	東京都千代田区	480	音 楽	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
(株)ソニー・ミュージックレーベルズ	東京都千代田区	480	音 楽	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)	東京都品川区	3,000	M C	100.0	・ 当社製品の国内における販売会社です。 ・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等 有
(株)フロンテッジ	東京都港区	100	その他	60.0	・ 当社製品の広告宣伝の一部を請け負っています。 ・ 役員の兼任等 有
フェリカネットワークス(株)	東京都品川区	6,285	I P & S	57.0	・ 当社の賃借建物の一部を事務所用として転借しています。 ・ 役員の兼任等 有
Altair Semiconductor Ltd.	イスラエル シャロン	米ドル 901,592	半導体	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
Beijing SE Potevio Mobile Communications Co., Ltd.	中国 北京	千元 210,016	M C	51.0 (51.0)	・ 当社製品の中国における製造会社です。 ・ 役員の兼任等 無
C3D Corp.	アメリカ デラウェア	米ドル 154	その他	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
Califon Productions, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
Columbia Pictures Industries, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 101	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
CP Distribution, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
CPE Holdings, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
CPT Holdings, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
Culver Digital Distribution Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
Gaikai Inc.	アメリカ カリフォルニア	千米ドル 106,882	G & N S	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
Jeopardy Productions, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
Lot, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
Orchard Enterprises NY, Inc.	アメリカ ニューヨーク	-	音 楽	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
Quadra Productions, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
Screen Gems, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 101	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
上海索広電子有限公司	中国 上海	千元 118,696	I P & S	70.0 (70.0)	・ 当社製品の中国における製造会社で す。 ・ 役員の兼任等 有
上海索広映像有限公司	中国 上海	千元 850,719	I P & S、H E & S	70.0 (70.0)	・ 当社製品の中国における製造会社で す。 ・ 役員の兼任等 有
Sony Americas Holding Inc. *3	アメリカ デラウェア	千米ドル 10	全社 (共通)	100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony Brasil Ltda.	ブラジル アマゾナス	千リアル 248,557	M C、I P & S H E & S	100.0	・ 当社製品のブラジルにおける製造・ 販売会社です。 ・ 役員の兼任等 有
Sony Capital Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 500	その他	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 有
索尼 (中国) 有限公司	中国 北京	千元 1,006,936	M C、I P & S H E & S、半導体、 コンポーネント	100.0 (100.0)	・ 当社製品の中国における販売会社で す。 ・ 役員の兼任等 有
Sony Corporation of America *3	アメリカ ニューヨーク	百万米ドル 11,317	その他	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 有
Sony Corporation of Hong Kong Ltd. *3	中国 香港	千米ドル 142	M C、I P & S H E & S、半導体、 コンポーネント	100.0 (100.0)	・ 当社製品の東アジア地域における販 売会社です。 ・ 役員の兼任等 有
Sony DADC Austria GmbH	オーストリア アニフ	千ユーロ 3,664	その他	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 有
Sony DADC UK Limited.	イギリス ウエストサセック ス	千ポンド 5,000	その他	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
Sony DADC US Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	その他	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等 無
Sony Device Technology (Thailand) Co., Ltd.	タイ パトゥムターニー	百万バーツ 1,062	半導体	100.0 (100.0)	・ 当社製品のタイにおける製造会社で す。 ・ 役員の兼任等 有
索尼数字产品 (無錫) 有限公司	中国 江蘇	千元 485,584	M C、I P & S	100.0 (100.0)	・ 当社製品の中国における製造会社で す。 ・ 役員の兼任等 有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール	千米ドル 118	I P & S、H E & S 半導体、 コンポーネント	100.0	・当社製品のシンガポールにおける 販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
索尼電子華南有限公司 *6	中国 広東	千米ドル 173,140	半導体	100.0 (100.0)	・当社製品の中国における製造会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 570	M C、I P & S H E & S、半導体、 コンポーネント	100.0 (100.0)	・当社製品の米国における製造・販 売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics JSC	ロシア モスクワ	千ロシア ルーブル 745	M C、I P & S H E & S、 コンポーネント	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール	千米ドル 181,974	M C、I P & S H E & S、 コンポーネント	100.0 (100.0)	・当社製品のシンガポールにおける 製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Electronics Vietnam Company Limited	ベトナム ホーチミン	百万ベトナム ドン 16,527	M C、I P & S H E & S、 コンポーネント	100.0 (100.0)	・当社製品のベトナムにおける販売 会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
索尼電子(無錫)有限公司	中国 江蘇	百萬元 2,242	コンポーネント	100.0 (100.0)	・当社製品の中国における製造会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア セランゴール	千マレーシア リンギット 35,000	H E & S	100.0 (100.0)	・当社製品のマレーシアにおける製 造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	その他	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Europe Limited *3	イギリス サリー	千ユーロ 56,596	M C、I P & S H E & S、半導体、 コンポーネント	100.0 (100.0)	・当社製品の欧州における製造・販 売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Film Holding Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Global Treasury Services Plc	イギリス サリー	千米ドル 74	全社(共通)	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Global Treasury Services (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク	千米ドル 14,592	全社(共通)	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有
SONY INDIA PRIVATE LIMITED	インド ニューデリー	千インドル ピー 554,860	M C、I P & S H E & S、 コンポーネント	100.0 (100.0)	・当社製品のインドにおける販売会 社です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Interactive Entertainment America LLC	アメリカ カリフォルニア	-	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Interactive Entertainment America Trading Latin America LLC	アメリカ カリフォルニア	-	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Interactive Entertainment America Trading LLC	アメリカ カリフォルニア	-	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Sony Interactive Entertainment Europe Ltd.	イギリス ロンドン	千ポンド 50,000	G & N S	100.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony Interactive Entertainment Hong Kong Ltd	中国 香港	千香港ドル 4,000	G & N S	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Sony Interactive Entertainment LLC	アメリカ カリフォルニア	百万米ドル 2	G & N S	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Interactive Entertainment Network Europe Limited	イギリス ロンドン	ポンド 1	G & N S	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony International (Hong Kong) Ltd.	中国 香港	千米ドル 2,000	I P & S、H E & S 半導体、 コンポーネント	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Korea Corporation	韓国 ソウル	百万韓国 ウォン 2,662	M C、I P & S H E & S、 コンポーネント	100.0 (100.0)	・ 当社製品の韓国における販売会社 です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Latin America, Inc.	アメリカ フロリダ	米ドル 1	I P & S、H E & S コンポーネント	100.0 (100.0)	・ 当社製品のラテンアメリカにおけ る販売会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony MIDDLE EAST & AFRICA FZE	アラブ首長国連邦 ドバイ	千米ドル 9,799	M C、I P & S H E & S、 コンポーネント	100.0 (100.0)	・ 当社製品の中近東地域における販 売会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Mobile Communications AB	スウェーデン ルンド	千ユーロ 100,000	M C	100.0 (100.0)	・ 当社製品のスウェーデンにおける 製造・販売会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Music Entertainment	アメリカ デラウェア	-	音 楽	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Music Entertainment B.V.	オランダ 北ホラント	千ユーロ 55	音 楽	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・無
Sony Music Holdings Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 2,500	音 楽	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・無
Sony of Canada Ltd.	カナダ オンタリオ	千カナダドル 75,668	M C、I P & S H E & S、 コンポーネント	100.0	・ 当社製品のカナダにおける販売会 社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Overseas Holding B.V.	オランダ バートホーフェド ルプ	千ユーロ 181,512	全社（共通）	100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Pictures Animation Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・無
Sony Pictures Cable Ventures I Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・無
Sony Pictures Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 110	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Pictures Home Entertainment, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・無
Sony Pictures Releasing Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・無
Sony Pictures Releasing International Corporation	アメリカ カリフォルニア	米ドル 25,000	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・無
Sony Pictures Television, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・無
Sony Pictures Worldwide Acquisitions Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・無
索尼物流貿易（中国）有限公司	中国 上海	千米ドル 7,663	全社（共通）	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Taiwan Limited	台湾 台北	千台湾ドル 9,000	M C、I P & S H E & S、半導体、 コンポーネント	100.0 (100.0)	・ 役員の兼任等・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Sony Technology (Thailand) Co., Ltd.	タイ チョンブリ	千バーツ 570,880	M C、I P & S H E & S	100.0 (100.0)	・当社製品のタイにおける製造会社 です。 ・役員の兼任等・・・・・・・・有
Sony U.S. Funding Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 107	その他	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
SPE Corporate Services Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 2	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
Tandem Licensing Corp.	アメリカ デラウェア	米ドル 1,000	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
TriStar Pictures, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
TriStar Television, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	100.0 (100.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
その他 1,189社					

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
エムスリー(株)	東京都港区	1,587	その他	34.0	・役員の兼任等・・・・・・・・有
SA Reinsurance Ltd.	英国領バミューダ	15,900	金融	50.0 (50.0)	・役員の兼任等・・・・・・・・無
その他 107社					

- (注) 1 「主な事業の内容」には、セグメントの名称を記載しています。
- 2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内書です。
- *3 特定子会社に該当します。
- *4 有価証券報告書を提出しています。
- *5 当社はソニーフィナンシャルホールディングス(株)の株式を63.0%保有しています。ソニーフィナンシャルホールディングス(株)は、ソニー銀行(株)、ソニー生命保険(株)、ソニー損害保険(株)の株式を、それぞれ100%保有しています。
- *6 2017年4月1日、当社は索尼電子華南有限公司(Sony Electronics Huanan Co., Ltd.)の持分の全てを中国深圳欧菲光科技股份有限公司に対して譲渡し、連結子会社から除外しました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2017年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
エレクトロニクス	91,100
映画	9,000
音楽	8,200
金融	10,100
その他	4,600
全社(共通)	5,400
合計	128,400

- (注) 1 MC、G&NS、IP&S、HE&S、半導体及びコンポーネント分野においては、同一の従業員が複数の事業に従事しているため、「エレクトロニクス」として記載しています。
- 2 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。
- 3 2016年度末の従業員数は、アジアの製造拠点における人員増加や株式会社東芝からの半導体事業の買収にともない、主にエレクトロニクスにおいて人員が増加した結果、前年度末に比べ約3,100名増加し、約128,400名となりました。

(2) 提出会社の状況

2017年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
6,185	43.1	18.0	9,106,527

セグメントの名称	従業員数(人)
エレクトロニクス	3,528
全社(共通)	2,657
合計	6,185

- (注) 1 2016年度末の従業員数は、主に半導体事業の分社化により、前年度末に比べ4,326名減少し、6,185名となりました。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

ソニーの労働組合員数は全従業員数の約20%であり、労使関係は良好です。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績の概要については「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

ソニーの生産・販売品目は極めて多種多様であり、エレクトロニクス機器、ゲーム機やゲームソフト、音楽・映像ソフト等は、その性質上、原則として見込生産を行っています。なお、ソニーはエレクトロニクス6分野（エレクトロニクスはMC分野、G&NS分野、IP&S分野、HE&S分野、半導体分野及びコンポーネント分野の合計）においては、市場の変化に柔軟に対応して生産活動を行っていることから、生産状況は販売状況に類似しています。このため生産及び販売の状況については「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるエレクトロニクス6分野の業績に関連付けて示しています。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

ソニーのマネジメントが認識している経営課題とそれに対処するための取り組みは以下のとおりです。文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

世界経済の回復は、全体として緩やかな回復が続いたものの世界的に保護主義・自国利益優先主義の流れがみられました。先進国では、米国経済が個人消費の好調と設備投資や輸出の持ち直しにより回復、欧州経済についても英国のEU離脱の影響はあったものの緩やかな回復基調にあります。また新興国では、国際商品市況の緩やかな回復を背景にロシア経済及びブラジル経済が景気後退を脱する一方で、中国経済は、過剰な生産設備の削減等による成長率の鈍化が続いています。さらに、地政学的紛争、政治的不和、テロなどに関連した経済以外の要因による不安が、一部の国や地域にのしかかっており、世界の経済活動に大きな影響を及ぼす可能性もあります。

ソニーをとりまく経済環境は、主にエレクトロニクス事業における、競合他社からの価格低下の圧力、一部の主要製品における市場の縮小及び商品サイクルの短期化といった要因によって不透明性が増しています。

これらの状況の下、ソニーは2015年2月18日に中期経営方針を発表し、株主資本利益率（以下「ROE」）（当社株主に帰属する当期純利益を株主資本で割って算出）を最も重視する経営指標に据え、中期経営計画の最終年度となる2017年度に、ソニーグループ連結で、ROE10%以上、営業利益5,000億円以上を達成することを目標とし、以下の基本方針のもと、高収益企業への変革を進めています。

事業運営の基本方針

- ・ 一律には規模を追わない収益性重視の経営
- ・ 各事業ユニットの自立と株主視点を重視した経営
- ・ 事業ポートフォリオの観点から各事業の位置づけを明確化

事業の特性、市場環境などを踏まえ、各事業を、事業ポートフォリオの観点から「成長牽引領域」、「安定収益領域」、「事業変動リスクコントロール領域」と位置付けた上で、ソニーグループ全体のROE目標に紐づいた、事業ごとの投下資本利益率（ROIC）の目標値を設定し、収益性を重視した事業運営を行います。

これを受けて、ソニーは2017年5月23日に2017年度経営方針説明会を開催し、2015年度～2017年度中期経営計画の進捗、及び2018年度以降のソニーの未来への布石として取り組んでいる施策について説明しました。その要旨は以下のとおりです。

1. 中期経営計画（2015年度～2017年度）の進捗

ソニーは、2012年度からの5年間、「ソニーの変革」と「利益創出と成長への投資」をテーマとする経営を行ってきました。2015年度～2017年度の中期経営計画においては、同計画の最終年度となる2017年度に、「ソニーグループ連結でROE10%以上、営業利益5,000億円以上」という数値目標を掲げ、高収益企業への転換に取り組んできました。ソニーは、現時点で、中期経営計画の最終年度となる2017年度の連結営業利益として、20年ぶりの利益水準となる5,000億円を見込んでいます。ソニーは、中期目標を着実に達成した後も持続的に高い収益を上げ、新しい価値を創出し続ける企業をめざします。

2016年度までの業績改善の主な要因の1つは、コンシューマーエレクトロニクスの再生と考えております。同領域において、当社創業以来のDNAにも通じる「規模を追わず、違いを追う」という方針の下での事業運営を徹底し、安定的な収益貢献が期待できるまでの再生を実現することができました。

2017年度の経営数値目標を達成し、さらに2018年度以降も持続的な高収益を実現するためには、コンシューマーエレクトロニクスの安定収益に加えて、G & N S分野の収益拡大、モバイル向けイメージセンサー事業の復活、音楽・金融分野の継続的な高い収益貢献及び映画分野の収益改善が鍵となると考えております。

<コンシューマーエレクトロニクスの再生>

- ・ 苦戦が続いたコンシューマーエレクトロニクスの領域においては、「規模を追わず、違いを追う」という方針での事業運営を徹底した結果、安定的な収益貢献が期待できるまでの再生を遂げることに成功しました。
- ・ 2004年度から連続して多額の営業赤字を計上していたテレビ事業においては、事業規模の拡大による損益改善をめざす方針から脱却し、2011年11月以降は事業規模が従前の目標の半分以下でも損益を均衡させることのできる体制へと事業構造を変革し、同時に商品の付加価値を向上させることによって黒字化を図る戦略に転換しました。これらの改革が奏功し、2016年度の同事業における営業利益率は約5%までに改善しました。
- ・ デジタルイメージング事業では、急速な環境変化に素早く対応することで、事業の変革に成功しました。スマートフォンの登場などによりデジタルカメラ市場が大きく変化する中、継続的な固定費の削減に努めると同時にレンズ交換式カメラを中心に商品の付加価値を向上させ、高い収益性を保持してきました。
- ・ 一方、スマートフォン事業においては、徹底した構造改革と商品・販売地域の絞り込みにより、2016年度の黒字化を達成したものの、同事業の収益性には依然課題も残っています。スマートフォンは、お客様との接点が多岐にわたる「ラストワンインチ」の商品であり、カメラ技術を中心にソニーの最新技術の粋を詰め込むことによって「違い」を実現できる事業である一方で、変化と競争が特に激しい領域でもあります。2017年度は、IoT (Internet of Things、モノのインターネット) などモバイルコミュニケーション分野での新規領域の開拓と併せて、急速な環境の変化にも迅速に対応できるよう、慎重な事業運営を行ってまいります。

<ゲーム&ネットワークサービス分野の収益拡大>

- ・ 「プレイステーション」及び「プレイステーションネットワーク」のビジネスは引き続き好調に推移しており、2016年度は「プレイステーション 4」（以下、「PS4®」）のハイエンドモデルである「プレイステーション 4 Pro」（以下、「PS4®Pro」）及びPlayStation®VR（プレイステーション ヴィーアール、以下、「PS VR」）の導入にも成功しました。
- ・ 2017年度のPS4®の販売台数は1,800万台を予定し、2017年度末には累計販売台数が7,800万台に到達する見通しです。プラットフォームが収穫期を迎える中、PS4®Pro、PS VRといったPS4®の世界をさらに楽しくする商品群に加え、数多くの魅力的なソフトウェアタイトルラインナップや多彩なネットワークサービスを投入してまいります。
- ・ ネットワークビジネスは、お客様と「プレイステーションネットワーク」のつながりをさらに強めることと、ロイヤルカスタマーの拡大を通じ、PS4®のエコシステムをより一層拡充することで、収益貢献を図ります。
- ・ PS VRの高品質で全く新しいVR体験は、2016年10月の発売以降、世界中のお客様から高く評価いただいています。PS VR対応のゲームについては既に100を超えるタイトルが発売されていますが、ゲームコンテンツにとどまらず、ゲーム以外のVRコンテンツの開発も積極的に推進してまいります。

<モバイル向けイメージセンサー事業の復活>

- ・ デバイス領域においては、環境変化への対応スピードと強みのある事業へのフォーカスが必要であるとの認識のもと、大きな損失を生じていたカメラモジュールの事業については、熊本テックで行っていた外販向け高機能カメラモジュール事業の開発・製造の中止と、中国・広州の生産工場の売却を実施しました。
- ・ モバイル向けイメージセンサー事業においては、2015年度前半に外部顧客の需要に対する十分な供給ができず、逆に2015年度後半からはハイエンドモデルを中心としたスマートフォン市場の成長鈍化の影響から販売が低迷し、業績が急速に悪化しました。この状況を受けて開始した中国系スマートフォンメーカーを中心とした積極的な拡販活動は、2016年度後半からの業績の改善にも寄与しています。
- ・ 直近のモバイル向けイメージセンサー市場においては複眼化の加速、フロントカメラの高画質化、動画性能の重視、といったトレンドがありますが、これらは、ソニーが得意とする製品領域が拡大していることを示しており、2017年度は大幅な収益改善及び収益貢献を見込んでいます。
- ・ ソニーのイメージセンサーは、性能、歩留まり、品質においては高い評価を得ていますが、生産リードタイムや製造コストの面においては改善の余地があると認識しています。車載向けの領域を含めて、将来の成長に必要な投資は行っていく方針ですが、大規模な投資に見合ったリターンを創出すべく、さらなる高収益事業への変革をめざしてまいります。

<音楽・金融分野の継続的な収益貢献>

- ・ 音楽分野は、アデルやビヨンセなどのアーティストの楽曲が大ヒットし、大きな利益貢献をもたらしています。アーティストの発掘・育成・プロモーションなどの音楽分野の根幹となる事業の実績に加えて、音楽出版事業を営むSony/ATV Music Publishing LLC及びインディーズのデジタル配信を営むOrchard Media, Inc.の

完全子会社化を行うなど、有料ストリーミング市場の拡大を見据え、リカーリング型ビジネスの強化に向けた戦略投資も実施しました。事業環境が大きく変化する音楽業界の中で、安定的な収益基盤を確立すると同時に、(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントが取り組んでいるアニメやライブビジネスなど、新たな収益源となる事業の創出でも成果をあげている点がこの分野の強みです。

- ・ 金融分野は、お客様との「ラストワンインチ」の接点を有するソニーブランドを活かしたリカーリング型のサービス事業として安定した高い収益性を堅持すると同時に、既存の業界にソニーが参入することによって変革をもたらす、という事業モデルのイノベーションのDNAも有しています。ソニーが中長期戦略で重視しているポイントを複数備えた、大変重要な事業と捉えています。

<映画分野での取り組み>

- ・ 映画分野は、2016年度、映画製作事業における将来の収益計画を見直した結果、1,121億円の営業権の減損を計上し、2017年度の利益見通しも、中期経営計画の立案当初の水準から大きく下回る見通しです。
- ・ しかし、同分野はソニーにとって引き続き重要な事業と位置付けており、現在は映画製作事業の収益改善に向けた施策の遂行に優先度を上げて取り組んでいます。
- ・ ネットワーク化が進行し、映像コンテンツの楽しみ方が多様化することにより、魅力的なコンテンツの需要がますます高まっている環境の下、ソニーはコンテンツクリエイターとこれまで以上に強固な関係を構築し、質の高いコンテンツの創出に取り組んでまいります。
- ・ 映画製作事業は事業モデルの性質から結果が出るまでには一定の時間を要しますが、変革に取り組み、高い収益を創出する事業へ転換させていきます。

2. 2018年度以降に向けて

ソニーは、「ユーザーの皆様感動をもたらす、人々の好奇心を刺激する会社であり続ける」というミッション、「テクノロジー・コンテンツ・サービスへの飽くなき挑戦で、ソニーだからできる、新たな『感動』の開拓者となる」というビジョンの下、エレクトロニクス、エンタテインメント及び金融の領域で多様な事業を展開しています。そして、これらの多様な事業ドメインを、「SONY」というブランドの下で共通の価値観を持って運営していけることが、ソニーの強みです。

中長期の持続的成長に向けては、消費者に向き合い、お客様に感動をもたらす「ラストワンインチ」の存在であり続けること、一人一人のお客様との継続したお付き合いを通して安定的に収益を拡大していくリカーリング型ビジネスモデルの強化、そして、ソニーが持つ多様性と新しい事業への挑戦、の3点が特に重要となると考えております。

消費者（KANDO@ラストワンインチ）

- ・ ソニーは、お客様に最も近い場所（＝「ラストワンインチ」）で、映像や音楽など様々な体験のインターフェースになる商品を開発し、世界中のお客様にお届けすることのできるブランドです。2017年春に発表した4K有機ELテレビ「ブラビア」や、世界初のスーパースローモーション機能と4K HDRディスプレイ搭載のスマートフォン「Xperia XZ Premium」、フルサイズミラーレス一眼カメラ「9」などに代表される、五感を刺激することでお客様の感性に訴え、感動をもたらす「KANDO@ラストワンインチ」を体現する商品を今後もつくり続けていきます。加えて、ソニーが新たな市場を創造すべくグループ丸となって取り組んでいる領域の一つがVRです。VRはソニーグループが有するカメラや撮影技術、コンテンツ制作力、豊富なエンタテインメント資産などをフルに活用できる領域ととらえており、新たな事業ドメインとして育成する取り組みを行っています。

リカーリング型ビジネスモデルの強化

- ・ 現行の中期経営計画の一環として、安定した高収益創出のために、お客様との継続したお付き合いを前提としたリカーリング型事業の強化を実行しています。
- ・ ソニーにおけるリカーリング型事業は、金融、ネットワークサービス、テレビチャンネル運営事業などのサブスクリプションモデル、デジタル一眼カメラのレンズやゲームソフトなどの追加購入モデル、音楽制作、テレビ番組制作などのコンテンツ事業に代表されます。今後は、サブスクリプションモデルをはじめとする、お客様と直接つながるサービス領域の将来性が特に高いと考えています。
- ・ リカーリング型事業の強化により、各事業の収益モデルを安定化させ、持続的に高収益を生み出すことで、新しい価値を創出し、将来へとつないでいくことができると考えております。

ソニーが持つ多様性と新しい事業への挑戦

- ・ ソニーは創業以来、自らの強みと他社の強みを結び付けることで新たな事業に参入し、既存の業界に新たな価値を提供して成長を続けてきました。他社との合併で事業を開始した音楽事業及び金融事業や、グループ内に抱える多様な事業の知見を持ち寄り新たな事業を創出したゲーム事業などが、その代表例です。また、最近では、オリンパス株式会社との合併で事業を開始したメディカル事業、LifeSpace UXや新規事業創出プ

ロプログラム（SAP）などの取り組みを通じて一定の成果が出始めており、今後も多様な事業領域を有する強みを生かし、有望な新規事業の創出を積極的に行っていきます。

- ・ 優れた外部の研究者やベンチャー企業などとの協業を推進すべく創設したコーポレートベンチャーキャピタル「ソニーイノベーションファンド」は、既に多数の投資実績を生み、将来に向けた布石を打っています。
- ・ 人工知能（AI）やロボティクスを活用した新たな事業創出の取り組みに関しては、AIにロボティクスという動くもの、そしてセンシングの技術を組み合わせることによって、ソニーの強みを発揮することが可能であると考え、複数のプロジェクトを進めています。

2017年度の数値目標を達成した後も、中長期的に高収益を継続していくためには、ソニーグループとしても、また各事業それぞれにおいても、現状維持ではなく、新しいことへの取り組みを強化していくことが不可欠となります。持続的に利益を創出し、社会に新たな価値を提供し続けるソニーであり続けるべく、「One Sony」で取り組んでまいります。

環境中期目標 「Green Management（グリーンマネジメント）2020」

2015年6月にソニーは、2016年度～2020年度のグループ環境中期目標「Green Management（グリーンマネジメント）2020」を策定しました。この中期目標では、以下の3点を注力すべき重点項目とし、環境負荷を低減するための様々な施策を推進しています。

- ・ エレクトロニクス事業においては、2020年度までに製品の年間消費電力量の平均30%削減（2013年度比）、エンタテインメント事業では、コンテンツの活用を通じて全世界で数億人以上に持続可能性の課題を伝えることをめざすなど、各事業領域で特色を活かした目標を策定し、施策を推進
- ・ 製造委託先や部品調達先に温室効果ガス排出量や水使用量などの削減を求めるなど、バリューチェーン全体における環境負荷低減の働きかけを強化
- ・ 再生可能エネルギーの導入を加速

ソニーグループは、2050年までに自社の事業活動及び製品のライフサイクルを通して「環境負荷ゼロ」を達成することを長期的ビジョンとして掲げています。「Green Management 2020」は、「環境負荷ゼロ」達成のために、2020年度までに成し遂げなければならないことを2050年から逆算して定めています。「Green Management 2020」の実行により、「環境負荷ゼロ」達成に向けて環境負荷低減活動をさらに加速していきます。

また、ソニーはWWF（世界自然保護基金）が実施する温室効果ガス排出削減プログラムであるクライメート・セイバーズ・プログラムに2016年度以降も引き続き参加します。気候変動にかかる目標については、その難易度及び進捗状況について、WWF及び第三者認証機関による検証を受けています。

グループ環境中期目標「Green Management（グリーンマネジメント）2020」及び環境への取り組みの詳細は、ソニーのCSRレポート（http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあると考えております。なお、当該事項は、本書提出日現在において入手し得る情報にもとづいて判断したものです。

- (1) ソニーはエレクトロニクス事業を中心に一層激化する競争を克服しなければなりません。

ソニーのエレクトロニクス事業は、新規参入を含む競合他社と、価格や機能を含む様々な要素で競い合っています。イメージセンサーのように、現在ソニーが強い競争力を持つと考える製品においても競合他社がソニーの技術力に追い付き、その優位性を保てなくなる可能性もあります。また、コンシューマーエレクトロニクス事業においては、変化し一層多様化する消費者の嗜好に訴求する製品を作るため、あるいは、消費者の多くがソニーと同種の製品をすでに所有しているという状況に対処するために、ソニーはより優れた技術を開発し、消費者の嗜好を予測し競争力ある価格と特長を持った、魅力的で差異化された製品を迅速に開発する必要があります。ソニーは、様々なコンシューマー製品において、一層激化する競合企業との価格競争、小売業者の集約化及び製品サイクルの短期化による価格低下圧力の高まりに直面しています。ソニーの業績は、変化し一層多様化する消費者の嗜好に合った製品を、効率的に開発し、様々な販売チャネルを通じて、競争力のある価格で提供し続けるソニーの能力に依存しています。もし、ソニーが技術的、あるいはその他の競争力を持つ分野においてその優位性を保てなくなる場合、ソニーのコンシューマー製品に対して頻繁に影響を及ぼす価格下落について効果的に予測し対応できない場合、既存の事業モデルあるいは消費者の嗜好が変化した場合、又はコンシューマー製品の平均販売単価の下落スピードが製造原価削減のスピードを上回った場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (2) ソニーは、競争力を維持し消費者の需要を喚起するため、既存の製品、半導体、コンポーネント、及びサービスへの影響を管理しながら、新しい製品、半導体、コンポーネント、及びサービスの頻繁な導入及び切り替えを適切に管理しなければなりません。

ソニーは、非常に変化が激しく厳しい競争環境におかれているコンシューマーエレクトロニクス製品やネットワークサービス、ならびに携帯電話業界において、成熟市場及び成長市場の両方で、製品、イメージセンサーなどの半導体やコンポーネント、サービス、及び技術を導入し、これらを拡充することにより、消費者の需要を喚起し続けていく必要があります。新製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの導入及び切り替えの成功は、開発をタイムリーにかつ成功裡に完了させること、市場における認知度、ソニーが効果的なマーケティング戦略を企画・実行する能力、ソニーが新製品や生産立ち上げにともなうリスクを管理できる能力、新製品のためのアプリケーションソフトウェアが入手できること、予測される製品需要に沿って購入契約や在庫水準を効果的に管理できること、予測される需要を満たす適正な数量の製品を確保できること、導入初期における新製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの品質その他の問題に関するリスクなど、数多くの要素に依拠しています。加えて、スマートフォンやその中のイメージセンサー、ゲーム機器のような既存の製品やサービスの市場は、顧客の嗜好の変化や、新しい、あるいは競合する技術の導入などにより縮小する可能性があります。このような状況において、ソニーは、魅力的な新しい製品やサービスを提供するとともに、既存の製品やサービスの付加価値向上を継続して図ることで消費者の需要の変化に対応する必要があります。したがって、新たな製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの頻繁な導入及び切り替えを適切に管理できない場合、ソニーの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (3) ソニーは、より高度に専門化した企業や経営資源において優位性を有する企業との競争にさらされています。

ソニーは、業種の異なる複数のビジネス分野に従事しており、さらにそれぞれの分野において数多くの製品・サービス部門を有するため、大規模な多国籍企業から、数少ないビジネス領域に特化し高度に専門化した企業にいたるまで、業界の既存企業や新規参入企業などの多くの企業と競争しています。加えて、ソニーの外部委託生産パートナーが、現在ソニーの供給業者として生産している製品の市場に自社ブランドで参入し、当該市場で競合相手となる可能性もあります。また、既存の及び潜在的な競合他社がソニーより高度な財務・技術・労働・マーケティング資源を有する可能性があり、いくつかの事業領域で競合他社と同程度の資金投入や投資もしくは製品の値下げを行うことができない可能性もあります。このように、既存及び新規参入の競合他社に対して効果的に対応できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (4) ソニーの研究開発投資が想定した成果をもたらさない可能性があります。

ソニーは、消費者の嗜好の変化や急速な技術革新という特徴をもつ厳しい市場で競争しています。技術革新が進み、技術的な模倣が比較的容易になったことにより、新しい製品やサービスが陳腐化するスピードが早まり、熾烈な競争と継続的な価格下落につながる傾向が強まっています。このような環境の下、ソニーは、製品の競争力を強化するため、特にイメージセンサー及びゲーム&ネットワークサービス(以下「G&NS」)分野といった成長分野において、高水準の研究開発投資を継続的に行っている一方で、成熟していると考えられる、あるいは成長余地が限られている市場における費用を抑制する予定です。しかしながら、ソニーが成長市場を特定し、その市場の主たる傾向を成功裡に評価できる保証はなく、このような研究開発投資が革新的な技術を生み出

さなかつたり、想定した成果を十分迅速にもたらさなかつたり、又は競合企業が技術開発に先行する可能性があります。その結果、市場のニーズに合った競争力のある新製品やサービスをタイムリーに商品化できない場合、ソニーの業績及び評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (5) ソニーの事業構造の変革は多額の費用を必要としますが、その目的が達成できない可能性があります。

ソニーは、収益性、事業の自立性、株主価値、事業ポートフォリオ全体の中で明確に定義された各事業の位置づけに焦点を当てた経営体質強化施策を継続して実施しています。ソニーは2014年度、2015年度及び2016年度にそれぞれ980億円、383億円及び602億円の構造改革費用を計上しました。2016年度には、電池事業の譲渡にともなう減損423億円が含まれています。2017年度には、約150億円の構造改革費用を計上する見込みですが、景気後退の影響や、事業売却を含む不採算事業からの撤退などにより、追加的にもしくは将来において多額の構造改革費用を計上する可能性があります。例えば、2016年度においては、当初約120億円にとどまると見込まれていた構造改革費用が、最終的に602億円となりました。これは、電池事業の譲渡の決定にともない追加の構造改革費用を計上したことによるものです。これらの構造改革費用は、主として、売上原価、販売費及び一般管理費、又はその他の営業損益（純額）に計上され、ソニーの営業損益及び当社株主に帰属する当期純損益に悪影響を及ぼします（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『20 構造改革にかかる費用』参照）。ソニーは、製造オペレーションの最適化、外部委託生産の活用、グループ全体の販売費及び一般管理費の削減、間接部門及び情報処理業務の外部委託化、セールス&マーケティング、生産、物流、調達、品質、研究開発などの機能にわたるビジネスプロセスの最適化に向けた取り組みを継続的に行っています。

内的又は外的な要因により、前述の構造改革施策による効率性の向上及びコスト削減が予定どおり実現しない可能性があり、また構造改革による効果が現れたとしても市場環境の予想以上の悪化により、収益性の改善が予定している水準に達しない可能性もあります。構造改革の目的達成を妨げ得る内的な要因には、構造改革計画の変更、利用可能な経営資源を効果的に用いて構造改革を実行できないこと、事業部門間の連携ができないこと、新しい業務プロセスや戦略の実行の遅れ、構造改革実施後のビジネスオペレーションを効果的に管理及び監視できないこと、などがあります。一方、外的な要因には、例えば、許認可等を予定どおりに取得できないことや、労働規制、労働組合との間の協約、及び日本における労働慣行を含む地域ごとの法律や規制上の制約による、追加的又は予期せぬ負担などがあり、これらの影響により、ソニーが構造改革を計画どおりに実行できない可能性があります。構造改革プログラムを完全に成功裡に実行できない場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。加えて、構造改革費用の支出により、営業キャッシュ・フローが減少する可能性があります。例えば、電池事業の株式会社村田製作所（以下「村田製作所」）への譲渡について、当初は2016年度中の取引完了を見込んでいたため、2017年度における電池事業における営業損失及び譲渡にかかる費用の計上を見込んでいませんでしたが、関係当局の審査の進捗状況を踏まえて譲渡に関する日程を変更したため、2017年度においても損失及び費用を計上する見込みです。

- (6) ソニーによる買収、第三者との合併ならびに出資は成功しない可能性があります。

ソニーは、技術獲得や効率的な新規事業開発のため、又は事業の競争力強化のため、買収、第三者との合併及びその他の戦略的出資を積極的に実施しています。例えば、ソニーは2016年2月に、LTE（Long Term Evolution）技術に特化した製品の開発と販売を行うAltair Semiconductor社を買収しました。また、ソニーは2017年2月に、インド国内外に有力なスポーツネットワークを有するTEN Sports Networkの二段階買収における第一段階の譲渡を完了しました。ソニーは、投下資本の軽減、営業費用の削減、ならびにリスクの第三者との共有による軽減を目的として、これまでに第三者との合併を実施してきましたが、今後もその可能性があります。さらに、ソニーは、当初の目的を既に達成したなどの理由により、合併事業の持分を売却したり、合併パートナーの持分を買収したりすることがあります。例えば、ソニーは、2016年9月に、マイケル・ジャクソン遺産管理財団であるEstate of Michael Jackson（以下「MJ財団」）との音楽出版に関する合併会社であるSony/ATV Music Publishing LLCにおいてMJ財団が保有する50%の持分を取得し、同社をソニーの完全子会社としました。

ソニーが事業買収を実施し、それを統合するにあたり、多額の費用が生じる可能性があります。加えて、ソニーは、戦略上の目的や予定していた売上増加及び費用削減を実現できない可能性や、買収先事業において核となる人材を確保できない可能性もあります。また、買収した事業に関連する債務を承継することにより、ソニーの業績は悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、現在、いくつかの合併会社や戦略的パートナーシップに出資を行っており、また、将来新たな出資を行う可能性があります。ソニーと相手企業が競争状況の変化や、戦略や文化の違い、シナジー実現の失敗その他の理由により共通の財務目的を達成できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、ソニーと相手企業が共通の財務目的を達成する過程にあったとしても、パートナーシップの期間中、ソニーの業績に短期的又は中期的な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの合併や戦略的出資企業について、ソニーが利害の対立に直面するリスクやキャッシュ・フローへの支配権を含む合併及びその他の戦略的出資に対する支配権を十分に確保できないリスクがあり、またソニー固有の技術やノウハウが漏洩するリスクも増加します。また、ソニーブランドを使用する合併会社の行為もしくは事業活動により、ソニーの評判が傷つけられる可

能性があります。さらに、合併事業の業績などの結果によっては、ソニーは追加的な出資や債務保証を求められる可能性や、合併事業の相手企業の買収、売却あるいは、合併解消に至る可能性もあります。加えて、持分法適用関連会社への投資価値が投資簿価を下回り、それが一時的でないとは判断される場合には、ソニーは減損を計上することになり、契約その他の理由によりそれらの会社の株式等を処分できない場合には、損失が膨らむ可能性があります。

(7) ソニーには、生産能力増強のための設備投資もしくは出資を回収できないリスクがあります。

ソニーは、エレクトロニクス事業において、製造設備に対する投資を継続的に行っています。こうした例として、特にスマートフォンに使用するイメージセンサーの需要に対応する目的で行うイメージセンサー製造設備に対する追加投資があげられます。ソニーは、2015年度に株式会社東芝から半導体関連施設、設備及びその他関連資産を190億円で取得する契約を締結し、2017年3月までにほぼ全ての資産を取得しました。ソニーは、イメージセンサーの生産能力増強のために2016年度に約450億円を投資し、2017年度にも約1,100億円を投資する見込みです。しかしながら、市場環境の変化にともない需要が減少し、想定した販売規模を達成できない場合、あるいは供給過剰により製品の単価が下落した場合、ソニーがこうした設備投資もしくは出資の一部又は全部について、回収することができない、あるいは回収できるとしても想定より長い期間を要する可能性があります。特に、イメージセンサーについては、売上の多くをスマートフォンに依存しており、スマートフォン市場における消費者の需要及び競争環境、あるいは主要顧客の営業方針、業績及び財政状態によっては、想定した販売規模が達成できない可能性があります。これらの場合、当該設備投資もしくは出資を行った資産が減損の対象になり、ソニーの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) ソニーの売上や収益性は卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者の業績に影響を受ける可能性があります。

ソニーは、卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者に依存しており、その多くが競合他社の製品を同時に取り扱っています。例えば、ソニーモバイルコミュニケーションズ^(株)は多くの国でスマートフォンの販売について携帯電話キャリアを通じた販売に依存しています。多くの卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者の業績及び財政状態は、オンライン小売業者との競争や低迷する経済環境に悪影響を受けてきました。

ソニーは、卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者に対して、これらの業者がソニーの製品を市場に導入し、販売を促進するインセンティブを与えるプログラムに資金を投入しています。しかしながら、これらのプログラムによって消費者が競合他社の製品の代わりにソニー製品を買うように促されることで、大きな利益や追加収入を生むことを保証するものではありません。また、携帯電話キャリアを通じて販売されるソニーのスマートフォンは、キャリアからの補助金を受ける場合がありますが、今後もそのような補助金が継続する保証はなく、また、これらのキャリアとの契約更新、あるいは別のキャリアとの契約を締結するにあたって、従来と同額の補助金で合意できる保証はありません。

ソニーは多くの製品を自社のオンラインストアや直営店を通じて消費者に直接販売しています。一部の卸売事業者や小売事業者はソニーの直接販売が、彼らのソニー製品の販売代理店や再販売事業者としての営業上の利害と対立すると受け取る可能性があります。そのような場合には、再販売事業者がソニー製品を取り扱ったり、販売するためにリソースを投入する意欲を阻害したり、ソニー製品の取り扱いを限定的なものにとどめたり、中止したりする可能性があります。

これらの卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者の財政状態が悪化したり、これらの事業者がソニー製品を取り扱うことを中止したり、ソニー製品に対する需要が不透明になるなどの要因により、これらの事業者がソニー製品の発注やマーケティング、販売奨励金、販売を減少させるような場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(9) ソニーはグローバルに事業を展開しているため、事業を行っている国において広範な法規制の適用を受けるとともに、企業の社会的責任や調達活動に関する消費者の関心の高まりに直面しています。これらの法規制や消費者の関心は大きく変わる可能性があり、かつ、ソニーの費用の増加、事業活動の制約、評判への悪影響につながる可能性があります。

ソニーは、広告、データ保護、消費者保護、輸出入、腐敗防止、反競争的行為、環境保護、労働安全衛生、労働慣行、人権尊重といった様々な観点から、事業に影響を与える広範囲な法規制の適用を受けます。これらの中には、製造事業所・非製造事業所における温室効果ガス排出削減、大気汚染、水質汚染、及び有害物質の使用に関する法規制、一部製品の省エネ、製品や電池・包装材料のリサイクルに関する法規制、原材料調達に関する法規制、いわゆる現代奴隷に関する法規制、個人を識別できる情報（以下「個人情報」）の収集、使用、保有、保全及び移転に関する法規制などが含まれています。例えば、2018年5月に施行予定の欧州連合一般データ保護規則では、欧州域内の居住者の個人情報の取扱いについて、新たに世界規模での広範な規制を課されることが予定

されております。なお、多くのケースにおいて、これらの法規制により、顧客の個人情報だけでなく、ソニーの子会社間での従業員の個人情報の移転も制約を受ける可能性があります。

これらの法規制を遵守することは事業活動における負担をとともなうもので、費用が発生する可能性があります。これらの法規制は継続的に制定され、その結果、管轄毎に異なるものとなる可能性があり、その遵守や事業遂行にかかる費用が増加する可能性があります。法規制やその解釈の変更によりこれらの費用が将来増加する可能性があり、その結果として、消費者にとってのソニー製品の魅力の低下、新製品の導入の遅延、あるいはソニーの事業慣行の変更や制約に結びつく可能性があります。ソニーは適用を受ける法規制を遵守するための内規や手続を整備していますが、ソニーの従業員、請負業者、及び代理人がそれらの法規制やソニーの内規や手続に違反しないという保証はなく、ソニーが罰金、刑罰、法的制裁の対象になったり、ソニーの事業遂行への制約や評判への悪影響につながる可能性があります。

加えて、企業の社会的責任や調達活動に対し、全世界的に規制当局や消費者の注目が高まり、また、これらの事項に関する情報開示の法的規制が強化されています。特に、アジア地域で操業する電子部品の製造事業者や製造/設計委託事業者における労働環境を含む労働慣行に対する関心が持たれています。ソニーは製品の製造に多くの部品や材料を使用しており、それらの部品や材料の供給をサプライヤーに依存しているものの、サプライヤーの調達活動や雇用慣行を直接的に管理していないため、これらの領域における規制の強化や消費者の関心の高まりによって、ソニーの法規制の遵守にかかる費用が増加する可能性があります。こうした消費者の関心の高まりに対してソニーが適切に対処していないとみなされた場合には、それが法的に求められているかどうかに関わらず、消費者が他社の製品を選択することにつながり、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (10) 外部のビジネスパートナーへの依存度が高まることにより、ソニーの、財務上のリスク、ブランドイメージや評判を傷つけるリスク、及びその他のリスクが高まる可能性があります。

限られた経営資源の中で迅速な事業展開や業務効率化を図る必要性が高まっていることから、ソニーは部品及びコンポーネント、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスに関して、外部の供給業者及びビジネスパートナーへの依存度が高まっています。また、モバイル製品及びテレビ向けのアンドロイドOSなどのソフトウェア技術や、サービスを提供する外部のビジネスパートナーにも依存しています。その結果、ソニーの製品やサービスが、部品及びコンポーネント、ソフトウェア、又はネットワークサービスに関する品質問題の影響を受ける可能性があります。加えて、外部のソフトウェア技術への依存は、ソニーが製品を競合の製品と差異化することをより困難にする可能性があります。また、ソニーの製品及びサービスに使用される外部の部品及びコンポーネント、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスが、著作権又は特許侵害で訴訟を受ける可能性があります。さらに、ソニーをとりまく経済環境は、特にエレクトロニクス事業における、競合他社からの価格低下の圧力、一部の主要製品における市場の縮小及び商品サイクルの短期化といった要因によって不透明性が増しています。このような環境において、外部のビジネスパートナーが、ソニー製品やサービスに対するサポートを打ち切ったり、契約条件を変更したり、ソニーの製品やサービスではなく、ソニー以外の競合他社及びエレクトロニクス分野以外の顧客への製品やサービスを優先したりする可能性があります。部品及びコンポーネント、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスに関する外部の供給業者及びビジネスパートナーへの依存に起因する問題は、ソニーの業績や、ブランドイメージ又は評判に悪影響を及ぼすことがあります。また、ソニーではコンシューマーエレクトロニクス事業において、製品や部品の供給に関し外部委託生産を活用しています。ソニーがこのような外部委託関係を円滑に運営できない場合、又は自然災害、サイバー攻撃、あるいはその他の事象がソニーのビジネスパートナーに影響を及ぼす場合、ソニーの生産活動に支障を与える可能性があります。また、ソニーは目標生産量や品質水準に到達できない、又はソニー固有の技術やノウハウが漏洩するリスクが生じる可能性があります。加えて、ソニーは、資材調達・物流・販売・データ処理・人事・経理その他のサービスなど広範囲な業務を外部のビジネスパートナーに委託しています。外部のビジネスパートナーが法規制を十分に遵守しなかった場合や、第三者の知的所有権を侵害した場合、もしくは事故、自然災害、サイバー攻撃、あるいは経営破綻によりその事業やサービスが停止した場合には、ソニーの事業に影響を及ぼす可能性もあります。さらに、ビジネスパートナーの情報セキュリティへの侵害があった場合、ソニーの専有情報、知的財産ならびに従業員の情報、及びソニーの顧客、供給業者ならびにその他のビジネスパートナーに関連するデータを含むソニーのビジネス情報への不正なアクセスが行われる可能性があります。

(11) ソニーは市況変動の大きい環境のなか、部品やコンポーネントの調達及び、製品、部品やコンポーネントの在庫管理を効率的に行う必要があります。

エレクトロニクス事業において、ソニーはモバイル製品向けチップセットなどの半導体や液晶パネルなど、大量の部品やコンポーネントを自社製品に使用しています。これら部品やコンポーネントの供給量や価格の変動は、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。例えば、部品やコンポーネントの供給不足や、原材料の価格変動が生じた場合、これらの価格が高騰しソニーの製品原価が上昇する可能性があります。また、ソニーが一社に調達を依存している部品やコンポーネントが供給不足になったり、その出荷が遅延した場合や、カスタムコンポーネントの生産能力に限界があったり、新しい技術を使用する製品やコンポーネントの初期生産能力に制約がある場合には、ソニー又はビジネスパートナーの生産事業所での稼働調整又は稼働停止の可能性があります。

ソニーは消費者需要の予測にもとづいて事前に決定した生産量及び在庫計画に沿って部品やコンポーネントを発注していますが、そうした消費者需要の変動は大きく、また予測が難しいものです。不正確な消費者需要予測や不十分な経営管理により在庫不足もしくは過剰在庫が発生し、その結果生産計画に混乱が生じて売上の機会損失や在庫調整につながる可能性もあります。ソニーでは、部品、コンポーネントや製品が陳腐化したり、在庫が使用見込みを上回ったり、もしくは在庫の帳簿金額が正味実現可能価額を上回る場合、在庫の評価減を行います。例えば、2014年度においては、PlayStation®TV（以下「PS TV」）の販売台数が当初の想定に達しなかったため、PlayStation®Vita（以下「PS Vita」）及びPS TV用の部品に対する評価減112億円を計上しました。さらに、2016年度においては、半導体分野においてモバイル機器向けの一部のイメージセンサーの製品に関する評価減65億円を計上しました。過去においては自然災害により供給業者が影響を受け、その結果、部品及びコンポーネントの供給不足が発生したことがあり、将来も同様の状況に起因する供給不足が発生する可能性があります。過去にこのような売上機会の損失及び在庫調整、ならびに部品及びコンポーネントの供給不足がソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼしたことがあり、今後も及ぼす可能性があります。

(12) ソニーの売上及び収益性は、ソニーの主要市場の経済動向に敏感です。

ソニーの売上及び収益性は、ソニーが事業を営む主要市場の経済、雇用、その他の動向に敏感です。これらの市場が深刻な景気後退に陥り、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。2016年度のソニーの売上高及び営業収入（以下「売上高」）において、日本、米国、欧州における構成比はそれぞれ31.5%、22.0%、21.5%でした。

ソニーの業績は、消費者及び法人顧客の需要や、小売事業者・卸売業者及び再販事業者の業績に依存しています。ソニーの主要市場における経済状況の悪化や今後悪化するという見通しにより、最終消費者の購買、消費意欲が低下した結果、消費が低迷する可能性があります。また、キャッシュ・フローの不足、資金調達の困難、消費者の需要減などから経営が悪化した法人顧客やそのほかのビジネスパートナーからのソニーの製品やサービスに対する需要が減少する可能性があります。経営が悪化した法人顧客によるソニーに対する義務の不履行も、ソニーの業績やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性もあります。ソニーの外部供給業者も同様の困難を被り、ソニーに対する契約義務の履行能力に影響を受ける可能性があります。その結果、ソニーが競争的な価格で製品やサービスを調達できなくなる場合には、ソニーの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、世界的な景気動向は、その他の様々な影響を与える可能性があります。例えば、構造改革費用の積み増し、年金及びその他の退職給付債務にかかる費用の増加及び追加的な資金拠出、資産の減損の追加的な計上などを通じて、ソニーの業績、財政状態及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼしたことがあり、今後も及ぼす可能性があります。

(13) ソニーの業績及び財政状態は外国為替変動の影響を受ける可能性があります。

ソニーの製品の多くは開発、製造された国・地域と異なる国・地域で販売されるため、ソニーの業績と財政状態は外国為替相場の変動に影響を受けます。例えば、エレクトロニクス事業においては、研究開発費や本社間接費は主に円で、原材料、部品及びコンポーネントの調達や外部委託生産を含む製造費用は主に米ドル及び円で発生しています。売上は日本・米国・欧州・中国・新興国市場を含むその他地域に分散して発生し、それぞれの地域の通貨で計上されています。結果として、特に米ドルに対する大幅な円安及びユーロ安や、ユーロに対する大幅な円高、及び新興国通貨に対する米ドル高はソニーの業績に悪影響をこれまでも及ぼしており、今後も及ぼす可能性があります。また、ソニーの連結損益計算書は世界中の各子会社の現地通貨ベースの業績を円換算して作成されていることから、外国為替相場の変動が、かかる換算にともないソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。さらに、近年では中国や新興国市場を含むその他地域におけるビジネス拡大とともに、これら地域の通貨の米ドル及び円に対する為替レートの変動の影響も大きくなっています。中長期的な為替レート水準の変化は、ソニーの経営資源のグローバルな配分を妨げたり、研究開発、資材調達、生産、物流、販売活動を、為替レート変化の影響後でも収益をあげられるように遂行する能力を低下させる可能性があります。

また、ソニーは、輸出入取引により生じる短期の外貨建債権債務（純額）の大部分を取引予定の事前にヘッジしていますが、かかるヘッジ活動によっても、為替レートの変動リスクを完全に取り除くことはできません。

さらに、ソニーの連結貸借対照表は世界中の各子会社の現地通貨ベースの資産及び負債を円換算して作成されるため、米ドルやユーロならびにその他の外国通貨に対して円高が進行すると、ソニーの自己資本に悪影響を与える可能性があります。

- (14) 格付けの低下や国際金融市場における深刻かつ不安定な混乱状況は、ソニーの資金調達や資金調達コストに悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの業績及び財政状態の悪化は、ソニーの信用格付け評価にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。格付けの低下は、資金調達コストの上昇を招き、ソニーのコマーシャルペーパー（以下「CP」）及び中長期債市場からの受諾可能な条件での調達に悪影響を与える可能性があります。

また、国際金融市場が深刻かつ不安定な混乱状況に陥った場合、金融その他の資産価格全般に下落圧力が生じたり、資金調達に影響が生じる可能性があります。従来、ソニーは、営業キャッシュ・フロー、CP及び中長期債などのその他の債券の発行、銀行やその他の融資機関からの借入金などにより資金を調達してきました。しかしながら、将来にわたってこのような資金源から受諾可能な条件でソニーの必要を満たすのに十分な資金調達が可能となる状況が継続するという保証はありません。

その結果、ソニーは弁済期限到来時のCPや中長期債の返済、その他事業遂行上必要ある場合や必要な流動性を賄うために、金融機関と契約しているコミットメントラインや資産の売却など代替的な資金源を活用する可能性があります。そのような資金源から受諾可能な条件でソニーの必要を満たすのに十分な資金調達ができない可能性があります。その結果、ソニーの業績、財政状態及び流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (15) ソニーは、様々な国で事業を行うことのリスクにさらされています。

ソニーは、世界各地において事業活動を行っており、このような国際的な事業遂行には課題が生じることもあります。例えば、エレクトロニクス事業において、中国やその他のアジアの国々において製品、部品及びコンポーネントを生産、調達しているため、これらの地域外の市場に製品を供給するのに必要な時間が長くなり、変化する消費者需要に対応することがより難しくなる可能性があります。さらにソニーは、複数の国において、ソニーにとって望ましくない政治的・経済的な要因により、事業を企画・管理する上で困難に直面する可能性があります。この例としては、武力紛争、外交関係の悪化、当該国・地域内での文化的・宗教的な摩擦、期待される行動規範からの逸脱、現地の各種法規制や貿易政策及び税法の不遵守、ならびに十分なインフラの欠如などがあります。加えて、特に、主要な市場及び地域における現地部品調達規制・事業及び投資許認可要件・為替管理・輸出入管理・資産国有化・海外での事業及び投資からの利益の本国送金制限などの現地の法規制や貿易政策及び税法の変更は、ソニーの業績に影響を与える可能性があります。例えば、ソニーやパートナーが生産活動を行う中国やその他の国々において、労働争議の発生及び労働法制や政策の変更など労働環境が著しく変化した場合、ソニーの製品及び部品の生産や出荷の妨害、人件費の高騰あるいは優秀な従業員の不足が発生することなどにより、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。不安定な国際又は国内政治・軍事情勢が今後生じた場合、ソニーやそのビジネスパートナーの事業活動が阻害されたり、消費者の購買意欲を低下させたりすることにより、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、一部の国において、前述の要因や、自然災害及び疫病などその他の要因による混乱から回復するのに要する時間が長くなる可能性があります。さらに、ソニーの事業活動にとって引き続き重要である一部の新興国市場において前述のリスクの影響を受けやすいことが、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

- (16) ソニーの成功は、技術やマネジメントなどの分野における有能な人材の採用・確保に依存しています。

ソニーが、ますます競争が激しくなる市場において、ネットワーク関連製品、ゲーム機やソフトウェア、映画、テレビ番組や音楽などのコンテンツ、又は金融商品を含む製品やサービスの開発、設計、製造、マーケティング及び販売において継続的に成功を収めるためには、経営陣やその他のマネジメント、ハードウェアやソフトウェアエンジニアなどクリエイティブで有能な人材を惹きつけ確保することが必要となります。しかしながら、このような有能な人材に対する需要は強く、ソニーが将来の事業に必要な人材を採用・確保できない可能性があります。加えて、事業分離や構造改革ならびにその他の事業構造変革の施策により、経験豊かな人材やノウハウが意図せず喪失してしまう可能性があります。そのような事態が生じた場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

- (17) ソニーはハードウェア、ソフトウェア、エンタテインメント・コンテンツ、ならびにネットワークサービスの競争力を向上させるための、異なる事業ユニット間の事業戦略及びオペレーションの統合に成功しない可能性があります。

ソニーは、市場における差異化を図り、それにより、売上の拡大及び収益性の向上を図るために、ハードウェア、ソフトウェア、エンタテインメント・コンテンツ、ならびにネットワークサービスの統合を促進させることが不可欠であると考えています。例えば、2016年4月、(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントとソニー・ネットワークエンタテインメントインターナショナルは、両社の有する全てのハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、ネットワークサービスの各事業組織のオペレーションを統合した新会社「ソニー・インタラクティブ

エンタテインメントLLC」を設立しました。しかしながら、この戦略は、ネットワークサービス技術の継続的な発展（ソニー内外を問わず）、ソニーの様々な事業ユニットや販売チャネルにおける戦略及びオペレーション上の連携と適切な優先順位付け、業界内や、ネットワークに接続可能なソニーの製品や事業ユニット間における技術やインターフェース規格の標準化に依存しています。さらに、新規参入企業も多く、継続的に変化する厳しい競争環境において、消費者にとって革新的で魅力あるユーザーインターフェースをもち、ネットワークプラットフォームにシームレスに接続可能なハードウェアを、より高い性能かつ競争力のある価格で提供し続ける必要があります。また、ソニーは競争力があり差異化された、ソニー自身の、又は主要な映画製作及びテレビ制作会社、音楽レーベル会社やゲーム制作会社などの第三者からライセンスを受けた、音楽・映像・ゲームコンテンツを提供することが不可欠であると考えています。ソニーがこの戦略の実行に成功しない場合、ソニーの評判、競争力及び収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (18) ソニーのオンライン上の事業活動は、法規制の対象となっており、これによりオペレーションにかかるコストが増加したり活動が制限されたりする可能性があります。

ソニーは、エレクトロニクス及びエンタテインメント製品の販売・マーケティング、エンタテインメント領域に関するネットワークサービス、金融サービス、インターネットプロバイダサービスなど、オンライン上の事業活動を広範囲にわたって行っており、関連する法規制による制約を受けています。この法規制には、プライバシー、消費者保護、重要インフラ保護、侵害の告知、データの保存及び保護、データの越境・移転、コンテンツ及び放送関連規制、名誉毀損、年齢確認その他のオンライン上の児童保護、アクセスのしやすさ、cookieなどのソフトウェアの最終ユーザーのPC又は他の情報端末へのインストール、価格設定、広告（成人及び児童向け）、租税、著作権や商標権、販促、及び課金などに関わるものが含まれています。これらの法規制（オンライン上の事業活動に対処するために制定された法規制やインターネット普及以前に制定されたものを含むその他のオンライン上の事業活動にも適用される法規制）の運用は、各国により異なり、また、多くの場合、法規制そのものが不明確・不確定であったり、今後変更されたりする可能性があります。ソニーはこれらの法規制遵守のために多額の費用を計上する可能性があります。また、これらの法規制を遵守できなかった場合、多額の罰金、その他の法的責任、ソニーの評判への悪影響などが生じる可能性があります。さらに、これらの法規制遵守のために行われるオンライン上の事業活動の変更や制限はソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。加えて、関連する法規制の変更を予測できなかった場合、オンライン上の事業活動を保護する法令の変更が生じた場合、又はこのような保護範囲を狭めるような解釈を裁判所が行った場合、ソニーの法的責任に対するリスクが増加し、法規制遵守のための費用の増加もしくは一部のオンライン上の事業活動に対する制限につながる可能性があります。

- (19) ゲームハードウェアをはじめとするコンシューマー製品の売上は特に消費者需要の季節性の影響を受けます。

ソニーのG & N S分野が提供するゲーム用のハードウェアや周辺機器は種類が比較的少ない上に、これら及びその他の製品の需要に占める年末商戦の比率が高くなります。ソニーのその他のコンシューマー製品も年末商戦需要に依存しています。その結果、特にこの時期において、他社との競争状況や市場環境の変化、有力ゲームソフトウェアタイトルを含むコンシューマー製品の発売遅延、ハードウェアや周辺機器の供給不足などが生じた場合、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。

- (20) G & N S分野の売上及び収益性は主にプラットフォームの普及の成否に依存しており、この普及はソニー及び外部の事業者により制作されるものを含むソフトウェアラインアップの充実度の影響を受けています。

G & N S分野の売上及び収益性には、プラットフォームの普及の成否が重要な影響を及ぼします。この普及は、ソニー及び第三者により制作されたものを含む魅力的なソフトウェアの品揃えと、ネットワーク・ゲーム、クラウド・ゲーム及びデジタルコンテンツの配信を含むオンラインサービスとが消費者に提供されるか否かに影響されます。外部のゲームソフトウェアの開発事業者や開発・販売事業者がソフトウェアの開発や供給を定期的に行い続ける保証はなく、全く実施されない可能性もあります。ソフトウェア開発の中断や遅れ、又は新しいオンラインサービスの提供の遅れはソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。

- (21) ソニーの映画、音楽及びG & N S分野などのコンテンツ事業は、増加し続ける違法デジタルコピーや違法ダウンロードの影響を受けています。

デジタル技術、デジタルメディアの利用、ならびに世界的なインターネットの普及により、ソニーの映画、音楽及びG & N S分野などのコンテンツ（発売前のもも含む）の著作権を違法デジタルコピー及び偽造から保護することが難しくなってきました。特に、コンテンツ著作権者の許可なくインターネットやその他のサービス経由でデジタルメディアファイルの複製、転送やダウンロードが可能なソフトウェア及び技術によって、高品質なデジタルメディアファイルの不正な作成、送信や再配信がより簡単にできるようになってきているため、従来の著作権をベースとするビジネスモデルが逆風を受け、脅かされ続けています。こうしたコンテンツの不正入手が可能であることは、正規製品の売上減少や売価の低下圧力につながり、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。ソニーは、知的財産の保護支援、映画、テレビ番組、音楽、ゲームなどの正規のデジタル配信のための新しいサービスの開発や著作権のあるコンテンツの不正なデジタル配信への対抗のために費用を計上してお

り、今後も引き続き費用を計上します。こうした動向はソニーの短期的な費用の増加にもつながり、また、想定している効果を達成できない可能性もあります。

- (22) 映画及び音楽分野の業績は、消費者に全世界で受け入れられるかどうか、競合作品やその他の娯楽の有無により変動します。

映画及び音楽分野の業績は、作品が消費者に全世界で受け入れられるかどうかという予測が難しい要因に左右され、変動する可能性があります。映画作品やテレビ番組の製作・制作ならびに番組の放送は、それらの作品が消費者にどの程度受け入れられるか分かる前に多額の投資を行わなければなりません。同様に、音楽分野でもアーティスト自身やその作品が消費者にどう受け入れられるか確定する前に多額の投資を行わなければなりません。さらに、映画及び音楽分野における作品の商業的な成功は、同時期もしくは近接した時期に公開された他の競合作品、ならびに、それらに代わり、消費者が享受できる娯楽及びレジャー活動に影響を受ける可能性があります。特に大型期待作品をはじめ、映画作品やテレビ番組の業績が想定を下回った場合、公開もしくは放映した年度の映画分野の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、作品の公開当初の業績と、それに続く映像ソフトやテレビ局など流通市場から得られる収入には高い相関性がみられることから、将来における映画分野の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。同様に、音楽作品の業績が想定を下回った場合、作品をリリースした年度の音楽分野の業績に対して、悪影響を及ぼす可能性があります。

- (23) エンタテインメント・コンテンツの製作・制作、取得ならびにマーケティング費用の高騰は、音楽及び映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

音楽分野の成功は消費者に長期にわたって受け入れられるアーティスト、ソングライター及び楽曲著作権のカタログの発掘及び育成に大きく依存しており、有能な新規アーティストやソングライターを発掘・育成できない場合やすでに有名なアーティストやソングライターとの契約を維持できない場合、音楽分野の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。音楽業界各社間における販売競争の激化に加え、このようなアーティストを発掘し、契約を締結し維持するための競争も激化しています。映画分野では、トップ・タレントに対する高い需要が映画作品やテレビ番組の製作・制作費用の高騰につながっています。映画作品やテレビ番組を獲得するための競争は激しく、映画作品やテレビ番組の取得費用が上昇する可能性があります。映画分野の作品の製作・制作費用及び取得費用の増加は、これらのマーケティング費用の増加とともに、映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

- (24) 新たな技術や配信プラットフォームによる消費行動の受容は、音楽及び映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

急速な技術変化や消費者による新たな技術の受容は、消費者がエンタテインメント作品を取得し視聴するタイミングや方法に影響を与えています。CD、DVDならびにブルーレイディスクなどのパッケージメディアフォーマットの全般的な成熟化や、音楽・映像コンテンツのデジタル配信への移行、小売事業者の展示スペースをめぐる競争の激化などの業界全体の動向により、音楽及び映像パッケージメディア売上が全地域で減少しており、今後も減少する可能性があります。定額利用によるストリーミング配信やデジタルダウンロードといった、デジタル配信からの収入は、パッケージメディア売上の減少を十分に補完しない可能性があります。このような状況は、音楽及び映画分野、ディスク製造事業の業績に影響を与えてきており、今後も影響を与える可能性があります。例えば、2016年度にソニーは、映画分野における映画製作事業の将来の収益見通しを下方修正したことともない、映画分野の営業権について1,121億円の減損を計上しました。この下方修正は、主に市場縮小の加速により、ホーム・エンタテインメント（BD/DVDなどのパッケージメディアやデジタル販売）事業の収益見通しを従来の見通しから引き下げたことによるものです。また、映画製作事業の将来の収益見通しにはその前提となる公開作品の収益性の低下も織り込んでいますが、その影響は映画製作事業における収益改善施策により、大幅に軽減していくことを見込んでいます。さらに、直近の音楽業界において、デジタルダウンロードの売上が年々減少し続けています。ストリーミング配信がこの減少を相殺するのに十分な利用者を獲得できない場合、音楽分野の業績は悪影響を受ける可能性があります。

- (25) 広告市場の変化、あるいはテレビ放送契約を更新できないこともしくは更新時における条件悪化により、映画分野の業績が悪影響を受ける可能性があります。

広告市場の景気は特定の広告主や業界の経済の見通し、広告主の支出の優先順位、及び一般的な経済状態によって変動し、映画分野のテレビ事業の収入に悪影響を与える可能性があります。世界的なテレビネットワークを含む映画分野のテレビ事業の売上のかなりの部分は、多様なプラットフォーム上での広告収入が占めています。そのため、広告市場に対する宣伝広告支出額全体が減少した場合、映画分野のメディアネットワーク収入に直接的な悪影響を与える可能性があります。映画分野の売上には、顧客である米国内外のテレビネットワークから得られる映画作品やテレビ番組の放映権収入が含まれます。広告市場の景気が後退した場合、これら外部のテレビネットワークの収入が低迷し、ソニーの映像コンテンツの放映権収入に悪影響を与える可能性があります。

さらに、世界的なテレビネットワークでの放映は、外部のケーブルテレビ、衛星テレビやその他の放送システムに依存しています。これらの放送ネットワーク業者とのテレビ放送契約を更新できないこともしくは更新時における契約条件の悪化は、映画分野における世界的なテレビネットワークからの広告収入や視聴料収入に悪影響を与える可能性があります。

- (26) 映画分野の業績はストライキによる影響を特に受ける可能性があります。

映画分野及びその供給業者の一部は、脚本家、監督、俳優、その他のアーティストや専門職・技術スタッフなど、労働協約が適用される、映画作品やテレビ番組の企画・製作に欠かせない専門的技能を有する労働組合員に依存しています。新たな合意や契約締結にいたる見通しが不確実であること、又はそれらが成立しないことによってもたらされる労働組合によるストライキが生じた場合、あるいはストライキ、サボタージュやロックアウトの可能性が生じた場合、製作活動の遅延や停止を招く可能性があります。こうした遅延や停止は、その期間の長さによっては、将来予定されている映画やテレビ番組作品の公開の遅延や中断をもたらす可能性があり、映画分野の業績やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。また、労働協約が合意に至らない場合や好ましくない条件で更新された場合、映画分野における費用が増加し、業績に悪影響を与える可能性があります。

- (27) 金融分野は、新しい法令や監督官庁の施策などが、事業遂行の自由度を妨げ、ソニーの金融分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

ソニーの金融分野は、日本における保険や銀行といった法規制や監督の厳格な業界で事業を行っています。法規制・政策などの将来における改正・変更や、それが与える影響は予測が不可能であり、また、こうしたことが法規制遵守に対応するための費用の増加や事業活動に対する制約にもつながる可能性があります。ソニーという共通のブランドを用いて各会社が事業を行っているため、ソニーの金融分野のいずれかの事業において法規制違反などが発生した場合には、ソニーの金融分野における事業全体の評判に悪影響を及ぼす可能性があります。また、法規制遵守のための追加費用が生じ、ソニーの金融分野の業績に悪影響を与える可能性もあります。なお、ソニー株式会社は、連結子会社であるソニーフィナンシャルホールディングス(株) (以下「SFH」) から財務支援又は融資ローンの形態による資金を受け取ることに、日本の監督官庁の指針による制約を受けています。これらの指針が変更された場合、ソニー株式会社がSFHから資金を受け取り使用することに関しさらに制約を受ける可能性があります。

- (28) 金融分野の業績及び財政状態は、金利の変動により悪影響を受ける可能性があります。

ソニーの金融分野においては、生命保険事業及び損害保険事業における保険引受債務、ならびに銀行事業における預金、借入金その他の債務など、各事業の負債の状況に鑑み、運用資産を適切に管理するため、資産負債の総合管理(以下「ALM」)を行っています。ALMは、長期的な資産負債のバランスを考慮しながら、安定的な収益を確保することを目的としています。ソニーの金融分野がALMを適切に遂行できない場合、あるいはALMにより合理的に対処することができるレベルを超えて市場環境に大きな変化があった場合には、ソニーの金融分野の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。特にソニー生命保険(株) (以下「ソニー生命」) においては、通常、契約者に対して負う債務の期間が、長期日本国債を中心とした運用資産の投資期間よりも長期であるため、低金利又はマイナス金利の状況においては、残存する保険契約の予定利率(保険料計算用)は一般的に変化しない一方で、ソニー生命の投資ポートフォリオからの収益が減少する傾向があります。その結果、ソニー生命の収益性と保険契約債務を履行し続ける長期的な能力に悪影響が生じる可能性があります。さらに、最低毎事業年度に1回、責任準備金及び繰延保険契約費の評価に用いる保険数理上の前提の見直しが求められます。このため、金利の変動によりソニー生命の資産運用利回りが悪化した場合、特に利率変動型終身保険において責任準備金の追加計上や繰延保険契約費の前倒し償却が必要となる可能性もあります。その場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

- (29) ソニーの業績及び財政状態は、株価の下落により、特に金融分野において悪影響を受ける可能性があります。

金融分野において、ソニー生命では、最低毎事業年度に1回、変額保険の最低死亡保証にかかる責任準備金及び繰延保険契約費の評価に用いる保険数理上の前提の見直しが求められます。このため、株価の下落などでソニー生命の特別勘定の資産運用利回りが悪化した場合には、責任準備金の追加計上や繰延保険契約費の前倒し償却が必要となる可能性もあります。その場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。また、ソニー生命では、変額保険の最低死亡保証に係る株価下落のリスクに対してヘッジを目的とするデリバティブ取引を実施しております。しかしながら、結果として、想定どおりの効果が得られないことにより、損失の発生・拡大につながる可能性があります。

金融分野以外において、ソニーが保有している株式の公正価値の下落は、現金支出をともなわない減損損失の計上につながることもあります。その場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(30) 金融分野の投資ポートフォリオは、株価及び金利変動リスク以外の様々なリスクにさらされています。

ソニーの金融分野では日本の短期国債や地方債、国内社債、外国公社債、国内株式、貸付金、不動産など、様々な投資資産を保有する一方、安定した投資収益を確保するため、日本の長期国債を中心とした資産ポートフォリオを構成しています。金利及び株価変動リスクに加え、ソニーの金融分野の投資ポートフォリオは、為替リスク、信用リスク及び不動産投資リスクなど、様々なリスクにさらされており、そのようなリスクが金融分野の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、ソニー銀行(以下「ソニー銀行」)では、2017年3月末において住宅ローンが貸出金の94.3%又は総資産の59.8%を占めており、ソニー銀行の住宅ローンに関して不良債権が増加したり、担保設定されている不動産の価値が減少した場合、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。

(31) ソニーの金融分野において、保険金・給付金の支払い実績が見積りと乖離することにより、将来の責任準備金の積み増しを余儀なくされる場合があります。

ソニーの生命保険事業及び損害保険事業においては、将来の保険金・給付金の支払いに備えた責任準備金を積み立てています。これらの責任準備金は、保険契約の保障対象となる事象の頻度や時期、支払うべき保険金・給付金の額、保険料収入を原資に購入される資産の運用益など、多くの前提と見積りにもとづいて計算されています。これらの前提と見積りは本質的に不確実なものであるため、最終的に支払うべき保険金・給付金の額や支払時期、又は保険金・給付金の支払いより前に、保険契約債務に対応した資産が想定していた水準に達するかどうかを正確に判断することは困難です。保険契約の保障対象となる事象の頻度と時期及び支払うべき保険金・給付金の額は、以下のようなコントロール困難な多くのリスクと不確実な要素に影響されます。

- ・ 死亡率、疾病率など、計算の前提と見積りの根拠となる傾向の変化
- ・ 信頼に堪えるデータの入手可能性、及びそのデータを正確に分析する能力
- ・ 適切な料率・価格設定手法の選択と活用
- ・ 法令上の基準、保険金査定方法及び医療費の変化

保険事業における実績が計算の前提条件や見積りよりも大きく悪化した場合、責任準備金の積立てが不足する可能性があります。また、責任準備金の積立水準に関するガイドラインや基準などに変更があった場合には、より厳しい計算の前提や見積り又は保険数理計算にもとづいて責任準備金の積み増しが必要となる可能性があります。これら責任準備金の繰入額の増加は、金融分野における業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

さらに、日本における大地震などの大規模災害や感染症などの疫病の発生により、責任準備金の積み立て前提を超える保険金の支払が生じた場合など、金融分野の業績及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。

(32) ソニーの設備や情報システムは、大規模な災害、停電、違法行為などにより、被害を受ける可能性があります。また、これらの予期できない大惨事ともなうサプライチェーンや生産活動の混乱及び法人顧客からの需要減などがソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの本社及び半導体生産設備のような最先端デバイス製造拠点の多くは、他国よりも地震のリスクが比較的高い日本の国内にあります。日本において大地震が起きた場合、特にソニーの本社がある東京や、完成品の製造事業所が所在する東海地方及び半導体製造事業所が所在する九州地方及び東北地方で起きた場合には、建物や機械設備、棚卸資産や、製造事業所における生産活動の中断などを含めて、ソニーの事業は大きな被害を受ける可能性があります。例えば、2016年4月14日以降に発生した平成28年(2016年)熊本地震の影響で、半導体製造事業所の建物や機械装置、棚卸資産に損傷があり、生産活動が中断しました。半導体部品の供給の遅れの結果、半導体分野及びI P & S分野の2016年度の売上高は、地震の前に見込まれていた水準より減少しました。

また、ネットワークや情報通信システムインフラ、研究開発、資材調達、製造、映画やテレビ番組の制作・制作、物流、販売、ならびにオンラインやその他のサービスに使用されるソニーや外部サービスプロバイダ及びビジネスパートナーの世界各地にあるオフィスや設備は、自然災害、伝染病などの疫病、テロ行為、サイバー攻撃、大規模停電、大規模火災などの予期できない大惨事により、破壊されたり、一時的に機能が停止したり、混乱に陥ったりする可能性があります。これらのオフィスや設備のいずれかが前述の大惨事により重大な損害を受けた場合、営業活動の停止、設計・開発・生産・出荷・売上計上の遅れ、オフィスや設備の修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じる可能性があります。加えて、ソニーに原材料、部品及びコンポーネントを供給する事業者がかかる大惨事の被害を受けた場合、原材料、部品及びコンポーネントの供給が滞り、それによりソニーの製造拠点は稼働調整や停止を余儀なくされ、出荷が滞り新製品の導入が遅れるなどの影響を受ける可能性があります。また、ソニーは、原材料、部品及びコンポーネントの価格高騰や法人顧客の需要減少の影響を受ける可能性があります。

加えて、ソニーの営業活動においてコンピュータシステムやネットワーク及びオンラインサービスの役割がさらに重要になりつつあるなか、ソフトウェア又はハードウェアの欠陥など、前述のもしくはそれ以外の予測できない出来事から生じるコンピュータシステムやネットワーク及びオンラインサービス停止のリスクが高まってい

ます。例えば、2014年度において、サイバー攻撃によりソニーの映画分野のネットワーク及びITインフラに深刻な障害が生じました。

類似した出来事が発生した場合、主要な事業オペレーションの停止、財務報告あるいは設計・開発・生産・出荷・売上計上の遅れ、設備やネットワーク及び情報システムのセキュリティ強化や修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じる可能性もあり、さらに、ソニーが加入している保険はその結果発生する費用や損失を十分に補填できない可能性があります。また、ソニーが将来、十分な保険契約を維持できない可能性や、支払保険料が増加する可能性があります。これらの場合には、ソニーの業績及び財政状態に悪影響がある可能性があります。

- (33) ソニーあるいは外部のサービスプロバイダやビジネスパートナーの情報セキュリティに対する侵害又はその他の不正行為があった場合、ソニーのブランドイメージ及び評判や事業への悪影響がある可能性や、ソニーが法的な、あるいは規制当局に対する責任を追及される可能性があります。

ソニーの専有情報、知的財産ならびに従業員の情報を含む、ただしそれらに限定されないソニーのビジネス情報や、顧客、供給業者ならびにその他のビジネスパートナーに関連するデータを含む情報の取得、保管、処理、転送に使用するコンピュータシステムやネットワーク、ならびにオンラインサービスといった情報技術を広範に活用することは、ソニーならびに外部のサービスプロバイダ及びビジネスパートナーにとって業務上不可欠です。ソニーのビジネス情報は、悪意をもった第三者や人為的もしくは自然の事象により侵害を受けたり、ソニーもしくは外部のサービスプロバイダやその他のビジネスパートナーの従業員の故意又は不注意による行為もしくは不作為の影響を受けたりする可能性があります。サイバー攻撃がますます高度化し、悪意をもった第三者がより容易にツールやリソースを利用できるようになりつつあることから、不正な侵入を防止あるいは検知したり、不正な侵入に対応したり、データへのアクセスを制限したり、データの破壊、改変、あるいは流出を防止したり、そういった攻撃の悪影響を抑制したりするためにソニーが行っている対策、セキュリティへの取り組みや管理が、不正アクセスに対して、完全に安全な情報セキュリティを確保できる保証はありません。その結果、ソニーのビジネス情報の消失、破壊、漏洩、悪用、改変、又は承諾を得ない第三者によるアクセスが発生し、ソニー、あるいは外部のサービスプロバイダ及びその他のビジネスパートナーの情報システムが破壊される可能性があります。また、悪意を持った第三者が、ソニーに知られることなく、外部のビジネスパートナーのネットワーク、及びその結果として外部のビジネスパートナーの情報にアクセスするためのプラットフォームとして、ソニーのネットワークに不正にアクセスする可能性があります。ソニーは過去に、高度かつ明確に標的を定めた攻撃の対象になったことがあります。例えば、2014年度に、ソニーの映画分野がサイバー攻撃の対象となり、結果的に従業員やその他の情報を含むソニーのビジネス情報が不正にアクセスされ、窃取され、漏洩され、データが破壊されました。加えて、ソニーのネットワークサービス及びオンラインゲーム事業ならびに複数の子会社のウェブサイトが様々な意図や専門性を持つ個人や集団によってサイバー攻撃の対象となり、いくつかの事例においては、顧客情報が不正にアクセスされ、実際に窃取され、又は窃取の可能性が生じ、漏洩されました。

加えて、ソニーあるいはその代理で第三者が保有あるいは管理しているソニーのビジネス情報及びその他のデータは、それらがネットワーク上に保管されていない場合でも、またそれらのデータの保管の場所や形式にかかわらず、悪意をもった第三者や人為的もしくは自然の事象により侵害を受けたり、消失、破壊、漏洩、悪用、改変、又はこれらの情報への不正なアクセスといった形で、ソニーの従業員もしくは外部のサービスプロバイダの故意又は不注意による、行為もしくは不作為の影響を受ける可能性があります。

さらに、ソニーもしくはそのサービスプロバイダやビジネスパートナーが提供するネットワーク製品やオンラインサービスを含む製品やサービスの機密性、完全性ならびに可用性が、悪意を持つ第三者や人為的もしくは自然の事象により侵害を受ける可能性や、ソニーの従業員、外部のサービスプロバイダやビジネスパートナーの故意又は不注意による行為もしくは不作為による影響を受ける可能性があります。例えば、ソニーのオンラインサービスやウェブサイトは、高度な技術を持ち潤沢なりソースを有する第三者などによるDoS（サービス停止）攻撃やその他の攻撃の対象となったことがあります。

こうした情報セキュリティに対する侵害等によって、システムの破損の修復、外部専門家の雇用、新たな人員の配置、従業員の教育、ならびに不正にアクセスされたデータの所有者である第三者に対する補償や報奨金を含む多額の復旧費用がかかる可能性があります。加えて、ソニーのネットワークやオンラインサービスへの破壊行為によって、ネットワーク及びオンラインサービスに依存している事業が重大な打撃を受け、その結果、売上の喪失、ビジネスパートナー及びその他の第三者との関係の悪化、ならびに顧客の維持や顧客の勧誘の失敗に結びつく可能性があります。サイバー攻撃であるか否かにかかわらず、情報セキュリティが侵害又はその他の不正行為をされた場合には、知的財産を含む専有情報の不正漏洩、改変、破壊あるいは悪用による競争力の低下にともなう売上の喪失や、顧客の維持や顧客の勧誘の失敗、重要なビジネスプロセスや情報セキュリティシステムの破壊、あるいはマネジメントの関心や経営資源の分散につながる可能性があります。さらに、これらの破壊や侵害行為がメディアの報道に悪影響をもたらし、ソニーのブランドイメージや評判を傷つける可能性があります。また、ソニーは訴訟、及び規制当局による調査や規制措置を含む法的措置の対象となる可能性や、付随的な法的費用や将来的な調停、判決、罰金の対象となる可能性があります。ソニーが加入しているサイバー攻撃に対する保険は費用や損失の全額を補填できない可能性があり、したがって、サイバー攻撃がソニーの業績及び財政状態に

悪影響を与える可能性があります。たとえ実際に情報セキュリティへの侵害がなくても、ますます高度化し増加しつつあるサイバー攻撃への対策には、将来、これらの防止、検知、対応、管理のための、あるいはその他の多額の費用がかかる可能性があります。これらの費用には、サイバー攻撃に対する新たな技術の導入、外部専門家の雇用、新たな人員の配置や従業員の教育などが含まれます。これらの費用も、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

- (34) 現在もしくは将来における訴訟及び規制当局による法的手続が不利な結果に終わった場合、ソニーの事業が悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、様々な国において事業の遂行に関して、訴訟及び規制当局による法的手続に服するリスクにさらされています。訴訟及び規制当局による法的手続は、ソニーに多額かつ不確定な損害賠償や事業活動の制約をもたらすことがあります。その発生の可能性や影響の程度を予測するには相当の期間を要する場合があります。例えば、公正な競争に反する市場慣行に関する政府の監督が、訴訟や規制当局による法的手続につながる可能性があります。多大な法的責任や規制当局による不利な措置が課された場合や、訴訟及び規制当局による法的手続への対応に多大なコストがかかった場合、ソニーの評判や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (35) ソニーは製品品質や製造物責任による財務上のリスクや評判を損なうリスクにさらされています。

急速な技術の進化や、モバイル製品及びオンラインサービスに対する需要増にともない、コンシューマー製品、ノンコンシューマー製品、部品及びコンポーネント、半導体、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスなどのソニーの製品・サービスは一層高機能かつ複雑になっています。ソニーが製品品質を維持しても、技術の急速な進展や、モバイル製品及びオンラインサービスの需要増加に対応できない可能性があり、製造物責任問題に関するリスクが高まる可能性があります。その結果、ソニーの評判に悪影響を及ぼし、製品回収やアフターサービスなどの費用が発生する可能性があります。加えて、既存の製品及びサービスへの販売後のアップグレード、機能の拡充、又は新機能の導入に成功しない可能性や、既存の製品及びサービスを、他の技術及びオンラインサービスと便利かつ効果的に連携させ続けることができない可能性があります。そのため、ソニーの既存の製品及びサービスについて、顧客満足を維持できない可能性や、需要の減少、競争力の低下、あるいは陳腐化を招く可能性があり、その結果、ソニーの評判や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、根拠のあるなしにかかわらず、ソニーの製品に関連する健康面や安全性の問題に関する申立て又は訴訟は、直接的に、もしくはソニーのブランドイメージや高品質な製品やサービスを提供する企業という評価への影響の結果として、ソニーの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの問題は、ソニーが製造したか否かに関係なく、ソニーが直接顧客に販売する製品のみならず、半導体を含むソニー製の部品が搭載された他社製品においても生じる可能性があります。

- (36) ソニーの業績及び財政状態は退職給付債務により悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、確定給付年金制度に関する会計基準に従い、確定給付年金制度ごとの予測給付債務から年金制度資産の公正価値を差し引いた金額を未積立年金債務として認識しています。年金数理純損益については、従業員の平均残存勤務年数にわたり定期的に償却することにより年金費用に含めています。運用収益の悪化による年金制度資産価値の減少や、割引率の低下、昇給率の増加やその他の年金数理計算前提となる比率の変動による予測給付債務増加にともない未積立年金債務が増加し、その結果、売上原価又は販売費及び一般管理費として計上される年金費用が増加する可能性があります。

ソニーの業績及び財政状態は、国内及び海外年金制度の積立状況から悪影響を受ける可能性があります。特にソニーの年金の大部分を占める国内年金は約30%を持分証券に投資しており、不利な株式市場環境及びクレジット市場のボラティリティが、ソニーの年金制度資産及び将来見積年金負債に対して悪影響を与える可能性があります。その結果として、ソニーの業績及び財政状態は、悪影響を受ける可能性があります。

さらにソニーの業績及び財政状態は、日本の確定給付企業年金法の年金積立要求により悪影響を受ける可能性があります。この確定給付企業年金法により、ソニーは定期的な財政再計算や年次の財政決算を含む年金財政の検証を行うことが求められています。年金制度資産の公正価値に対して法定の責任準備金が超過した場合、また法令もしくは特別な政令などにより猶予された期間内に制度資産の公正価値が回復しない場合には、ソニーは年金制度への追加拠出が必要となり、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。同様に、海外の年金制度資産についても各国の法令にもとづき追加拠出が必要となる場合、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。また、今後、法令が定める掛金の更新にともなって年金制度資産の長期期待収益率などの前提を見直した際、年金への拠出金の水準が引上げられ、ソニーのキャッシュ・フローに対して悪影響を及ぼす可能性があります。

- (37) 繰延税金資産に対して評価性引当金を計上している税務管轄におけるさらなる損失の発生、ソニーが繰延税金資産を最大限に利用できないこと、各国の法令にもとづく繰延税金資産の使用の制限、追加的な税金負債あるいは税率の変動が当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーは、日本及び様々な税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において最終的な税額の決定が不確実な状況が多く生じ、このような状況が長期間に及ぶ場合もあります。ソニーの税金引当や税金資産、税金負債の帳簿価額の計算は高度な判断と見積り（将来の課税所得の見積りを含む）を必要とします。

繰延税金資産は、税務管轄ごとに評価されます。一部の税務管轄において、ソニーは繰越欠損金及び繰越税額控除に対応するものを含めた繰延税金資産のうち、50%超の可能性をもって回収可能ではないと結論付けられたものに対して評価性引当金を計上しています。2017年3月31日時点において、ソニーは主に（1）日本の当社とその連結納税グループ及び日本の一部子会社の地方税、（2）米国のSony Americas Holding Inc.とその連結納税グループ、（3）スウェーデンのSony Mobile Communications AB、（4）英国のSony Europe Limited、ならびに（5）ブラジルで操業するいくつかの子会社において評価性引当金を計上しています。評価性引当金を計上した税務管轄において損失を計上し続けた場合、税金費用の戻し入れは計上されず、当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、ソニーが税務戦略を実行できない場合、営業活動や税務戦略から繰越欠損金を使用するために十分な課税所得を適切な税務管轄内で将来に生み出せない場合、繰越欠損金の使用を法的に制限される場合、あるいは各国の税法により繰延税金資産の使用を制限される場合に、繰延税金資産は未使用のまま消滅、又は回収できず、将来において利用可能な税金支出の減額ができなくなる可能性があります。評価性引当金を計上せずに残存している繰延税金資産のいずれかが、50%超の可能性をもって未使用のまま消滅し将来の課税所得と相殺することができない場合や他の理由で回収ができない場合には、ソニーは追加の評価性引当金を認識しなければならず、税金費用が増加します。繰延税金資産が未使用のまま消滅した時点あるいは追加の評価性引当金が計上された期間において、当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産及び評価性引当金の評価において、連結会社間の移転価格に関して調整される不確実な税務ポジションの決定が重要な要素となります。ソニーは、日本及び様々な税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において連結会社間を含む多くの取引がありますが、最終的な税額の決定は不確実です。ソニーは、税務当局から税務申告に対して継続的な調査を受けており、その結果、法人税の引当の妥当性を決定する税務調査の結果を受けて起こり得る悪影響を定期的に評価しています。これらの評価には高度な判断が要求され、翌期以降に追加的な証拠が入手可能になることにより、ソニーの不確実な税務ポジションの最終的な結果とそれにもなう評価性引当金の計上が、当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

一部の税務管轄において、繰越欠損金の使用は翌期以降の課税所得に対する一定の水準に制限されています。したがって、ソニーは、課税所得が発生した税務管轄において、重要な繰越欠損金があるにも関わらず税金の支払いが発生するため税金費用を計上し、その後も利用可能な繰越欠損金を保有し続ける可能性があります。同様に、一部の税務管轄において、税額控除の使用は、ある特定の要因の所得との相殺にしか使用できない場合があります。したがって、ソニーは、課税所得が発生した税務管轄において、重要な繰越税額控除があるにも関わらず税金の支払いが発生するため税金費用を計上し、その後も利用可能な繰越税額控除を保有し続ける可能性があります。

上記に加え、ソニーの将来における実効税率は、法定税率の変更や異なる法定税率が適用される各国での利益の割合の変化、又は売上原価や利息の損金算入制限、及び繰越欠損金や繰越税額控除の使用制限を含む租税法規の改正やそれらの解釈の変更などにより不利な影響を受ける可能性があります。

(38) ソニーは、営業権、無形固定資産もしくはその他の長期性資産の減損を計上する可能性があります。

ソニーは多くの営業権、無形固定資産及びエレクトロニクス事業における製造施設及び設備を含む長期性資産を保有しています。これらの資産については、業績の悪化や時価総額の減少、減損の判定に用いられる高度な判断を必要とする見積り・前提の変更により、減損を計上する可能性があります。営業権及び耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産については、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。事象又は状況の変化とは、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などです。なお、国際的な競争環境の激化や技術動向の急激な変化により、減損の判定に用いられる見積り、前提及び判断が変動し、減損の計上の可能性が増加することがあります。保有しかつ使用する長期性資産及び処分予定の長期性資産の回収可能性は、個々の資産又は資産グループの簿価が回収できなくなる可能性を示す事象や状況（営業権や無形固定資産に関する上記の事象や状況を含む）の変化が生じた場合に検討されます。資産又は資産グループの帳簿価額が減損していると判断された場合、簿価が公正価値を超える部分について、減損を認識します。例えば、2014年度において、モバイル・コミュニケーション分野に関連する営業権の減損1,760億円を計上しました。また、2015年度において、半導体分野のカメラモジュール事業で596億円、コンポーネント分野の電池事業で306億円の長期性資産の減損をそれぞれ計上しました。さらに、2016年度において、半導体分野の外販向けの一部の高機能カメラモジュールの開発・製造中止にともなう長期性資産の減損239億円を、映画分野に関連する営業権の減損1,121億円を、それぞれ計上しました。このような減損損失の計上は、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(39) ソニーは第三者の知的財産権の侵害を追及され、重大な損害賠償責任を負う可能性があります。

ソニーの製品は広範囲にわたる技術を利用しています。その技術が第三者の保有する知的財産権を侵害しているという主張がソニーに対してなされており、今後なされる可能性もあります。特に、市場競争が激しくなり、一層多くの知的財産を用いた新規技術やより高度な技術が製品に搭載されることで、自らの製品やサービスを守るため、あるいは競争優位を追求するための事業戦略として、競合他社又はそれ以外の特許権者からかかる主張がなされる可能性があります。かかる主張により、和解やライセンス契約の締結あるいは多額の損害賠償金を支払うことが必要となった場合や、ソニーの製品の一部分について一時的又は恒久的に市場での販売が差し止められることとなった場合は、ソニーの評判や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(40) ソニーは第三者の知的財産権につき必要なライセンスを継続して取得できない可能性があります。また、ソニーの事業遂行に必要な知的財産権につき、継続して十分な保護を受けたり、行使したりできない可能性があります。

多くのソニー製品は第三者の特許その他の知的財産権のライセンス供与を受けて設計されています。過去の経験や業界の慣行により、将来的に必要なかつビジネスに有効な様々な知的財産権のライセンスの供与を受け又は更新できるとソニーは考えていますが、全く供与されない、又は受諾可能な条件で供与されない可能性があります。そのような場合には、ソニーは、製品の設計変更や、営業・販売の断念を余儀なくされる可能性があります。さらに、ソニーの知的財産権は、これらに関して紛争が生じたり、無効にされたりする可能性があります。また、ソニーの知的財産権が、ソニーの競争力を維持するうえで十分ではない可能性があります。そのような場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

PS3®及びPS4®ハードウェアを含むソニーのDVDビデオプレーヤー機能付製品は、米国のDolby Laboratories Licensing Corporationとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、DVD規格上特定されている技術に関する特許に大きく依存しています。PS3®及びPS4®ハードウェアを含むソニーのブルーレイディスク™プレーヤー機能付製品は、DVD規格上特定されている技術に関する上記の特許に加え、米国のMPEG LA LLC及びOne-Blue, LLCとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、ブルーレイディスク規格上特定されている技術に関する特許にも大きく依存しています。また、ソニーのスマートフォン製品は、MPEG LA LLC及びVia Licensing Corporationとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、特定のコーデック規格上の技術に関する特許、ならびに米国のQualcomm Incorporated及び日本の株式会社NTTドコモとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている、通信規格団体により特定されているCDMA関連技術に関する特許に大きく依存しています。

6【研究開発活動】

ソニーのミッションは「ユーザーの皆様に感動をもたらし、人々の好奇心を刺激する会社であり続ける」ことです。その実現に向けて、創業精神である「創造と挑戦の理念」に基づき研究開発を行い、お客様との接点である「ラストワンインチ」での顧客価値を創造していきます。時代の変化によりハードウェアに求められる機能は変わっても、お客様との接点であるハードウェアの重要性は変わらず、ここにソニーとしての差異化と新しい成長の源泉があると考えています。ソニーらしいプロダクツやサービスを生み出し続けるための競争優位の源泉となる中核的な技術要素（クリティカル・コア）は次のとおりです。

•映像と音を極める

ソニー独自の超解像エンジンX-Reality™ PRO、ハイレゾオーディオ技術S-Master HX™、DSEE HX™などの映像・音響技術

•人の心をつなぐ

人々のコミュニケーションを円滑化し、人の心をつなぐためのユーザーインターフェース技術や通信技術

•人の知性を超える

Deep Learningや強化学習などの機械学習技術、音声認識や画像認識などの認識技術、ソニーのイメージセンサーと画像信号処理を組み合わせたコンピュータビジョン技術など

ソニーは、個々の事業の競争力強化及び責任と権限の明確化を目的として事業の分社化を進めてきました。これら事業の分社化と並行して、より機動的なグループ体制の構築をめざし、各事業を支える本社機能及びプラットフォーム機能などの再編も実施してきました。ソニー本社では、技術革新によりソニーの差異化と創造を先導するための研究開発活動（コーポレートR&D）を推進していきます。

2016年度の研究開発費は、前年度に比べ207億円(4.4%)減少の4,475億円となりました。金融分野を除く売上高に対する比率は前年度の6.7%から6.9%になりました。この減少は、主にMC分野において、一律には規模を追わず収益性を重視する経営方針への転換により、コスト削減への取り組みが加速したことによるものです。

研究開発費の主な内訳は次のとおりです。

項目	2015年度 (億円)	2016年度 (億円)	増減率 (%)
MC	781	549	29.7
G & N S	919	956	+4.0
I P & S	615	586	4.7
H E & S	448	473	+5.4
半導体	1,204	1,176	2.3
コンポーネント	157	144	8.3
コーポレートR&D	313	444	+41.8

なお、2016年度の主な研究開発活動及び成果には、以下のものがあげられます。

(1) M C 分野

- ・スマートフォン「Xperia™ XZ Premium (エクスペリア エックスゼット プレミアム)」

スマートフォンの基本性能を強化する最先端技術を搭載した「Xperia XZ Premium」を開発しました。新開発のメモリー積層型CMOSイメージセンサーにより、最大960fpsのスーパースローモーション機能やPredictive Capture(先読み撮影)機能を実現しました。

(2) G & N S 分野

- ・PlayStation®VR (プレイステーション ヴィーアール)

プレイステーション4 (PS4®)の魅力を高め、ゲーム体験をより豊かにするバーチャルリアリティ (VR)システム「PlayStation®VR」を開発しました。VRヘッドセットに内蔵された様々なセンサーにより検知された頭の動きに応じて、3D映像やオーディオをリアルタイムに変化させ、圧倒的な臨場感と没入感を実現しています。

(3) I P & S 分野

- ・レンズ交換式デジタル一眼カメラ『 99 II 』

専用位相差AFセンサーと像面位相差AFセンサーを同時駆動させる「ハイブリッド位相差検出AFシステム」を新たに開発しました。動体予測アルゴリズムを進化させ、ハイブリッド位相差検出AFシステムと組み合わせることで、センサー画面上の広範囲において高精度で高速応答性・追従性に優れた総合力の高いAF性能を達成しました。

- ・超短焦点ホームシアタープロジェクター『VPL-VZ1000』

壁際の至近距離から最大120インチの4 K HDR(ハイダイナミックレンジ)映像を投影し、迫力ある大画面の高画質な映像を楽しむ『VPL-VZ1000』を開発しました。被写体の輪郭や微妙なディテールまでクリアに高精細の4 K映像で映し出すことのできる4 K SXRD™パネルや、ソニーが十数年培ってきたデータベース型超解像処理LSIを搭載し、きめ細やかで高品位な4 K映像を再現しています。

- ・デジタルシネマカメラ CineAlta™(シネアルタ)『F65』

CineAlta(シネアルタ)『F65』及び米国パナビジョン社と共同開発したデジタルシネマカメラ「ジェネシス」(パナビジョン社製)の開発が評価され、映画芸術科学アカデミー(Academy of Motion Picture Arts and Sciences : AMPAS)より2017年の科学技術賞を受賞しました。

(4) H E & S 分野

- ・4 K 有機ELテレビ「A1Eシリーズ」

4 K HDRプロセッサー「X1™ Extreme(エクスイワン エクストリーム)」をはじめ、ソニーが培ってきた高画質技術を結集し有機ELパネルの特長を最大限に引き出すことで、現実世界により近い深い黒や明るさの表現が可能になりました。また、ディスプレイを振動させることでテレビの画面から音が直接出力されるアコースティックサーフェス™技術を独自開発し、リアリティあふれる映像体験を実現しました。

- ・ワイヤレスノイズキャンセリングステレオヘッドセット『MDR-1000X』

CD音源やMP3などの圧縮音源をハイレゾ相当にアップスケーリングする独自技術DSEE HX™をソニーのヘッドホンとして初めて搭載しました。また、ノイズキャンセリング機能では長年培った技術とノウハウをもとに数々の改善を図り、業界最高クラスの性能を実現しました。新開発の「パーソナルNCオブティマイザ」により個人の状態に合わせて最適なノイズキャンセリング性能が発揮できます。

(5) 半導体分野

- ・DRAM搭載3層積層型CMOSイメージセンサー

業界で初めてDRAMを積層した3層構造の積層型CMOSイメージセンサーを開発しました。本開発では、3層にそれぞれ搭載された回路間のノイズ低減など、設計上の技術的な課題を克服し、ソニーが業界に先駆け長年培ってきた積層型の製造技術や知見を活用することで、高い品質と信頼性を実現しています。

- ・スケーラブルディスプレイシステム「Crystal LED Display」

独自開発の高画質ディスプレイ技術を用いたディスプレイユニットで構築する、スケーラブルな新方式ディスプレイシステムを開発しました。本技術は、極めて微細なLED素子を配置した画素を、画素毎に駆動させる自発光のディスプレイ方式を用いています。光源サイズを微細化し、画面表面の黒色が占める割合を99%以上に高めることで、明暗両環境における高コントラスト、広視野角、広色域の豊かな映像表現を可能にしています。

(6) コーポレートR&D

・ Future Lab Program™(フューチャー・ラボ・プログラム)

研究開発の初期段階でコンセプトプロトタイプをユーザーの皆様を紹介し、フィードバックやインスピレーションを反映しながら技術・研究開発を進化させるプログラムです。現在、2つのプロトタイプを展開しています。"N"は、スマートフォンから目・耳・手を解放し、新しい方法で情報やコミュニケーションを取るユーザーインターフェースデバイス、"T"は、普通のテーブルをタッチスクリーンに変え、リアルとバーチャルを融合させる新しいプロジェクションシステムです。

・ 米国Cogitai社に資本参加

ソニーは、米国子会社であるSony Corporation of Americaを通じ、人工知能(AI)に特化したスタートアップである米国Cogitai社に資本参加し、同社とディープ・リインフォースメント・ラーニング(深層強化学習)技術に予測・検知技術を応用して、次世代の人工知能に関するアプリケーションや製品群の基礎となる新たな人工知能技術を共同で開発しています。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

米国会計原則にしたがった連結財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、及び報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような、マネジメントによる見積り・前提を必要とします。ソニーは、継続的に、過去のデータ、将来の予測及び状況に応じ合理的と判断される範囲での様々な前提にもとづき見積りを評価します。これらの評価の結果は、他の方法からは容易に判定しえない資産・負債の簿価あるいは費用の報告金額についての判断の基礎となります。実際の結果は、これらの見積りと大きく異なる場合があります。ソニーは、会社の財政状態や業績に重要な影響を与え、かつその適用にあたってマネジメントが重要な判断や見積りを必要とするものを重要な会計方針であると考えます。ソニーは、以下に述べる項目を会社の重要な会計方針として考えています。

投資

ソニーの投資は、原価法あるいは持分法により会計処理されている負債及び持分証券を含みます。投資価値に一時的でない下落が認められた場合は減損を認識し、その投資は公正価値まで評価減されます。ソニーは、個々の有価証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価しています。公正価値の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価値が取得原価を下回っている期間及びその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画及び将来見積りキャッシュ・フロー、公正価値に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソプリリスクならびに公正価値の回復が見込まれるのに十分な期間までソニーが保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

公正価値が容易に算定できる売却可能証券の減損の判定において、公正価値が長期間（通常6ヵ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、公正価値の下落が一時的でないとして推定されます。この基準は、その公正価値の下落が一時的でない有価証券を判定する兆候として採用されています。公正価値の下落が一時的でないとして推定された場合でも、下落期間又は下落率を上回る、公正価値の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価値の下落が20%未満又は長期間下落していない場合でも、公正価値の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

満期保有目的の負債証券に一時的でない減損が発生した場合、損益に認識される一時的でない減損の金額は、この負債証券を売却する意思があるかどうか、又は償却原価まで価値を回復する前にこの負債証券の売却が必要となる可能性の方が高いかどうかにより左右されます。負債証券がこのいずれかの基準を満たす場合、損益に認識される一時的でない減損金額は、減損測定日における負債証券の償却原価と公正価値の差額全額です。これらの2つの基準を満たさない負債証券の一時的でない減損については、損益に認識される正味金額は償却原価とソニーの将来キャッシュ・フローの最善の見積りを、負債証券の減損前における計算上の実効金利を用いて割り引くことにより計算される正味現在価値の差額にあたる信用損失です。減損測定日における負債証券の公正価値と正味現在価値の差額は累積その他の包括利益に計上されます。一時的でない減損が損益に認識された負債証券の未実現損益は累積その他の包括利益の独立した項目として計上されます。

投資の公正価値の下落が一時的であるか否かの判定は、多くの場合、主観的であり、発行企業の業績予想、事業計画及び将来キャッシュ・フローに関するある特定の前提及び見積りが必要とされます。したがって、現在、投資価値の下落が一時的であると判断している有価証券について、継続的な業績の低迷、将来の世界的な株式市況の大幅悪化あるいは市場金利変動の影響等の事後情報の評価にもとづき、将来、公正価値の下落が一時的でないとして判断され、投資の未実現評価損が費用として認識され将来の収益を減額する場合があります。

棚卸資産の評価

ソニーは原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で棚卸資産を評価します。棚卸資産原価と正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成及び処分までの費用を控除した額）の差額を評価減計上します。ソニーは、部品や製品が陳腐化したり、在庫量が使用見込みを上回ったり、又は在庫の帳簿価額が正味実現可能価額を上回る場合、在庫の評価減を行います。市場環境が予測より悪化してさらなる値下げが必要な場合には、将来において追加の評価減計上が必要となります。

長期性資産の減損

ソニーは、保有して使用される長期性資産及び処分予定の長期性資産又は資産グループの簿価について、それが回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、減損の有無を検討しています。保有して使用される長期性資産は割引前将来キャッシュ・フローと長期性資産又は資産グループの簿価を比較することにより減損の検討が行われています。この検討は、主として製品カテゴリーごと（例：液晶テレビ）、特定の場合には、企業ごとの将来キャッシュ・フローの見積りにもとづいて行われます。資産又は資産グループの簿価が減損していると判断された場合、簿価が公正価値を超える部分について、減損を認識します。公正価値は将来見積りキャッシュ・フロー（純額）の現在価値、又は比較可能な市場価格により算定しています。この

手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続価値（ターミナル・バリュー）を決定する際に適用される永続成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積り・前提を使用します。

マネジメントは将来キャッシュ・フロー及び公正価値の見積りは合理的であると考えています。しかしながら、ソニーのビジネスや前提条件の予測不能な変化によって見積りが変更となることにより、将来キャッシュ・フローや公正価値が減少し、長期性資産の評価に悪影響を与える可能性があります。

企業結合

ソニーは取得法の適用時に、みなし取得価格を識別可能資産及び引受負債に割り当て、残余の取得価格は営業権として計上しています。取得価格の割当では、識別可能資産及び引受負債、特に無形固定資産の公正価値の決定に重要な見積りが使用されます。通常、独立した外部の第三者が評価プロセスに関与します。重要な見積り及び前提は、収益及び将来キャッシュ・フローの計上時期及び金額、将来キャッシュ・フローに固有のリスクを反映した割引率、ならびにターミナル・バリューを決定する際に適用される永続成長率等を含みます。

見積りや前提には固有の不確実性が含まれるため、この取得価格は異なる金額で評価され、取得資産及び引受負債に割り当てられる可能性があります。実際の結果が異なる可能性があること又は予想しない事象及び状況がこのような見積りに影響を与える可能性があることから、営業権を含む取得資産の減損損失の計上又は引受負債の増加が必要となる可能性があります。

営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産は、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。事象又は状況の変化とは、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などで、それらはマネジメントにより定期的に見直されています。

2017年3月31日において、ソニーは営業権の定性的評価を行わず、減損の可能性を判定するために報告単位の見積公正価値とその報告単位の営業権を含む帳簿価額の比較をとまなう二段階の定量的手続を行いました。報告単位とは、ソニーの場合、オペレーティング・セグメントあるいはその一段階下のレベルを指します。報告単位の公正価値がその帳簿価額を上回る場合、その報告単位の営業権は減損していないとみなされ、第二ステップは行われません。報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る場合には、減損金額を測定するため、営業権の減損判定のための第二ステップを行います。営業権の減損判定のための第二ステップでは、報告単位の営業権の公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損損失として認識します。営業権の公正価値は、企業結合により認識される営業権の価額と同じ手法により決定されます。つまり、あたかも報告単位が企業結合により取得され、報告単位の公正価値が取得のために支払われた対価であるかのように、報告単位の公正価値は未認識の無形固定資産を含む全ての資産、負債に割り当てられます。耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産の減損判定では、公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損損失として認識します。

営業権の減損判定の第一ステップにおける報告単位の公正価値や、第二ステップにおける報告単位の個々の資産・負債（未認識の無形固定資産を含む）の公正価値の決定は、その性質上、判断をとまなうものであり、多くの場合、重要な見積り・前提を使用します。同様に、非償却性無形固定資産の公正価値の決定においても、見積り・前提が使用されます。これらの見積り・前提は減損が認識されるか否かの判定及び認識される減損金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

これらの減損判定において、ソニーは、社内における評価を行い、またマネジメントが妥当と判断する場合には第三者による評価を活用するとともに、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れています。報告単位及び非償却性無形固定資産の公正価値は通常、割引キャッシュ・フロー分析により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、利益倍率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等多くの見積り及び前提を使用します。営業権を持たない報告単位も含めて、報告単位の公正価値の総額に対するソニーの時価総額を考慮し、適切なコントロール・プレミアムとともに、個々の報告単位に配分されない全社に帰属する資産と負債も考慮します。

将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）に使用される前提は、それぞれの報告単位における見込み及び中期計画にもとづいており、過去の経験、市場及び産業データ、現在及び見込まれる経済状況を考慮しています。永続成長率は主に中期計画の3ヵ年予測期間後のターミナル・バリューを決定するために使用されています。映画分野の報告単位など、特定の報告単位においては、より長い見込期間、及び予測期間最終年度の見積キャッシュ・フローに適用される利益倍率を用いた出口価格に、コントロール・プレミアムを加味して算定されたターミナル・バリューを使用しています。割引率は類似企業の加重平均資本コストにより算出されています。

以下に記載するものを除き、営業権を持つ全ての報告単位において、公正価値が帳簿価額を超過していたため、営業権の減損は生じていないとみなされ、第二ステップは行われませんでした。これらの報告単位において公正価値は帳簿価額を少なくとも10%以上超過しています。また、耐用年数の確定できない非償却性資産においても、公正価値が帳簿価額を超過していたため、減損は生じていないとみなされました。

2016年度において、ソニーは映画分野の営業権の減損損失112,069百万円を計上しました。これは当該報告単位の公正価値の減少によるものです。当該報告単位の公正価値は、将来キャッシュ・フローの見積現在価値にもとづき算定されています。

2017年3月31日現在のセグメントごとの営業権の帳簿価額は以下のとおりです。

	金額 (単位：百万円)
MC	3,286
G & N S	151,938
I P & S	8,151
半導体	48,069
コンポーネント	4,456
映画	138,153
音楽	166,110
金融	2,375
合計	522,538

上述の中期計画を除く、2016年度の減損判定における、ソニーの報告単位の見積公正価値への影響に関する感応度分析を含む重要な前提の検討は下記のとおりです。

・割引率は5.8%から9.7%の範囲です。他の全ての前提を同一とし、割引率を1%増加させた場合において、営業権の減損判定の第一ステップが不合格になることはありませんでした。

・MC分野、G & N S分野、I P & S分野、半導体分野、コンポーネント分野及び金融分野の報告単位におけるターミナル・バリューに適用された永続成長率はおおよそ1.0%から1.5%の範囲です。音楽分野の報告単位における中期計画を超える期間の永続成長率は0%から4.0%の範囲、映画分野では4.5%です。他の全ての前提を同一とし、永続成長率を1%減少させた場合においても、営業権の減損判定の第一ステップが不合格になることはありませんでした。

・映画分野の報告単位におけるターミナル・バリューの算定に使用される利益倍率は9.0です。他の全ての前提を同一とし、利益倍率を8.0まで減少させた場合においても、営業権の減損判定の第一ステップが不合格になることはありませんでした。

マネジメントは、営業権の減損判定に使用した公正価値の見積りに用いられた前提は合理的であると考えています。しかしながら、将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化による、将来キャッシュ・フローや公正価値の下落を引き起こすような見積りの変化が、これらの評価に不利に影響し、結果として、将来においてソニーが営業権及びその他の無形固定資産の減損を認識することになる可能性があります。

退職年金費用

従業員の退職年金費用及び債務は、最新の統計数値にもとづく割引率、退職率及び死亡率を含む特定の前提条件に加え、年金制度資産の長期期待収益率及びその他の要因にも左右されます。特に割引率と長期期待収益率は、期間退職・年金費用及び退職給付債務を決定する上で、二つの重要な前提条件です。前提条件は、少なくとも年に一度、又はこれらの重要な前提条件に重大な影響を与えるような事象の発生又は状況の変化があった場合に評価されます。

米国会計基準にしたがって、前提条件と実際の結果が異なる場合は、その差異が累積され将来期間にわたって償却されます。これにより実際の結果は、通常、将来認識される退職年金費用及び退職給付債務に影響します。マネジメントはこれらの前提条件が適切であると考えていますが、実際の結果との差異や前提条件の変更が、ソニーの退職給付債務及び将来の退職年金費用に影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの主要な年金制度は国内年金制度です。個別の海外年金制度に関して、年金制度資産及び退職給付債務の国内及び海外総額にとって重要性のあるものではありません。

ソニーは2017年3月31日現在の国内年金制度の退職給付債務の決定において、0.9%の割引率を適用しました。割引率は、現在利用可能かつ退職給付債務の満期までの期間において利用可能であると見込まれる高格付けの債券の収益率情報を使用し、給付の見込支払額と時期を考慮して決定されます。この収益率情報には、公表されている市場情報及び複数の格付け機関から提供される数値が使用されています。この0.9%の割引率は2015年度に使用された0.6%から0.3ポイントの上昇となり、昨今の日本における市場金利状況を反映しています。

年金制度資産の長期期待収益率を決定するため、ソニーは、現在及び見込みの資産配分に加え、様々な種類の年金制度資産に関する過去及び見込長期収益率も考慮しています。ソニーの年金運用方針は、退職給付債務の性質が長期的であることにより見込まれる債務の増加や変動リスク、各資産クラスの収益とリスクの分散及びその相関を考慮して定められます。各資産の配分は、慎重かつ合理的に考慮した流動性及び投資リスクの水準に沿って、収益を最大化するように設定されます。年金運用方針は、直近のマーケットのパフォーマンス及び過去の収益を適切に考慮して定められているのに対し、ソニーが使用する運用前提条件は、対応する退職給付債務の性質が長期的であるのに合わせて長期的な収益を達成できるように設定されています。国内年金制度における2016年3月31日及び2017年3月31日現在の年金資産の長期期待収益率は、それぞれ3.0%及び2.7%でした。2015年度及び2016年度の実際の収益率は、それぞれ-1.3%及び5.2%でした。実際の収益率が見込収益率を上回った要因としては、主に年度後半に日本国内及び世界的に株式市場が好調だったことが挙げられます。実際の結果と年金制度資産の長期期待収益との差異は、累積され、退職年金費用の一部として将来の平均残存勤務年数にわたって償却されます。その結果、毎年の退職年金費用のボラティリティが軽減されています。2016年3月31日及び2017年3月31日現在における、ソニーの国内年金制度についての年金制度資産の損失を含む年金数理純損失は、それぞれ3,893億円及び3,174億円でした。2016年度において、退職給付債務の決定に使用した割引率が前年度を上回った影響や年金制度資産の実際の収益率が長期期待運用収益率を上回ったことにより、年金数理純損失は減少しました。

以下の表は、他の前提条件を2017年3月31日より一定とした場合の、2017年度における国内年金制度の割引率と年金制度資産の長期期待収益率の変動による影響を表しています。

前提条件の変更	予測給付債務	退職年金費用	当期純利益
割引率 0.25ポイント増/0.25ポイント減	-/+385億円	-/+19億円	+/-13億円
年金制度資産の長期期待収益率 0.25ポイント増/0.25ポイント減	-	-/+17億円	+/-12億円

繰延税金資産の評価

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。したがって、繰延税金資産にかかる評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより定期的に評価されます。この評価に関するマネジメントの判断は、それぞれの税務管轄ごとの当期及び累積損失の性質、頻度及び重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去における繰越欠損金の法定繰越可能期間内の使用実績、繰越欠損金及び繰越税額控除の期限切れを防ぐために実行される慎重かつ実行可能な税務戦略を特に考慮します。

日本の当社及び一部子会社、米国のSony Americas Holding Inc. (以下「SAHI」)及びその連結納税グループ、スウェーデンのSony Mobile Communications AB、英国のSony Europe Limited (以下「SEU」)、ブラジルにおける一部子会社及び他の税務管轄における一部の会社は、累積で税引前損失を計上しています。累積損失の計上は、繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり、繰延税金資産に対する評価性引当金は計上不要であると判断することが困難な重要な否定的証拠とみなされます。2017年3月31日現在、これらの会社の中には、累積利益の計上となった会社があります。累積利益の計上は、検討されるべき一つの要素ではありますが、評価性引当金を取崩すためには、一貫した利益を計上することがさらに必要となります。

当社、SAHI、(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント、Sony Interactive Entertainment Europe Limited及びSEUに関して回収可能とみなされている繰延税金資産の金額は、連結会社間の移転価格に関して50%超の可能性をもって調整される不確実な税務ポジションを考慮しています。これらの移転価格は、米国、英国及び日本での二国間事前確認制度(Bilateral Advance Pricing Agreements、以下「APAs」)の申請を受けて、関係する政府間で検討されています。ソニーは、貸借対照表日時点での様々な法人間の繰延税金資産の配分や金額を含む税務処理に関して、これらの政府間交渉による最終的な結果を見積もることが要求されま

す。ソニーは見積もられた税金費用を、通常これらの手続の進捗や移転価格の税務調査の進捗に応じて見直し、必要に応じて見積りを調整しています。

事前確認制度による交渉は、マネジメントによる損益配分の現在の見積評価と異なる結果となる場合があります。その配分がソニーの繰延税金資産の金額又は回収可能性に有利もしくは不利な影響をもたらす、評価性引当金の計上金額が見直される可能性があります。その結果、追加的な証拠が入手可能となり、不確実な税務ポジションに対する引当とともに評価性引当金の評価を調整する可能性があります。

繰延税金資産の評価に関する見積りは、貸借対照表日時点で適用されている税制や税率にもとづいており、また、ソニーの財務諸表及び税務申告書で認識されている事象に関して将来に起こり得る税務上の結果についてのマネジメントの判断と最善の見積り、様々な税務戦略を実行する能力、一定の場合における将来の結果に関する予測、事業計画及びその他の見込みを反映しています。ソニーが事業を行っているそれぞれの税務管轄における現在の税制や税率の改正は、実際の税務上の結果に影響を与える可能性があります。市場経済の悪化やマネジメントによる構造改革の目標未達は、将来における業績に影響を与える可能性があります。そして、これらのいずれかが、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。将来の結果が計画を下回る場合、APAsの交渉が現在の損益配分に関する予想と異なる結果となる場合、及び税務戦略の選択肢が実行可能ではなくなる場合や売却を予定する資産の価値が税務上の簿価を下回ることになる場合には、繰延税金資産を回収可能額まで減額するために、将来において追加的な評価性引当金の計上が要求される可能性があります。一方、将来の業績改善やビジネス構造の変革といった他の要因によって、関連する質的要因や不確実性を考慮した上で、税金費用の戻し入れをとまなう評価性引当金の取崩しが計上される可能性があります。現在の見込みにおいて予想していないこれらの要因や変化は、評価性引当金が計上又は取崩される期間において、ソニーの業績又は財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

映画会計

映画会計においては、作品ごとの予想総収益を見積もる過程でマネジメントの判断が必要となります。この予想総収益の見積りは次の2点において重要となります。第一に、映画作品が製作され関連する費用が資産化される際に、その繰延映画製作費の公正価値が減損し、回収不能と見込まれる額を評価減する必要があるかどうかを決定するため、マネジメントは発生時に費用化される配給関連費用を含む追加で発生する費用を控除した予想総収益を見積もる必要があります。第二に、ある映画作品に関する売上原価として認識される繰延映画製作費の額は、その映画作品がそのライフサイクルにおいて様々な市場で公開されることから、予想総収益に対する当該年度の収益実績額の割合にもとづいています。

マネジメントが各作品の予想総収益を見積もる際に基礎とするのは、同種の過去の作品の収益、主演俳優あるいは女優の人気度、その作品の公開される予測映画館数、DVD、テレビ放映及びその他の付随マーケットでの期待収益ならびに将来の売上に関する契約などです。この見積りは、各作品の直近までの実現収益及び将来予測収益にもとづいて定期的に見直されます。例えば、公開当初数週間の劇場収入が予想を下回った場合には、通常、劇場、DVD、及びテレビ放映の生涯収益などを下方に修正することになります。そのような下方修正を行わなかった場合、当該期間における映画製作費の償却費の過少計上になる可能性があります。

保険契約債務

保険契約債務は、主として個人保険契約に関連しており、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引当てられています。これらの債務はマネジメントの高度な判断と見積りを必要とし、将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。保険契約債務は1.0%から4.5%の範囲の利率を適用して計算されており、市場環境や期待投資利益などの要素が反映されています。保険契約債務の見積りに使用される罹患率、死亡率及び契約脱退率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表に拠っています。通常は、これらの前提条件は契約時に固定されますが、前提条件と実績が大きく異なる場合、あるいは前提条件を大きく変更する場合には、ソニーは保険契約債務の追加計上を必要とする可能性があります。

生命保険ビジネスにおける契約者勘定

生命保険ビジネスにおける契約者勘定は、勘定預り金累積元本に付与利息を加えたものから、引出額、経費及び危険保険料を差し引いた額を表しており、ユニバーサル保険及び投資契約等から構成されています。ユニバーサル保険には、利率変動型終身保険及び変額保険が含まれています。利率変動型終身保険に対する付与利率は1.8%から2.0%です。変額保険については、保険契約の価値は投資ユニットの観点から表示されます。各ユニットは資産ポートフォリオに関連しており、ユニットの価値の増減は、関連する資産ポートフォリオの価値にもとづいています。投資契約には、主に一時払養老保険契約、一時払学資保険契約、変額個人年金保険及び年金開始後契約が含まれています。投資契約(変額個人年金保険除く)に対する付与利率は、0.01%から6.3%です。変額個人年金保険については、保険契約の価値は投資ユニットの観点から表示されます。各ユニットは資産ポートフォリオに関連しており、ユニットの価値の増減は、関連する資産ポートフォリオの価値にもとづいています。

(2) 経営成績の分析

営業概況

	2015年度 (億円)	2016年度 (億円)
売上高及び営業収入	81,057	76,033
持分法による投資利益	22	36
営業利益	2,942	2,887
税引前利益	3,045	2,516
当社株主に帰属する当期純利益	1,478	733

連結業績

売上高

2016年度の売上高及び営業収入（以下「売上高」）は、前年度比6.2%減少し、7兆6,033億円となりました。これは、主に為替の影響によるものです。前年度の為替レートを適用した場合、モバイル・コミュニケーション（以下「MC」）分野の大幅な減収がありましたが、ゲーム&ネットワークサービス（以下「G&N S」）分野及び半導体分野の大幅な増収などにより、売上高はほぼ横ばいとなりました。売上高の内訳の詳細については、後述の「分野別営業概況」をご参照ください。

（後述の「売上原価」、「研究開発費」及び「販売費及び一般管理費」に関する売上高に対する比率分析において、「売上高」については、売上高のうち、純売上高及び営業収入のみが考慮されており、金融ビジネス収入は除かれています。これは、「金融ビジネス費用」は連結財務諸表上、売上原価や販売費及び一般管理費とは別に計上されていることによります。さらに、後述の比率分析のうち、セグメントに関するものについては、セグメント間取引を含んで計算されています。）

売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業損（純額）

2016年度の売上原価は、前年度に比べ4,139億円減少して4兆7,530億円となり、売上高に対する比率は前年度の73.4%から72.9%に改善しました。当年度の売上原価には、平成28年（2016年）熊本地震（以下「熊本地震」）に関連する費用（純額）154億円が半導体分野に計上されています。（詳細は「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『19 熊本地震』参照）

研究開発費（売上原価に全額含まれる）は、前年度に比べ207億円減少の4,475億円となり、売上高に対する比率は、前年度の6.7%に対し6.9%になりました。（詳細は「第2 事業の状況」『6 研究開発活動』参照）

販売費及び一般管理費は、主に円高の影響により、前年度に比べ1,860億円減少して1兆5,060億円になりました。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は前年度の24.0%から23.1%に改善しました。

その他の営業損（純額）は、前年度に比べ1,018億円悪化し、1,490億円を計上しました。この大幅な悪化は、主に、映画分野において営業権の減損962百万米ドル（1,121億円）を計上したことによるものです。（詳細は「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『10 営業権及び無形固定資産』参照）当年度のその他の営業損（純額）には、今後実施予定の電池事業の譲渡にともなう減損423億円がコンポーネント分野に、外販向けの一部の高機能カメラモジュールの開発・製造の中止にともなう長期性資産の減損239億円が半導体分野に含まれています。一方、その他分野において、エムスリー(株)の株式の一部売却にともなう売却益372億円が計上されています。なお、前年度のその他の営業損（純額）には、カメラモジュール事業の長期性資産の減損596億円が半導体分野に、電池事業の長期性資産の減損306億円がコンポーネント分野に、Sony Music Entertainment（以下「SME」）が持分法適用会社であったOrchard Media, Inc.（以下「The Orchard」）を100%子会社とした結果、既に保有していた持分51%を公正価値により再評価したことによる利益151百万米ドル（181億円）が音楽分野に含まれていました。また、ロジスティクス事業に関する合併事業開始に関連して、事業の一部を売却したことによる123億円の売却益が全社（共通）及びセグメント間取引消去に含まれていました。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『21 連結損益計算書についての補足情報』参照）

持分法による投資利益

営業損益に含まれる持分法による投資利益は、前年度に比べ13億円増加し、36億円となりました。

営業利益

2016年度の営業利益は、前年度比55億円減少し、2,887億円となりました。この減益は、MC分野における改善、及びG&N S分野などにおける増益があったものの、主に、映画分野において営業権の減損962百万米

ドル（1,121億円）を計上したことによるものです。2016年度の構造改革費用（純額）は、主に前述の電池事業の譲渡にともなう減損の影響により、前年度に比べ220億円増加し、602億円となりました。

その他の収益及び費用

2016年度のその他の収益は、前年度から524億円減少し、144億円となりました。一方、その他の費用は前年度に比べ50億円減少し、515億円となりました。その他の収益からその他の費用を差し引いた純額は、前年度に比べ474億円悪化し、371億円の費用となりました。これは主に、前年度にはオリンパス株式会社の株式の一部売却にともなう468億円の有価証券売却益が計上されていたことによるものです。

為替差損（純額）は、前年度に比べ16億円増加し、222億円を計上しました。なお、受取利息及び配当金は前年度に比べ10億円減少して115億円となりました。支払利息は前年度に比べ、主に金利の低下により107億円減少し、145億円となりました。

税引前利益

2016年度の税引前利益は、前年度に比べ529億円減少し、2,516億円となりました。

法人税等

2016年度の法人税等は、1,241億円を計上し、実効税率は前年度の31.1%を上回り、49.3%となりました。これは、税務上損金に算入されない営業権の減損を当年度に計上したことなどによるものです。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『22 法人税等』参照）

当社株主に帰属する当期純利益

当社株主に帰属する当期純利益（非支配持分に帰属する当期純利益を除く）は、前年度に比べ745億円減少し、733億円となりました。

非支配持分に帰属する当期純利益は、前年度に比べ77億円減少し、543億円の利益となりました。この減少は主に、MJ財団の保有する50%の持分を取得し、Sony/ATVを完全子会社化したことによるものです。

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は前年度の119.40円に対し、2016年度は58.07円、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は前年度の117.49円に対し、2016年度は56.89円となりました。（1株当たり当社株主に帰属する当期純損益の詳細については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『23 基本的及び希薄化後EPSの調整表』参照）

分野別営業概況

以下の情報はセグメント情報にもとづきます。各分野の売上高及び営業収入は、セグメント間取引を含みます。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『29 セグメント情報』参照）

ビジネスセグメント情報

売上高及び営業収入

	2015年度 (億円)	2016年度 (億円)
MC	11,275	7,591
G&NS	15,519	16,498
IP&S	6,840	5,796
HE&S	11,590	10,390
半導体	7,391	7,731
コンポーネント	2,246	1,954
映画	9,381	9,031
音楽	6,192	6,477
金融	10,731	10,875
その他	3,322	2,670
全社（共通）及びセグメント間取引消去	3,430	2,981
連結合計	81,057	76,033

営業利益（損失）

	2015年度 （億円）	2016年度 （億円）
M C	614	102
& N S	887	1,356
I P & S	693	473
H E & S	506	585
半導体	145	78
コンポーネント	429	604
映画	385	805
音楽	865	758
金融	1,565	1,664
その他	17	309
小計	4,019	3,758
全社（共通）及びセグメント間取引消去*	1,077	871
連結合計	2,942	2,887

* 全社（共通）及びセグメント間取引消去には、各セグメントに配賦されない本社の構造改革費用が含まれています。また、ソニーモバイルの支配権取得時にエリクソンから取得した無形資産である知的財産権のクロスライセンス契約等の知的財産の償却費を含むその他本社費用が含まれています。

M C 分野

2016年度のM C 分野の売上高は、前年度比32.7%減少し、7,591億円となりました。この大幅な減収は、欧州、中近東、及び中南米におけるスマートフォンの販売台数の減少に加え、不採算地域での販売台数を大幅に絞り込んだことなどによるものです。

営業損失は、前年度の614億円の損失に対し、102億円の利益を計上しました。前述の減収の影響はあったものの、構造改革の効果を含むオペレーション費用の削減、販売地域の絞り込みや高付加価値モデルへの集中による収益性の改善、為替の好影響、及び構造改革費用の減少などにより、大幅な改善となりました。

主要製品の売上台数は以下のとおりです。

主要製品の売上台数

	2015年度 （万台）	2016年度 （万台）
スマートフォン	2,490	1,460

G & N S 分野

2016年度のゲーム分野の売上高は、前年度比6.3%増加し、1兆6,498億円となりました。当年度において、為替の影響及び「プレイステーション 4」（以下「PS4®」）のハードウェアの価格改定の影響などがあったものの、主にネットワークを通じた販売を含むPS4®のソフトウェアの増収及びハードウェアの増収により、分野全体で増収となりました。

営業利益は、前年度比469億円増加し、1,356億円となりました。PS4®のハードウェアの価格改定の影響や、「プレイステーション 3」のソフトウェアの減収の影響があったものの、PS4®のハードウェアのコスト削減、及び前述のPS4®のソフトウェアの増収の影響などにより、分野全体で大幅な増益となりました。

製品部門別の外部顧客向け売上高及び主要製品の売上台数は以下のとおりです。

製品部門別の外部顧客向け売上高

	2015年度 (百万円)	2016年度 (百万円)
ハードウェア	721,829	598,373
ネットワーク	529,318	714,924
その他	228,628	268,271
合計	1,479,775	1,581,568

主要製品の売上台数

	2015年度 (万台)	2016年度 (万台)
ハードウェアPS4®	1,770	2,000

I P & S 分野

2016年度のI P & S 分野の売上高は、前年度比15.3%減少し、5,796億円となりました。為替の影響や熊本地震の影響などにより販売台数が減少したことにより、分野全体で大幅な減収となりました。

営業利益は、前年度比221億円減少し、473億円となりました。為替の悪影響や前述の販売台数減の影響を静止画・動画カメラにおける高付加価値モデルへのシフトによる製品ミックスの改善や費用削減により一部補いましたが、分野全体で大幅な減益となりました。

製品部門別の外部顧客向け売上高及び主要製品の売上台数は以下のとおりです。

製品部門別の外部顧客向け売上高

	2015年度 (百万円)	2016年度 (百万円)
静止画・動画カメラ	428,777	351,834
その他	248,454	219,665
合計	677,231	571,499

主要製品の売上台数

	2015年度 (万台)	2016年度 (万台)
デジタルカメラ * (静止画・動画カメラ事業)	610	420

* 「主要製品の売上台数」のデジタルカメラは、コンパクトデジタルカメラ、及びレンズ交換式一眼カメラを含みます。

H E & S 分野

2016年度のH E & S 分野の売上高は、主に為替の影響により前年度比10.4%減少し、1兆390億円となりました。

営業利益は、前年度比79億円増加し、585億円となりました。為替の悪影響、事業の分社化及び本社機能再編の一環として負担する本社費用、ブランド及び特許権使用によるロイヤリティなどの算出方法を変更したことによる費用の増加*があったものの、主に高付加価値モデルへのシフトによる製品ミックスの改善により、分野全体で増益となりました。

* 「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『29 セグメント情報』参照。

製品部門別の外部顧客向け売上高及び主要製品の売上台数は以下のとおりです。

製品部門別の外部顧客向け売上高

	2015年度 (百万円)	2016年度 (百万円)
テレビ	797,764	720,557
オーディオ・ビデオ	354,946	311,771
その他	2,375	1,887
合計	1,155,085	1,034,215

主要製品の売上台数

	2015年度 (万台)	2016年度 (万台)
液晶テレビ	1,220	1,210

半導体分野

2016年度の半導体分野の売上高は、前年度比4.6%増加し、7,731億円となりました。この増収は、為替の影響、事業規模を縮小したカメラモジュール事業の大幅な減収、及び熊本地震の影響による生産の減少があったものの、モバイル機器向けイメージセンサーの販売数量が大幅に増加したことなどによるものです。なお、外部顧客に対する売上高は、前年度比10.1%増加しました。

営業損益は、前年度の145億円の利益に対し、当年度は78億円の損失となりました。前述の増収及び前述のカメラモジュール事業の長期性資産の減損計上額が前年度に比べ減少した影響がありましたが、為替の悪影響、前述の熊本地震に関連する費用の計上、モバイル機器向けの一部イメージセンサーの在庫に関する評価減65億円を計上したことなどにより、損益が大幅に悪化しました。

コンポーネント分野

2016年度のコンポーネント分野の売上高は、主に為替の影響や電池事業の減収により、前年度比13.0%減少し、1,954億円となりました。

営業損失は、前年度比175億円拡大し、604億円となりました。この大幅な損失拡大は、前年度は電池事業において長期性資産の減損306億円を計上したものの、当年度は今後実施予定の電池事業の譲渡にともなう減損423億円の計上があったことや、前述の減収などによるものです。

以下の棚卸資産、外部顧客に対する売上高の地域別分析、地域別の生産状況は、エレクトロニクス6分野（MC分野、G&NS分野、IP&S分野、HE&S分野、半導体分野及びコンポーネント分野の合計）に関するものです。

棚卸資産

	2015年度 (億円)	2016年度 (億円)
MC	845	795
G&NS	842	817
IP&S	649	629
HE&S	1,053	1,141
半導体	2,247	2,036
コンポーネント	365	114
エレクトロニクス6分野合計	6,001	5,532

外部顧客に対する売上高の地域別分析

	2015年度	2016年度
日本	18.1%	20.1%
米国	20.5%	21.9%
欧州	27.5%	26.1%
中国	9.6%	10.8%
アジア・太平洋地域	14.9%	14.7%
その他地域	9.3%	6.4%
エレクトロニクス6分野合計	100%	100%

地域別の生産状況

以下の表は、エレクトロニクス6分野合計の年間全生産高の自社生産高及び社外への生産委託による生産高の内訳、ならびに年間自社生産高の地域別内訳を示したものです。なお、自社生産高の地域別内訳におけるカッコ内の数値は、各地域からそれ以外の地域に輸出された製品の比率を示しています。

自社生産高及び社外への生産委託による生産高の内訳*

	2015年度	2016年度
自社生産高	61%	66%
社外への生産委託による生産高	39%	34%
エレクトロニクス6分野合計	100%	100%

自社生産高の地域別内訳*

	2015年度	2016年度
日本	37% (86%)	44% (87%)
中国	42% (70%)	33% (69%)
アジア・太平洋地域	19% (55%)	22% (59%)
米州及び欧州	1% (5%以下)	1% (5%以下)
エレクトロニクス6分野合計	100%	100%

*小数点以下を四捨五入して記載しております。したがって、各欄の合計が合計額の欄と一致しない場合があります。

映画分野

映画分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony Pictures Entertainment Inc. (以下「SPE」) の円換算後の業績です。ソニーはSPEの業績を米ドルで分析しているため、一部の記述については「米ドルベース」と特記してあります。

2016年度の映画分野の売上高は、主に米ドルに対する円高の影響により、前年度比3.7%減少し、9,031億円となりました(米ドルベースでは5%の増収)。米ドルベースでの増収は、主にテレビ番組制作及びメディアネットワークの増収によるものです。テレビ番組制作の増収は、会員制ビデオ・オン・デマンドからのライセンス収入が増加したことなどによるものです。メディアネットワークは、主に、インド、中南米及び米国での広告収入及び視聴料収入の増加により増収となりました。

営業損益は、前年度の385億円の利益に対し、当年度は805億円の損失となりました。この大幅な損益の悪化は、主に前述の営業権の減損962百万米ドル(1,121億円)の計上によるものです。加えて、メディアネットワークにおける番組費用及び広告宣伝費の増加、及び映画製作における広告宣伝費の増加の影響もありました。

2016年度末の未認識の放映権収入は約26億米ドルでした。すでに完成した映画作品やテレビ番組を放送局に提供する契約を放送局との間で締結しているため、SPEは今後10年間この金額を収入として計上することができると見込んでいます。現在の収益認識の基準及びSPEの方針にもとづき、SPEでは各作品が放送可能となった年度において、放映権収入として認識されます。

ビジネス部門別の外部顧客向け売上高

	2015年度 (百万円)	2016年度 (百万円)
映画製作	447,355	409,363
テレビ番組制作	270,115	271,886
メディアネットワーク	218,357	219,981
合計	935,827	901,230

音楽分野

音楽分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSME及びSony/ATV Music Publishing LLC(以下「Sony/ATV」)の円換算後の業績及び、円ベースで決算を行っている日本の(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントの業績が含まれています。また、ソニーの持分法適用会社であるEMI Music Publishing(以下「EMI」)の純利益の39.8%が、持分法投資利益として当分野の営業利益に含まれています。

2016年度の音楽分野の売上高は、前年度比4.6%増加し、6,477億円となりました(前年度の為替レートを適用した場合、11%の増収)。前年度の為替レートを適用した場合の分野全体の売上高は、映像メディア・プラットフォーム及び音楽制作の増収により大幅に増加しましたが、米ドルに対する円高の影響により一部相殺されました。映像メディア・プラットフォームの増収は、日本でのモバイル機器向けゲームアプリケーション「Fate/Grand Order」が好調だったことによるものです。音楽制作は、ストリーミング配信売上の増加により増収となりました。なお、当年度にヒットした音楽作品には、ビヨンセの「レモネード」、ザ・チェインスマーカーズの作品、及びシアの「ディス・イズ・アクティング」などがあります。

営業利益は、前年度比107億円減少し、758億円となりました。この減益は、前年度には前述のSMEが既に保有していたThe Orchardの持分51%を公正価値により再評価したことによる利益151百万米ドル(181億円)が計上されていたことなどによるものです。また、米ドルに対する円高の悪影響がありました。前年度の増収による好影響もありました。

ビジネス部門別の外部顧客向け売上高

	2015年度 (百万円)	2016年度 (百万円)
音楽制作	412,718	388,948
音楽出版	71,258	66,541
映像メディア・プラットフォーム	118,588	175,278
合計	602,564	630,767

金融分野

ソニーの金融分野には、SFH及びSFHの連結子会社であるソニー生命、ソニー損害保険(株)(以下「ソニー損害」)、ソニー銀行等の業績が含まれています。

以下に記載されているソニー生命の業績は米国会計原則に則ったものであり、SFH及びソニー生命が日本の会計原則に則って個別に開示している業績とは異なります。

2016年度の金融ビジネス収入は、ほぼ前年度並みの1兆875億円となりました。これは主に、ソニー生命において、保険料収入及び一般勘定における運用益が減少したものの、株式相場の上昇などにともない、特別勘定における運用損益が改善したことによるものです。なお、ソニー生命の収入は、ほぼ前年度並みの9,656億円となりました。

営業利益は、主にソニー生命の増益により、前年度に比べ99億円増加し、1,664億円となりました。ソニー生命の営業利益は、前年度に比べ155億円増加し、1,543億円となりました。この増益は、一般勘定における有価証券売却益が減少したものの、金利や株式相場の上昇にともない、繰延保険契約費償却額及び責任準備金繰入額が減少したことなどによるものです。

金融分野を分離した経営成績情報

以下の表は、金融分野の経営成績情報及び金融分野を除くソニー連結の経営成績情報です。この金融分野を分離した要約情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下の金融分野と金融

分野を除くソニー連結の金額には両者間の取引（非支配持分を含む）を含んでおり、これらの相殺消去を反映した後のものがソニー連結の金額です。

要約損益計算書（3月31日に終了した1年間）

科目	金融分野		金融分野を除くソニー連結		ソニー連結	
	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
金融ビジネス収入	1,073,069	1,087,504	-	-	1,066,319	1,080,284
純売上高及び営業収入	-	-	7,044,415	6,527,499	7,039,393	6,522,966
売上高及び営業収入	1,073,069	1,087,504	7,044,415	6,527,499	8,105,712	7,603,250
金融ビジネス費用及び営業費用	915,881	917,479	6,909,651	6,412,385	7,813,753	7,318,111
持分法による投資利益（損失）	645	3,601	2,883	7,164	2,238	3,563
営業利益	156,543	166,424	137,647	122,278	294,197	288,702
その他の収益・費用・純額	-	-	20,755	22,728	10,307	37,083
税引前利益	156,543	166,424	158,402	99,550	304,504	251,619
法人税等その他	37,741	47,711	71,451	84,956	156,713	178,330
金融分野の当期純利益	118,802	118,713	-	-	-	-
金融分野を除くソニー連結の当期純利益	-	-	86,951	14,594	-	-
当社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	147,791	73,289

その他分野

2016年度の売上高は、前年度比19.6%減少し、2,670億円となりました。この大幅な減収は主に、市場縮小に伴いディスク製造事業の売上高が減少したことによるものです。

営業利益は、前年度比292億円増加し、309億円の利益となりました。この大幅な増益は、主にエムスリー株の株式の一部売却にともなう売却益372億円が計上されたことによるものです。

構造改革

厳しい経営環境の中、ソニーはエレクトロニクス事業の再生を実現するため、様々な変革に取り組み、事業や製品カテゴリーからの撤退、従業員数の削減プログラムの実施、販売・間接部門の能率化など、大規模な構造改革を実施しました。例えば、2014年度に本社・販売会社の合理化を行い、2015年度において、2013年度比で1,000億円以上の固定費削減効果を達成しました。2014年度から始まったMC分野での構造改革計画は2016年度までに実質的に完了し、2016年度において、2014年度比で1,200億円以上の研究開発費やマーケティング費用などの経費削減効果を達成しました。また、2016年度において、ソニーと村田製作所は、ソニーグループの電池事業を村田製作所グループが譲り受けることに関し、法的拘束力を有する確定契約を締結しました。ソニーは当該電池事業に関連する資産及び負債を売却予定資産に分類し、公正価値により評価した結果、2016年度において、423億円の減損損失をその他の営業損（純額）に計上しました。

競争環境は今後も一層厳しくなるとみており、事業の規模や環境の変化を考慮して、常にコスト水準や収益構造の見直しを行い、ソニーが適切だと考えるコスト削減を継続します。

2015年度及び2016年度における構造改革に関連する費用（「構造改革に関連する資産の減価償却費」を含む）は以下のとおりです。（詳細は「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『20 構造改革にかかる費用』参照）

	2015年度 (百万円)	2016年度 (百万円)
構造改革費用	38,259	60,215

為替変動とリスク・ヘッジ

2016年度の米ドル、ユーロに対する平均円レートはそれぞれ108.4円、118.8円と前年度の平均レートに比べ米ドルは10.8%、ユーロは11.6%の円高となりました。

2016年度の連結売上高は、前年度に比べ6.2%減少し、7兆6,033億円となりました。前年度の為替レートを適用した場合、ほぼ前年並みの売上高となりました。

連結営業利益は、前年度比55億円減少し、2,887億円となりました。主にエレクトロニクス6分野において為替変動の悪影響が生じました。

前述の6分野ごとの為替変動による売上高及び営業損益への影響については、以下の表をご参照ください。また、詳細については、「経営成績の分析」の分野別概況における各分野の分析をご参照ください。為替の影響が大きかった分野やカテゴリーについて、その影響に言及しています。

		2015年度 (億円)	2016年度 (億円)	為替変動による影響額 (億円)
M C 分野	売上高	11,275	7,591	378
	営業利益(損失)	614	102	+261
G & N S 分野	売上高	15,519	16,498	1,442
	営業利益	887	1,356	22
I P & S 分野	売上高	6,840	5,796	551
	営業利益	693	473	265
H E & S 分野	売上高	11,590	10,390	1,113
	営業利益	506	585	134
半導体分野	売上高	7,391	7,731	763
	営業利益(損失)	145	78	437
コンポーネント分野	売上高	2,246	1,954	189
	営業損失	429	604	39

なお、映画分野の売上高は前年度比3.7%減少の9,031億円となりましたが、米ドルベースでは、前年度比約5%の増収でした。音楽分野の売上高は前年度比4.6%増加の6,477億円となりましたが、前年度の為替レートを適用した場合、約11%の増収でした。詳細な分析は、「経営成績の分析」の「映画分野」及び「音楽分野」をご参照ください。ソニーの金融分野は、円ベースのSFHを連結しています。同分野の事業のほとんどが日本で行われていることから、ソニーは金融分野の業績の分析を円ベースでのみ行っています。

2016年度のエレクトロニクス6分野において、米ドルに対する1円の円高の影響は、売上高では約220億円の減少、営業損益では約30億円の増加と試算されます。ユーロに対する1円の円高の影響は、売上高では約90億円、営業損益では約50億円の減少と試算されます。（「第2 事業の状況」『4 事業等のリスク』参照）

ソニーの連結業績は、主に収入と費用において通貨構成が異なることから生ずる為替変動リスクにさらされています。M C 分野では、売上高に占める円貨建ての割合が相対的に高い一方で、米ドル建ての製造や部品調達コストが大きな割合を占めていることから、米ドルに対する円高は、営業利益に好影響を及ぼします。G & N S 分野では、米ドル建てのコストの割合が高いのに対して、売上高は日本円、米ドル又はユーロで計上されるため、米ドルに対する円高は営業利益に好影響を、ユーロに対する円高は営業利益に悪影響を及ぼします。I P & S 分野では、円貨建てのコストの割合が相対的に高いのに対して、新興国での売上高の割合が高いことから、新興国通貨、特に中国元に対する円高は営業利益に悪影響を及ぼします。H E & S 分野でも、同じく、新興国通貨に対する円高は営業利益に悪影響を及ぼす一方で、ドル建ての製造コストの割合が高いことから米ドルに対する円高は営業利益に好影響を及ぼします。半導体分野では、米ドル建ての販売契約の割合が高い一方、主に日本で製造を行っていることから、米ドルに対する円高は営業利益に大幅な悪影響を及ぼします。コンポーネント分野では、主な通貨において売上高とコストが比較的バランスしていることにより、営業利益に与える為替変動の影響は軽微です。

これらの為替変動によるリスクを軽減するため、ソニーは一貫したリスク管理方針に従い、先物為替予約、通貨オプション契約を含むデリバティブを利用しています。ソニーが行っているこれらのデリバティブは、主

に当社及び当社の子会社の予想される外貨建て取引及び外貨建て売上債権や買入債務から生じるキャッシュ・フローの為替変動によるリスクを低減するために利用されています。

ソニーは、総合的な財務サービスを当社及び当社の子会社・関連会社に提供することを目的として、Sony Global Treasury Services Plc（以下「SGTS」）をロンドンに設立しています。為替変動リスクにさらされている当社及び全ての子会社が、リスク・ヘッジのための契約をSGTSとの間で結ぶことがソニーの方針となっており、当社及び当社の子会社のほとんどはこの目的のためにSGTSを利用しています。為替リスク集中の原則にもとづき、SGTSとソニー(株)がソニーグループ全体の相殺後のほとんどの為替変動リスクをヘッジしています。ソニーの方針として、金融機関との為替デリバティブ取引は、リスク管理のため、原則としてSGTSに集中しております。SGTSはグループ外の信用の高い金融機関との間で外国為替取引を行っています。ほとんどの外国為替取引は、実際の輸出入取引が行われる前の予定された取引や債権・債務に対して行われます。一般的には、実際の輸出入取引が行われる1カ月前から3カ月前までの間にヘッジを行っています。ソニーは金融機関との外国為替取引を主にヘッジ目的のために行っています。ソニーは、金融分野を除き、売買もしくは投機目的でこれらのデリバティブを利用していません。金融分野においては、主にALMの一環としてデリバティブを活用しています。

また、特にエレクトロニクス6分野では、為替変動が業績に与える影響を極力小さくするために、海外において市場により近い地域での資材・部品調達、設計、生産を推進しています。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は、当初累積その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時点で損益に振替えられます。一方、ヘッジ会計の要件を満たさない先物為替予約、通貨オプション契約、及びその他のデリバティブは時価評価され、その変動は、ただちにその他収益・その他費用に計上されます。2016年度末における外国為替契約の想定元本の合計及び資産に計上された公正価値（純額）の合計は、それぞれ2兆5,677億円、94億円となっています（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『15 デリバティブ及びヘッジ活動』参照）。

注：この章において、為替変動による売上高への影響は、前年度及び当年度における平均為替レートの変動を主要な取引通貨建て売上高に適用して為替変動影響額を算出しています。為替変動による営業損益への影響は、売上高への為替変動影響額から、同様に算出した主要な取引通貨建て売上原価ならびに販売費及び一般管理費への影響額を差し引いています。また、MC分野では独自に為替ヘッジ取引を実施しており、為替変動による営業損益への影響に同取引の影響が含まれています。また、前年度の為替レートを適用した場合の売上高は、2016年度の現地通貨建て月別売上高に対し、前年度の月次平均レートを適用して計算した売上高を指しています。映画分野及び音楽分野のSME、Sony/ATVならびにEMIにおいては、米ドルベースで集計した上で、前年度の為替レートを適用した金額を算出しています。この情報は米国会計原則に則って開示されるソニーの連結財務諸表を代替するものではありません。しかしながら、これらの開示は、投資家の皆様にソニーの営業概況をご理解頂くための有益な分析情報と考えております。

所在地別の業績

所在地別の業績は、企業のセグメント及び関連情報に関する開示にもとづく地域（顧客の所在国）別情報について、前述の「分野別営業概況」に含め関連付けて分析的に記載しています。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『29 セグメント情報』参照）

(3) 財政状態の分析

以下の表は、金融分野の財務情報、金融分野を除くソニー連結の財務情報、及びソニー連結の財務情報です。この情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下の金融分野と金融分野を除くソニー連結の金額には両者間の取引（非支配持分を含む）を含んでおり、これらの相殺消去を反映した後のものがソニー連結の金額です。

要約貸借対照表

(単位：百万円)	金融分野		金融分野を除く ソニー連結		ソニー連結	
	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度
資産						
流動資産	1,328,144	1,499,646	2,873,611	2,861,744	4,196,727	4,355,722
現金・預金及び現金同等物	233,701	268,382	749,911	691,760	983,612	960,142
有価証券 *1	943,195	1,051,441	3,202	-	946,397	1,051,441
受取手形及び売掛金 (貸倒・返品引当金控除後) *2	9,743	10,931	847,788	947,602	853,592	953,811
その他	141,505	168,892	1,272,710	1,222,382	1,413,126	1,390,328
繰延映画製作費	-	-	301,228	336,928	301,228	336,928
投資及び貸付金 *3	9,004,981	9,904,576	309,184	285,965	9,234,083	10,111,793
金融ビジネスへの投資(取得原価)	-	-	111,476	133,514	-	-
有形固定資産	18,047	21,323	801,485	735,590	820,818	758,199
その他の資産 *4	564,357	638,330	1,559,646	1,463,324	2,120,534	2,097,914
繰延保険契約費	511,834	568,837	-	-	511,834	568,837
その他	52,523	69,493	1,559,646	1,463,324	1,608,700	1,529,077
計	10,915,529	12,063,875	5,956,630	5,817,065	16,673,390	17,660,556
負債及び資本						
流動負債	2,209,232	2,701,585	2,626,546	2,525,820	4,830,750	5,221,739
短期借入金 *5	93,398	411,643	243,543	106,437	336,940	518,079
支払手形及び買掛金	-	-	550,964	539,900	550,964	539,900
銀行ビジネスにおける顧客預金	1,912,673	2,071,091	-	-	1,912,673	2,071,091
その他	203,161	218,851	1,832,039	1,879,483	2,030,173	2,092,669
固定負債	7,319,461	7,911,233	1,421,128	1,408,880	8,710,752	9,291,337
長期借入債務	34,567	75,511	525,507	609,692	556,605	681,462
未払退職・年金費用	29,082	31,289	433,302	365,427	462,384	396,715
保険契約債務その他 *6	6,910,535	7,465,565	-	-	6,910,535	7,465,565
その他	345,277	338,868	462,319	433,761	781,228	747,595
償還可能非支配持分	-	-	7,478	12,058	7,478	12,058
金融分野の株主に帰属する資本	1,385,515	1,449,605	-	-	-	-
金融分野を除くソニー連結の株主に帰属する資本	-	-	1,796,891	1,770,632	-	-
当社株主に帰属する資本	-	-	-	-	2,463,340	2,497,246
非支配持分	1,321	1,452	104,587	99,675	661,070	638,176
計	10,915,529	12,063,875	5,956,630	5,817,065	16,673,390	17,660,556

- *1 2016年度末の金融分野における有価証券の増加は、主にソニー生命が保有する有価証券が増加したことによるものです。
- *2 2016年度末の金融分野を除くソニー連結における受取手形及び売掛金（貸倒・返品引当金控除後）の増加は、主にG & N S分野、映画分野、音楽分野において受取手形及び売掛金が増加したことによるものです。
- *3 2016年度末の金融分野における投資及び貸付金の増加は、主にソニー生命において投資及び貸付金が増加したことによるものです。
- *4 2016年度末の金融分野を除くソニー連結におけるその他の資産の減少は、主に営業権が減少したことによるものです。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『10 営業権及び無形固定資産』参照）

- *5 2016年度末の金融分野における短期借入金の増加は、主にソニー生命において短期借入金が増加したことによるものです。金融分野を除くソニー連結における短期借入金の減少は、主に1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を返済したことによるものです。
- *6 2016年度末の金融分野における保険契約債務その他の増加は、ソニー生命における保有契約高の増加により保険契約債務が増加したことによるものです。

投資有価証券

売却可能証券及び満期保有目的証券に区分されるものの未実現評価損益は次のとおりです。

項目	2017年3月31日現在（単位：百万円）			
	取得原価	未実現評価益	未実現評価損	公正価値
金融ビジネス：				
売却可能証券				
負債証券				
ソニー生命	1,149,125	188,332	2,772	1,334,685
ソニー銀行	613,954	6,857	1,686	619,125
その他	59,504	182	16	59,670
持分証券				
ソニー生命	25,302	13,660	370	38,592
ソニー銀行	-	-	-	-
その他	530	1,517	-	2,047
満期保有目的証券				
負債証券				
ソニー生命	6,066,464	1,522,835	75,043	7,514,256
ソニー銀行	6,219	87	-	6,306
その他	75,837	16,064	449	91,452
計	7,996,935	1,749,534	80,336	9,666,133
金融ビジネスを除くその他のビジネス：				
売却可能証券	32,131	54,760	7	86,884
満期保有目的証券	-	-	-	-
計	32,131	54,760	7	86,884
連結合計	8,029,066	1,804,294	80,343	9,753,017

2017年3月31日現在、ソニー生命が保有する負債証券及び持分証券の未実現評価損の総額は782億円でした。ソニー生命は、原則として、国内外の公社債に投資しており、その多くはStandard & Poor's Ratings Services（以下「S&P」）、Moody's Investors Service（以下「ムーディーズ」）等の格付け会社によりBBB、又は同等以上に格付けされています。

2017年3月31日現在、ソニー銀行が保有する負債証券の未実現評価損の総額は17億円でした。このうち12ヵ月超継続して未実現評価損の状況にある有価証券に関するものは46.8%です。ソニー銀行は、原則として、日本の国債、社債及び外国債券に投資しており、その多くはS&P、ムーディーズ等の格付け会社によりBBB、又は同等以上に格付けされています。

これらの未実現評価損は多数の有価証券から構成されており、個々の有価証券の未実現評価損に金額的な重要性はありません。さらに、個々の公正価値の下落金額及び下落率とも僅少であり、公正価値の下落は一時的であると判定されていることから、これらの未実現評価損を認識した有価証券の中に、減損の基準に合致したものはありません。

2017年3月31日現在、ソニー生命が保有する償還期日を有する有価証券のうち、未実現評価損（778億円）を有するものの満期日は、以下のとおりです。

1年以内	-
1年超5年以内	-
5年超10年以内	-
10年超	100.0%

2017年3月31日現在、ソニー銀行が保有する償還期日を有する有価証券のうち、未実現評価損（17億円）を有するものの満期日は、以下のとおりです。

1年以内	10.5%
1年超5年以内	57.5%
5年超10年以内	2.0%
10年超	30.0%

2015年度及び2016年度において、ソニー生命が計上した売却可能証券の実現利益（純額）は、それぞれ193億円及び13億円です。

ソニーは通常の事業において、多くの非公開会社の株式を長期の投資有価証券として保有し、これらは投資有価証券その他に含まれています。2017年3月31日におけるこれらの非公開会社に対する投資の簿価合計は613億円です。非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できない場合、主に取得原価で計上されています。非上場会社に対する投資の価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとは判断される場合は直ちに減損を認識し、公正価値まで評価減を行います。

2015年度及び2016年度において実現した減損は、総額でそれぞれ36億円及び76億円計上されました。このうち、2015年度及び2016年度において、それぞれ1億円及び0.5億円が、金融分野の子会社により金融ビジネス収入として計上されています。金融分野の子会社以外の実現した減損額は、主として金融分野以外の戦略投資に関するもので、その他の費用として計上されています。この戦略投資は、主にソニーが新技術の開発及びマーケティングのために戦略的関係を有する日本及び米国所在の企業に関するものです。これらの減損の計上は、過去2年間において、これら新技術の開発及び販売に成功しなかったため、これらの企業の業績が以前の見通しより悪化したことにより、これらの企業の公正価値の下落が一時的でないとは判断されたことにもとづくものです。個々の減損につき、金額的に重要性のあるものではありません。

有価証券の減損が生じたとは判断された場合には、その公正価値にもとづく価額まで評価減を行います。活発な市場における取引価格が入手可能な有価証券の公正価値は、減損の判断が行われた時点での未調整の取引価格にもとづき測定されます。前述以外の有価証券の公正価値は通常、類似特性を持った有価証券の取引価格にもとづき測定され、もしくは、価格決定モデル、割引キャッシュ・フロー法、又は市場参加者が価格決定に使用するであろう前提に関するマネジメントの重要な判断もしくは見積りを必要とする類似評価手法を用いて算定されます。過去2年間において計上された減損は、個々の有価証券に固有な要因及び状況によるもので、他の有価証券に対して重要な影響を与えるものではありません。

金融分野の投資額は主にソニー生命とソニー銀行により構成されています。2017年3月31日現在、ソニー生命、ソニー銀行の投資額はそれぞれ金融分野全体の投資額の約92%及び約7%を占めています。

借入債務、オペレーティング・リースによる最低賃借料、契約債務及び偶発債務

2017年3月31日現在におけるソニーの既発債務及び契約債務は以下のとおりです。（「注記」は、連結財務諸表注記）

項目	期限別支払額（単位：百万円）				
	合計	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上
既発債務及び契約債務					
短期借入債務(注記12)	464,655	464,655	-	-	-
長期借入債務(注記9、12)					
キャピタル・リース未払金等	34,224	10,152	12,338	7,794	3,940
その他長期借入債務	700,662	43,272	336,968	149,723	170,699
その他長期借入債務に係る利息	8,530	4,165	2,942	887	536
オペレーティング・リース取引による最低賃借料(注記9)	268,520	54,727	83,842	42,691	87,260
契約債務(注記28)					
映画作品及びテレビ番組の製作又は配給権購入のための予定支払額	139,006	76,104	55,933	4,446	2,523
音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社との長期契約	61,660	26,286	18,147	8,872	8,355
広告宣伝の権利に関する長期スポンサーシップ契約	13,305	4,826	8,479	-	-
長期番組供給契約	16,317	7,620	8,697	-	-
その他の契約債務	113,619	84,971	21,921	5,067	1,660
生命保険ビジネスにおける保険契約債務 その他及び契約者勘定(注記11) *	21,320,690	470,406	1,024,469	1,149,210	18,676,605
総未認識税務ベネフィット(注記22) **	119,529	1,288	-	-	-
合計	23,260,717	1,248,472	1,573,736	1,368,690	18,951,578

* 生命保険ビジネスにおける保険契約債務その他及び契約者勘定の期限別支払額は、保険契約者等に対する将来の予測支払額です。これらの支払額は罹患率、死亡率及び契約脱退率等の予測にもとづいて算定されています。上記の金額は割引現在価値ではありません。上記の合計金額の21兆3,207億円は、主として金銭の時間的価値の違いにより、連結貸借対照表の計上額である7兆4,138億円より大きくなっています。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『11 保険関連科目』参照）

** 総未認識税務ベネフィットの合計額は、未認識税務ベネフィットに関する会計基準にもとづく総未認識税務ベネフィットに関する負債を示しています。ソニーは、この負債のうち13億円は、1年以内に解決すると予想しています。それ以外の残高の1,182億円については、様々な税務当局との合意の時期の不確実性により、その解決時期を合理的に見積もることはできません。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『22 法人税等』参照）

以下の項目は、上記の表及び下記の2017年3月31日現在における契約債務の総額には含まれていません。

- 将来における年金支払の合計額については、現時点では確定できないため、含まれていません。なお、ソニーは2017年度において、給付建年金制度に対して日本国内制度で約120億円、海外制度で約50億円を拠出する予定です。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『16 年金及び退職金制度』参照）
- 金融子会社が提供する、顧客に対する貸付契約にもとづく貸付の未実行残高は、現時点では顧客による借入金額を予測できないため、上記の表には含まれていません。なお、2017年3月31日現在、これらの貸付未実行残高は約314億円です。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『28 契約債務、偶発債務及びその他』参照）
- 特定の部品組立業者及び生産受託業者からの購入は、ソニーにおける製造のための供給の継続及び最善の価格を達成するために通常の業務過程に組み込まれており、典型的な拘束力を有する購入義務ではないことから含まれていません。購入義務は、ソニーに対して法的拘束力を有する、物品あるいはサービスの購入に関する契約義務として定義されます。これらの義務には購入数量や価格、取引時期に関する条項など、重要な

条項が含まれますが、違約金の支払をとまわずに解約できる契約は含まれません。購入には、ソニーが特定の部品組立業者との間で締結している、これらの部品組立業者のために部品を含む物品を調達し、関連する再購入の際に支払から控除する契約が含まれます。これにより、在庫リスクを最小化する、ソニーのフレキシブルなサプライチェーン・マネジメントと、これらの会社との間における相互に利点のある調達関係の実現が可能となります。業界の慣行にしたがい、ソニーが提供する需要予測や生産計画にもとづき、部品組立業者から技術的基準を満たす部品の購入を行っています。

訴訟及び製品保証を含む保証債務については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『28 契約債務、偶発債務及びその他』をご参照ください。

オフバランス取引

ソニーは流動性と資金調達手段の確保、及びクレジットリスクを軽減するためにオフバランス取引を行っています。

これらの取引は、ソニーが売掛債権に対する支配を放棄したことから、売却として会計処理されます。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『7 金融資産の移転』参照）また、一部の売掛債権売却プログラムには変動持分事業体（以下「VIE」）が関与していますが、ソニーは第一受益者ではないためこれらのVIEを連結対象とはしていません。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『24 変動持分事業体』参照）

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

営業活動によるキャッシュ・フロー：2016年度において営業活動から得た現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度比602億円（8.0%）増加し、8,093億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結では、4,458億円の受取超過となり、前年度比1,830億円（69.6%）の受取の増加となりました。この増加は、当期純利益に非資金調整項目（有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費、投資有価証券売却益、ならびにその他の営業損益）を加味した後の金額が前年度に比べて増加したことや、棚卸資産が前年度の増加から減少に転じたことなどによるものです。

金融分野では3,762億円の受取超過となり、前年度比1,191億円（24.0%）の受取の減少となりました。この減少は、売買目的有価証券の評価損益を加味した当期純利益が前年度に比べて減少したことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー：2016年度において投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度比2,236億円（21.7%）増加し、1兆2,540億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結では、2,994億円の支払超過となり、前年度比355億円（10.6%）の支払の減少となりました。この減少は、半導体製造設備等の固定資産の購入による支払いが減少したことなどによるものです。

金融分野では9,532億円の支払超過となり、前年度比2,592億円（37.3%）の支払の増加となりました。この増加は、ソニー生命における投資の売却又は償還及び貸付金の回収が前年度に比べて減少したことなどによるものです。

金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの当年度における受取超過の合計*は、前年度の支払超過から2,185億円改善し、1,463億円の受取超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー：2016年度において財務活動から得た現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度比722億円（19.0%）増加し、4,523億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結では、前年度の1,448億円の受取超過に対し、当年度は1,734億円の支払超過となりました。当年度においては、普通社債の発行を行った一方で、長期借入金の返済及び、ソニーの100%子会社とするためにEstate of Michael Jacksonが保有していたSony/ATVの50%の持分をソニーが取得したことにとまなう支払いがありました。前年度においては、新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行を行いました。

金融分野では6,116億円の受取超過となり、前年度比3,867億円（171.9%）の受取の増加となりました。この増加は、ソニー生命における短期借入金が増加したことや、ソニー銀行における顧客預り金の増加額が拡大したことなどによるものです。

現金・預金及び現金同等物：以上の結果、為替変動の影響を加味した2017年3月末の現金・預金及び現金同等物期末残高は9,601億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の2017年3月末における現金・預金及び現金同等物期末残高は、2016年3月末に比べ582億円（7.8%）減少し、6,918億円となりました。ソニーは各子会社に資金余剰、もしくは資金不足が生じた場合にはSGTSを通じてグローバルに資金の貸し借りを行うことでグループ内の資金を有効活用するシステムを整えています。一部の地域において資金の移動が現地の法律により制限されることはありますが、影響を受ける金額は軽微と考えています。（「第2 事業の状況」『7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析』の『（5）資本の財源及び資金の流動性についての分析』の「キャッシュ・マネジメント」を参照）なお、ソニーではこの他に円換算で総額5,244億円（2017年3月末時点）の未使用の金融機関とのコミットメントラインを保持しており、十分な流動性を継続的に確保していると考えています。金融分野の2017年3月末における現金・預金及び現金同等物期末残高は、2016年3月末に比べ347億円（14.8%）増加し、2,684億円となりました。

* ソニーは、その経営指標として用いる「金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計」を開示情報に含めています。この情報は、金融分野を除く事業が流動性の保持、借入金の返済、及び配当金の支払いに必要な資金を確保できるかを評価するために重要な情報と考えています。この情報は金融分野を分離したキャッシュ・フロー情報をもとに作成しています。これらのキャッシュ・フロー情報はソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則で要求されているものではなく、また米国会計原則に則って作成されているものではありません。金融分野の大部分を構成する、日本で上場している金融持株会社のSFHと傘下の子会社は独自に流動性を確保しているため、金融分野のキャッシュ・フローはこの情報に含まれていません。この情報は他の企業の開示情報と比較できない可能性があります。また、この指標は負債返済に必要な元本返済支出の控除は行っておらず、裁量支出に使用可能な残余キャッシュ・フローを表しているものではないという限界があります。したがって、ソニーはこの情報を連結キャッシュ・フロー計算書に対する

補足情報として、投資や利用可能な融資枠、及び流動性に関する情報とあわせて開示しており、連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。

連結キャッシュ・フロー計算書と「金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計」の差異の照合調整表は以下のとおりです。

科目	2015年度 金額(億円)	2016年度 金額(億円)
連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)	7,491	8,093
連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物(純額)	10,304	12,540
(1)	2,813	4,447
控除：金融分野における営業活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)(2)	4,953	3,762
控除：金融分野における投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物(純額)(3)	6,940	9,532
消去 ** (4)	105	141
金融分野を除く営業活動及び投資活動から得た又は使用した() 連結キャッシュ・フローの合計 (1)-(2)-(3)+(4)	721	1,463

** 消去は主にセグメント間の配当金の支払いです。

金融分野を分離したキャッシュ・フロー情報(監査対象外)

以下の表は、金融分野のキャッシュ・フロー情報、金融分野を除くソニー連結のキャッシュ・フロー情報、及びソニー連結のキャッシュ・フロー情報です(監査対象外)。このキャッシュ・フロー情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下の金融分野と金融分野を除くソニー連結の金額には両者間の取引(非支配持分を含む)を含んでおり、これらの相殺消去を反映した後のものがソニー連結の金額です。

要約キャッシュ・フロー計算書

科目	金融分野		金融分野を除く ソニー連結		ソニー連結	
	2015年度 金額(百万円)	2016年度 金額(百万円)	2015年度 金額(百万円)	2016年度 金額(百万円)	2015年度 金額(百万円)	2016年度 金額(百万円)
営業活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)	495,283	376,229	262,783	445,770	749,089	809,262
投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物(純額)	694,031	953,192	334,900	299,435	1,030,403	1,253,973
財務活動から得た又は使用した()現金・預金及び現金同等物(純額)	224,922	611,644	144,751	173,425	380,122	452,302
為替相場変動の現金・預金及び現金同等物に対する影響額	-	-	64,609	31,061	64,609	31,061
現金・預金及び現金同等物純増加・減少()額	26,174	34,681	8,025	58,151	34,199	23,470
現金・預金及び現金同等物期首残高	207,527	233,701	741,886	749,911	949,413	983,612
現金・預金及び現金同等物期末残高	233,701	268,382	749,911	691,760	983,612	960,142

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

以下の基本方針及び数値情報は、独自に流動性を確保している金融分野を除いたソニーの連結事業にもとづいて説明しています。なお、金融分野については当該項目の最後に別途説明しています。

流動性マネジメントと資金の調達

ソニーは、事業活動に必要な流動性を保ちながら健全なバランスシートを維持することを財務の重要な目標と考えています。ソニーは、現金・預金及び現金同等物（以下「現預金等」。ただし、国の規制等で資金の移動に制約があるものを除く）及びコミットメントラインの未使用額を合わせた金額を流動性として位置づけており、連結月次売上高の50%及び半年以内に期限が到来する債務返済額の合計額を、十分にカバーできる流動性を通年にわたり維持することを基本方針としています。

流動性の保持に必要な資金は、営業活動及び投資活動（資産売却を含む）によるキャッシュ・フローの合計及び現預金等でまかないますが、ソニーは必要に応じて金融・資本市場からの資金調達を行う能力も有しています。また金融・資本市場の流動性がなくなった場合でも、ソニーは現預金等及び金融機関とのコミットメントラインを使用することによって十分な流動性を維持することができると現時点では考えています。

ソニーは、主として当社及びSGTSを通じて、金融・資本市場からの資金調達を行っています。

当社及びSGTSは運転資金需要に対応するため、市場環境によって左右されることはありますが、日本・米国・欧州の各市場へアクセス可能なコマーシャルペーパー（以下「CP」）のプログラム枠を有しています。2016年度末時点で当社とSGTSは、円換算で合計8,366億円分のCPプログラム枠を保有しています。2016年度中の最大月末発行残高は2016年8月の1,300億円でしたが、2016年度末における発行残高はありません。

ソニーは通常は上記の普通社債、CPに加え、シンジケートローンを含めた銀行借入などの手段を通じて調達を行っています。市場が不安定な混乱状況に陥り、前述の手段により十分な資金調達ができなくなった場合に備え、ソニーは、多様な金融機関との契約によるコミットメントラインも保持しています。2016年度末の未使用のコミットメントラインの総額は円換算で5,244億円です。未使用のコミットメントラインの内訳は、日本の銀行団と結んでいる3,000億円の円貨コミットメントライン（2019年7月満期）、日本の銀行団と結んでいる1,500百万米ドルの複数通貨建コミットメントライン（2018年12月満期）、外国の銀行団と結んでいる500百万米ドルの複数通貨建コミットメントライン（2017年3月満期。2017年4月3日付で、金額を525百万米ドルに変更し、2018年3月満期に更新。）であり、全て当社及びSGTSが借入主体となっています。これらの目的は、金融・資本市場の混乱期においても機動的・安定的な資金調達が可能とし十分な流動性を確保することです。

グループ全体の主要な資金調達に関する金融機関との契約において、ソニーの格付けが低下した場合に、強制的に早期弁済を求められるものはありません。また、これら契約のうち一部のコミットメントライン契約については、ソニーの格付けにより借入コストが変動する条件が含まれているものがありますが、未使用のコミットメントラインからの借入を禁ずる条項を含んでいるものはありません。また、ほとんどの借入金に用途制限はありませんが、例外として一部に米国連邦準備制度理事会などの規制に従い、米国の証券取引所に上場されている有価証券や米国の店頭市場において取引されている有価証券の取得に関して用途制限があります。

2016年9月に、当社は総額200,000百万円の無担保普通社債を発行しました。この発行により調達した資金の大半を債務返済資金に充当しました。残りの資金については、2017年7月末までに債務返済資金に充当する予定です。

格付け

ソニーは、流動性及び資本政策に対する財務の柔軟性を確保し、金融・資本市場を通じた十分な資金リソースへのアクセスを保持するため、安定した一定水準の格付けの維持を重要な経営目標の一つと位置づけています。

ソニーは、グローバルな資本市場から円滑な資金調達を行うにあたり、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)（以下「S&P」）及びムーディーズ・ジャパン(株)（以下「ムーディーズ」）の2社より格付けを取得しています。また、日本国内の資本市場からの調達にあたっては、日本の格付会社である(株)格付投資情報センター及び(株)日本格付研究所からも格付けを取得しています。

またソニーは現時点において、引き続き金融・資本市場を通じた十分な資金リソースへのアクセスを保持していると考えています。（将来の格付け低下によるリスクについては、「第2 事業の状況」『4 事業等のリスク』参照）

キャッシュ・マネジメント

ソニーはSGTSを中心にグローバルな資金管理を行っています。資本取引に規制があり資金移動を制限されている国や地域は一部存在しますが、大部分の子会社における資金の過不足は、SGTSにより純額ベースで運用又は調達しています。ソニーは資金の効率化をめざし、各子会社に資金余剰が出た場合はSGTSに預け、また各子会社に資金不足が生じた場合にはSGTSを通じて資金の貸し借りをを行うことで、余剰資金を活用し、外部借入を削減することができます。関係会社間の効率的な資金移動が制限されている国や地域では、ソニーはSGTSの外

に資金を残していますが、必要な流動性資金はキャッシュ・フローや外部からの借入（もしくはその両方）によって調達しています。ソニーは、海外に所在する移動を制限されている資金が、ソニー全体の流動性や財務状況ならびに業績に重大な影響を与えるとは考えていません。

金融分野

SFH、ソニー生命、ソニー損保、ならびにソニー銀行の各マネジメントは、業務の遂行にともなう支払義務を履行するのに十分な流動性を確保することが重要だと認識しています。ソニー生命、ソニー損保、ならびにソニー銀行は、法令（保険業法及び銀行法など）や金融庁及びその他関係規制当局の定める各種規制を遵守することに加え、それに準拠した社内規程を制定、運用しながら、十分な現預金等を準備し、支払能力を確保することに努めています。ソニー生命及びソニー損保は、受取保険料を主な資金の源泉とし、有価証券を中心とした投資を行うにあたり、保険金等の円滑な支払等に十分な水準の流動性を確保しています。ソニー銀行は、顧客からの円貨・外貨建て預金を主な資金の源泉とし、住宅ローンを中心とする貸出と主に市場性のある有価証券投資を行う中で、円滑な決済等に必要水準の流動性を確保しています。外貨建て顧客預金で得られた資金は、同じ通貨建の金融商品に投資されています。

なお、金融分野の子会社は、保険業務、銀行業務の公共性から、その信用を維持し、契約者や預金者の保護を確保することが保険業法、銀行法で定められております。したがって、金融分野の子会社と金融分野以外のソニーグループ会社間で資金の貸借を行うことは厳格に制限されており、金融分野の子会社は、上記のSGTSを介したグローバルなキャッシュ・マネジメントからも隔離されています。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

ソニーは、生産部門の合理化及び品質向上、ならびに需要増大にともなう生産設備の増強を目的とした設備投資のほか、研究開発の強化を図るため継続して投資を行っています。

当年度の設備投資額の内訳は次のとおりです。

セグメントの名称	2016年度 (自2016年4月1日 至2017年3月31日) 金額(百万円)
エレクトロニクス	197,517
映画	24,345
音楽	12,367
金融	14,579
その他、全社(共通)	23,395
合計	272,203

(注) 1 MC、G&NS、IP&S、HE&S、半導体及びコンポーネント分野について、「エレクトロニクス」として記載しています。

2 金額は有形固定資産及び無形固定資産の増加額であり、消費税等は含まれていません。

3 企業結合により生じた増加額は含まれていません。

当年度の設備投資額は、2,722億円となりました。主な内訳は、エレクトロニクスで半導体や新製品の生産設備を中心に1,975億円、映画分野で243億円、音楽分野で124億円、金融分野で146億円、その他で234億円でした。なお、設備の除却等については重要なものではありません。

2【主要な設備の状況】

ソニーは、多種多様な事業を国内外で行っており、その設備の状況はセグメントごとの数値とともに主たる設備の状況を開示する方法によっています。なお、ソニーの連結財務諸表は米国会計原則にもとづき作成されており、有形固定資産には、リース取引の契約内容が一定のキャピタル・リースの条件に該当する場合の最低リース料支払総額の現在価値又はリース資産の公正価値が含まれています。

当年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

(1) セグメント内訳

2017年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）				従業員数 （人）
	土地 （面積千㎡）	建物及び 構築物	機械装置・ その他の資産	合計	
エレクトロニクス	22,458 (2,912)	97,002	529,705	649,165	91,100
映画	9,660 (369)	40,529	112,168	162,357	9,000
音楽	45,350 (3,036)	19,716	172,623	237,689	8,200
金融	8,896 (4)	7,640	35,430	51,966	10,100
その他、全社（共通）	30,929 (649)	84,833	125,445	241,207	10,000
合計	117,293 (6,970)	249,720	975,371	1,342,384	128,400

(注)1 MC、G&NS、IP&S、HE&S、半導体及びコンポーネント分野について、「エレクトロニクス」として記載しています。

2 金額には消費税等は含まれていません。

3 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産、建設仮勘定ならびに無形固定資産です。

4 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

5 ソニーは、情報関連及びその他の機器、工場施設、事務所、倉庫、従業員の住居施設及びその他の資産の一部を賃借しています。これらリース資産については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『9 リース』に記載しています。

(2) 提出会社の状況

2017年3月31日現在

事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の 資産	合計	
本社(東京都港区)	I P & S、 その他、全社(共通)	デジタルカメラ及 び電子部品等の研 究設備、本社設備	2,304 (42)	29,211	39,487	71,002	2,403
ソニーシティ大崎 (東京都品川区)	I P & S、 全社(共通)	非接触I C用研究 設備	- (-)	948	1,108	2,056	971
厚木テクノロジーセンター (神奈川県厚木市)	I P & S、 全社(共通)	放送用・業務用ビ デオ機器等の研究 設備	763 (160)	21,929	7,299	29,991	2,743
その他	全社(共通)、 その他	本社設備	6,045 (151)	13,566	320	19,932	68

- (注) 1 金額には消費税等は含まれていません。
 2 事業所の「その他」には、御殿山テクノロジーセンター、有明ビジネスセンター、湘南テクノロジーセンター、仙台テクノロジーセンターの4事業所を集約しています。
 3 「機械装置・その他の資産」は、機械装置、その他の有形固定資産、建設仮勘定及び無形固定資産です。
 4 国内子会社より賃借している設備を含んでいます。
 5 上記のほか、土地及び建物の一部を関係会社以外より賃借しており、賃借中の当該土地の面積は33千㎡です。
 6 上記のほか、土地、建物及び構築物等を主として国内関係会社に貸与しています。

(3) 主要な国内子会社の状況

2017年3月31日現在

主な子会社及び事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の 資産	合計	
ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) 幸田サイトほか (東京都港区)	エレクトロニクス	電子機器等の製造設備	5,788 (500)	10,969	20,391	37,148	4,300
ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株) 長崎テクノロジーセンターほか (熊本県菊池郡)	エレクトロニクス	半導体等の製造設備	14,748 (966)	52,716	249,741	317,205	7,500
ソニービデオ&サウンドプロダクツ(株) (東京都品川区)	エレクトロニクス	オーディオ及びビデオ機器等の研究設備	- (-)	465	9,776	10,241	1,200
ソニーセミコンダクタソリューションズ(株) (神奈川県厚木市)	エレクトロニクス	半導体等の研究設備	- (-)	56	20,266	20,322	3,300
ソニービジュアルプロダクツ(株) (東京都品川区)	エレクトロニクス	テレビ機器等の研究設備	- (-)	21	9,548	9,569	900
ソニーネットワークコミュニケーションズ(株) (東京都品川区)	エレクトロニクス	データ通信設備	- (-)	562	10,742	11,304	1,300
ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) (東京都品川区)	エレクトロニクス	携帯電話等の製造設備	- (-)	3,003	57,701	60,704	5,500
(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント (東京都港区)	エレクトロニクス	家庭用ゲーム機・クラウド関連ソフトウェア	- (-)	1,241	107,663	108,904	1,800
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント (東京都千代田区)	音楽	音楽施設及び自社利用ソフトウェア	45,139 (361)	16,631	24,739	86,509	2,800
ソニー生命保険(株) (東京都千代田区)	金融	自社利用ソフトウェア	4,126 (4)	4,709	19,956	28,791	7,800

(注)1 MC、G&NS、IP&S、HE&S、半導体及びコンポーネント分野について、「エレクトロニクス」として記載しています。

2 金額には消費税等は含まれていません。

3 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産、建設仮勘定ならびに無形固定資産です。

4 提出会社より賃借している設備を含んでいます。

5 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

6 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)、ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)ならびに(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントの各数値は連結決算数値です。

(4) 主要な在外子会社の状況

2017年3月31日現在

主な子会社及び事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の 資産	合計	
Sony Corporation of America (アメリカ ニューヨーク)	エレクトロ ニクス	電子機器等の製造 設備	267 (112)	553	3,738	4,558	3,500
	映画	映画、テレビ番 組、ビデオソフト 等の製作・製造設 備	9,660 (369)	40,529	112,168	162,357	9,000
	音楽	ミュージック・カ タログ等	211 (2,674)	3,085	147,884	151,180	5,400
	その他、全 社(共通)	社屋及び機械装置 等	1,072 (447)	16,986	10,046	28,104	4,500
Sony Europe Limited (イギリス サリー)	エレクトロ ニクス	社屋及び販売設備 等	2,475 (25)	2,563	3,975	9,013	3,100
Gaikai Inc. (アメリカ カリフォルニア)	エレクトロ ニクス	クラウド関連ソフ トウェア	- (-)	18	8,001	8,019	200
Sony Interactive Entertainment America LLC (アメリカ カリフォルニア)	エレクトロ ニクス	クラウド関連設備 等	- (-)	4,653	4,572	9,225	1,900
Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. (マレーシア セランゴール)	エレクトロ ニクス	電子機器等の製造 設備	478 (143)	1,770	7,901	10,149	9,200
Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd. (シンガポール)	エレクトロ ニクス、 全社(共通)	自社利用ソフ トウェア	- (-)	226	28,309	28,535	1,500

(注)1 MC、G&NS、IP&S、HE&S、半導体及びコンポーネント分野について、「エレクトロニクス」として記載しています。

2 金額には消費税等は含まれていません。

3 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産、建設仮勘定ならびに無形固定資産です。

4 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

5 Sony Corporation of Americaの各数値は連結決算数値です。

3【設備の新設、除却等の計画】

ソニーは、多種多様な事業を国内外で行っており、設備の新設・拡充の計画はセグメントごとの数値を開示する方法によっています。

2017年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）におけるセグメントごとの設備投資計画（新設・拡充）は次のとおりです。

セグメントの名称	2017年度 設備投資計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的
エレクトロニクス	240,000	半導体を中心とした生産設備投資
映画	18,000	映画製作に関わる設備投資、IT関連設備投資など
音楽	10,000	IT関連設備投資など
金融	20,000	IT関連設備投資など
その他、全社(共通)	42,000	IT関連設備投資など
合計	330,000	

(注)1 MC、G&NS、IP&S、HE&S、半導体及びコンポーネント分野について、「エレクトロニクス」として記載しています。

2 金額には消費税等は含まれていません。

3 上記の設備投資額の支払いは、主として自己資金等により賄う予定です。

2017年度の設備投資額は、主にエレクトロニクス事業における設備投資の増加により前年度に比べ約21.2%増加の約3,300億円となる見通しです。その主な内容は、半導体を中心とした生産設備投資です。

一方、除却等については、経常的な設備の更新のための除却及び売却を見込んでいます。

なお、上記の設備投資計画は、本書提出日現在において入手可能な情報から得られたソニーのマネジメントの判断にもとづいています。したがって、これらの設備投資計画のみに全面的に依拠することは控えるようお願いします。実際の設備投資は、様々な重要な要素により、これら計画とは大きく異なる結果となり得ます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
計	3,600,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2017年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2017年6月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,263,763,660	1,264,007,960	東京・ニューヨーク 各証券取引所	単元株式数 は100株
計	1,263,763,660	1,264,007,960		

(注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されています。

2 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月(2017年6月)に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

[1] 第14回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2007年6月21日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	3,962個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	396,200株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,514円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,514円 1株当たり資本組入額 2,757円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の承認の日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[2] 第15回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2007年6月21日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	10,291個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,029,100株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 48.15米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 48.15米ドル 1株当たり資本組入額 24.08米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の承認の日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[3] 第16回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2008年6月20日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	4,070個 *1	3,818個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	407,000株 *2	381,800株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,987円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,987円 1株当たり資本組入額 1,494円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[4] 第17回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2008年6月20日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	8,587個 *1	8,399個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	858,700株 *2	839,900株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 30.24米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 30.24米ドル 1株当たり資本組入額 15.12米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[5] 第18回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2009年6月19日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	3,388個 *1	3,361個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	338,800株 *2	336,100株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,595円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2010年12月9日から2019年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,595円 1株当たり資本組入額 1,298円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[6] 第19回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2009年6月19日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	9,381個 *1	9,140個 *2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	938,100株 *2	914,000株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 29.56米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2010年12月9日から2019年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 29.56米ドル 1株当たり資本組入額 14.78米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[7] 第20回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2010年6月18日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	4,216個 *1	3,949個 *2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	421,600株 *2	394,900株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,945円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2011年11月18日から2020年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,945円 1株当たり資本組入額 1,473円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[8] 第21回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2010年6月18日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	10,509個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,050,900株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 35.48米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2011年11月18日から2020年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 35.48米ドル 1株当たり資本組入額 17.74米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[9] 第22回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2011年6月28日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	2,530個 *1	2,452個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	253,000株 *2	245,200株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,523円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2012年11月22日から2021年11月21日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 1,523円 1株当たり資本組入額 762円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[10] 第23回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2011年6月28日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	9,710個 *1	9,554個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	971,000株 *2	955,400株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 19.44米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2012年11月22日から2021年11月21日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 19.44米ドル 1株当たり資本組入額 9.72米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[11] 第24回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2012年6月27日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	2,274個 *1	2,074個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	227,400株 *2	207,400株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 932円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2013年12月4日から2022年12月3日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 932円 1株当たり資本組入額 466円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[12] 第25回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2012年6月27日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	5,628個 *1	5,484個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	562,800株 *2	548,400株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 11.23米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2013年12月4日から2022年12月3日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 11.23米ドル 1株当たり資本組入額 5.62米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[13] 第26回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2013年6月20日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	5,922個 *1	5,766個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	592,200株 *2	576,600株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,007円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2014年11月20日から2023年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,007円 1株当たり資本組入額 1,004円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[14] 第27回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2013年6月20日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	6,392個 *1	6,138個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	639,200株 *2	613,800株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 20.01米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2014年11月20日から2023年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 20.01米ドル 1株当たり資本組入額 10.01米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[15] 第28回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2014年6月19日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	7,760個 *1	7,664個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	776,000株 *2	766,400株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,410.5円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2015年11月20日から2024年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,410.5円 1株当たり資本組入額 1,205.3円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[16] 第29回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2014年6月19日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	6,801個 *1	6,529個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	680,100株 *2	652,900株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 20.67米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2015年11月20日から2024年11月19日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 20.67米ドル 1株当たり資本組入額 10.34米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[17] 第30回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2015年6月23日）		
	事業年度末現在 （2017年3月31日）	提出日の前月末現在 （2017年5月31日）
新株予約権の数	11,782個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,178,200株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 3,404円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2016年11月19日から2025年11月18日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、下記「新株予約権の行使の条件」記載の制限に服するものとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,404円 1株当たり資本組入額 1,702円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める条件及び制限に服するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[18] 第31回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2015年6月23日）		
	事業年度末現在 （2017年3月31日）	提出日の前月末現在 （2017年5月31日）
新株予約権の数	9,975個 *1	9,863個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	997,500株 *2	986,300株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 27.51米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2016年11月19日から2025年11月18日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、下記「新株予約権の行使の条件」記載の制限に服するものとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 27.51米ドル 1株当たり資本組入額 13.76米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める条件及び制限に服するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

- *3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[19] 第32回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2016年6月17日）		
	事業年度末現在 （2017年3月31日）	提出日の前月末現在 （2017年5月31日）
新株予約権の数	15,112個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,511,200株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 3,364円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2017年11月22日から2026年11月21日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、下記「新株予約権の行使の条件」記載の制限に服するものとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,364円 1株当たり資本組入額 1,682円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める条件及び制限に服するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

[20] 第33回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2016年6月17日）		
	事業年度末現在 （2017年3月31日）	提出日の前月末現在 （2017年5月31日）
新株予約権の数	16,904個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,690,400株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 31.06米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2017年11月22日から2026年11月21日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。また、権利行使期間内であっても、下記「新株予約権の行使の条件」記載の制限に服するものとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 31.06米ドル 1株当たり資本組入額 15.53米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約（以下「割当契約」という。）に定める条件及び制限に服するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当契約の規定にもとづく制限に服するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

（注）*1 各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定にもとづき新株予約権付社債を発行しています。

[21] 130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（社債間限定同順位特約付）

取締役会決議日（2015年6月23日） 代表執行役 社長 兼 CEOの決定日（2015年6月30日）		
	事業年度末現在 （2017年3月31日）	提出日の前月末現在 （2017年5月31日）
新株予約権の数	120,000個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	23,961,661株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1百万円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2015年9月1日から2022年9月28日 までとする。 *4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,008円 *3 1株当たり資本組入額 2,504円	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	*5	同左
新株予約権付社債の残高	1,200億円	同左

（注）*1 新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額（注記3で定義される。）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

*2 注記3により転換価額（注記3で定義される。）が調整される場合には、社債の額面金額の総額を調整後転換価額で除した数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という）は、当初5,008円とする。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合、当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合、時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合により当社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、当社は、本新株予約権付社債の発行後、各事業年度において1株あたり25円を超える特別配当（以下「特別配当」という）を実施する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

また、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割を行うとき。

上記のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由が発生するとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由にもとづく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

さらに転換価額は、組織再編行為による繰上償還又は上場廃止等による繰上償還に定める公告を行った場合、本新株予約権付社債の要項に従い減額される。

- *4 本新株予約権付社債の新株予約権者は、2015年9月1日から2022年9月28日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日

振替機関が必要であると認めた日

組織再編行為による繰上償還、上場廃止等による繰上償還、130%コールオプション条項に定めるところにより2022年9月28日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1カ月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1カ月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

- *5 当社は、当社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、組織再編行為による繰上償還に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、下記に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

(イ)承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ)承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ)承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(二)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ニ)承継新株予約権が付された承継社債の転換価額

承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、注記3に準じた調整又は減額を行う。

(ホ)承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(ヘ)承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が注記4 に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌営業日のうちいずれか遅い日）から注記4 に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(ト)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ)その他の承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(リ)承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年4月1日～ 2013年3月31日 *1	7,312	1,011,950	-	630,923	7,005	844,616
2013年4月1日～ 2014年3月31日 *2	32,758	1,044,708	15,731	646,654	15,731	860,347
2014年4月1日～ 2015年3月31日 *2	125,065	1,169,773	60,383	707,038	60,383	920,731
2015年4月1日～ 2016年3月31日 *3,4	92,721	1,262,494	151,829	858,867	151,829	1,072,560
2016年4月1日～ 2017年3月31日 *5	1,270	1,263,764	1,778	860,645	1,778	1,074,338

(注) *1 2013年1月1日付のソネットエンタテインメント(株) (現：ソニーネットワークコミュニケーションズ(株))との株式交換にともなう新株発行によるものです。

*2 新株予約権の行使(ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む)による増加です。

*3 2015年7月21日を払込期日とする有償一般募集(発行価格：3,420.5円、発行価額(払込金額)：3,279.44円、資本組入額：1,639.72円)及び8月18日を払込期日とする有償第三者割当(発行価格(払込金額)：3,279.44円、資本組入額：1,639.72円、割当先：野村證券株式会社)による増加は以下のとおりです。

・発行済株式総数増減数：92,000千株

・資本金増減額：150,854百万円

・資本準備金増減額：150,854百万円

*4 新株予約権の行使による増加は以下のとおりです。

・発行済株式総数増減数：721千株

・資本金増減額：975百万円

・資本準備金増減額：975百万円

*5 新株予約権の行使による増加です。

6 当事業年度の未日後2017年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数、資本金及び資本準備金が、以下のとおり増加しています。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年4月1日～ 2017年5月31日	244	1,264,008	385	861,030	385	1,074,723

(6) 【所有者別状況】

2017年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	4	126	77	2,811	1,091	401	500,808	505,318	
所有株式数(単元)	836	2,759,353	180,109	200,304	7,329,471	1,512	2,144,795	12,616,380	2,125,660
所有株式数の割合(%)	0.01	21.87	1.43	1.59	58.09	0.01	17.00	100.00	

- (注) 1 株主名簿上の自己名義株式1,073,522株は、「個人その他」に10,735単元及び「単元未満株式の状況」に22株含まれています。なお、自己株式1,073,522株は株主名簿記載上の株式数であり、2017年3月31日現在の実保有株式数は1,073,222株であります。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、(株)証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ195単元及び77株含まれています。

(7)【大株主の状況】

2017年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
Citibank as Depositary Bank for Depositary Receipt Holders *1 (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都千代田区丸の内2-7-1)	106,342	8.41
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) *2	東京都中央区晴海1-8-11	73,028	5.78
JPMorgan Chase Bank 380055 *3 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都港区港南2-15-1 品川 インターシティA棟)	67,203	5.32
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) *2	東京都港区浜松町2-11-3	66,747	5.28
State Street Bank and Trust Company *3 (常任代理人 香港上海銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋3-11-1)	33,129	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5) *2	東京都中央区晴海1-8-11	25,939	2.05
State Street Bank and Trust Company 505223 *3 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	アメリカ・ボストン (東京都港区港南2-15-1 品川 インターシティA棟)	20,298	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口1) *2	東京都中央区晴海1-8-11	19,260	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口2) *2	東京都中央区晴海1-8-11	19,017	1.50
State Street Bank West Client - Treaty 505234 *3 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	アメリカ・ノースクインシー (東京都港区港南2-15-1 品川 インターシティA棟)	18,763	1.48
計		449,727	35.59

(注)*1 ADR(米国預託証券)の受託機関であるCitibank, N.A.の株式名義人です。

*2 各社の所有株式は、全て各社が証券投資信託等の信託を受けている株式です。

*3 主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

4 三井住友信託銀行(株)から2014年4月4日付の大量保有報告書の写しが当社に送付され、2014年3月31日現在で以下のとおり当社株式等を保有している旨の報告を受け現在に至っていますが、当社としては当事業年度末現在における株主名簿では確認ができていません。

氏名又は名称	所有株式等数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式等の数の割合(%)
三井住友信託銀行(株)及び 共同保有者2社	52,312	5.04

5 2017年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン(株)が2017年3月15日現在で以下のとおり当社株式等を保有している旨が記載されていますが、当社としては当事業年度末現在における株主名簿では確認ができていません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式の数の割合(%)
ブラックロック・ジャパン(株)及び 共同保有者8社	79,185	6.27

- 6 当事業年度末後の2017年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Capital Research and Management Companyが2017年3月31日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨が記載されていますが、当社としては当事業年度末現在における株主名簿では確認ができていません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式の数の割合(%)
Capital Research and Management Company	90,945	7.20

- 7 当事業年度末後の2017年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、みずほ証券(株)が2017年5月15日現在で以下のとおり当社株式等を保有している旨が記載されていますが、当社としては当事業年度末現在における株主名簿では確認ができていません。

氏名又は名称	所有株式等数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式等の数の割合(%)
みずほ証券(株)及び 共同保有者1社	61,379	4.86

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

2017年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,073,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,260,564,800	12,605,648	
単元未満株式	普通株式 2,125,660		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,263,763,660		
総株主の議決権		12,605,648	

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の普通株式が19,500株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る普通株式の議決権の数が195個含まれています。

【自己株式等】

2017年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
ソニー(株) (自己保有株式)	東京都港区港南1 - 7 - 1	1,073,200		1,073,200	0.08
計		1,073,200		1,073,200	0.08

(注)株主名簿上は当社名義となっていますが、当社が実質的に所有していない普通株式が300株あり、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれています。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しています。

当該制度は、当社の執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対してストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行することが、会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき、2007年6月21日、2008年6月20日、2009年6月19日、2010年6月18日、2011年6月28日、2012年6月27日、2013年6月20日、2014年6月19日、2015年6月23日、2016年6月17日及び2017年6月15日開催の定時株主総会においてそれぞれ決議されたものです。

当該制度の内容は次のとおりです。

決議年月日	2007年6月21日
付与対象者の区分及び人数	第14回普通株式新株予約権 当社の取締役 10名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 85名 当社及び当社関係会社の従業員 333名 第15回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 34名 当社関係会社の従業員 704名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2008年6月20日
付与対象者の区分及び人数	第16回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 79名 当社及び当社関係会社の従業員 338名 第17回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 36名 当社関係会社の従業員 566名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2009年6月19日
付与対象者の区分及び人数	第18回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 79名 当社及び当社関係会社の従業員 299名 第19回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 45名 当社及び当社関係会社の従業員 651名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2010年6月18日
付与対象者の区分及び人数	第20回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 75名 当社及び当社関係会社の従業員 292名 第21回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 33名 当社及び当社関係会社の従業員 626名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2011年6月28日
付与対象者の区分及び人数	第22回普通株式新株予約権 当社の執行役 4名 当社関係会社の取締役 70名 当社及び当社関係会社の従業員 306名 第23回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 53名 当社及び当社関係会社の従業員 641名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2012年 6月27日
付与対象者の区分及び人数	第24回普通株式新株予約権 当社の執行役 8名 当社関係会社の取締役 49名 当社及び当社関係会社の従業員 312名 第25回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 48名 当社及び当社関係会社の従業員 624名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2013年 6月20日
付与対象者の区分及び人数	第26回普通株式新株予約権 当社の執行役 6名 当社関係会社の取締役 48名 当社及び当社関係会社の従業員 333名 第27回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 19名 当社及び当社関係会社の従業員 617名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2014年 6月19日
付与対象者の区分及び人数	第28回普通株式新株予約権 当社の執行役 7名 当社関係会社の取締役 67名 当社及び当社関係会社の従業員 294名 第29回普通株式新株予約権 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 23名 当社及び当社関係会社の従業員 534名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2015年 6月23日
付与対象者の区分及び人数	第30回普通株式新株予約権 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 89名 当社及び当社関係会社の従業員 648名 第31回普通株式新株予約権 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 21名 当社及び当社関係会社の従業員 546名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2016年6月17日
付与対象者の区分及び人数	第32回普通株式新株予約権 当社の執行役 8名 当社関係会社の取締役 50名 当社及び当社関係会社の従業員 766名 第33回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 25名 当社及び当社関係会社の従業員 650名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2017年6月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,500,000株を上限とする。*1
発行する新株予約権の総数	35,000個を上限とする。*2
新株予約権の行使時の払込金額	*3
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日より1年を経過した日から、当該割当日より10年を経過する日まで。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)*1 注記2により各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記記載の本新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

*2 本新株予約権の付与株式数は100株とする。ただし、総会決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*3 本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」）は、当初、以下のとおりとする。

当初行使価額

（イ）行使価額を円建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、（a）本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、又は（b）本新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

（ロ）行使価額を米ドル建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均（以下「基準円価額」）を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート（以下「基準換算レート」）で換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、基準円価額が、（a）本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額、又は（b）本新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額（1セント未満の端数は切り上げる。）とする。

行使価額の調整

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議にもとづかないもの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	34,857	114,257,503
当期間における取得自己株式	4,016	15,236,999

(注) 当期間における取得自己株式には、2017年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

会社法第155条第13号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式		
当期間における取得自己株式		

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	9,000	27,207,000		
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	380	1,211,080	191	733,423
保有自己株式数	1,073,222		1,077,047	

(注) 1 当期間における処理自己株式には、2017年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、2017年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元は、継続的な企業価値の増大及び配当を通じて実施していくことを基本と考えています。安定的な配当の継続に努めたうえで、内部留保資金については、成長力の維持及び競争力強化など、企業価値向上に資する様々な投資に活用していく方針です。

なお、配当金額については、連結業績の動向、財務状況ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案し、決定していきます。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、原則として、中間配当及び期末配当ともに取締役会です。

当事業年度の期末配当金については、2017年4月28日開催の取締役会決議により、2017年5月に1株につき10円の配当を実施しました。また、2016年11月1日開催の取締役会決議により、2016年12月に1株につき10円の中間配当を実施しましたので、年間配当金は20円となります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当金は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2016年11月1日 取締役会決議	12,621	10.0
2017年4月28日 取締役会決議	12,627	10.0

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
最高(円)	1,750	2,413	3,450.0	3,970.0	3,792.0
最低(円)	772	1,497	1,588.0	2,199.0	2,541.0

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2016年10月	11月	12月	2017年1月	2月	3月
最高(円)	3,493.0	3,366.0	3,414.0	3,570.0	3,626.0	3,792.0
最低(円)	3,280.0	2,930.0	3,136.0	3,269.0	3,351.0	3,481.0

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員の状況】

男性19名 女性1名（役員のうち女性の比率5.0%）

(1)取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員	平井 一夫	1960年12月22日生	1984年4月 ㈱CBS・ソニー（現 ㈱ソニー・ミュージックエンタテインメント）入社 1996年7月 Sony Computer Entertainment America LLC（現 Sony Interactive Entertainment America LLC）EVP & COO 1997年10月 ㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント（現 ㈱ソニー・インタラクティブエンタテインメント）執行役員 1999年4月 Sony Computer Entertainment America LLC プレジデント & COO 2003年8月 Sony Computer Entertainment America LLC プレジデント & CEO 2006年12月 ㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役 社長 兼 グループCOO Sony Computer Entertainment America LLC チェアマン 2007年6月 ㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役 社長 兼 グループCEO 2009年4月 当社執行役 EVP 2011年4月 当社代表執行役 副社長 2011年9月 ㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役 会長 2012年4月 当社代表執行役 社長 兼 CEO（現在） 2012年6月 当社取締役（現在）	*2	14
取締役	報酬委員	吉田 憲一郎	1959年10月20日生	1983年4月 当社入社 2000年7月 ソニーコミュニケーションネットワーク㈱（現 ソニーネットワークコミュニケーションズ㈱）入社 2001年5月 ソニーコミュニケーションネットワーク㈱ 執行役員 2005年4月 ソニーコミュニケーションネットワーク㈱ 代表取締役 執行役員社長 2013年12月 当社執行役 EVP CSO 兼 デビュティCFO 2014年4月 当社代表執行役 EVP CFO 2014年6月 当社取締役（現在） 2015年4月 当社代表執行役 副社長 兼 CFO（現在）	*2	39
取締役	取締役会議長、指名委員会議長	永山 治	1947年4月21日生	1971年4月 ㈱日本長期信用銀行 入行 1978年11月 中外製薬㈱ 入社 1985年3月 中外製薬㈱ 取締役 1987年3月 中外製薬㈱ 常務取締役 1989年3月 中外製薬㈱ 代表取締役副社長 1992年9月 中外製薬㈱ 代表取締役社長 2006年1月 F.Hoffmann-La Roche Ltd. 拡大経営委員会 委員（現在） 2010年6月 当社取締役（現在） 2012年3月 中外製薬㈱ 代表取締役会長 最高経営責任者（現在）	*2	5
取締役	監査委員会議長	二村 隆章	1949年10月25日生	1974年10月 Arthur Young & Co. 東京事務所入社 1980年10月 監査法人朝日会計社 大阪支社出向 1983年10月 Arthur Young ロサンゼルス事務所出向 1989年5月 監査法人朝日新和会計社 パートナー 1993年7月 太田昭和監査法人 入社 1997年5月 太田昭和監査法人 シニアパートナー 2008年8月 新日本有限責任監査法人 常務理事 2012年6月 当社取締役（現在） 2016年3月 中外製薬㈱ 社外監査役（現在）	*2	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	報酬委員会 議長	原田 泳幸	1948年12月3日生	1972年4月 日本NCR(株) 入社 1980年11月 横河・ヒューレット・パッカード(株) 入社 1983年1月 Schlumberger Group 取締役 1994年10月 アップルコンピュータジャパン(株) 取締役 1997年4月 アップルコンピュータ(株) 代表取締役社長 Apple Computer, Inc. 副社長 2005年3月 日本マクドナルドホールディングス(株) 代表取締役会長兼社長兼CEO 日本マクドナルド(株) 代表取締役会長兼社長 兼CEO 2013年6月 当社取締役(現在) (株)ベネッセホールディングス 取締役 2014年3月 日本マクドナルドホールディングス(株) 取締役会長 日本マクドナルド(株) 取締役会長 2014年6月 (株)ベネッセホールディングス 代表取締役会長 兼社長 2014年10月 (株)ベネッセコーポレーション 代表取締役社長	*2	2
取締役		Tim Schaaff [ティム・シャーフ]	1959年12月5日生	1982年12月 New England Digital Corporation 入社 1991年7月 Apple Computer, Inc. 入社 1998年 Apple Computer, Inc. バイス・プレジデント 2005年12月 Sony Corporation of America シニア・バイス・プレジデント 2006年11月 当社技術開発本部副本部長 2008年6月 Sony Media Software and Services Inc. プレジデント 2009年12月 Sony Network Entertainment International LLC プレジデント 2013年6月 当社取締役(現在) 2014年1月 スタートアップ・アドバイザー(現在) 2015年7月 Intertrust Technologies Corporation チーフ・プロダクト・オフィサー(現在)	*2	5
取締役	監査委員	松永 和夫	1952年2月28日生	1974年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 2004年6月 原子力安全・保安院長 2005年9月 大臣官房総括審議官 2006年7月 大臣官房長 2008年7月 経済産業政策局長 2010年7月 経済産業事務次官 2012年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 特任教授(現在) 2013年6月 高砂熱学工業(株) 社外取締役(現在) 2014年6月 当社取締役(現在) 橋本総業(株)(現 橋本総業ホールディングス (株)) 社外取締役(現在) 一般財団法人中東協力センター 理事長 (現在) 2016年4月 三菱ふそうトラック・バス(株) 取締役副会長 2017年1月 三菱ふそうトラック・バス(株) 代表取締役会長 (現在)	*2	1
取締役	指名委員	宮田 孝一	1953年11月16日生	1976年4月 (株)三井銀行 入行 2003年6月 (株)三井住友銀行 執行役員 2006年10月 (株)三井住友銀行 常務執行役員 2009年4月 (株)三井住友銀行 取締役兼専務執行役員 2010年4月 (株)三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 2010年6月 (株)三井住友フィナンシャルグループ 取締役 2011年4月 (株)三井住友フィナンシャルグループ 取締役社長 (株)三井住友銀行 取締役 2014年6月 当社取締役(現在) 2016年6月 (株)三越伊勢丹ホールディングス 社外監査役 (現在) 2017年4月 (株)三井住友フィナンシャルグループ 取締役会 長(現在) (株)三井住友銀行 取締役会長(現在)	*2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員、 報酬委員	John V. Roos [ジョン・ルース]	1955年2月14日生	1980年10月 O'Melveny and Myers法律事務所 アソシエイト 1985年2月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati法律事務所 アソシエイト 1988年2月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati法律事務所 パートナー 2000年2月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati法律事務所 マネージングディレクター・オブ・プロフェッ ショナルサービスズ 2005年2月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati法律事務所 CEO 2009年8月 駐日米国大使 2013年9月 Salesforce.com, inc. 社外取締役(現在) 2013年10月 The Roos Group, LLC CEO(現在) 2013年12月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ グローバ ル・アドバイザーボード 委員(現在) 2014年4月 Centerview Partners LLC シニア・アドバイザー(現在) 2014年6月 当社取締役(現在) 2015年5月 Geodesic Capital ファウンディング・パート ナー(現在) 2016年1月 Toyota Research Institute, Inc. アドバイザ リーボード 議長(現在)	*2	-
取締役	報酬委員	桜井 恵理子	1960年11月16日生	1987年6月 Dow Corning Corporation 入社 2008年5月 東レ・ダウコーニング㈱ 取締役 2009年3月 東レ・ダウコーニング㈱ 代表取締役会長・CEO (現在) 2014年6月 当社取締役(現在) 2015年6月 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役(現在)	*2	-
取締役	監査委員	皆川 邦仁	1954年8月15日生	1978年4月 ㈱リコー 入社 1997年10月 Ricoh Americas Corporation シニア・バイ ス・プレジデント兼CFO 2010年4月 ㈱リコー 執行役員 経理本部長 2010年6月 リコーリース㈱ 社外監査役 2012年4月 ㈱リコー 常務執行役員 経理本部長 2013年6月 ㈱リコー 常勤監査役(現在) 2017年6月 当社取締役(現在)	*2	-
取締役	指名委員	隅 修三	1947年7月11日生	1970年4月 東京海上火災保険㈱ 入社 2000年6月 東京海上火災保険㈱ 取締役海外本部ロンドン 首席駐在員 2002年6月 東京海上火災保険㈱ 常務取締役 2004年10月 東京海上日動火災保険㈱ 常務取締役 2005年6月 東京海上日動火災保険㈱ 専務取締役 2007年6月 東京海上日動火災保険㈱ 取締役社長 東京海上ホールディングス㈱ 取締役社長 2013年6月 東京海上日動火災保険㈱ 取締役会長 東京海上ホールディングス㈱ 取締役会長 (現在) 2014年6月 ㈱豊田自動織機 社外取締役(現在) 2017年6月 当社取締役(現在)	*2	-
計						66

(注) 1 永山 治、二村隆章、原田泳幸、松永和夫、宮田孝一、John V. Roos、桜井恵理子、皆川邦仁及び隅 修三の各氏は、社外取締役です。

*2 2017年6月15日開催の定時株主総会の終結の時から2017年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	社長 (CEO)	平井 一夫	(1) 取締役の 状況参照	同左	同左	同左
代表執行役	副社長 (CFO)	吉田 憲一郎	(1) 取締役の 状況参照	同左	同左	同左
執行役	副社長 (R&Dプラットフォーム 担当、エナジー事業、ス トレージメディア事業担 当)	鈴木 智行	1954年 8月19日生	1979年 4月 当社入社 2004年 6月 当社業務執行役員 2005年 6月 当社業務執行役員 SVP 2006年 4月 当社半導体事業グループ副本部長 2010年 4月 ソニーモバイルディスプレイ(株) 代表取締役社長 2011年 6月 当社研究開発プラットフォーム 担当 2012年 4月 当社執行役 EVP 当社半導体事業、デバイス事業、 アドバンストデバイステクノロ ジープラットフォーム担当 2013年 6月 当社デバイスソリューション事 業、R&Dプラットフォーム、共通ソ フトウェア設計担当 2015年 4月 当社執行役 副社長 (現在) 2016年 4月 当社R&Dプラットフォーム担当、エ ナジー事業、ストレージメディア 事業担当 (現在)	*	1
執行役	EVP (法務、コンプライア ンス、広報、CSR、渉外、 情報セキュリティ&プ ライバシー担当)	神戸 司郎	1961年12月18日生	1984年 4月 当社入社 2010年 6月 当社業務執行役員 SVP 当社広報、CSR担当 (現在) 2014年 4月 当社渉外担当 (現在) 当社ブランド担当 2014年 6月 当社執行役 EVP (現在) 当社法務、コンプライアンス担当 (現在) 2016年 8月 当社情報セキュリティ & プライバ シー担当 (現在)	*	6
執行役	EVP (生産・物流・調達・品 質・環境担当、エンジ ニアリングプラットフォ ーム担当)	今村 昌志	1957年 1月 8日生	1979年 4月 当社入社 2009年 6月 当社業務執行役員 SVP 当社パーソナル イメージング & サウンド事業本部長 2011年 8月 当社ホームエンタテインメント 事業本部長 2012年 4月 当社ホームエンタテインメント & サウンド事業本部長 2014年 7月 当社グループ役員 ソニービジュアルプロダクツ(株) 代表取締役社長 2015年 4月 当社執行役 EVP (現在) 当社生産・物流・調達・品質・環 境担当、エンジニアリングプラ ットフォーム担当 (現在)	*	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	EVP (イメージング・プロダクツ&ソリューション事業担当)	石塚 茂樹	1958年11月14日生	1981年4月 当社入社 2004年8月 ソニーイーエムシーエス(株) 執行役員常務 2007年6月 当社業務執行役員 SVP 2009年6月 当社デバイスソリューション事業本部長 2012年4月 当社デジタルイメージング本部長 2015年4月 当社執行役 EVP イメージング・プロダクツ&ソリューション事業担当(現在) 2016年1月 当社プロフェッショナル・ソリューション&サービス本部長 2017年4月 ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ(株) 代表取締役社長(現在)	*	3
執行役	EVP (ゲーム&ネットワークサービス事業担当)	Andrew House [アンドリュー・ハウス]	1965年1月23日生	1990年10月 当社入社 1995年4月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント(現(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント) 転籍 2005年9月 当社グループ・エグゼクティブ 2009年5月 Sony Computer Entertainment Europe Ltd.(現 Sony Interactive Entertainment Europe Ltd.) 社長 兼 CEO 兼 Co-CEO 2011年9月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役 社長 兼 グループCEO 2013年4月 当社ネットワークエンタテインメント事業担当 2013年6月 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメント 取締役(現在) 2016年4月 当社執行役 EVP ゲーム&ネットワークサービス事業担当(現在) Sony Interactive Entertainment LLC 社長 兼 グローバルCEO(現在) (株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント 代表取締役 社長(現在)	*	1
執行役	EVP (ホームエンタテインメント&サウンド事業、コンシューマーAVセールス&マーケティング担当)	高木 一郎	1958年12月26日生	1981年4月 当社入社 2011年6月 当社業務執行役員 SVP 2014年7月 当社ビデオ&サウンド事業本部長 ソニービジュアルプロダクツ(株) 代表取締役副社長 2015年4月 当社グループ役員 ソニービジュアルプロダクツ(株) 代表取締役社長(現在) 2015年10月 ソニービデオ&サウンドプロダクツ(株) 代表取締役社長(現在) 2016年4月 当社執行役 EVP ホームエンタテインメント&サウンド事業、コンシューマーAVセールス&マーケティング担当(現在)	*	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	EVP (CSO) (中長期経営戦略、新規事業担当、モバイル・コミュニケーション事業担当)	十時 裕樹	1964年7月17日生	1987年4月 当社入社 2002年2月 ソニー銀行(株) 代表取締役 2005年6月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株)(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 取締役 兼 執行役員専務 2012年4月 ソネットエンタテインメント(株)(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 代表取締役 執行役員専務 2013年4月 ソネットエンタテインメント(株) 代表取締役 執行役員副社長 CFO 2013年12月 当社業務執行役員 SVP 当社事業戦略、コーポレートディベロップメント、トランスフォーメーション担当 2014年11月 当社グループ役員 ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) 代表取締役社長 兼 CEO (現在) 2015年6月 ソネット(株)(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)) 取締役 会長 2016年4月 当社執行役 EVP モバイル・コミュニケーション事業担当(現在) ソネット(株) 代表取締役 執行役員社長(現在) 2017年6月 当社CSO(現在) 当社中長期経営戦略、新規事業担当(現在)	*	0
執行役	EVP (人事、総務担当)	安部 和志	1961年4月23日生	1984年4月 当社入社 2001年10月 Sony Ericsson Mobile Communications バイス・プレジデント 2006年4月 Sony Corporation of America シニア・バイス・プレジデント 2014年11月 当社業務執行役員 SVP 2016年6月 当社執行役 EVP(現在) 当社人事、総務担当(現在)	*	1
計						65

(注) * 選任後、2017年度に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までです。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(以下の記述は、連結会社の企業統治にかかるものです。)

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスの状況に関する最新の情報は、東京証券取引所へ提出の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しており、以下のWebサイトにてご覧頂けます。

<https://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/Library/governance.html>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

< 企業統治の体制 >

当社は、中長期的な企業価値の向上をめざした経営を推進するための基盤としてコーポレート・ガバナンスが極めて重要なものであるとの考えのもと、コーポレート・ガバナンス体制の構築とそのさらなる強化に取り組んでいます。この目的を踏まえ、次の二つを実施することで、効率的なグループ経営の実現に継続的に取り組んでいます。

(i) 執行側から独立した社外取締役が相当数を占める取締役会が、指名、監査及び報酬の各委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持する。

(ii) 取締役会がグループ経営に関する基本方針その他重要事項について決定するとともに、執行役に対して、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで業務執行に関する決定権限を大幅に委譲することにより迅速な意思決定を可能にする。

上記に照らして、当社は、下記のとおり、会社法上の「指名委員会等設置会社」を経営の機関設計として採用しており、法令に定められた要件に加え、業務執行の監督機関である取締役会の執行側からの独立性や活発な議論を可能にする規模の維持・確保のための事項、各委員会がより適切に機能するための事項などの独自の工夫を追加しています。

< 「指名委員会等設置会社」形態を採用する理由 >

当社は、2003年に商法（当時）上の「委員会等設置会社」へ移行する前から独自に導入してきた執行役員制、指名委員会・報酬委員会制度、取締役会議長とCEOの分離、取締役会の監督機能の強化及び執行責任の明確化と一層の権限委譲の実現により、ソニーグループのコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図ってまいりました。同様の趣旨から、2003年6月に改正商法下の「委員会等設置会社」に移行し、2006年5月1日に施行された会社法の制度下でも、「委員会設置会社」（2015年5月1日に施行された改正会社法により「指名委員会等設置会社」に名称変更）形態を現時点において当社にとって最も適切な機関設計として採用・維持しています。

会社の機関の内容

当社は、法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、及び取締役会に選定された取締役からなる指名・監査・報酬の各委員会、ならびに取締役会で選任された執行役を設置しています。これらの法定機関に加え、特定の担当領域において業務を遂行する執行役員を設置しています。

< 各機関の主な役割 >

取締役会

- ・ ソニーグループの経営の基本方針等の決定
- ・ CEOその他執行役から独立した立場でのソニーグループの業務執行の監督
- ・ 各委員会メンバーの選定・解職
- ・ 執行役の選解任及び代表執行役の選定・解職

なお、当社の取締役会における決議事項や報告事項については、当社取締役会規定に定めっているとおりです(以下取締役会規定の別表ご参照)。

https://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/governance/framework/BoardCharter_J.pdf

指名委員会

- ・ 取締役の選解任議案の決定
- ・ CEO及び執行役ならびにそれらに準ずる者の後継者計画の評価

なお、取締役の選解任議案については、後述の取締役会の構成に関する方針や取締役としての資格要件を踏まえて決定しています。

監査委員会

- ・ 取締役・執行役の職務執行の監査
- ・ 会計監査人の監督

報酬委員会

- ・ 取締役、執行役及び執行役員の個人別報酬の方針の決定
- ・ 報酬方針にもとづく取締役及び執行役の個人別報酬の額及び内容の決定

なお、報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬に関して、以下本項(2)- に記載のとおり、基本方針を定めております。なお、この基本方針につきましては、株主へ送付した「第100回定時株主総会招集ご通知」に添付の事業報告においても開示しています。この事業報告は以下のWebサイトにてご覧頂けます。

https://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/stock/shareholders_meeting/Meeting100/100_ogm_J_all.pdf

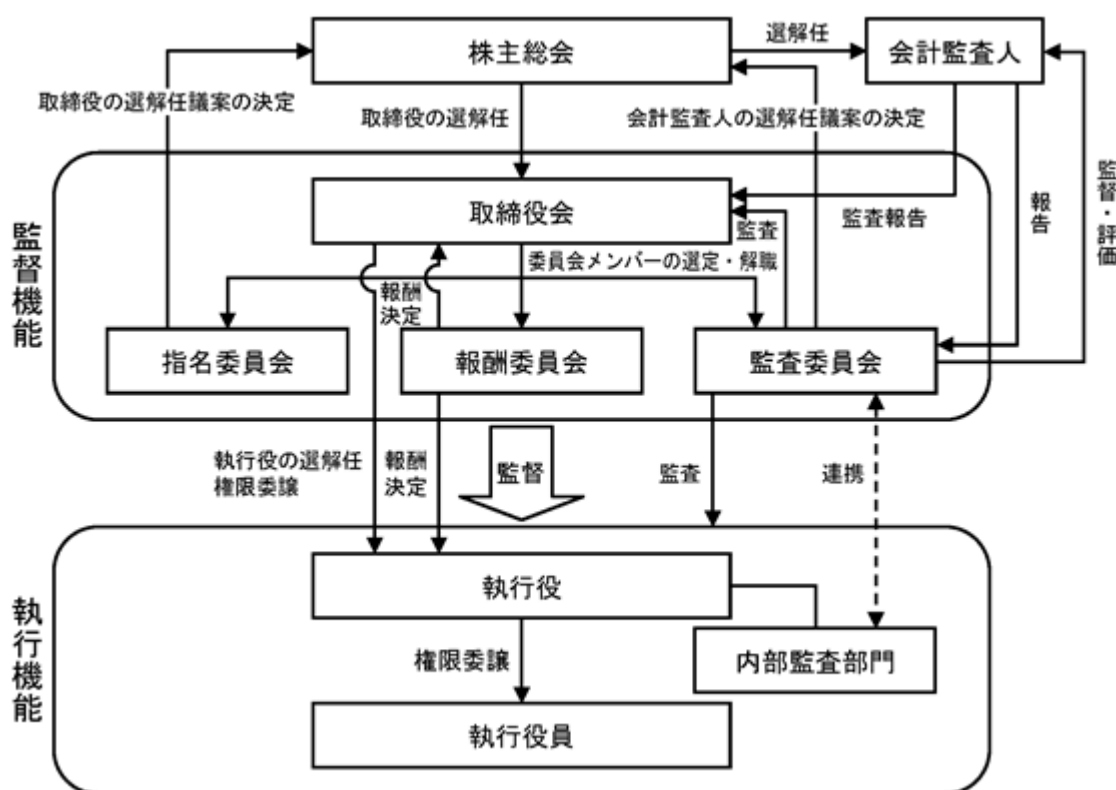
CEOその他執行役

- ・ 取締役会から授権された範囲での、ソニーグループの業務執行の決定及び遂行

執行役員

- ・ ビジネスユニット、本社機能、研究開発など、特定領域についての取締役会及び執行役が決定する基本方針にもとづく担当業務の遂行

(模式図：会社の機関)



< 各機関の構成等にかかる方針等 >

取締役会

- ・ 取締役会の構成に関する方針

当社は、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を実現するために、取締役会の相当割合を、法令及び取締役会規定に定める資格要件を満たす社外取締役が構成するよう、指名委員会において取締役会の構成に関する検討を重ねています。そのうえで、指名委員会において、各人のこれまでの経験、実績、各領域での専門性、国際性といった個人の資質や取締役として確保できる時間の有無、当社からの独立性に加え、取締役会における多様性の確保、取締役会の適正規模、取締役会に必要な知識・経験・能力などを総合的に判断し、ソニーグループの企業価値向上を目指した経営を推進するという目的に照らして適任と考えられる候補者を選定しています。なお、取締役の員数は、当社取締役会規定において10名以上20名以下としています。また、2005年以降、当社取締役会の過半数は社外取締役により構成されています。

・ 社外取締役に関する考え方

当社は、各社外取締役が、取締役会や各委員会において、多様かつ豊富な経験や幅広い見識、専門的知見にもとづく経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて、経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与することを期待しています。かかる期待を踏まえた独立社外取締役を含む取締役候補の選任方針・手続きについては、上記のとおりです。なお、提出日現在、取締役会は12名の取締役で構成されており、そのうち9名が社外取締役です。指名委員会は5名の委員のうち4名、報酬委員会は4名の委員のうち3名、監査委員会は3名の委員全員が社外取締役です。

・ 資格要件及び再選回数制限

当社が取締役に関して、取締役会規定上定める資格要件は次のとおりです。提出日時点での在任取締役は、提出日時点において以下の資格要件を満たしており、かつ社外取締役のいずれについても、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届出を行っています。

- 取締役共通の資格要件

- ・ ソニーグループの重要な事業領域においてソニーグループと競合関係にある会社(以下「競合会社」)の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと、また競合会社の3%以上の株式を保有していないこと。
- ・ 取締役候補に指名される前の過去3年間、ソニーグループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと。
- ・ そのほか、取締役としての職務を遂行する上で、重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと。

- 社外取締役の追加資格要件

- ・ 取締役もしくは委員として受領する報酬・年金又は選任前に提供を完了したサービスに関して選任後に支払われる報酬以外に、過去3年間のいずれかの連続する12ヵ月間において12万米ドルに相当する金額を超える報酬をソニーグループより直接に受領していないこと。
- ・ ソニーグループとの取引額が、過去3年間の各事業年度において、当該会社の当該事業年度における年間連結売上上の2%又は100万米ドルに相当する金額のいずれか大きいほうの金額を超える会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと。

なお、再選のための社外取締役の指名委員会による指名は5回を上限とし、それ以降の指名は指名委員会の決議に加えて取締役全員の同意が必要です。さらに、取締役全員の同意がある場合であっても、社外取締役の再選回数は8回までを限度としています。

指名委員会

・ 指名委員会の構成に関する方針

当社の指名委員会は取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とし、かつ1名以上は執行役を兼務する取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選任されることとしています。また、指名委員の選定及び解職については、指名委員会の継続性にも配慮して行っています。

監査委員会

・ 監査委員会の構成に関する方針

当社の監査委員会は、以下の要件を全て満たす取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選任されることとします。また、監査委員の選定及び解職は、監査委員会の継続性にも配慮して行います。また、監査委員は原則として報酬委員及び指名委員を兼ねることはできないものとしています。

- ・ 当会社又は子会社の業務執行取締役、執行役、会計参与、支配人又はその他の使用人でないこと。
- ・ 当会社に適用される米国証券関連諸法令に定める"Independence"要件又はこれに相当する要件を充足すること。

また、監査委員のうち少なくとも1名は、当会社に適用される米国証券関連諸法令に定める"Audit Committee Financial Expert"要件又はこれに相当する要件を充足しなければならないとし、当該要件を充足するか否かは取締役会が判断しております。

・会計監査人の選解任議案の決定・会計監査人の独立性・適格性に関する考え方

監査委員会は、CEOその他執行役から推薦される会計監査人候補について、推薦理由の妥当性を評価した上で、候補の決定を行っています。また、監査委員会は、選任された会計監査人の業務、独立性、資格要件及び適正について継続的に評価を行っています。監査委員会の活動に関する詳細については「監査委員会監査、内部監査、会計監査の状況及び相互連携ならびに内部統制部門との関係」をご参照下さい。

報酬委員会

・報酬委員会の構成に関する方針

当社の報酬委員会は取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とし、かつ、原則として、1名以上は執行役を兼務する取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選任されることとしています。ただし、執行役のうちCEO(最高経営責任者)及びCOO(最高業務執行責任者)ならびにこれに準ずる地位を兼務する取締役はそもそも報酬委員となることができないものとしています。なお、報酬委員の選定及び解職は、報酬委員会の継続性にも配慮して行います。

執行役

・執行役選任の基本方針

取締役会は、執行役の選解任及び担当領域の設定を必要に応じて随時行うものとしています。その実施にあたって、取締役会(特に社外取締役)は、執行役候補者が当社の業務執行において期待される役割に照らして望ましい資質や経験、実績を有しているかの議論、検討を行った上で、適任と考えられる者を選任しています。

<各機関の人員構成>

2017年6月15日現在における各機関の人員構成は、以下のとおりです。

- 取締役会： 12名（社外9名）
- 指名委員会： 5名（社外4名）
- 監査委員会： 3名（社外3名、うち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者2名）
- 報酬委員会： 4名（社外3名）
- 執行役： 10名（代表執行役2名）

監査委員 二村隆章氏は公認会計士の資格を、監査委員 皆川邦仁氏は財務及び監査に関する幅広い実務経験を有しており、2名とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、二村隆章氏及び皆川邦仁氏は、米国証券取引所に定めるAudit Committee Financial Expert要件を満たしています。

<会議体の開催状況及び社外取締役の活動状況>

2016年度の1年間（2016年4月1日～2017年3月31日）において、取締役会は9回、指名委員会は6回、監査委員会は7回、報酬委員会は7回開催されました。

取締役会への出席状況については、当年度に在籍した社外取締役9名（2016年6月に退任した安樂兼光氏を含む。以下、同様。）は、伊藤穰一氏を除き、在任期間中に開催された当年度の取締役会の全てに出席しています（伊藤穰一氏は9回中8回に出席）。また、委員会への出席状況については、委員会に所属する当年度に在籍した社外取締役8名は、在任期間中に開催された当年度の各委員会の全てに出席しています。

なお、監督機関としての取締役会の機能の強化、社外取締役による事業内容や経営課題の理解の促進、戦略議論の充実などを目的として、社外取締役のみによる会議、執行メンバーとの戦略ワークショップ、社外取締役による事業所訪問、取締役会議長とCEOとの打合せなども複数回実施しました。

内部統制システム、リスク管理体制の整備及びソニーグループの業務の適正を確保するための体制整備の状況

2006年4月26日開催の取締役会において、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる当社及びソニーグループの内部統制及びガバナンスの枠組みに関する事項（損失の危険の管理に関する規程その他の体制及びソニーグループの業務の適正を確保するための体制を含む）につき、現体制を確認のうえ、かかる体制を継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。また、2009年5月13日及び2015年4月30日開催の取締役会において、かかる体制を改定・更新し、現体制がかかる体制に沿っていることを確認のうえ、引き続き継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。2015年4月30日開催の取締役会において確認・決議された内容及びその運用状況については、以下のWebサイトで公開しています。

<https://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/tousei.html>

上記取締役会決議に基づく主な体制の概要についてはそれぞれ以下のとおりです。なお、当社は、米国証券取引委員会（SEC）に登録しており、米国企業改革法（Sarbanes-Oxley Act：SOX法）の適用を受けるため、以下の財務報告に係る内部統制及び情報開示体制は、同法に準拠したものとしています。

財務報告に係る内部統制

当社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した対外的な報告目的の財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備及び運用されています。また、当社は、ソニーグループ本社機能の主要部分を所管する責任者により構成される組織横断的な運営委員会を設置しており、運営委員会は、内部統制に関する必要な文書化・内部テスト・評価等のグローバルな活動を監督・評価しております。そして、評価の結果、当社マネジメントは、2017年3月31日時点におけるソニーグループにおける財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論に至っております。

情報開示体制

当社は、公開会社であり、その株式は、日本及び米国の証券取引市場に上場されています。したがって、ソニーグループは、これらの国の証券関連諸法・規則に従い、さまざまな情報を公開する義務を有しており、ソニーグループは情報開示に関する全ての法令・規則を遵守していきます。また、当社は、株主や投資家との信頼関係を醸成し、企業価値の最大化を図るために、適時かつ公正な情報開示を行うこと、正確な情報を分かりやすく表現すること、開示情報の充実を図ることをIR活動の基本方針としています。これらを担保するため、「情報開示に関する統制と手続き」を実施しています。東京証券取引所、米国証券取引委員会、その他の管轄機関への提出や届出、あるいはソニーグループとして行うその他の情報公開に携わるソニー役員・社員は、かかる情報開示を、十分な内容で、公正、正確、適時かつ理解しやすく、また「情報開示に関する統制と手続き」に準拠したものにすることがあります。かかる情報開示の過程において情報を提供するソニー役員・社員も自己の提供する情報について同様の責任があります。

上記「情報開示に関する統制と手続き」の一部として、主要なビジネスユニット、子会社、関連会社及び社内部署から潜在的な重要事項の報告を受け、ソニーグループにとっての重要性に照らして開示を検討する仕組みを構築しています。この仕組みの設計・運営と適正な財務報告の担保に関し、ソニーグループ本社機能の主要部分を所管する責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」という諮問機関が設置されており、マネジメントを補佐しています。

リスク管理体制

ソニーグループの各ビジネスユニット、関連会社、社内部署は、それぞれの担当領域において定期的にビジネスリスクを検討・評価し、リスクの発見・情報伝達・評価・対応に取り組んでいます。さらに、当社の執行役は、自己の担当領域において、ソニーグループに損失を与えうるリスクを管理するために必要な体制の構築・維持を行う権限と責任を持ち、このようなリスク管理体制の整備・運用を推進しています。グループリスク管理を担当する執行役は、関連部門による活動を通じて、ソニーグループのリスク管理体制の整備・強化に取り組んでいます。さらに、当社グループリスクオフィスが、事業継続計画の促進などグループレベルにおけるリスク管理推進活動を行っています。

<その他の取り組み>

その他、当社では、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現を担保するために、さまざまな活動を行い、施策を講じています。主な活動・施策等は以下のとおりです。

独立社外取締役による活動

代表執行役を兼務しない取締役から選任された取締役会議長が、取締役会の運営を主導するとともに、執行役とのコミュニケーションや社外取締役間の連携を図っています。その具体的な取り組みの一つとして、社外取締役間の情報交換、認識共有を目的とした社外取締役会を随時開催しています。

事務局等の設置

取締役会における建設的な議論、活発な意見交換や各取締役の活動を支援するため、取締役会事務局及び各委員会事務局を設置しています。各事務局は取締役会や各委員会における議論に必要な資料を十分な時間をもって各取締役に対して事前に配布するとともに、その他情報についても随時提供しています。また、年間の開催スケジュール、審議項目、開催頻度等を適切に設定すべく各取締役と必要な確認を行っています。

監査委員会補佐の設置

監査委員会の職務執行を補佐するため、監査委員会の同意のもと、取締役会決議により監査委員会補佐を置いています。監査委員会補佐は、ソニーグループの業務の執行に関わる役職を兼務せず、監査委員の指示・監督のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査委員会を補佐して実査・往査を行っています。

必要な情報の提供等

取締役から必要な情報の提供を求められた場合には、各事務局がその提供に努めるとともに、円滑な情報提供が実施できているかどうか適宜確認しています。なお、取締役の役割・責務(委員としての役割・責務を含む)を果たすために必要な費用(外部専門家の助言を受けることや、各種セミナーへの参加費用等)については当社社内規定に基づき当社が負担することとしています。

取締役に対するトレーニング

当社は、新任取締役に対して、就任後速やかに、担当執行役又は外部専門家により、取締役や委員として求められる役割と責務(法的責任を含む)を主軸に置いたオリエンテーションを実施し、さらに、新任社外取締役に対しては、当社の事業・財務・組織・体制等に関するオリエンテーションを実施しています。また、就任後においても、社内規定に基づきコンプライアンスに関する研修を行うとともに、会社の事業等に関する状況を含め、その役割と責務を果たすために必要な知識について、適宜、提供し、更新する機会を設けています。

社外取締役の員数、社外取締役（又はその者が他の会社等の役員・使用人の場合における当該会社等）と当社の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について

上述のとおり、提出日時点での取締役全12名のうち、会社法に定める社外取締役は9名であり、2016年度の在任取締役及び提出日時点での在任取締役は、いずれも上述の「取締役共通の資格要件」及び「社外取締役の追加資格要件」に記載している資格要件を満たします。また、提出日時点の社外取締役のいずれについても、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届出を行っております。

当社の社外取締役の提出日時点での当社株式の保有状況は、前述の「第4 提出会社の状況 5 役員状況」に記載のとおりです。

なお、当社の定款規定にもとづき、社外取締役全員及び業務執行取締役でない取締役1名との間でそれぞれ締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

- ・ 社外取締役及び業務執行取締役でない取締役は、この契約締結後、会社法第423条第1項により当社に対し損害賠償義務を負う場合において、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、3,000万円又は会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
- ・ 社外取締役又は業務執行取締役でない取締役の任期満了時において、再度当社の社外取締役又は業務執行取締役でない取締役に選任され就任したときは、この契約は何らの意思表示を要せず当然に再任後も効力を有するものとする。

<社外取締役の機能及び役割ならびに独立性に関する基準又は方針及び選任状況に対する考え方>

上述のとおり、当社は、各社外取締役が、取締役会や各委員会において、多様かつ豊富な経験や幅広い見識、専門的知見にもとづく経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて、経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与することを期待しています。また、各社外取締役は、これらの期待を踏まえて、取締役としての役割・責務を果たしており、当社として社外取締役の選任方針及び選任状況は適切と認識しています。なお、独立性に関する基準又は方針については、上述の「取締役共通の資格要件」及び「社外取締役の追加資格要件」に記載のとおりです。

その他当社の定款規定について

<剰余金の配当等の決定機関>

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めています。

<株主総会の特別決議要件>

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めています。

<取締役の選任の決議要件>

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めています。

<取締役・執行役の責任免除>

当社は、会社法第423条第1項の取締役・執行役の責任について、同法第424条（総株主の同意による免除）の規定にかかわらず、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、それぞれに期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款で定めています。

監査委員会監査、内部監査、会計監査の状況及び相互連携ならびに内部統制部門との関係

<監査委員会監査の状況>

監査委員会は、法令及び取締役会の制定による監査委員会規定にもとづき、当年度に7回開催した監査委員会での審議、ならびに、各監査委員の活動（指名委員会・報酬委員会への陪席、当社の執行役及び使用人あるいは主要子会社の取締役・監査役・使用人の職務執行についての確認もしくは報告の受領、等）及び監査委員会の職務を補助すべき使用人（補佐役）に行わせる活動（重要な経営執行にかかる会議への陪席、執行役の決裁書類等の閲覧、等）を通じて、執行役及び取締役の職務執行の監査を行いました。監査委員会はまた、会計監査人からその「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等にしたがって整備している旨の通知を受け、期初に監査計画の説明を受けた上でその内容を確認し、その報酬等に同意をし、四半期財務報告のレビューを含む期中及び年度末の監査の手續と結果についての報告を受け、その内容を評価する等の方法により、会計監査人の適格性及び独立性を評価し会計監査人が行う監査の相当性の評価を行いました。

<内部監査の状況>

当社の内部監査を行う組織としてリスク&コントロール部が設置されています。リスク&コントロール部は、ソニーグループの主要関係会社に設置された内部監査部門と連携の上、グローバルに統制の取れた内部監査活動の遂行を目的として、ソニーグループとしての内部監査方針を定め、グループの内部監査体制の整備・拡充に努めています。リスク&コントロール部及び各内部監査部門は、ソニーグループのガバナンスの一翼を担う機能として、独立性と客観性を保持した監査を行うことにより、グループにおける内部統制システムやリスクマネジメントの有効性などの評価を行い、ソニーグループの経営体質の強化・経営能率の増進、企業イメージを含む重要資産の保全ならびに損失の未然防止に寄与しています。

リスク&コントロール部及び各内部監査部門は、それぞれ担当する部署・関係会社を対象に、年度初めに行われるリスク評価をベースに、当社のマネジメントあるいは監査委員会からの特命事項も含め、年間の監査計画を立案し、内部監査を実施しています。個別の内部監査は、予め定めた監査手續に則り実施され、監査報告書発行後も、監査結果にもとづく改善計画が完了するまでフォローされます。

また、執行側の一機能でありながらも、客観的かつ公正不偏な内部監査を遂行するため、その独立性を担保する仕組みとして、当社のリスク&コントロール部の責任者の任免について、監査委員会の事前同意を要件としています。その上で、主要関係会社の内部監査部門の責任者の任免については、リスク&コントロール部の責任者による事前同意を要求しています。

主要関係会社の内部監査部門には、リスク&コントロール部に対して重要事項の報告と発行した監査報告書の写しの提出が義務付けられており、リスク&コントロール部は、これらの監査報告書をまとめ、定期的に、監査委員会、CFO及び担当執行役に報告しています。

会計監査人には、内部監査活動（計画と実績）の状況説明と監査結果の報告を定期的に行っています。一方、会計監査人が発行した監査報告書については、内部監査計画の立案時及び内部監査を実施する際に、適宜活用しています。

<会計監査の状況>

当社はPwCあらた有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けています。当年度において当社の会計監査業務を執行した、PwCあらた有限責任監査法人の公認会計士の氏名は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 木村浩一郎*、木内仁志*、井野貴章*、久保田正崇*

* 連続して監査関連業務を行った年数については、7年以内であるため記載していません。

また、ソニーの会計監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりです。

公認会計士 92名、会計士補等 79名、その他 138名

< 内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係 >

監査委員会は、各監査委員又は監査委員会を補助する使用人（補佐役）が直接行う監査活動に加えて、内部監査部門及びソニーグループの内部統制を担当する各部門と連携して行う「組織監査」を行っており、監査委員会又は適宜開催するその他の会議等を通じて上記各部門より定期的に報告を受け、また必要に応じて調査の依頼をし、その経過及び結果について報告を受けています。

社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は指名委員会等設置会社における取締役会の構成員として、ソニーグループの経営に関する基本方針その他重要事項を決議するほか、経営に対する実効性の高い監督の実現に取り組んでいます。取締役会が選定したメンバーにより構成される監査委員会は、法令及び取締役会が制定する監査委員会規定にもとづき、執行役及び取締役の職務執行の監査、ならびに会計監査人の監督を行っています。監査委員会は、上記に記載のとおり、内部監査、会計監査及び内部統制部門との相互連携を取った上で、その監査活動の状況を取締役に定期的に報告する等により、取締役会の職務である経営に対する実効性の高い監督に向けた取り組みの重要な一翼を担っています。

(2) 取締役及び執行役の報酬等の額

当社から取締役及び執行役に対して支給されている報酬等の額

	基本報酬		業績連動報酬		株式退職金	
	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
取締役 (うち、社外取締役)	10 (*1/*2) (9)	138 (123)	()	(*) ()	1 (1)	28 (*5) (28)
執行役	11 (*2)	517	7	577 (*4)		
合計	21	655	7	577	1	28

(注) *1 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していませんので、上記の取締役に
は執行役を兼務した取締役2名は含まれていません。

*2 前年の定時株主総会開催日に退任した取締役1名及び2017年2月2日に退任した執行役1名を含んでいま
す。

*3 当社は、執行役を兼務しない取締役に対して業績連動報酬を支給していません。

*4 上記の2016年度業績連動報酬は、2017年6月に支給した金額です。

*5 上記の株式退職金は、2017年の定時株主総会開催日に退任した取締役1名に対して2017年6月に支給する
予定の金額です。株式退職金の制度内容については、以下の「 役員の報酬等の額又はその算定方法の
決定に関する方針」をご参照ください。

*6 上記のほか、ストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行しており、当年度において執行役
分として625百万円の会計上の費用を計上しました。新株予約権の内容については、前述の「1 株式等
の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

当社及び子会社から取締役及び執行役に対して支給されている個人別の報酬等の額

氏名	役職	基本報酬 (*1)(*2)	業績連動報酬 (*1)	株式退職金	合計 (*1)	ストック・ オプション 付与数 (*3)
		百万円	百万円	百万円	百万円	万株
平井 一夫	当社取締役(*4) 当社代表執行役 社長 兼 CEO	228(*5)	286(*5)		514(*5)	30
吉田 憲一郎	当社取締役(*4) 当社代表執行役 副社長 兼 CFO	75	101		176	20
鈴木 智行	当社執行役 副社長 (R&Dプラットフォーム担当、 エナジー事業、ストレージ メディア事業担当)	57	61		118	10
神戸 司郎	当社執行役 EVP (法務、コンプライアンス、 広報、CSR、渉外、情報セキュ リティ&プライバシー担当)	36	25		61	3
今村 昌志	当社執行役 EVP (生産・物流・調達・品質・ 環境担当、エンジニアリング プラットフォーム担当)	36	36		72	3
石塚 茂樹	当社執行役 EVP (イメージング・プロダクツ &ソリューション事業担当)	40	43		83	3
Andrew House [アンドリュー・ ハウス]	当社執行役 EVP (ゲーム&ネットワーク サービス事業担当)	135(*5) (*6)	118(*5) (*6)		254(*5) (*6)	6
Michael Lynton [マイケル・ リントン]	当社執行役 EVP (映画・音楽事業担当) (2017年2月2日退任)	271(*5) (*6)	736(*5) (*6)		1,007(*5) (*6)	10
高木 一郎	当社執行役 EVP (ホームエンタテインメン ト&サウンド事業、 コンシューマーAVセールス& マーケティング担当)	40(*6)	44(*6)		84(*6)	3
十時 裕樹	当社執行役 EVP CSO (中長期経営戦略、 新規事業、モバイル・ コミュニケーション 事業担当)	40(*6)	40(*6)		80(*6)	3

(注)*1 百万円未満を四捨五入して記載しています。したがって、各欄の合計が合計額の欄と一致しない場合があります。

- *2 上記のほか、上記の執行役10名分の役員賠償責任保険の一部保険料6百万円をソニーが負担しています。
- *3 上記のストック・オプションについて、2016年度において付与された新株予約権の付与日現在の1株当たり加重平均公正価値は1,291円です。なお、当該1株当たり加重平均公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルにもとづいていくつかの想定値を使用して見積もられています。詳細は、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『18 株価連動型報奨制度』に記載のとおりです。また、当該1株当たり加重平均公正価値は、新株予約権を行使した際に実際に各執行役が得られる1株当たりの財産上の利益を表すものではありません。新株予約権を行使した際に実際に各執行役が得る財産上の利益は、行使時点での当社株式の市場価格が新株予約権の行使価額を上回るかどうかにかかわらず、行使期間などの制約があるため、当該新株予約権の付与により各執行役が当該公正価値と同等又はそれ以上の財産上の利益を得ることは全く保証されていません。さらに、当該1株当たり加重平均公正価値は、会計上の費用計上のために用いている数字であり、当該価値が当社による当社株式の市場価格に対する見込みを表すものではありません。
- *4 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していません。
- *5 平井代表執行役、ハウス執行役及びリントン執行役の報酬は、米ドル建て設定されています。なお、上記報酬の他にFRINGE・ベネフィット相当額及びそれにとまう所得税額の一部補填等(平井代表執行役：

13百万円、ハウス執行役：子会社分37百万円、リントン執行役：子会社分4百万円)をソニーが負担しています。

- *6 上記の報酬について、ハウス執行役については、㈱ソニー・インタラクティブエンタテインメントが基本報酬135百万円及び業績連動報酬118百万円を、リントン執行役についてはSony Pictures Entertainment Inc.が基本報酬271百万円及び業績連動報酬334百万円を、Sony Corporation of Americaが業績連動報酬401百万円を、高木執行役については、ソニービジュアルプロダクツ㈱が基本報酬13百万円及び業績連動報酬15百万円を、ソニービデオ&サウンドプロダクツ㈱が基本報酬13百万円及び業績連動報酬14百万円を、ソニーマーケティング㈱が基本報酬14百万円及び業績連動報酬15百万円を、十時執行役についてはソニーモバイルコミュニケーションズ㈱が基本報酬40百万円及び業績連動報酬40百万円を、それぞれ負担しています。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

報酬委員会によって定められた個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は、次のとおりです。

<取締役報酬について>

取締役の主な職務がソニーグループ全体の経営に対する監督であることに鑑み、グローバル企業であるソニーグループの経営に対する監督機能の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針とする。なお、執行役を兼務する取締役に對しては取締役としての報酬は支給しないものとする。

この基本方針を踏まえて、執行役の報酬の構成を

- ・定額報酬
- ・株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、前述の方針に沿った設定を行うものとする。また、報酬水準については、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、適切なものとする。

株式退職金については、在任年度ごとに報酬委員会にて定められるポイントを取締役に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額とする。退任する取締役は、原則としてこの支給された退職金を用い、当社普通株式を購入することとする。

<執行役報酬について>

執行役がソニーグループの業務執行の中核を担う経営層であることに鑑み、会社業績の一層の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の経営層として確保するとともに、短期及び中長期の業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを執行役報酬決定に関する基本方針とする。

この基本方針を踏まえて、執行役の報酬の構成を

- ・定額報酬
- ・業績連動報酬
- ・株価連動報酬
- ・株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、業績及び株主価値への連動を重視し、前述の方針に沿った設定を行うものとする。また、報酬水準については、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、担っている職責に応じ適切なものとする。

各報酬項目に関する考え方は以下のとおり。

業績連動報酬については、支給対象年度におけるROE(株主資本利益率)、営業利益、当期純利益及びキャッシュ・フロー等のグループ連結業績及び担当職務に関する業績達成度を支給内容決定の基礎とし、標準支給額に対し、原則0%から200%の範囲で支給額が変動するものとする。

株価連動報酬については、ストック・オプションや譲渡制限付株式などの株価に連動した報酬の仕組みを用いて、中長期的な株主価値向上をめざすインセンティブとして有効に機能するよう適切な制限や条件を設定するものとする。

株式退職金については、在任年度ごとに報酬委員会にて定められるポイントを取締役に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額とする。退任する執行役は、原則としてこの支給された退職金を用い、当社普通株式を購入することとする。

(ご参考)

< 執行役に対する業績連動報酬について >

2016年度における業績連動報酬の標準支給額は、それぞれの職責に応じて、金銭報酬（定額報酬と業績連動報酬）全体の37.5%から50.0%の割合としています。また、グループ連結業績に関する達成度評価を行う際の指標とその配分は以下のとおりです。

評価指標	評価ウェイト%
ROE	40
営業利益	40
当期純利益	10
キャッシュ・フロー	10

< 譲渡制限付株式報酬制度について >

報酬委員会は、2017年度より譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。この制度は、マネジメントによる株主との価値共有を一層促進すること、ならびに、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させることを目的とするものです。具体的には、一定期間、自由に譲渡その他の処分をすることができないこと（以下「譲渡制限」という）及び一定の事由が生じた場合には当社が無償取得することを条件に、ストック・オプションの一部を置き換えるものとして、当社普通株式を執行役その他経営幹部層に付与することを想定しています。譲渡制限が解除される要件や付与対象者及び付与数など同制度の具体的内容については今後、報酬委員会において決定いたします。

(3) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

70銘柄 88,004百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
2015年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
オリンパス(株)	17,243,950	75,442	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
(株)ジャパンディスプレイ	10,700,000	2,354	同上
(株)テレビ朝日ホールディングス	297,000	600	同上
(株)WOWOW	230,000	549	同上
(株)テレビ東京ホールディングス	60,000	123	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)タムロン	3,129,850	5,775	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等 (退職給付信託に拠出しており、当社は議決権の行使に関する指図権を有する)
(株)U K Cホールディングス	2,234,820	4,990	同上
日本光電工業(株)	1,004,000	2,809	同上
東映アニメーション(株)	260,000	1,308	同上
(株)バイテック	717,000	666	同上
(株)ニッキ	400,000	135	同上
北野建設(株)	279,000	76	同上

2016年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
オリンパス(株)	17,243,950	73,804	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
(株)ジャパンディスプレイ	10,700,000	2,782	同上
(株)WOWOW	230,000	888	同上
(株)テレビ朝日ホールディングス	297,000	625	同上
(株)テレビ東京ホールディングス	60,000	153	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)タムロン	3,129,850	6,300	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等 (退職給付信託に拠出しており、当社は議決権の行使に関する指図権を有する)
(株)U K Cホールディングス	2,234,820	4,568	同上
日本光電工業(株)	1,004,000	2,499	同上
東映アニメーション(株)	260,000	1,732	同上
(株)バイテック	717,000	968	同上
(株)ニッキ	400,000	143	同上

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務にもとづく報酬(百万円)	非監査業務にもとづく報酬(百万円)	監査証明業務にもとづく報酬(百万円)	非監査業務にもとづく報酬(百万円)
提出会社	575	4	560	0
連結子会社	441	18	526	70
計	1,016	22	1,086	70

【その他重要な報酬の内容】

ソニーが当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているプライスウォーターハウスクーパースに対し支払った監査及びその他のサービスに係る報酬は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
監査証明業務費用(百万円)	2,545	2,315
その他の報酬(百万円)	90	168
合計(百万円)	2,635	2,483

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査及びその他のサービスに係る報酬は、事前に監査委員会の同意を得た上で決定しています。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第95条の規定により、米国において一般に認められた会計基準による用語、様式及び作成方法にもとづいて作成しています。
- (2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社とその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されています。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)にもとづいて作成しています。
また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の連結財務諸表及び2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けています。

なお、従来、当社が監査証明を受けているPwCあらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、2016年7月1日をもってPwCあらた有限責任監査法人となりました。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため以下のような取組みを行っています。

- (1) 当社では、「情報開示に関する統制と手続き(Disclosure Controls and Procedures)」として、主要なビジネスユニット、子会社、関連会社及び社内関連部署から潜在的な重要事項の報告を受け、ソニーグループにとっての重要性に照らして開示の必要性とその内容を検討する仕組みを構築しています。この仕組みの設計・運営と適正な財務報告の担保に関し、ソニーグループの本社機能の一部を所管する責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」という諮問機関が設置されており、マネジメントを補佐しています。
- (2) 前述の「情報開示に関する統制と手続き」にしたがい、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応するため、グローバル経理センターにおいて米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」)、米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission、以下「SEC」)及び会計専門家等から継続的に情報収集を行い、社内規定等を適宜整備しています。
- (3) また、2006年度(2006年4月1日から2007年3月31日まで)からは、財務報告に係る内部統制に関するマネジメントの報告書をSECに提出する年次報告書(Annual report on Form 20-F)に含めることも義務付けられました。これを遵守するため、当社は、内部統制に関する必要な文書化・内部テスト・評価等のグローバルな活動を監督・評価する、本社機能の一部を所管する責任者により構成される組織横断的な運営委員会を設置しています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	2015年度(2016年3月31日)	2016年度(2017年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金及び現金同等物		983,612	960,142
2 有価証券	*8	946,397	1,051,441
3 受取手形及び売掛金	*7	926,375	1,006,961
4 貸倒及び返品引当金		72,783	53,150
5 棚卸資産	*4	683,146	640,835
6 未収入金		206,058	223,632
7 繰延税金	*22	40,940	-
8 前払費用及びその他の流動資産		482,982	525,861
流動資産合計		4,196,727	4,355,722
繰延映画製作費	*5	301,228	336,928
投資及び貸付金			
1 関連会社に対する投資及び貸付金	*8	164,874	149,371
2 投資有価証券その他	*13	9,069,209	9,962,422
投資及び貸付金合計		9,234,083	10,111,793
有形固定資産	*9		
1 土地		121,707	117,293
2 建物及び構築物		655,379	666,381
3 機械装置及びその他の有形固定資産		1,795,991	1,842,852
4 建設仮勘定		69,286	28,779
		2,642,363	2,655,305
5 減価償却累計額		1,821,545	1,897,106
有形固定資産合計		820,818	758,199
その他の資産			
1 無形固定資産	*10	615,754	584,185
2 営業権	*10	606,290	522,538
3 繰延保険契約費	*11	511,834	568,837
4 繰延税金	*22	97,639	98,958
5 その他		289,017	323,396
その他の資産合計		2,120,534	2,097,914
資産合計		16,673,390	17,660,556

区分	注記 番号	2015年度（2016年3月31日）	2016年度（2017年3月31日）
		金額（百万円）	金額（百万円）
（負債の部）			
流動負債			
1 短期借入金	*12	149,272	464,655
2 1年以内に返済期限の到来する 長期借入債務	*12	187,668	53,424
3 支払手形及び買掛金		550,964	539,900
4 未払金・未払費用		1,367,115	1,394,758
5 未払法人税及びその他の未払税金		88,865	106,037
6 銀行ビジネスにおける顧客預金	*13	1,912,673	2,071,091
7 その他		574,193	591,874
流動負債合計		4,830,750	5,221,739
長期借入債務	*12	556,605	681,462
未払退職・年金費用	*16	462,384	396,715
繰延税金	*22	450,926	432,824
保険契約債務その他	*11	4,509,215	4,834,492
生命保険ビジネスにおける契約者勘定 その他	*11	2,401,320	2,631,073
負債合計		13,541,502	14,513,076
償還可能非支配持分		7,478	12,058
契約債務及び偶発債務	*28		

区分	注記 番号	2015年度（2016年3月31日）	2016年度（2017年3月31日）
		金額（百万円）	金額（百万円）
(資本の部)	*17		
当社株主に帰属する資本			
1 資本金			
普通株式（無額面）			
2015年度末			
- 授權株式数 3,600,000,000株		858,867	
発行済株式数 1,262,493,760株			
2016年度末			
- 授權株式数 3,600,000,000株			860,645
発行済株式数 1,263,763,660株			
2 資本剰余金		1,325,719	1,275,337
3 利益剰余金		936,331	984,368
4 累積その他の包括利益			
(1)未実現有価証券評価益（純額）		140,736	126,635
(2)未実現デリバティブ評価損（純額）		1,198	58
(3)年金債務調整額		371,739	308,736
(4)外貨換算調整額		421,117	436,610
累積その他の包括利益合計		653,318	618,769
5 自己株式			
普通株式			
2015年度末 - 1,047,745株		4,259	
2016年度末 - 1,073,222株			4,335
当社株主に帰属する資本合計		2,463,340	2,497,246
非支配持分		661,070	638,176
資本合計		3,124,410	3,135,422
負債及び資本合計		16,673,390	17,660,556

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	2016年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
売上高及び営業収入			
1 純売上高		6,949,357	6,443,328
2 金融ビジネス収入	*11	1,066,319	1,080,284
3 営業収入		90,036	79,638
		8,105,712	7,603,250
売上原価、販売費・一般管理費及び その他の一般費用			
1 売上原価	*21	5,166,894	4,753,010
2 販売費及び一般管理費	*21	1,691,930	1,505,956
3 金融ビジネス費用	*11	907,758	910,144
4 その他の営業損(純額)	*21	47,171	149,001
		7,813,753	7,318,111
持分法による投資利益		2,238	3,563
営業利益		294,197	288,702
その他の収益			
1 受取利息及び受取配当金		12,455	11,459
2 投資有価証券売却益(純額)		52,068	225
3 その他		2,326	2,734
		66,849	14,418
その他の費用			
1 支払利息		25,286	14,544
2 投資有価証券評価損		3,309	7,629
3 為替差損(純額)		20,565	22,181
4 その他		7,382	7,147
		56,542	51,501
税引前利益		304,504	251,619
法人税等	*22		
1 当年度分		94,578	100,260
2 繰延税額		211	23,798
		94,789	124,058
当期純利益		209,715	127,561
非支配持分に帰属する当期純利益		61,924	54,272
当社株主に帰属する当期純利益		147,791	73,289
1 株当たり情報	*23		
当社株主に帰属する当期純利益			
- 基本的		119.40円	58.07円
- 希薄化後		117.49円	56.89円
配当金		20.00円	20.00円

【連結包括利益計算書】

区分	注記 番号	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	2016年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
包括利益			
1 当期純利益		209,715	127,561
2 その他の包括利益(税効果考慮後)	*17		
(1) 未実現有価証券評価損益		2,220	30,293
(2) 未実現デリバティブ評価損益		1,198	1,140
(3) 年金債務調整額		171,753	63,232
(4) 外貨換算調整額		83,899	17,988
包括利益(損失)		44,915	143,652
非支配持分に帰属する包括利益		75,329	35,814
当社株主に帰属する包括利益(損失)		120,244	107,838

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	2016年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益		209,715	127,561
2 営業活動から得た現金・預金及び現金同等物 (純額)への当期純利益の調整			
(1) 有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の 償却費(繰延保険契約費の償却を含む)		397,091	327,048
(2) 繰延映画製作費の償却費		299,587	297,505
(3) 退職・年金費用(支払額控除後)		6,383	9,297
(4) その他の営業損(純額)	*21	47,171	149,001
(5) 投資有価証券売却損益及び評価損(純額)		48,857	7,404
(6) 金融ビジネスにおける売買目的有価証券の 評価損益(純額)		44,821	55,789
(7) 金融ビジネスにおける投資有価証券の 減損及び評価損益(純額)		2,653	47
(8) 繰延税額		211	23,798
(9) 持分法による投資損失(純額) (受取配当金相殺後)		5,045	4,409
(10) 資産及び負債の増減			
受取手形及び売掛金の増加		5,828	37,529
棚卸資産の増加()・減少		57,804	11,199
繰延映画製作費の増加		318,391	331,179
支払手形及び買掛金の減少		49,525	1,386
未払法人税及びその他の未払税金の増加・減少 ()		23,607	26,701
保険契約債務その他の増加		403,392	433,803
繰延保険契約費の増加		83,774	93,234
金融ビジネスにおける売買目的有価証券の増加		107,433	81,456
その他の流動資産の増加()・減少		21,299	21,402
その他の流動負債の増加・減少()		25,751	79,114
(11) その他		45,457	65,650
営業活動から得た 現金・預金及び現金同等物(純額)		749,089	809,262

区分	注記 番号	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	2016年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 固定資産の購入		375,411	333,509
2 固定資産の売却		26,472	13,098
3 金融ビジネスにおける投資及び貸付		1,221,093	1,233,290
4 投資及び貸付(金融ビジネス以外)		20,830	17,208
5 金融ビジネスにおける投資の売却又は償還 及び貸付金の回収		534,072	289,901
6 投資の売却又は償還及び貸付金の回収 (金融ビジネス以外)		81,535	16,078
7 ビジネスの売却		17,790	3,262
8 その他		72,938	7,695
投資活動に使用した 現金・預金及び現金同等物(純額)	*6 *25	1,030,403	1,253,973
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入		19,076	254,695
2 長期借入債務の返済		270,669	261,299
3 短期借入金の増加(純額)		92,153	317,827
4 金融ビジネスにおける顧客預り金の増加(純額)		165,169	277,152
5 転換社債の発行		120,000	-
6 新株の発行		301,708	-
7 配当金の支払		12,751	25,301
8 Sony/ATV株式の非支配持分の取得		-	76,565
9 その他		34,564	34,207
財務活動から得た 現金・預金及び現金同等物(純額)		380,122	452,302
為替相場変動の現金・預金及び現金同等物に 対する影響額		64,609	31,061
現金・預金及び現金同等物純増加・減少()額		34,199	23,470
現金・預金及び現金同等物期首残高		949,413	983,612
現金・預金及び現金同等物期末残高		983,612	960,142

補足情報			
1年間の現金支払額			
法人税等		138,770	106,054
支払利息		26,166	13,877
現金支出をともなわない投資及び財務活動			
キャピタル・リース契約による資産の取得		14,759	8,457
債権売却により繰り延べられた売却代金の回収額	*7	2,298	1,202

【連結資本変動表】

区分	注記 番号	金額(百万円)							資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	累積その他の の包括利益	自己株式	当社株主に 帰属する 資本合計	非支配持分	
2015年3月31日現在残高		707,038	1,185,777	813,765	385,283	4,220	2,317,077	611,392	2,928,469
1 新株の発行		150,854	150,854				301,708		301,708
2 新株予約権の行使		975	975				1,950		1,950
3 株式にもとづく報酬			1,516				1,516		1,516
4 包括利益									
(1)当期純利益				147,791			147,791	61,924	209,715
(2)その他の包括利益 (税効果考慮後)	*17								
未実現有価証券評価損益					13,417		13,417	15,637	2,220
未実現デリバティブ評価損					1,198		1,198		1,198
年金債務調整額					170,608		170,608	1,145	171,753
外貨換算調整額					82,812		82,812	1,087	83,899
包括利益(損失)合計							120,244	75,329	44,915
5 新株発行費(税効果考慮後)			1,478				1,478		1,478
6 配当金				25,225			25,225	20,868	46,093
7 自己株式の取得						110	110		110
8 自己株式の売却						71	59		59
9 非支配持分株主との取引及び その他			11,913				11,913	4,783	16,696
2016年3月31日現在残高		858,867	1,325,719	936,331	653,318	4,259	2,463,340	661,070	3,124,410

区分	注記 番号	金額(百万円)							資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	累積その他の の包括利益	自己株式	当社株主に 帰属する 資本合計	非支配持分	
2016年3月31日現在残高		858,867	1,325,719	936,331	653,318	4,259	2,463,340	661,070	3,124,410
1 新株予約権の行使		1,778	1,778				3,556		3,556
2 株式にもとづく報酬			1,601				1,601		1,601
3 包括利益									
(1)当期純利益				73,289			73,289	54,272	127,561
(2)その他の包括利益 (税効果考慮後)	*17								
未実現有価証券評価損					14,101		14,101	16,192	30,293
未実現デリバティブ評価益					1,140		1,140		1,140
年金債務調整額					63,003		63,003	229	63,232
外貨換算調整額					15,493		15,493	2,495	17,988
包括利益合計							107,838	35,814	143,652
4 新株発行費(税効果考慮後)			30				30		30
5 配当金				25,252			25,252	17,068	42,320
6 自己株式の取得						114	114		114
7 自己株式の売却						38	28		28
8 非支配持分株主との取引及び その他			53,721				53,721	41,640	95,361
2017年3月31日現在残高		860,645	1,275,337	984,368	618,769	4,335	2,497,246	638,176	3,135,422

連結財務諸表注記

1 会計処理の原則及び手続ならびに連結財務諸表の表示方法

当社は、1961年6月、SECに米国預託証券（American Depositary Receipt）の発行登録を行い、1970年9月、ニューヨーク証券取引所に上場しています。前述の経緯により、当社は米国1934年証券取引所法第13条（Section 13 of the Securities Exchange Act of 1934）にもとづく継続開示会社となり、年次報告書（Annual report on Form 20-F）をSECに対し提出しています。

当社及び当社の連結子会社（以下「ソニー」）の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。ソニーが採用している会計処理の原則及び手続ならびに連結財務諸表の表示方法のうち、日本における会計処理の原則及び手続ならびに表示方法（以下「日本会計原則」）と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。ほとんどの違いは国内会社の会計処理によるもので、そのうち金額的に重要な修正及び組替項目については、米国会計原則による税引前利益（損失）に含まれる影響額を括弧内に表示しています。

(1) デリバティブ

特定の複合金融商品に関する会計基準にもとづき、一部の金融子会社が保有する複合金融商品は当該金融商品全体に対して時価を評価し、その公正価値変動を損益に計上しています。（2015年度 2,586百万円の損失、2016年度 2百万円の利益）

(2) 保険事業の会計

新規保険契約の獲得に直接関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。なお、日本会計原則においてはこれらの費用は、発生年度の期間費用として処理しています。（2015年度 3,824百万円の損失、2016年度 52,186百万円の利益）米国会計原則上、保険契約債務等は保険数理上の諸数値にもとづく平準純保険料式等により計算していますが、日本会計原則においては行政監督庁の認める方式により算定しています。（2015年度 94,587百万円の利益、2016年度 48,749百万円の利益）

(3) 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行っています。（2015年度 28,932百万円の利益、2016年度 58,128百万円の損失）

(4) 持分法による投資利益（損失）の会計処理区分

持分法による投資利益（損失）は、持分法適用会社の事業の大部分をソニーの事業と密接不可分なものと考えて営業利益（損失）の前に区分して表示しています。なお、日本会計原則において持分法による投資利益（損失）は、営業外収益又は営業外費用の区分に表示されています。

(5) 変動持分事業体の連結

変動持分事業体（以下「VIE」）とされる事業体のうち、ソニーがその第一受益者であると判定されたVIEを連結しています。

(6) 法人税等に関する会計処理

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合に、評価性引当金の計上により減額されています。繰延税金資産の回収可能性については、関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより、繰延税金資産にかかる評価性引当金計上の要否を定期的に評価しています。また、税務申告時における税務処理を採用することによって生じる税金費用の減少が、50%以上の可能性で税務当局に認められないと考えられる場合には、税金引当を計上しています。

(7) セール・アンド・リースバック

セール・アンド・リースバック取引において、固定資産を売却した後、賃借人としてリース契約を締結し、オペレーティング・リースとして会計処理する場合、当該固定資産にかかる売却益は、リース契約期間中の最低支払リース料の現在価値を超える部分についてのみ売却時に一括利益計上し、残額は繰り延べております。（2015年度 11,543百万円の利益、2016年度 4,914百万円の利益）

2 営業活動の内容

ソニーは、様々な一般消費者向け、業務向け及び産業向けのエレクトロニクス製品・部品、具体的には携帯電話、ゲーム機、ゲームソフトウェア、ネットワークサービス、静止画・動画カメラ、テレビ、オーディオ・ビデオレコーダー及びプレーヤー、半導体等を開発、設計、制作、製造、提供、販売しています。ソニーの主要な生産施設は日本を含むアジアにあります。ソニーは、また、特定の製品の製造を外部の生産受託業者に委託しています。ソニーの製品及びサービスは世界全地域において、販売子会社及び資本関係のない各地の卸売り業者ならびにインターネットによる直接販売により販売、提供されています。ソニーは、映画作品及びテレビ番組の製作又は制作、買付、販売ならびにテレビ及びデジタルのネットワークオペレーションを行っています。ソニーは、また、音楽ソフトの企画、制作、製造、販売及び楽曲の詞及び曲の管理及びライセンスならびにアニメーション作品及びその派生ゲームアプリケーションの制作、販売を行っています。さらに、ソニーは、日本の生命保険子会社及び損害保険子会社を通じた保険事業、日本のインターネット銀行子会社を通じた銀行ビジネスなどの様々な金融ビジネスに従事しています。

3 主要な会計方針の要約

(1) 主要な会計方針

1 連結の基本方針ならびに関連会社に対する投資の会計処理

ソニーの連結財務諸表は、当社、当社が過半数の株式を所有する子会社、ソニーが支配持分を有するジェネラル・パートナーシップ及びその他の事業体ならびにソニーを主たる受益者とする変動持分事業体の勘定を含んでいます。連結会社間の取引ならびに債権債務は、全て消去しています。ソニーは、支配力を有していないが事業又は財務の方針に重要な影響を行使し得る、すなわち通常20%以上50%以下の持分を有する関連会社への投資に対し持分法を適用しています。また、ソニーが支配持分を有しないジェネラル・パートナーシップ及びリミテッド・パートナーシップに対する投資についても投資先の活動に少なからぬ影響を及ぼす場合（通常3%から5%を超える持分）には、持分法が適用されます。ソニーの持分が極めて僅少であるため、実質的にソニーが投資先の活動に影響を持たないパートナーシップに対する投資には、原価法を適用しています。持分法適用会社に対する投資には、未分配損益に対するソニーの持分額を取得価額に加減算した金額を計上しています。これらの投資に関する損益は税引後の金額で計上され、未実現内部利益を控除した金額が連結営業利益（損失）に含まれています。個別の投資の価値が下落し、その下落が一時的でないと判断される場合には、公正価値まで評価減しています。

連結子会社あるいは持分法適用会社は、公募、第三者割当、あるいは転換社債の転換によりソニーのこれらの会社に対する1株当たりの持分額を超える、あるいは下回る価格で、第三者に対して株式を発行することがあります。このような取引について、ソニーの持分の変動により発生する損益は、持分の変動があった年度に計上しています。

子会社に対する支配権の喪失により発生する損益は、残余持分の公正価値への再評価にしたがって計上される一方、支配権を維持し続ける連結子会社に対する持分の変動については資本取引として処理され、損益は計上されません。

連結子会社及び持分法適用会社に対する投資原価が当該会社の純資産額のソニーの持分を超える場合、その金額は、取得時点における公正価値にもとづき、識別可能な各資産及び負債に配分しています。投資原価が当該被投資会社の純資産額のソニーの持分を超える金額のうち、特定の資産及び負債に配分されなかった部分は、投資額の一部として営業権に計上しています。

2 見積りの使用

米国会計原則にしたがった連結財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような見積り・予測を必要とします。最も重要な見積りは、投資有価証券の評価、棚卸資産の評価、長期性資産の公正価値、営業権及び無形固定資産の公正価値、企業結合により取得した資産及び引受負債の公正価値、製品保証に関する負債、年金及び退職金制度、繰延税金資産、不確実な税務ポジション、繰延映画製作費、保険関連の債務の算定、評価に使用される見積りを含みます。結果として、このような見積りと実績が大きく異なる場合があります。

3 外貨換算

海外子会社及び関連会社の財務諸表項目の換算において、資産及び負債は決算日の適切な為替相場によって円貨に換算し、収益及び費用はおおむね取引発生時の為替相場によって円貨に換算しています。その結果生じた換算差額は、累積その他の包括利益の一部として表示しています。段階取得に関する企業結合の会計基準にしたがい、過去から保有している資本持分を再評価する際は、累積の外貨換算調整額を損益として認識します。

外貨建金銭債権及び債務は決算日の適切な為替相場によって換算し、その結果生じた為替差損益は当年度の損益に計上しています。

4 現金・預金及び現金同等物

現金・預金及び現金同等物は、表示された金額で容易に換金され、かつ満期日まで短期間であるために利率の変化による価値変動リスクが僅少なもので、取得日から3ヵ月以内に満期の到来する流動性の高い全ての投資を含んでいます。

5 市場性のある負債及び持分証券

売却可能証券に区分された、公正価値が容易に算定できる負債証券及び持分証券は、その公正価値で計上されており、未実現評価損益（税効果考慮後）は累積その他の包括利益の一部として表示されています。売買目的証券に区分される負債証券及び持分証券は公正価値で計上されており、未実現評価損益は損益に含まれています。満期保有目的の負債証券は償却原価で計上されています。売却可能証券又は満期保有目的の個々の証券について、一時的な減損を認識した場合を除き公正価値まで評価減を損益に計上しています。実現した売却損益は平均原価法により計算し損益に反映しています。

ソニーは、個々の有価証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価していません。公正価値の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価値が取得原価を下回っている期間及びその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画及び将来見積キャッシュ・フロー、公正価値に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソブリンリスクならびに公正価値の回復が見込まれるのに十分な期間までソニーが保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

公正価値が容易に算定できる売却可能証券の減損の判定において、公正価値が長期間（通常6ヵ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、その公正価値の下落が一時的でないとして推定されます。この基準は、その公正価値の下落が一時的でない有価証券を判定する兆候として採用されています。公正価値の下落が一時的でないとして推定された場合でも、下落期間又は下落率を上回る、公正価値の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価値の下落が20%未満又は長期間下落していない場合でも、公正価値の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

満期保有目的の負債証券に一時的でない減損が発生した場合、損益に認識される一時的でない減損の金額は、この負債証券を売却する意思があるかどうか、又は償却原価まで価値を回復する前にこの負債証券の売却が必要となる可能性の方が高いかどうかによって左右されます。負債証券がこのいずれかの基準を満たす場合、損益に認識される一時的でない減損金額は、減損測定日における負債証券の償却原価と公正価値の差額全額です。これらの2つの基準を満たさない負債証券の一時的でない減損については、損益に認識される正味金額は償却原価とソニーの将来キャッシュ・フローの最善の見積りを、負債証券の減損前における計算上の実効金利を用いて割り引くことにより計算される正味現在価値の差額にあたる信用損失です。減損測定日における負債証券の公正価値と正味現在価値の差額は累積その他の包括利益に計上されます。一時的でない減損が損益に認識された負債証券の未実現損益は累積その他の包括利益の独立した項目として計上されます。

6 非上場会社の持分証券

非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できないため、主に取得原価で計上されています。非上場会社に対する投資の価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとして判断される場合は投資の減損を認識し、公正価値まで評価減を行います。減損の要否の判定は、経営成績、事業計画及び将来の見積キャッシュ・フローなどの要因を考慮して決定されます。公正価値は、割引キャッシュ・フロー、直近の資金調達状況の評価及び類似会社との比較評価などを用いて算定しています。

7 貸倒引当金

回収可能性に疑義のある債権に対して貸倒引当金を計上しています。支払いが遅延している債権に対しては、顧客ごとに未収額の調査を行うことにより、係争あるいはその他回収可能性の問題を有する顧客を把握しています。貸倒引当金の計算にあたり、過去の回収率に加え継続的な信用リスク評価にもとづいて顧客の信用力を判断しています。

8 棚卸資産

モバイル・コミュニケーション（以下「MC」）分野、ゲーム&ネットワークサービス（以下「G&NS」）分野、イメージング・プロダクツ&ソリューション（以下「IP&S」）分野、ホームエンタテインメント&サウンド（以下「HE&S」）分野、半導体分野、コンポーネント分野、音楽分野及び映画（繰延映画製作費を除く）分野における棚卸資産は、正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、予測可能な完成又は処分までの費用を控除した額）を超えない取得原価で評価しており、先入先出法を適用している一部の子会社の製品を除き、平均法によって計算しています。

9 未収入金

ソニーは、部品組立業者のために組立部品を含む物品を調達しており、未収入金には、この部品組立業者との間の物品手配に関連する債権を含んでいます。当該債権は関連する再購入の際に決済されます。収益又は利益はこれらの取引において計上されません。ソニーは後に完成品もしくは一部組立品として、棚卸資産を部品組立業者から再購入しています。

10 繰延映画製作費

繰延映画製作費は、映画作品及びテレビ番組の両方にかかる直接製作費、間接製作費及び取得費用を含み、未償却残高あるいは見積公正価値のいずれか低い価額により長期性資産として計上されています。繰延映画製作費の償却及び見積分配金債務の計上は、作品ごとの予想総収益に対する各年度の収益割合に応じて行われます。繰延映画製作費は、ソニーの世界的なチャンネル・ネットワークで放映される買付作品から成るテレビ放映権も含み、ライセンス期間が開始されテレビ放映ができる状態にある場合にこれらの放映権が認識されます。テレビ放映権は、未償却残高あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で表示され、使用見込時期によって短期又は長期性資産として計上されます。テレビ放映権は、使用見込みにもとづき又は適切な場合には耐用年数にわたって定額法にもとづき、償却されますが、複数年でのライセンスとなるスポーツイベントのテレビ放映権は、原則として、関連する予想総収益に対する各年度の広告収入及び視聴料収入の割合にもとづき償却されます。繰延映画製作費の公正価値及びテレビ放映権の正味実現可能価額の計算に使用される見積りは、将来の需要と市況に関する前提条件にもとづき設定され、定期的に見直されています。

11 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得原価で表示しています。有形固定資産の減価償却費は定額法を採用し、これらの資産の見積耐用年数（建物及び構築物については2年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産については2年から10年の期間）にもとづき、計算しています。多額の更新及び追加投資は、取得原価で資産計上しています。維持費、修繕費及び少額の更新、改良に要した支出は発生時の費用として処理しています。

12 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産は、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。事象又は状況の変化とは、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などで、それらはマネジメントにより定期的に見直されています。

2017年3月31日において、ソニーは営業権の定性的評価を行わず、減損の可能性を判定するために報告単位の見積公正価値とその報告単位の営業権を含む帳簿価額の比較をとまなう二段階の定量的手続を行いました。報告単位とは、ソニーの場合、オペレーティング・セグメントあるいはその一段階下のレベルを指します。報告単位の公正価値がその帳簿価額を上回る場合、その報告単位の営業権は減損していないとみなされ、第二ステップは行われません。報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る場合には、減損金額を測定するため、営業権の減損判定のための第二ステップを行います。営業権の減損判定のための第二ステップでは、報告単位の営業権の公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損損失として認識します。営業権の公正価値は、企業結合により認識される営業権の価額と同じ手法により決定されます。つまり、あたかも報告単位が企業結合により取得され、報告単位の公正価値が取得のために支払われた対価であるかのように、報告単位の公正価値は未認識の無形固定資産を含む全ての資産、負債に割り当てられます。耐用年数が確定できない非償却性無形固定資産の減損判定では、公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損損失として認識します。

報告単位及び非償却性無形固定資産の公正価値は通常、割引キャッシュ・フロー分析により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、利益倍率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等多くの見積り及び前提を使用します。営業権を持たない報告単位も含めて、報告単位の公正価値の総額に対するソニーの時価総額を考慮し、適切なコントロール・プレミアムとともに、個々の報告単位に配分されない全社に帰属する資産と負債も考慮します。

将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）に使用される前提は、それぞれの報告単位における見込み及び中期計画にもとづいており、過去の経験、市場及び産業データ、現在及び見込まれる経済状況を考慮しています。永続成長率は主に中期計画の3ヵ年予測期間後のターミナル・バリュを決定するために使用されています。映画分野の報告単位など、特定の報告単位においては、より長い見込期間、及び予測期間最終年度の見積キャッシュ・フローに適用される利益倍率を用いた出口価格に、コントロール・プレミアムを加味して算定されたターミナル・バリュを使用しています。割引率は類似企業の加重平均資本コストにより算出されています。

報告単位の一部が売却される場合、営業権は相対的公正価値法により売却される事業に按分されます。

償却対象となる無形固定資産は、主に特許権、ノウハウ、ライセンス契約、顧客関係、商標、販売、リースその他の方法で市場に出されるソフトウェア、社内利用ソフトウェア、ミュージック・カタログ、アーティスト・コン

トラクト、テレビ放送委託契約からなっています。特許権、ノウハウ、ライセンス契約、商標、販売用ソフトウェア及び社内利用ソフトウェアは、主に3年から10年の期間で均等償却しています。顧客関係、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクト及びテレビ放送委託契約は、主に10年から40年の期間で均等償却しています。

13 資産計上したソフトウェア

販売、リースその他の方法で市場に出されるソフトウェアの技術的実現可能性を確立することに関連して発生した費用は、その発生時点において、研究開発費として売上原価に計上しています。技術的実現可能性が確立した後、ソフトウェアの完成までに発生した費用については資産計上するとともに、おおむね3年のソフトウェアの見積耐用年数にわたって償却し、売上原価で計上しています。ゲームのソフトウェアの技術的実現可能性は、プロダクトマスターが完成したときに確立します。それ以前に発生した開発費の資産化は、開発の早期段階において技術的実現可能性があると認められるものに限定しています。ソフトウェアの未償却原価については、関連するソフトウェア製品の将来の収益獲得により回収可能であるかについて、決算日にて定期的な見直しを行っています。

アプリケーション開発段階で社内利用ソフトウェアのために発生した費用は、資産計上するとともに、見積耐用年数にわたって定額法で主に販売費及び一般管理費として償却しています。初期プロジェクト段階及び導入後に発生した費用は発生時に費用計上しています。

14 繰延保険契約費

新規保険契約の獲得に直接関連し、かつそれに伴って変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料（費用）、診査及び調査費用等から構成されます。繰延保険契約費については、資産計上した金額が見込粗利益又は保険料から保険給付金及び事業費を控除した額の現在価値を超えていないことを検証するために、少なくとも年1回、回収テストが行われます。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。非伝統的保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見込粗利益に比例して償却されます。

15 製品保証引当金

ソニーは、収益認識時点で製品保証引当金を計上しています。製品保証引当金は、売上高、見積故障率及び修理単位あたりのアフターサービス費の見積額にもとづいて計算されています。製品保証引当金の計算に用いられた見積り・予測は定期的に見直されています。

MC分野、G & NS分野、IP & S分野及びHE & S分野の一部の子会社は、一定の対価の受領をとまなう製品保証延長サービスを提供しています。このサービスの提供により顧客から受領した対価については、繰延処理を行うとともに、その延長された保証期間にわたって定額法により収益を認識しています。

16 保険契約債務

保険契約債務は、保険契約者に対する将来の予測支払額の現在価値として計上されています。これらの債務は将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等の要因についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。これらの見積り・予測は定期的に見直されています。また、保険契約債務には一部の非伝統的な生命保険及び年金保険契約における最低保証部分に対する債務を含んでいます。

17 生命保険ビジネスにおける契約者勘定

生命保険ビジネスにおける契約者勘定に関する負債は、貸借対照表日時点での契約者の給付に生じた契約の価値を表しています。負債は一般的に累積的な積立額に付与利息を加え、契約者の引出額と残高に対して課せられるその他の手数料を差し引いたものです。

18 長期性資産の減損

ソニーは、営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産を除く、保有して使用される長期性資産及び処分される予定の長期性資産について、個々の資産又は資産グループの帳簿価額が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、帳簿価額の回収可能性の見直しを行っています。保有して使用される長期性資産については、個々の資産又は資産グループの帳簿価額と個々の資産又は資産グループの現在価値に割引く前の将来見積キャッシュ・フローを比較することにより減損の有無が検討されます。このキャッシュ・フローが、個々の資産又は資産グループの帳簿価額を下回った場合、帳簿価額が見積もられた公正価値を超過する金額について、減損損失が当年度に認識されます。売却以外の方法で処分される予定の長期性資産は、処分されるまでは保有して使用される資産とみなされます。売却される予定の長期性資産は、帳簿価額又は公正価値から売却費用を差し引いた金額のいずれか小さい金額で計上され、減価償却は行われません。公正価値は将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値、又は比較可能な市場価格により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フローに固有のリスクを反映した割引率、永續価値（ターミナル・

バリュウ)を決定する際に適用される永続成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積り・前提を使用します。

19 公正価値による測定

ソニーは、測定日に市場参加者間で行われる通常の取引において、資産の譲渡の対価として受け取ると想定される金額又は負債を移転する際に支払うと想定される金額である出口価格にもとづき公正価値を測定しています。

ソニーは、銀行ビジネスに含まれる子会社が保有する一部の外貨建有価証券に対して、公正価値オプションを適用しております。これは、外貨建有価証券から生じる換算差額を損益に計上することを認めることにより、為替レートの変動に関する会計上のミスマッチを軽減するためです。

公正価値による測定に関する会計基準は、市場における観察可能性の程度にもとづき、評価に使用する基礎データの階層を決定しています。観察可能な基礎データは、独立した情報源から入手した市場データを反映したものです。観察不能な基礎データは、市場参加者が資産あるいは負債を評価する際に通常使用すると想定される仮定を用いてソニーが独自に推定しているものです。過大なコストや手間をかけない範囲で観察可能な市場データが利用可能である場合には、観察可能な市場データが利用されています。全ての公正価値は下記3段階のレベルのいずれかで報告されますが、報告されるレベルは公正価値の測定に重要な影響を及ぼす基礎データのレベルのうち最も低いレベルにもとづき決定されます。公正価値の3段階のレベルは次のとおりです。

レベル1

重要な基礎データが活発な市場における同一の資産・負債の未調整の取引価格

レベル2

重要な基礎データがレベル1以外の観察可能なデータ

例えば、活発な市場における類似商品の取引価格、活発でない市場における同一又は類似商品の取引価格、全ての重要な基礎データが活発な市場で観察可能な場合のモデル計算による評価が含まれています。

レベル3

1つあるいは複数の重要な基礎データが観察不能

ソニーは、活発な市場における取引価格が調整を加えることなく利用可能である場合には、それを利用して公正価値の測定を行い、その項目をレベル1に分類しています。取引価格が利用できない場合には、金利、為替レート、オプションのボラティリティ等、直近の市場もしくは独立した情報源から入手した市場パラメータを使用し、ソニー内部で組成した評価手法にもとづいて公正価値を測定しています。ソニー内部で組成したモデルを使用して評価した項目は、評価に使用した重要な基礎データのうち、最も低いレベルに合わせてレベルの分類が行われず。一部の金融資産・負債については、ソニー内部で組成した価格との比較検証を含む評価手続にもとづいて、証券業者から得た指標価格や投資顧問会社から入手した定性的な基礎データ等の第三者の価格を使用し、公正価値を測定しています。また、ソニーは公正価値を測定する際に、取引相手及びソニーの信用力を考慮しています。ソニーは、ネットィング契約の締結や、与信限度の設定を通じ信用リスクの残高及び取引相手の信用力を積極的にモニターすることに加え、取引相手を各国の大手銀行や主要な金融機関に限定することにより、第三者に対する信用リスクを軽減する努力をしています。

レベル間の移動は、移動が生じた各四半期連結会計期間の期首に生じたものとみなしています。

20 デリバティブ

全てのデリバティブは公正価値により貸借対照表上、資産又は負債として総額で計上されています。デリバティブの公正価値の変動は、対象となるデリバティブがヘッジとして適格であるか否か、また適格であるならば公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動のいずれをヘッジするために利用されているかにもとづき、直ちに損益もしくは累積その他の包括利益の一部として資本の部に計上されています。

特定の複合金融商品に関する会計基準は、デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、分離して個別に会計処理することが要求される組込デリバティブを内包するあらゆる複合金融商品について、公正価値の再評価を選択することを認めるものです。公正価値評価方法の選択は、個別の金融商品ごとに認められ、一度選択した評価方法は変更することができません。一部の金融子会社が保有していた組込デリバティブをともなう複合金融商品は、複合金融商品全体として公正価値で評価しています。複合金融商品は、負債証券として注記8に記載されています。

ソニーが保有するデリバティブはデリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、下記のとおり区分され、会計処理されています。

公正価値ヘッジ

認識された資産及び負債、又は未認識の確定約定の公正価値変動に対するヘッジとして指定され、かつ有効なデリバティブの公正価値変動は損益に計上され、関連するヘッジ対象資産及び負債の公正価値変動による損益を相殺しています。

キャッシュ・フローヘッジ

予定取引、又は認識された資産もしくは負債に関連するキャッシュ・フロー変動リスクに対するヘッジとして指定され、かつ有効なデリバティブの公正価値変動は当初、その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時に損益に振替えられています。公正価値変動のうち、ヘッジの効果が有効でない部分は直ちに損益に計上されています。

ヘッジとして指定されていないデリバティブ

ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は直ちに損益に計上されています。

ヘッジの有効性の評価

ヘッジ会計を適用する場合には、ソニーは様々なヘッジ活動を行う際のリスク管理目的及び方針を文書化するとともに、ヘッジとして指定される全てのデリバティブとヘッジ対象との間のヘッジ関係を文書化しています。ソニーは公正価値ヘッジもしくはキャッシュ・フローヘッジとして指定されるデリバティブを貸借対照表上の特定の資産及び負債、又は特定の予定取引と紐付けています。ソニーはまた、ヘッジの開始時及び継続期間中において、ヘッジとして指定されたデリバティブがヘッジ対象の公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動を相殺するのに高度に有効かどうかの評価を行っています。デリバティブがヘッジとして高度に有効でないと認められた場合には、ヘッジ会計は中止されます。ヘッジの効果が有効でない部分があった場合は、その部分は直ちに損益に計上されます。

21 株価連動型報奨制度

ソニーは、株式報酬に関する会計基準にしたがい、株価連動型報奨制度について、公正価値にもとづく評価方法による費用処理を行っています。この費用は主に販売費及び一般管理費として計上されています。公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルを使用し、付与日時点で測定されています。ソニーは見積失効率を控除し、役務提供を受けた期間にわたって、段階的に権利が確定する新株予約権の費用を認識しています。失効率は権利確定期間の大半が経過したストック・オプションプランの経験値にもとづいて見積もられています。

22 収益認識

M C分野、G & N S分野、I P & S分野、H E & S分野、半導体分野、コンポーネント分野及び音楽分野の収益は、取引を裏付ける説得力のある証拠が存在し、物品が移転もしくはサービスが提供され、販売価格が固定もしくは確定可能であり、回収可能性が合理的に確保された時点で認識されます。移転は物品の所有権及び所有に関わるリスクと便益が実質的に顧客に移転した時点（引渡時点）で生じるものと考えられます。なお、契約上顧客による検収が必要な取引については、検収が完了した時点、又は検収猶予期間が終了した時点で売上を計上しています。また、予想される返品及びセールス・インセンティブを控除して売上を計上しています。主にG & N S分野のサブスクリプション方式による収益は、その加入契約期間に応じて認識されます。

顧客との収益契約には、製品、サービス及びソフトウェアのあらゆる組み合わせから成る複数の提供物が含まれます。その例には、販売促進物を受け取る権利が付与されているエレクトロニクス製品の売上等が含まれています。少なくとも一つの提供物が従来のソフトウェアや映画における収益認識基準の対象外であるソニーの複数の製品・サービス等を提供する契約に関して、提供済みの製品・サービス等が顧客にとって単独で価値を有し、未提供の製品・サービス等が引渡し又は履行される可能性が高く、それらの製品・サービス等が実質的にソニーの管理下にある場合、それらの提供物は個別の会計単位として識別されます。次に、収益はそれぞれの会計単位の相対的な販売価格にもとづき配分されます。その相対的な販売価格は、初めに売り手固有の客観的証拠（以下「VSOE」）が存在する場合は、そのVSOEにもとづき決定されます。次にVSOEが存在しない場合は、対第三者販売価格による証拠（以下「TPE」）にもとづき決定されます。最後にVSOE及びTPEの両方とも存在しない場合は、見積販売価格（以下「ESP」）にもとづき決定されます。VSOEは個別に販売されている提供物に付けられている価格、もしくは個別に販売されていない場合、関連する権限を持つマネジメントによって設定された価格に限定されます。またそのマネジメントによって設定された価格は一旦設定されると、提供物を個別に市場投入する前に変更されないと想定される価格です。TPEはソニー又はいずれかの競合他社が同じような状況に置かれた顧客にほぼ置き換え可能な製品又はサービスを単独で販売する場合の価格です。ESPはソニーがその提供物を単独で通常販売すると仮定した場合に、ソニーが取引を行う価格です。ESPの決定に際して、ソニーはその提供物の売上、原価、利益率分析及び返品率、競合他社及びソニーの価格決定方法、また顧客の視点等を含む全ての関連する情報を考慮しています。

ソニーが販売する一部のソフトウェアは、顧客に対して無償で限定的オンライン機能を提供しています。これらはソフトウェア全般に付随する一般的な機能であり、重要性がないと考えられます。したがって、これらの限定的オンライン機能を有するソフトウェアに関連する収益は繰り延べていません。

映画分野における収益は、取引を裏付ける説得力のある証拠が存在し、販売価格が固定もしくは確定可能であり、回収可能性が合理的に確保された時点で認識されます。映画分野における劇場映画収益は、劇場での上映に合わせて計上しています。映画作品及びテレビ番組の放映にかかるライセンス契約による収益は、それらの放映に対する制限がなくなり、放映可能となった時点で計上しています。ホームエンタテインメント用のDVD及びブルーレイディスクにかかる売上高は、販売業者が販売可能となった時点で、予想される返品及びセールス・インセンティブを控除して計上しており、デジタルダウンロード及びビデオ・オン・デマンドからの収入は、作品がデジタル配信プラットフォームで閲覧可能となった時点で収益を認識しています。一部の映画作品及びテレビ番組の放映にかかるライセンス契約には、例えばマネジメントの最良の見積りによる公正価値にもとづいた複数の地域や放映可能期間などによるライセンス料の配分を含みます。テレビ広告収入は、広告が放映された時点で認識されます。テレビチャンネルネットワークに支払われた有料放送料金は、サービスが提供された時点で収益を認識しています。

生命保険子会社が引受ける伝統的保険契約は、ほとんどが長期契約に分類され、主に終身保険、定期保険及び傷害・医療保険契約から構成されています。これらの契約から稼得する保険料収入は、保険契約者からの払込の期日が到来した時点で、収益として認識しています。

利率変動型終身保険、個人年金保険及び生命保険リスクのないその他の保険契約等非伝統的保険契約から受入れた保険料は、生命保険ビジネスにおける契約者勘定に計上しています。これら保険契約から稼得する収益は、保険契約期間にわたり認識される契約管理手数料からなり、金融ビジネス収入に含まれています。

損害保険子会社が引受ける保険契約は、短期契約に分類され、主に自動車保険契約から構成されています。これらの契約から稼得する保険料収入は、保険契約の期間にわたり保障金額の比率に応じて認識しています。

売上は、通常、顧客から徴収し政府機関へ納付される税金が控除された後の純額で計上されます。

23 売手が買手に与えた対価に関する会計処理

セールス・インセンティブもしくは買手に対する対価の支払い、すなわち特定のプロモーション期間中の価格下落を補填する費用、店頭における製品展示スペース確保のために支払われる費用、小売業者が費やした広告宣伝費に関して、ソニーがその一部を負担するものについては売上高の控除として計上しています。なお、ソニーが対価の支払いと交換に識別可能な便益（製品又はサービス）を受け、かつその便益の公正価値が合理的に見積もられ、買手が費消した金額を証明する文書を受け取っている場合は、販売費及び一般管理費として計上しています。2015年度及び2016年度において、買手に対する対価の支払いは、主に販売促進のための無料配送費及び小売業者が費やした広告宣伝費の一部をソニーが負担する費用であり、販売費及び一般管理費に計上された総額は、それぞれ13,178百万円及び12,046百万円です。

24 売上原価

売上原価に分類される費用は製品の製作と生産に関連するもので、材料費、外注加工費、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費、人件費、研究開発費ならびに映画作品及びテレビ番組に関連する繰延映画製作費の償却費などが含まれます。

25 研究開発費

研究開発費は売上原価に計上されており、研究及び製品の開発にかかる人件費、またその他の直接経費及び間接経費などが含まれます。

研究開発費は発生時に費用化しています。

26 販売費及び一般管理費

販売費に分類される費用は製品の販売促進と販売にかかる費用で、広告宣伝費、販売促進費、運賃、製品保証費用などが含まれます。

一般管理費には役員報酬、人件費、有形固定資産の減価償却費、販売、マーケティング及び管理部門のオフィス賃借料、貸倒引当金繰入額ならびに無形固定資産の償却費などが含まれます。

27 金融ビジネス費用

金融ビジネス費用は、責任準備金の繰入額、繰延保険契約費の償却の他、金融ビジネス子会社の人件費、有形固定資産の減価償却費及び支払賃借料等の営業費用を含んでいます。

28 広告宣伝費

広告宣伝費は選定されたメディアにおいて広告宣伝が行われた時点で費用化しています。

29 物流費用

製品の運賃、荷役料、保管料及びソニーグループ内の運搬費用等の大部分は販売費及び一般管理費に含まれています。例外として、映画分野では、映画の製作又はテレビ番組の制作、及びこれらの配給に必要な構成要素として、上記の費用は売上原価に計上されています。原材料や仕掛品の運賃、仕入受取費用、検査費用及び保管料等のソニーの物流ネットワークに関わるその他の全ての費用は売上原価に含まれています。また、顧客が負担する物流費用は純売上高に含まれています。

30 法人税等

法人税等は、連結損益計算書の税引前利益、子会社及び持分法適用会社の将来配当することを予定している未分配利益について計上される繰延税金負債にもとづいて計算されています。資産・負債の帳簿価額と税務上の価額との間の一時差異に対する繰延税効果について、資産・負債法を用いて繰延税金資産・負債を認識しています。

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。したがって、繰延税金資産にかかる評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより定期的に評価されます。この評価に関するマネジメントの判断は、それぞれの税務管轄ごとの当期及び累積損失の性質、頻度及び重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去における繰越欠損金の法定繰越可能期間内の使用実績、繰越欠損金及び繰越税額控除の期限切れを防ぐために実行される慎重かつ実行可能な税務戦略を特に考慮します。

ソニーは、税務申告において採用した、あるいは採用する予定の不確実な税務ポジションに起因する未認識の税務ベネフィットに関する資産・負債を計上しています。ソニーは、未認識税務ベネフィットを含む法人税等に関する利息と罰金を、連結損益計算書の支払利息と法人税等にそれぞれ含めています。ソニーの納税額は、様々な税務当局による継続的な調査によって、更正処分などの影響を受ける可能性があります。加えて、いくつかの重要な移転価格税制の案件に関する事前確認申出を受けて、それぞれの国の税務当局同士が現在交渉しています。不確実な税務ポジションから起こり得る結果に対するソニーの見積りは、判断を必要とし、また高度な見積りが要求されません。ソニーは、税務調査の対象となる全ての年度の税務ポジションについて、決算日における事実、状況、及び入手可能な証拠にもとづき評価し、税務ベネフィットを計上しています。ソニーは、税務調査において50%超の可能性をもって認められる税務ポジションに関する税務ベネフィットについて、完全な知識を有する税務当局との合意において50%超の可能性で実現が期待される金額を計上しています。ソニーは、50%以上の可能性で認められないと考えられる場合には、税務ベネフィットを計上していません。しかしながら、税務調査の終了、異なる税務管轄の税務当局間の交渉の結果、新しい法規や判例の公表、又は、その他の関連事象による、税金債務の見積りの減額又は増額によって、ソニーの将来の業績は、影響を受ける可能性があります。結果として、ソニーの未認識税務ベネフィットの金額及び実効税率は、大きく変動する可能性があります。

31 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）（以下「EPS」）

基本的EPSは各算定期間の普通株式の加重平均発行済株式数にもとづいて計算されます。希薄化後EPSは、新株発行をもたらす権利の行使や約定の履行あるいは新株への転換によって起こる希薄化の影響を考慮して計算されます。当社株主に帰属する当期純損失の場合は全ての潜在株式をこの計算から除いています。

(2) 新会計基準の適用

連結範囲の分析に関する改訂

2015年2月、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）は事業体の連結評価を変更する会計基準アップデート（Accounting Standards Update、以下「ASU」）2015-02を公表しました。この変更は主に、(i)意思決定者やサービス提供者への報酬に関する変動持分の評価、(ii)リミテッド・パートナーシップ又は類似の事業体が変動持分事業体か否かに関する判断、(iii)第一受益者の決定における関係会社及び事実上の代理人の考慮、ならびに(iv)ジェネラル・パートナーがリミテッド・パートナーシップを連結するという仮定の削除に関係しています。ソニーは、2016年4月1日からこのASUを適用しています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありませんでした。

クラウドコンピューティング契約に対して支払われる手数料に関する顧客の会計処理

2015年4月、FASBはクラウドコンピューティング契約に対して支払われる手数料に関するASU 2015-05を公表しました。このASUは、企業がソフトウェアライセンスの要素を含むクラウドコンピューティング契約を他のソフトウェアの取得と同様に会計処理することを要求しています。ソフトウェアライセンスの要素を含まないクラウドコンピューティング契約は、サービス契約として会計処理されます。このASUは、顧客によるサービス契約の会計処理には影響を与えません。ソニーは、2016年4月1日からこのASUを適用しています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありませんでした。

繰延税金の貸借対照表上の分類

2015年11月、FASBは繰延税金の表示を変更するASU 2015-17を公表しました。このASUでは、連結貸借対照表において全ての繰延税金資産及び負債を非流動項目として分類することを要求しています。ソニーでは2017年3月31日から将来に向かって適用しています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありませんでした。

(3) 最近公表された会計基準

顧客との契約から生じる収益

2014年5月、FASBは顧客との契約から生じる収益に関するASU 2014-09を公表しました。このASU 2014-09により、収益認識に関する現行の規定は、多くの特定の産業に関する基準を含め、全て置き換えられます。このASU 2014-09は、企業に、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識することを要求しています。2015年8月、FASBはASU 2014-09の適用日を1年延期し、かつASU 2014-09の当初適用日時点の早期適用を容認するASU 2015-14を公表しました。その後、FASBは、直近では2016年12月まで、このASUに対していくつかの規定の明確化、更新をしました。このASUは、2018年4月1日に開始する第1四半期から、ソニーに適用されます。このASUは、比較期間を遡及的に修正する方法（「完全遡及法」）又は適用日時点の累積的影響額を遡及的に認識する方法（「修正遡及法」）のいずれかの移行方法を適用することを容認しています。ソニーは、修正遡及法によりこのASUを適用する予定です。ソニーは、このASUの適用が与える影響の大部分の評価を完了しています。ソニーは、このASUの適用が主に映画分野における特定の取引の収益認識時点に影響を与えると予想しています。具体的には(1)映画製作及びテレビ番組制作における現行契約の特定の更新又は延長に関連して、そのライセンス収益は、契約が更新又は延長された時点ではなく、更新又は延長によりライセンス供与されたコンテンツが利用可能になった時点で認識されます。また、(2)象徴的な知的財産（例えば、ブランド、商標、ロゴ）に対する特定のミニマムギャランティにかかるライセンス収益は、ライセンス期間が開始した時点ではなく、ライセンス期間にわたり認識されます。ソニーは、このASUが上記及び上記以外の取引に与える影響を引き続き評価しており、結果として、このASUが与える影響に関するソニーの暫定的な結論が変わる可能性があります。

金融資産及び金融負債の認識及び測定に関する改訂

2016年1月、FASBは金融資産及び金融負債の認識及び測定に関する既存の要求を変更するASU 2016-01を公表しました。この改訂は主に、持分法を用いて会計処理される非連結子会社に対する資本性投資以外の資本性投資を、損益を通じて公正価値で測定することを要求しています。このASUは2018年4月1日からソニーに適用されます。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響は評価中ですが、資本性投資の再評価の結果、ソニーのその他の収益・費用の変動性が高くなることが予想されています。

リース会計に関する改訂

2016年2月、FASBはリース会計基準を変更するASU 2016-02を公表しました。このASUにより、ほとんど全てのリース資産を貸借対照表上で認識することが要求されます。また、このASUにより、最も古い比較期間から実務的な簡便法を含む修正遡及アプローチが適用されます。このASUは、2019年4月1日からソニーに適用されますが、早期適用も認められています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響は評価中です。

金融商品の信用損失の測定に関する改訂

2016年6月、FASBは金融商品の信用損失の測定に関する基準を変更するASU 2016-13を公表しました。このASUは、金融商品の信用損失の測定にあたり、過去の損失実績、現在の状況、将来の状況の予測及び予測される信用損失など関連するすべての情報を考慮することを要求しています。このASUは、2020年4月1日以降開始する第1四半期からソニーに適用され、2019年4月1日以降開始する第1四半期から早期適用が認められています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響は評価中です。

棚卸資産以外の資産のグループ内の移転

2016年10月、FASBは法人税等の会計処理に関するASU 2016-16を公表しました。このASUでは、棚卸資産以外の資産のグループ内の移転が起きた場合に、法人税等を認識することを要求しています。現在の米国会計原則では、棚卸資産以外の資産の移転に関する法人税等の認識は、第三者に資産が売却されるまで認識しません。このASUは、その累積的影響を適用開始期間の期首の利益剰余金で調整する修正遡及の方法により適用することが求められます。このASUは、2018年4月1日からソニーに適用されます。このASUがソニーの業績及び財政状態に与える影響については評価中です。

事業の定義の明確化

2017年1月、FASBは取引を資産と事業のいずれの取得（または処分）として会計処理すべきかを明確化するASU 2017-01を公表しました。このASUは、まず企業に、取得した一連の資産の公正価値のほとんど全てが、単一の資産又は類似の資産グループに集中しているか否か判定することを要求しています。もしこの要件を満たす場合、取得した一連の資産は事業とみなされません。もしこの要件を満たさない場合、次に企業は、取得した一連の資産が、事業の要件を満たすか否か評価しなければなりません。事業とみなされるためには、アウトプットを創出する能力に寄与するインプットと実質的なプロセスを含まなければなりません。このASUは、2018年4月1日以降開始する第1四半期からソニーに適用され、2017年4月1日以降開始する第1四半期から早期適用が認められています。このASUの適用は、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えないと予想されています。

営業権の減損判定の簡素化

2017年1月、FASBは営業権の減損の会計処理を簡素化するASU 2017-04を公表しました。このASUにより、営業権の減損判定から第二ステップが削除されます。その代わりに、年次及び期中の減損判定は報告単位の公正価値とその帳簿価額との比較により行い、報告単位に配分された営業権の総額を超えない範囲で、報告単位の帳簿価額がその公正価値を超える部分を営業権の減損損失として認識します。このASUは、2020年4月1日から将来に向かって適用され、2017年1月1日より後の測定日の減損判定に早期適用が認められています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響は評価中です。

純期間退職・年金費用及び退職後給付費用の表示

2017年3月、FASBは純期間退職・年金費用を勤務費用と他の項目に分けて表示するASU 2017-07を公表しました。このASUは、勤務費用を従業員の給与と同様に営業利益に含めて表示又は資産計上することを要求する一方で、純期間退職・年金費用の他の項目を営業外損益として表示し資産化しないことを要求しています。このASUは、2018年4月1日からソニーに適用されますが、2017年度第1四半期からの早期適用が認められています。適用に関して、純期間退職・年金費用を勤務費用と他の項目に分けて表示する変更については遡及適用が求められ、勤務費用のみを資産計上する変更は適用年度から将来に向かって適用されます。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響は評価中です。

購入した繰上償還可能な負債証券のプレミアムの償却

2017年3月、FASBは繰上償還可能な負債証券の特定のプレミアムを最も早い償還日までの期間にわたって償却することを要求するASU 2017-08を公表しました。ディスカウントで購入した繰上償還可能な負債証券の償却期間は影響を受けません。このASUは、2019年4月1日からソニーに適用されます。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響は評価中です。

(4) 勘定科目の組替再表示

2015年度にかかる連結財務諸表の一部の金額を、2016年度の表示に合わせて組替再表示しています。

(5) 過年度調整

2015年度において、ソニーは子会社における特定のセールス・インセンティブに関する引当の計上誤りを修正するために過年度の事象に関する調整を行いました。当該誤りは、2008年度から2015年度中に事象が判明するまで継続していました。この調整はH E & S分野に関するものであり、純売上高に影響し、税引前利益が合計で8,447百万円増加しています。この調整は当連結会計年度及びそれ以前の期間における連結財務諸表に対する重要性がないと判断しました。

4 棚卸資産

棚卸資産の内訳は次のとおりです。

	2016年3月31日	2017年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
製品	448,273	399,850
仕掛品	130,383	140,718
原材料・購入部品	104,490	100,267
計	683,146	640,835

5 繰延映画製作費

繰延映画製作費の内訳は次のとおりです。

	2016年3月31日	2017年3月31日
項目	金額(百万円)	金額(百万円)
映画製作：		
既公開	75,218	80,539
完成、未公開	2,304	5,608
製作・開発中	95,268	94,197
テレビ製作：		
既公開	88,538	120,693
製作・開発中	14,410	7,707
テレビ放映権	62,589	65,725
控除： 棚卸資産に含まれる1年以内償却予定のテレビ放映権	37,099	37,541
計	301,228	336,928

ソニーは、2017年3月31日現在の既公開作品にかかる未償却残高のうち約93%が、3年以内に償却されると見積もっています。2017年3月31日現在の既公開及び完成作品にかかる繰延映画製作費のうち約142,000百万円は1年以内に償却される予定です。また、未払金・未払費用に含まれる未払分配金債務約167,000百万円は1年以内に支払われる予定です。

6 関連会社に対する投資

投資先である持分法適用関連会社から提供された重要な持分法適用関連会社の財務情報及び連結財務諸表との調整項目を含む情報にもとづく合算・要約財務情報は次のとおりです。

貸借対照表

区分	2016年3月31日	2017年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
流動資産	367,465	361,492
固定資産	773,126	834,765
流動負債	245,731	248,450
固定負債及び非支配持分	709,134	761,546
持分比率	20%-50%	20%-50%

損益計算書

区分	2015年度	2016年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高及び営業収入	358,256	387,229
営業利益	32,884	37,800
株主に帰属する当期純利益	8,388	11,529
持分比率	20%-50%	20%-50%

2012年6月29日、当社の完全子会社を含む出資グループはEMI Music Publishingの買収を完了しました。この買収を達成するために、出資グループはDH Publishing, L.P. (以下「DHP」) を設立し、DHPはEMI Music Publishingを総額2,200百万米ドルで取得しました。ソニーはNile Acquisition LLCを通じてDHPに対して320百万米ドルを投資し、39.8%の持分を取得しました。Nile Acquisition LLCは、ソニーとソニーの米国音楽出版子会社の第三者投資家との合弁会社で、ソニーが74.9%の持分を保有しています。さらに、DHPはソニーの米国音楽出版子会社と管理サービスを提供する契約を締結しました。ソニーはDHP持分について持分法を適用しています。DHPはVIEと判断されますが、この詳細については注記24に記載しています。

2017年1月30日、ソニーは持分法適用会社であるエムスリー株式会社(以下「エムスリー」)について、ソニーが保有するエムスリーの株式127,381,600株のうち17,302,700株を現金対価51,968百万円で第三者への売却を完了しました。この現金対価は、連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動の「その他」に含まれています。この売却に伴い、ソニーの株式保有比率は39.35%から34.0%に減少し、2016年度において、ソニーは37,167百万円の利益を連結損益計算書のその他の営業損(純額)に計上していますが、ソニーはエムスリーの残余持分について、持分法を適用していません。また、ソニーは引き続きエムスリーの大株主として、同社と医療を含む特定のビジネス分野での協業の可能性を追求していきます。

2017年3月31日現在、エムスリーに対するソニーの投資簿価は、エムスリーの純資産に対するソニーの持分相当額を95,609百万円上回っています。この超過額の大部分は、エムスリー残余持分の公正価値への再評価によるものであり、識別可能な有形資産及び無形資産に按分されています。この無形資産は主にエムスリーの医療ウェブ・ポータルに関連しています。超過額のうち特定の資産に按分されなかった残余価値は、投資残高の一部の営業権として認識していません。無形資産として按分された金額は、それぞれの見積耐用年数(主に10年)にわたって定額法で償却し、税効果考慮後の金額を持分法による投資利益に計上しています。

2016年3月31日及び2017年3月31日現在、上記のエムスリーを除き、関連会社の純資産に対するソニーの持分相当額と関連会社に対するソニーの投資簿価との間に重要な差異はありません。

いくつかの関連会社は、東京証券取引所に上場しており、2017年3月31日現在、これらに対するソニーの投資簿価と市場価格の総額はそれぞれ96,494百万円及び314,188百万円です。

2016年3月31日及び2017年3月31日現在、持分法適用関連会社の数は、それぞれ102社及び109社です。

持分法適用関連会社との取引残高及び取引高は次のとおりです。その他の関連当事者との重要な取引高又は取引残高はありません。

	2016年3月31日	2017年3月31日
科目	金額(百万円)	金額(百万円)
売掛金	9,740	10,873
買掛金	2,044	2,525
キャピタル・リース未払金	21,025	10,105

	2015年度	2016年度
科目	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高	33,569	31,238
仕入高	2,259	1,966
支払リース料	32,291	16,492

日本のリース会社であるSFIリーシング(株)(以下「SFIL」)は、2010年11月の事業分割後、ソニーが34%を保有し持分法を適用しています。2015年度と2016年度において、ソニーは機械装置の一部についてSFILとの間でセール・アンド・リースバック取引を行いました。詳細は注記9に記載しています。

三井倉庫サプライチェーンソリューション(株)は、2015年4月1日のロジスティクス事業の一部売却後、ソニーが34%を保有し持分法を適用しています。2016年3月31日及び2017年3月31日現在、三井倉庫サプライチェーンソリューション(株)とその子会社との取引残高は、それぞれ4,741百万円及び4,922百万円であり、これらは主に未払費用に含まれています。また、2015年度及び2016年度における取引高は、それぞれ22,576百万円及び13,752百万円で、これらは主に販売費及び一般管理費に含まれています。詳細は注記26に記載しています。

2015年度及び2016年度における持分法適用関連会社からの配当金は、それぞれ7,282百万円及び7,970百万円です。

7 金融資産の移転

ソニーは主にエレクトロニクス事業において複数の売掛債権売却プログラムを設定しています。これらのプログラムにより、ソニーは売掛債権を銀行又はスポンサー銀行に関連する特別目的会社に売却することができます。ソニーは2015年度及び2016年度を通じてそれぞれ合計53,267百万円及び73,185百万円の売掛債権の売却を行いました。これらの取引はソニーが売掛債権に対する支配を放棄したことから、金融資産の譲渡に関する会計基準にもとづき、売却として会計処理されます。下記に記載のあるケースを除き、これらの取引における売却損益は僅少です。ソニーは売却した売掛債権に対するサービスを継続していますが、売掛債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。2015年度及び2016年度を通じて、下記の売却取引からの現金受領を除いて、サービス報酬を含むこれらの取引に関連したキャッシュ・フローの純額は僅少です。

一部のプログラムにおける取引では、売却代金の一部について、関連する債権が回収されるまで留保し繰り延べることが要求されます。留保し繰り延べた売却代金の一部は当初、割引キャッシュ・フローモデルを使用して公正価値で計上され、その他の流動資産又はその他の資産に含まれます。留保し繰り延べた売却代金の評価においては、キャッシュ・フローの割引率、計上時期及び金額が重要となります。ソニーは、債権が営業活動の成果であり、かつ短期的な債権であることから金利リスクが僅少である場合、これらの債権の回収を、連結キャッシュ・フロー計算書上、営業活動によるキャッシュ・フローに含めています。ただし、以下の映画分野におけるプログラムのように、債権が長期的である場合、もしくは金利リスクが僅少とはいえない場合、これらの債権の回収は連結キャッシュ・フロー計算書上、投資活動によるキャッシュ・フローに含めています。

2016年5月において、ソニーは米国の映画分野に関する売掛債権売却プログラムを終了しました。このプログラムにおける取引では、売却代金の一部について、関連する債権が回収されるまで留保し繰り延べることが要求されており、2016年3月31日時点の残高は30,291百万円です。ソニーが2015年度及び2016年度を通じて売却した売掛債権の合計額ならびにこれらの売却により繰り延べられた売却代金及び繰り延べられた売却代金の回収額は次のとおりです。

項目	2015年度	2016年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
売却した売掛債権の合計額	2,918	238
繰り延べられた売却代金	2,918	238
繰り延べられた売却代金の回収額	2,298	1,202

上記のうち一部の売掛債権売却プログラムにはVIEが関与しています。(注記24参照)

8 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券に含まれる負債証券及び持分証券は主に金融分野に含まれ、そのうち売却可能証券及び満期保有目的証券に区分されるものの取得原価、未実現評価損益及び公正価値は次のとおりです。

項目	2016年3月31日				2017年3月31日			
	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売却可能証券								
負債証券								
日本国債	1,136,478	218,863	6	1,355,335	1,161,493	182,836	928	1,343,401
日本地方債	60,707	86	254	60,539	60,450	144	63	60,531
日本社債	132,739	11,472	230	143,981	163,785	7,864	1,846	169,803
外国国債	35,896	5,724	160	41,460	27,601	359	918	27,042
外国社債	415,994	5,738	3,185	418,547	396,097	4,168	719	399,546
その他	884	0	-	884	15,192	-	0	15,192
	1,782,698	241,883	3,835	2,020,746	1,824,618	195,371	4,474	2,015,515
持分証券	44,752	70,590	21	115,321	55,928	69,937	377	125,488
満期保有目的証券								
日本国債	5,353,080	2,020,621	-	7,373,701	5,661,191	1,520,904	30,553	7,151,542
日本地方債	4,480	522	-	5,002	4,101	449	-	4,550
日本社債	61,811	17,382	-	79,193	230,011	12,346	22,071	220,286
外国国債	42,934	10,631	-	53,565	253,019	5,269	22,868	235,420
外国社債	198	24	-	222	198	18	-	216
	5,462,503	2,049,180	-	7,511,683	6,148,520	1,538,986	75,492	7,612,014
合計	7,289,953	2,361,653	3,856	9,647,750	8,029,066	1,804,294	80,343	9,753,017

下記の表は、2017年3月31日現在における売却可能証券及び満期保有目的証券に区分される負債証券の取得原価及び公正価値を、契約上の償還期限別に示したものです。

2017年3月31日	売却可能証券		満期保有目的証券	
	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)
1年以内	139,341	135,351	6,972	7,058
1年超5年以内	411,540	416,016	19,916	20,761
5年超10年以内	283,286	318,272	337,696	390,072
10年超	990,451	1,145,876	5,783,936	7,194,123
合計	1,824,618	2,015,515	6,148,520	7,612,014

2015年度及び2016年度における売却可能証券の売却収入は、それぞれ315,043百万円及び75,319百万円です。これらの売却収入のうち実現総利益はそれぞれ67,205百万円及び2,297百万円であり、実現総損失はそれぞれ186百万円及び37百万円です。2015年度における売却可能証券の実現総利益のうち、46,757百万円はオリンパス株式の売却によるものです。

有価証券に含まれる売買目的証券に区分される持分証券、負債証券の残高は主に金融分野に含まれ、2016年3月31日及び2017年3月31日現在、それぞれ799,241百万円及び921,320百万円あり、ソニーは、2015年度に45,841百万円の未実現評価損、2016年度に56,593百万円の未実現評価益を計上しました。売買目的有価証券の公正価値の変動は、主に連結損益計算書上、金融ビジネス収入に計上されています。

ソニーは通常の事業において、多くの非上場会社の株式を長期の投資有価証券として保有し、これらは投資有価証券その他に含まれています。非上場会社に対する投資残高は、2016年3月31日及び2017年3月31日現在、それぞれ71,750百万円及び61,323百万円です。非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できないため、主に取得原価で計上されています。

下記の表は、2016年3月31日及び2017年3月31日現在におけるソニーの保有する投資有価証券のうち、銘柄ごとに継続して未実現評価損となっているものの公正価値と未実現評価損を、投資区分及びその期間別に示したものです。

2016年3月31日	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)
売却可能証券						
負債証券						
日本国債	2,056	6	-	-	2,056	6
日本地方債	38,383	223	2,929	31	41,312	254
日本社債	41,206	201	3,125	29	44,331	230
外国国債	5,882	147	1,140	13	7,022	160
外国社債	127,369	2,535	30,919	650	158,288	3,185
	214,896	3,112	38,113	723	253,009	3,835
持分証券	166	10	10	11	176	21
合計	215,062	3,122	38,123	734	253,185	3,856

2017年3月31日	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)
売却可能証券						
負債証券						
日本国債	52,825	909	2,018	19	54,843	928
日本地方債	3,793	6	14,270	57	18,063	63
日本社債	53,302	1,761	20,489	85	73,791	1,846
外国国債	10,258	577	7,792	341	18,050	918
外国社債	27,944	143	24,662	576	52,606	719
	148,122	3,396	69,231	1,078	217,353	4,474
持分証券	11,878	370	9	7	11,887	377
満期保有目的証券						
負債証券						
日本国債	277,328	30,553	-	-	277,328	30,553
日本地方債	-	-	-	-	-	-
日本社債	146,004	22,071	-	-	146,004	22,071
外国国債	196,740	22,868	-	-	196,740	22,868
外国社債	-	-	-	-	-	-
	620,072	75,492	-	-	620,072	75,492
合計	780,072	79,258	69,240	1,085	849,312	80,343

2015年度及び2016年度において実現した減損の総額は、それぞれ3,566百万円及び7,566百万円でした。

2017年3月31日現在、ソニーは上記の表に示される未実現評価損を含む投資の公正価値の下落は一時的であると判断しました。

9 リース

ソニーは、情報関連及びその他の機器、工場施設、事務所、倉庫、従業員の住居施設及びその他の資産の一部を賃借しています。一部の賃借契約には、更新及び購入選択権があります。なお、一部の映画製作に係る資金調達のために、第三者とキャピタル・リース契約を締結しています。また社屋、機械装置についてセール・アンド・リースバック契約を締結しています。

(1) キャピタル・リース

キャピタル・リースに該当するリース資産の内容は次のとおりです。

資産の種類	2016年3月31日	2017年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
機械装置及びその他の資産	123,816	66,722
繰延映画製作費	6,696	4,943
償却累計額	96,270	53,330
計	34,242	18,335

キャピタル・リースに関して、将来支払われる最低リース料の年度別の金額及びその合計額の現在価値は次のとおりです。

項目	2017年3月31日
	金額(百万円)
2017年度	7,686
2018年度	6,765
2019年度	6,039
2020年度	5,095
2021年度	2,857
2022年度以降	5,098
リース料の最低支払額合計	33,540
控除：利息相当額	2,310
現在価値	31,230
控除：短期リース未払金	7,344
長期キャピタル・リース未払金	23,886

(2) オペレーティング・リース

2015年度及び2016年度のオペレーティング・リースによる賃借料は、それぞれ94,000百万円及び77,976百万円です。2015年度及び2016年度のオペレーティング・リースによる転貸賃借料は、それぞれ1,138百万円及び1,157百万円です。2017年3月31日現在における解約不能のオペレーティング・リースによる転貸契約にもとづいて将来受け取るべき最低賃借料は1,831百万円です。2017年3月31日現在における当初の又は残存する解約不能リース期間が1年を超えるオペレーティング・リースによる最低賃借料は次のとおりです。

年度	2017年3月31日
	金額(百万円)
2017年度	54,727
2018年度	37,464
2019年度	46,378
2020年度	23,647
2021年度	19,044
2022年度以降	87,260
将来の最低賃借料の支払額合計	268,520

(3) セール・アンド・リースバック取引

ソニーは、SFILとの間で、機械装置に関するセール・アンド・リースバック取引を行いました。2015年度及び2016年度における売却代金合計はそれぞれ1,856百万円、2,679百万円であり、取引期間は平均2年です。この取引は借入取引として会計処理されており、収入額は連結キャッシュ・フロー計算書上、財務活動の「長期借入」に含まれています。

10 営業権及び無形固定資産

2016年度に取得した無形固定資産は109,726百万円です。このうち、109,492百万円が償却対象の資産であり、内訳は次のとおりです。

項目	当年度取得無形固定資産	加重平均償却年数
	取得原価 (百万円)	年数
特許権、ノウハウ、ライセンス契約	4,417	7
販売用ソフトウェア	17,004	3
社内利用ソフトウェア	58,097	5
その他	29,974	11

2016年度に取得した社内利用ソフトウェアは、主に多岐にわたるビジネス・プラットフォームで新たに資産計上されたものです。

償却対象の無形固定資産の内訳は次のとおりです。

項目	2016年3月31日		2017年3月31日	
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)
特許権、ノウハウ、ライセンス契約	337,675	223,738	317,337	251,401
顧客関係	36,925	12,531	37,289	15,585
商標	29,825	12,979	31,630	15,554
販売用ソフトウェア	126,743	94,009	117,897	86,661
社内利用ソフトウェア	448,109	297,057	473,750	310,408
ミュージック・カタログ	217,056	91,303	218,321	95,367
アーティスト・コントラクト	31,923	28,857	31,393	29,001
テレビ放送委託契約	59,607	15,563	74,780	21,986
その他	59,218	47,475	62,212	46,624
計	1,347,081	823,512	1,364,609	872,587

2015年度及び2016年度における無形固定資産償却費は、それぞれ125,616百万円及び121,634百万円です。また、2016年度以降5年間の見積償却費は次のとおりです。

年度	金額(百万円)
2017年度	104,291
2018年度	74,247
2019年度	56,934
2020年度	42,996
2021年度	30,253

耐用年数が確定できない無形固定資産の内訳は次のとおりです。

項目	2016年3月31日	2017年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
商標	70,081	70,220
配給契約	18,834	18,834
その他	3,270	3,109
計	92,185	92,163

2015年度及び2016年度におけるセグメント別の営業権の推移は次のとおりです。

項目	MC	G & N S	I P & S	H E & S	半導体	コンポー ネント	映画	音楽	金融	その他	合計
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
2015年3月31日 営業権残高 -総額	179,331	154,399	7,186	5,320	33,006	4,756	224,239	132,675	3,020	24,386	768,318
減損累計額	176,045	-	300	5,320	-	-	-	306	706	24,386	207,063
営業権残高	3,286	154,399	6,886	-	33,006	4,756	224,239	132,369	2,314	-	561,255
取得 *1	-	-	1,589	-	18,035	2,599	12,082	38,487	-	-	72,792
売却及び 処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
為替換算 調整	-	2,106	138	-	1,420	205	14,804	9,084	-	-	27,757
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2016年3月31日 営業権残高 -総額	179,331	152,293	8,637	5,320	49,621	7,150	221,517	162,078	3,020	24,386	813,353
減損累計額	176,045	-	300	5,320	-	-	-	306	706	24,386	207,063
営業権残高	3,286	152,293	8,337	-	49,621	7,150	221,517	161,772	2,314	-	606,290
取得 *2	-	-	-	-	-	-	29,363	7,689	61	-	37,113
売却及び 処分	-	-	-	-	-	-	60	-	-	-	60
減損	-	-	-	-	-	-	112,069	-	-	-	112,069
為替換算 調整	-	355	186	-	77	11	598	3,351	-	-	4,578
その他	-	-	-	-	1,475	2,683	-	-	-	-	4,158
2017年3月31日 営業権残高 -総額	179,331	151,938	8,451	5,320	48,069	4,456	246,085	166,416	3,081	24,386	837,533
減損累計額	176,045	-	300	5,320	-	-	107,932	306	706	24,386	314,995
営業権残高	3,286	151,938	8,151	-	48,069	4,456	138,153	166,110	2,375	-	522,538

ソニーは、2016年度の組織変更にもない、ビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来デバイス分野を構成していた事業を半導体分野とコンポーネント分野に分割しました。以上のセグメント変更にもない、旧デバイス分野の過年度の営業権残高を相対的公正価値法により当年度の表示に合わせて組替再表示しています。これらの組替再表示に関する詳細は注記29に記載しています。

(注) *1 2015年度の半導体分野及びコンポーネント分野における金額はAltair Semiconductor Ltd. (以下「Altair」) 取得、音楽分野における金額はOrchard Media, Inc. (以下「The Orchard」) 取得に関するものです。これらの取得に関する詳細は注記25に記載しています。

*2 2016年度の映画分野における金額はTEN Sports Network取得に関するものです。この取得に関する詳細は注記25に記載しています。

映画分野における営業権の減損

2016年度においてソニーは、映画分野において、主に市場縮小の加速により、ホーム・エンタテインメント (BD/DVDなどのパッケージメディアやデジタル販売) 事業の収益見通しを引き下げたこと等により、映画製作事業の将来の収益見通しを下方修正しました。映画製作事業の将来の収益見通しはその前提となる公開作品の収益性の低下及びその影響を軽減させるための改善施策を織り込んでいます。

ソニーは、このような事象及び状況を評価し、同事業が含まれる営業権の報告単位であるプロダクション・アンド・ディストリビューション（映画製作事業とテレビ番組制作事業に相当）の公正価値が、その帳簿価額を下回っている可能性が50%超であると判断しました。

したがって、ソニーは、この新しい収益計画にもとづいて営業権の減損判定を行い、当該報告単位の営業権の公正価値を再計算しました。その結果、計上すべき営業権の帳簿価額がゼロと算定されました。

そのため、2016年度において、プロダクション・アンド・ディストリビューションに属する営業権の全額にあたる112,069百万円の減損損失を計上しました。当該減損損失は、連結損益計算書のその他の営業損（純額）に含まれており、全てが映画分野に計上されています。2017年3月31日現在の映画分野の営業権残高は、メディアネットワーク事業に関連するものです。

11 保険関連科目

金融分野に含まれる日本の子会社は、注記1に記載のとおり、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則及び会計実務に準拠して会計記録を保持していますが、米国会計原則とは、いくつかの点で異なります。

これらの相違の主なものは、1) 生命保険事業及び損害保険事業における保険契約の獲得費用は、日本会計原則では発生年度の期間費用として処理されますが、米国会計原則では繰延処理され、通常、関連する保険契約の保険料払込期間にわたって償却されること、及び2) 生命保険事業における保険契約債務について、日本会計原則では管轄の行政当局の認める方式により算定されますが、米国会計原則においては、これらの債務は、計算基礎の一定の変更を施し、平準純保険料式による評価を行って計上されることです。連結財務諸表の作成上、米国会計原則に準拠するため、このような差異は適切に調整されています。

2016年3月31日及び2017年3月31日現在の保険子会社の米国会計原則に準拠しない法定帳簿上の純資産合計は、それぞれ510,501百万円及び502,999百万円です。

(1) 保険契約

金融分野に含まれる生命保険子会社が引受ける保険契約は、ほとんどが長期契約に分類され、主に終身保険、定期保険及び傷害・医療保険契約から構成されています。2015年度及び2016年度における生命保険料収入は、それぞれ803,549百万円及び754,242百万円です。金融分野に含まれる損害保険子会社が引受ける保険契約は、短期契約に分類され、主に自動車保険契約から構成されています。2015年度及び2016年度における損害保険料収入は、それぞれ93,928百万円及び97,581百万円です。

(2) 繰延保険契約費

2015年度及び2016年度の繰延保険契約費の償却費は、それぞれ92,203百万円及び36,130百万円です。

(3) 保険契約債務

保険契約債務は、主として個人保険契約に関連しており、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引当てられています。これらの債務はマネジメントの高度な判断と見積りを必要とし、将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。保険契約債務は1.0%から4.5%の範囲の利率を適用して計算されており、市場環境や期待投資利益などの要素が反映されています。保険契約債務の見積りに使用される罹患率、死亡率及び契約脱退率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表に拠っています。通常は、これらの前提条件は契約時に固定されますが、前提条件と実績が大きく異なる場合、あるいは前提条件を大きく変更する場合には、ソニーは保険契約債務の追加計上を必要とする可能性があります。

2016年3月31日及び2017年3月31日現在の保険契約債務は、それぞれ4,497,951百万円及び4,823,687百万円です。

(4) 生命保険ビジネスにおける契約者勘定

生命保険ビジネスにおける契約者勘定は、勘定預り金累積元本に付与利息を加えたものから、引出額、経費及び危険保険料を差し引いた額を表しており、ユニバーサル保険及び投資契約等から構成されています。ユニバーサル保険には、利率変動型終身保険及び変額保険が含まれています。利率変動型終身保険に対する付与利率は1.8%から2.0%です。変額保険については、保険契約の価値は投資ユニットの観点から表示されます。各ユニットは資産ポートフォリオに関連しており、ユニットの価値の増減は、関連する資産ポートフォリオの価値にもとづいています。投資契約には、主に一時払養老保険契約、一時払学資保険契約、変額個人年金保険及び年金開始後契約が含まれています。投資契約(変額個人年金保険を除く)に対する付与利率は、0.01%から6.3%です。変額個人年金保険については、保険契約の価値は投資ユニットの観点から表示されます。各ユニットは資産ポートフォリオに関連しており、ユニットの価値の増減は、関連する資産ポートフォリオの価値にもとづいています。

生命保険ビジネスにおける契約者勘定の内訳は次のとおりです。

項目	2016年3月31日	2017年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
ユニバーサル保険	1,634,642	1,809,142
投資契約	638,737	686,182
その他	127,941	135,749
合計	2,401,320	2,631,073

12 短期借入金及び長期借入債務
短期借入金の内訳は次のとおりです。

項目	2016年3月31日		2017年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保借入金	86,467	加重平均利率：年7.70%	64,046	加重平均利率：年7.29%
担保付借入金	-		20,000	加重平均利率：年0.00%
債券貸借取引受入担保金	62,805	加重平均利率：年0.01%	310,609	加重平均利率：年0.01%
担保付コールマネー	-		70,000	加重平均利率：年 0.08%
短期借入金合計	149,272		464,655	

2017年3月31日現在、簿価61,994百万円の有価証券及び投資有価証券が、国内の金融子会社の短期の担保付借入金20,000百万円及び長期の担保付借入金20,000百万円に対する担保として設定されています。

2017年3月31日現在、簿価247,961百万円の投資有価証券が、国内の金融子会社の短期の債券貸借取引310,609百万円に対する担保として設定されています。この取引は、契約の解除による清算に該当する場合、純額決済することができます。

2017年3月31日現在、簿価88,007百万円の有価証券及び投資有価証券が、国内の金融子会社のコールマネー70,000百万円に対する担保として設定されています。

上記の他、国内の金融子会社において為替決済、デリバティブ等の取引の担保として簿価14,330百万円の有価証券及び投資有価証券を差し入れています。

長期借入債務の内訳は次のとおりです。

項目	2016年3月31日		2017年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保借入金 (借入先：主として銀行)	237,850	利率：年0.27%から5.47%まで 返済期限：2016年から2024年まで	63,248	利率：年0.24%から5.10%まで 返済期限：2017年から2024年まで
無担保社債	10,000	利率：年0.55% 満期：2016年	-	
無担保社債	45,000	利率：年0.66% 満期：2017年	-	
無担保社債	10,000	利率：年0.43% 満期：2018年	10,000	利率：年0.43% 満期：2018年
無担保社債	150,000	利率：年0.86% 満期：2018年	150,000	利率：年0.86% 満期：2018年
無担保社債	16,300	利率：年2.00% 満期：2018年	16,300	利率：年2.00% 満期：2018年
無担保社債	-		69,793	利率：年0.05% 満期：2019年
無担保社債	50,000	利率：年2.07% 満期：2019年	50,000	利率：年2.07% 満期：2019年
無担保社債	-		89,670	利率：年0.23% 満期：2021年
無担保社債	10,000	利率：年1.41% 満期：2022年	10,000	利率：年1.41% 満期：2022年
無担保社債	-		15,000	利率：年0.28% 満期：2023年

項目	2016年3月31日		2017年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保社債	-		24,887	利率：年0.42% 満期：2026年
無担保転換社債型 新株予約権付社債	120,000	利率：ゼロクーポン 満期：2022年 期限前償還可能 転換価額：5,008円	120,000	利率：ゼロクーポン 満期：2022年 期限前償還可能 転換価額：5,008円
担保付借入金	40,000	利率：年0.10% 満期：2016年から2019年まで	70,000	利率：年0.00% 満期：2019年から2020年まで
キャピタル・リース 未払金等	43,248	利率：年0.36%から9.99%まで 支払期間：2016年から2024年まで	34,224	利率：年0.36%から8.90%まで 支払期間：2017年から2027年まで
預り保証金	11,875		11,764	
小計	744,273		734,886	
控除：1年以内に返 済期限の到来する額	187,668		53,424	
長期借入債務合計	556,605		681,462	

2017年3月31日現在、簿価87,627百万円の銀行ビジネスにおける住宅ローンが、国内の金融子会社の長期借入金50,000百万円に対する担保として設定されています。

2012年3月に、ソニーは、エリクソン保有のソニー・エリクソン持分50%の取得等の資金に充当するため、複数の銀行から1,365百万米ドルの無担保長期借入（6年、10年満期）を行いました。この借入は、日本企業による海外M&A支援等を目的として創設された、国際協力銀行の「円高対応緊急ファシリティ」を活用したものです。この借入契約では、将来において当社及びその完全子会社が電話機能を有する携帯端末に関する事業を実施しなくなった場合、借入金残高の全額を期限前に一括弁済する義務が生じます。2016年3月、借入総額1,365百万米ドルのうち、682百万米ドルを返済しました。2016年9月に、借入残額683百万米ドルを返済しました。

2015年7月21日、ソニーは、発行価額120,000百万円、2022年満期の130%コールオプション条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（ゼロクーポン）（以下「本社債」）を発行しました。本社債の新株予約権の行使期間は、2015年9月1日から2022年9月28日までであり、当初の転換価額は5,008円です。標準的な希薄化防止条項とは別に、合併や会社分割などの組織再編や上場廃止等による繰上償還が行われる前の一定期間に転換価額は減額されます。減額される金額は、転換価額減額開始日及び本社債の要項に定める当社普通株式の参照株価に応じて、一定の方式にしたがって決定されます。減額された後の転換価額の上限は5,008円、下限は3,526.5円です。転換価額は、各事業年度の1株当たり配当額が25円を上回る場合にも調整されます。ソニーは、2020年7月21日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、20連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、その選択により、残存する本社債の全部を額面金額の100%で繰上償還する権利を有します。本社債は、組込デリバティブの分離会計を必要とされていません。本社債には、重大な不利益を及ぼす財務制限条項は存在しません。

2016年9月に、ソニーは総額200,000百万円の無担保普通社債を発行しました。この発行により調達した資金の大半を債務返済資金に充当しました。残りの資金については、2017年7月末までに債務返済資金に充当する予定です。

また、その他の短期借入金及び長期借入債務に、重大な不利益を及ぼす財務制限条項やクロスデフォルト条項は存在しません。

長期借入債務の各年度の返済予定額は次のとおりです。

年度	2017年3月31日
	金額(百万円)
2017年度	53,424
2018年度	203,639
2019年度	145,667
2020年度	55,000
2021年度	102,517
2022年度以降	174,639
合計	734,886

2017年3月31日現在、ソニーの未使用コミットメントラインは524,880百万円であり、契約している金融機関から通常180日を超えない期間で借入れることができます。さらにソニーは836,570百万円の商業紙・プログラムを設定しています。このプログラムにより、ソニーは通常270日を超えない期間で商業紙を発行することができます。

13 銀行ビジネスにおける住宅ローン及び顧客預金

(1) 銀行ビジネスにおける住宅ローン

ソニーは通常の事業を通じて金融債権を取得し、また保有しています。ソニーが保有する金融債権の大部分は銀行ビジネスにおける住宅ローンによって構成され、その他個別に重要性のある金融債権はありません。

銀行ビジネスに含まれる子会社は、債務者ごとに資金状況や延滞状況に応じた区分にもとづき、住宅ローンの信用状況をモニタリングしています。債務者の延滞状況は日常的に確認し、区分については四半期ごとに見直しています。

住宅ローンに対応する貸倒引当金は、上述の区分と担保の状況に応じて設定されています。銀行ビジネスにおける住宅ローン残高及びこれに対応する貸倒引当金の残高は、2016年3月31日現在でそれぞれ1,235,311百万円及び910百万円、2017年3月31日現在でそれぞれ1,449,790百万円及び866百万円です。2015年度及び2016年度において、銀行ビジネスにおける住宅ローンの償却及び貸倒引当金の変動で、重要なものはありません。

また、2016年3月31日及び2017年3月31日現在、銀行ビジネスにおける住宅ローンのうち、未収利息の計上を行っていない債権及び延滞が発生している債権で、重要なものはありません。

(2) 銀行ビジネスにおける顧客預金

金融分野に含まれる銀行ビジネスにおける顧客預金は、その全額が利付預金です。2016年3月31日及び2017年3月31日現在、契約額が10百万円以上の定期預金の残高は、それぞれ247,766百万円及び275,638百万円です。これらの顧客預金は主に満期日以前に引き出し可能なため、流動負債に分類されています。

2017年3月31日現在の残存期間が1年を超える定期預金残高は次のとおりです。

年度	2017年3月31日
	金額(百万円)
2018年度	59,777
2019年度	15,411
2020年度	13,443
2021年度	9,390
2022年度	10,619
2023年度以降	18,771
残存期間が1年を超える定期預金残高合計	127,411

14 公正価値による測定

注記3に記載のとおり、公正価値による測定に関する会計基準にもとづき、ソニーが保有する資産及び負債は下記のとおり区分され、会計処理されています。

(1) 継続的に公正価値測定されている資産・負債

ソニーが各金融商品の公正価値測定に利用している評価手法、それが通常どの公正価値のレベルに分類されているかは以下のとおりです。

売買目的有価証券、売却可能証券及びその他の投資

活発な市場における取引価格が利用可能である場合、有価証券の公正価値の階層はレベル1に分類されます。レベル1の有価証券には、上場持分証券が含まれています。取引価格を利用できないもしくは市場が活発でない有価証券については、価格モデル、類似の特徴をもつ有価証券の取引価格あるいは割引キャッシュ・フローモデルを使用して公正価値を見積もり、主にレベル2に分類されます。レベル2の有価証券には、公社債の大部分など、上場されている金融商品ほどには活発に取引されていない取引価格により評価された負債証券が含まれています。取引量が少ないもしくは評価に使用する基礎データの観察可能性が低い有価証券については、レベル3に分類しています。レベル3の有価証券には、通常、レベル1・レベル2に分類されなかった複合金融商品やプライベートエクイティ投資が含まれています。

デリバティブ

上場されているデリバティブで、その取引価格を使用して公正価値が測定されているデリバティブは、レベル1に分類されます。しかしながら、上場されているデリバティブ契約は少数であり、ソニーが保有するデリバティブの多くは、容易に観察可能な市場パラメータを評価の基礎として利用したソニー内部のモデルによる評価を行っています。利用しているパラメータには、活発に価格が形成されているものや、価格情報提供者のような外部業者から入手したものが含まれています。デリバティブの種類や契約条項に応じて、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデル等の評価手法により公正価値を測定するとともに、その手法を継続的に適用しています。ソニーは、開発後一定期間を経過しているようなデリバティブ商品について、金融業界において広く受け容れられている評価モデルを使用しています。これらのモデルは、満期までの期間を含むデリバティブ契約の条項や、金利、ボラティリティ、取引相手の信用格付け等の市場で観察されるパラメータを使用しています。さらに、これらのモデルの多くは、その評価方法に重要な判断を必要としないものであり、モデルで使用している基礎データ自体も活発な価格付けが行われる市場で容易に観察可能なものであるため、主観性の高いものではありません。これらの手法で評価されている金融商品は、通常、レベル2に分類されています。

ソニーは、金利スワップの公正価値を決定するにあたり、市場において観察可能で、該当する金融商品の期間に対応する金利のイールドカーブを使用した将来見積キャッシュ・フローの現在価値を使用しています。ソニーは、外国為替のデリバティブについて、直物相場、時間価値及びボラティリティ等、市場で観察可能な基礎データを利用した先物為替予約や通貨オプションの評価モデルを使用しています。これらのデリバティブは、そのデリバティブ資産・負債の公正価値の測定に際して、主に観察可能な基礎データを使用しているため、レベル2に分類されています。

2016年3月31日及び2017年3月31日現在、ソニーにおいて継続的に公正価値で測定されている資産・負債の公正価値は、次のとおりです。

項目	2016年3月31日							
	金額(百万円)							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	連結貸借対照表計上科目			
有価証券					投資有価証券その他	その他流動資産・負債	その他固定資産・負債	
資産								
売買目的有価証券	501,448	297,793	-	799,241	799,241	-	-	-
売却可能証券								
負債証券								
日本国債	-	1,355,335	-	1,355,335	5,084	1,350,251	-	-
日本地方債	-	60,539	-	60,539	6,515	54,024	-	-
日本社債	-	140,635	3,346	143,981	5,727	138,254	-	-
外国国債	-	41,460	-	41,460	2,309	39,151	-	-
外国社債	-	402,694	15,853	418,547	124,680	293,867	-	-
その他	-	-	884	884	-	884	-	-
持分証券	115,200	121	-	115,321	-	115,321	-	-
その他の投資*1	7,179	4,027	13,463	24,669	-	24,669	-	-
デリバティブ資産*2	437	17,391	-	17,828	-	-	17,257	571
資産合計	624,264	2,319,995	33,546	2,977,805	943,556	2,016,421	17,257	571
負債								
デリバティブ負債*2	668	48,467	-	49,135	-	-	20,680	28,455
負債合計	668	48,467	-	49,135	-	-	20,680	28,455

項目	2017年3月31日							
	金額(百万円)							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	連結貸借対照表計上科目			
有価証券					投資有価証券その他	その他流動資産・負債	その他固定資産・負債	
資産								
売買目的有価証券	611,108	310,212	-	921,320	921,320	-	-	-
売却可能証券								
負債証券								
日本国債	-	1,343,401	-	1,343,401	18,483	1,324,918	-	-
日本地方債	-	60,531	-	60,531	8,518	52,013	-	-
日本社債	-	168,493	1,310	169,803	8,433	161,370	-	-
外国国債*3	-	27,042	-	27,042	1,007	26,035	-	-
外国社債*4	-	358,369	41,177	399,546	86,708	312,838	-	-
その他*5	-	-	15,192	15,192	-	15,192	-	-
持分証券	125,306	182	-	125,488	-	125,488	-	-
その他の投資*1	6,589	4,525	10,483	21,597	-	21,597	-	-
デリバティブ資産*2	981	26,279	-	27,260	-	-	25,409	1,851
資産合計	743,984	2,299,034	68,162	3,111,180	1,044,469	2,039,451	25,409	1,851
負債								
デリバティブ負債*2	520	33,930	-	34,450	-	-	15,743	18,707
負債合計	520	33,930	-	34,450	-	-	15,743	18,707

(注)*1 その他の投資には、複合金融商品やプライベートエクイティ投資が含まれています。

*2 デリバティブ資産・負債は総額で認識及び開示されています。

*3 公正価値オプションを適用しているレベル2の外貨建有価証券が2,215百万円含まれています。これらは連結貸借対照表上、投資有価証券その他に計上されています。

*4 公正価値オプションを適用しているレベル2の外貨建有価証券が165,236百万円含まれています。これらは連

結貸借対照表上、有価証券に32,167百万円、投資有価証券その他に133,069百万円、それぞれ計上されています。

- *5 公正価値オプションを適用しているレベル3の外貨建有価証券が14,619百万円含まれています。これらは連結貸借対照表上、投資有価証券その他に計上されています。
- *6 公正価値オプション適用にともなう損益502百万円は連結損益計算書上、金融ビジネス収入に含まれていません。

一部の売買目的有価証券及び売却可能証券は活発な市場における取引価格が利用可能になったため、レベル1へ移動しました。2015年度及び2016年度の移動額はそれぞれ3,556百万円及び2,833百万円です。また、一部の売買目的有価証券及び売却可能証券は活発な市場における取引価格が利用できなくなったため、レベル1から移動しました。2015年度及び2016年度の移動額はそれぞれ2,716百万円及び3,103百万円です。

2015年度及び2016年度におけるレベル3に分類されている資産・負債の公正価値の変動は、次のとおりです。

項目	2015年度			
	金額(百万円)			
	資産			
	売却可能証券			その他の投資
	負債証券			
日本社債	外国社債	その他		
期首残高	3,506	9,491	-	74,641
実現及び未実現損益				
損益に含まれる金額*1	6	458	-	2,653
その他の包括利益(損失)に含まれる金額*2	30	791	-	2,316
購入	2,798	11,214	1,000	657
売却	3,000	4,872	-	-
償還	-	641	116	56,866
レベル3への移動*3	2,002	1,498	-	-
レベル3からの移動*4	1,996	504	-	-
期末残高	3,346	15,853	884	13,463
損益に含まれる金額のうち、年度末に保有する資産の未実現損失*1	-	56	-	2,653

項目	2016年度			
	金額(百万円)			
	資産			
	売却可能証券			その他の投資
	負債証券			
日本社債	外国社債	その他		
期首残高	3,346	15,853	884	13,463
実現及び未実現損益				
損益に含まれる金額*1	-	1,091	514	328
その他の包括利益(損失)に含まれる金額*2	20	84	1	2,416
購入	-	35,335	14,026	247
売却	-	-	-	-
償還	-	10,021	231	1,139
レベル3への移動*3	-	1,008	-	-
レベル3からの移動*4	2,016	2,005	-	-
期末残高	1,310	41,177	15,192	10,483
損益に含まれる金額のうち、年度末に保有する資産の未実現利益(損失)*1	-	11	79	27

(注)*1 連結損益計算書上、金融ビジネス収入に含まれています。

*2 連結包括利益計算書上、未実現有価証券評価益に含まれています。

*3 証券業者から入手した指標価格にもとづく公正価値と内部で組成した価格との間に重要な乖離が生じ、また基礎データの観察可能性が低下したため、一部の社債がレベル3へ移動しました。

*4 取引価格が利用可能となったため、一部の社債がレベル3から移動しました。

レベル3の資産には、プライベートエクイティ投資及び市場における取引価格が利用できず、基礎データの観察可能性が低い国内外の社債が含まれています。その公正価値を測定するにあたり、ソニーは主に証券業者から得た指標価格等の第三者の価格に調整を加えることなく使用しています。ソニーは、その公正価値の検証のため、主として市場参加者が公正価値の測定に通常使用すると想定される仮定を用いてマネジメントが行う重要な判断や見積りを含む内部の価格モデルを使用しています。

(2) 非継続的に公正価値測定されている資産・負債

ソニーは特定の事象が生じた場合に非継続的に公正価値測定される資産及び負債を保有しています。

2015年度及び2016年度において公正価値で測定されている資産・負債は、次のとおりです。

項目	2015年度			
	金額（百万円）			
	見積公正価値			損益 計上額
	レベル1	レベル2	レベル3	
資産				
長期性資産の減損	-	-	19,680	92,544
				92,544

項目	2016年度			
	金額（百万円）			
	見積公正価値			損益 計上額
	レベル1	レベル2	レベル3	
資産				
長期性資産の減損	-	-	72	39,137
営業権の減損	-	-	0	112,069
				151,206

長期性資産の減損

2015年度において、ソニーはコンポーネント分野で電池事業資産グループの減損損失を30,643百万円計上しました。競合他社との競争激化といった要因を踏まえ、ソニーは事業及び市場トレンドを踏まえた戦略の精査を行った結果、長期性資産の計上金額の全額を回収する十分な将来キャッシュ・フローが得られないと判断したため、減損損失を計上しました。

2015年度及び2016年度において、ソニーは半導体分野でカメラモジュール事業資産グループの減損損失をそれぞれ59,616百万円及び23,860百万円計上しました。2015年度においては、将来の需要見込みの減少といった要因を踏まえ、ソニーは事業及び市場状況の戦略的見直しを行った結果、長期性資産の計上金額の全額を回収する十分な将来キャッシュ・フローが得られないと判断したため、減損損失を計上しました。2016年度において、ソニーは外販向け高機能カメラモジュール事業の開発・製造の中止を決定しました。

公正価値の測定にあたって考慮された、資産の状況、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを考慮した割引率といった重要な基礎データは観察不能であるため、当該公正価値測定はレベル3に分類されています。電池事業の長期性資産の公正価値測定は、10%の割引率及びゼロから14%の見積収益成長率を使用されています。2015年度において、カメラモジュール事業の長期性資産の公正価値測定は、10%の割引率及びゼロから108%の見積収益成長率を使用されています。カメラモジュールの高水準の見積収益成長率は、近いうちに導入される新製品からの売上見込みを反映したものです。また、2016年度において、カメラモジュール事業の長期性資産の公正価値測定は、10%の割引率及び1%から8%の見積収益成長率を使用されています。

営業権の減損

注10に記載のとおり、2016年度において、ソニーは映画分野の報告単位であるプロダクション・アンド・ディストリビューションの営業権について減損損失112,069百万円を計上しました。ソニーは、予測期間最終年度の見積キャッシュ・フローに適用される利益倍率を用いた出口価格に、コントロール・プレミアムを加味して算定されたターミナル・バリューを含む将来見積キャッシュ・フローの現在価値にもとづいて、当該報告単位の見積公正価値を測定しています。公正価値を測定するにあたって考慮された、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、利益倍率、中期計画を超える期間の永続成長率、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを考慮した割引率といった重要な基礎データは観察不能であるため、当該公正価値測定はレベル3に分類されています。当該報告単位の公正価値測定は、9.0の利益倍率、3.0%から4.5%の中期計画を超える期間の永続成長率及び9.5%の割引率が使用されています。

(3) 金融商品

公正価値で計上されない金融商品のレベル別見積公正価値は次のとおりです。

項目	2016年3月31日				
	金額(百万円)				
	見積公正価値				簿価
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計
資産					
銀行ビジネスにおける住宅ローン	-	1,369,157	-	1,369,157	1,235,311
資産合計	-	1,369,157	-	1,369,157	1,235,311
負債					
長期借入債務(1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む)	-	755,631	-	755,631	744,273
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約	-	677,375	-	677,375	638,737
負債合計	-	1,433,006	-	1,433,006	1,383,010

項目	2017年3月31日				
	金額(百万円)				
	見積公正価値				簿価
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計
資産					
銀行ビジネスにおける住宅ローン	-	1,603,784	-	1,603,784	1,499,790
資産合計	-	1,603,784	-	1,603,784	1,499,790
負債					
長期借入債務(1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む)	-	745,599	-	745,599	734,886
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約	-	710,191	-	710,191	686,182
負債合計	-	1,455,790	-	1,455,790	1,421,068

現金・預金及び現金同等物、コールローン、定期預金、受取手形及び売掛金、コールマネー、短期借入金、支払手形及び買掛金、及び銀行ビジネスにおける顧客預金は主として短期取引であり、おおむね公正価値で計上されているため、上記の表から除かれています。また、注記8に記載されている満期保有目的証券についても上記の表から除かれています。

現金・預金及び現金同等物、コールローン及びコールマネーはレベル1に分類されます。定期預金、短期借入金及び銀行ビジネスにおける顧客預金は、レベル2に分類されます。連結貸借対照表の有価証券及び投資有価証券その他に含まれる満期保有目的証券は、公社債の大部分など、上場されている金融商品ほどには活発に取引されていない取引価格により評価された負債証券が含まれ、主にレベル2に分類されます。

連結貸借対照表の投資有価証券その他に含まれる銀行ビジネスにおける住宅ローンの公正価値は、将来キャッシュ・フローを見積もり、LIBORベースのイールドカーブに一定のリスクプレミアムを加味した割引率で割り引いて算定しています。1年以内返済予定分を含む長期借入債務及び生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約の公正価値は、市場価値又は類似した負債をソニーが新たに借入れる場合に適用される利率率を使って、将来の返済額を現在価値に割引いた金額で見積もられています。

15 デリバティブ及びヘッジ活動

ソニーは通常の事業において取得した、金融資産・負債を含む金融商品を所有しています。これらの金融商品は外国為替レートの変動及び金利変動に起因する市場リスクにさらされています。これらのリスクを軽減するため、ソニーは一貫したリスク管理方針にしたがい、先物為替予約、通貨オプション契約、金利スワップ契約（金利通貨スワップ契約を含む）を含むデリバティブを利用しています。金融分野においては、資産負債の総合管理（以下「ALM」）の一環として、その他のデリバティブも利用しています。これらのデリバティブは信用度の高い金融機関との間で取引されており、ほとんどの外国為替にかかる契約は米ドル、ユーロ及びその他の主要国の通貨で構成されています。これらのデリバティブは主として貸借対照表日より6ヵ月以内に決済日もしくは行使日を迎えるものです。金融分野においてALMの一環として利用されている一部のデリバティブを除き、ソニーは、売買もしくは投機目的でこれらのデリバティブを利用していません。金融分野においてALMの一環として利用されているデリバティブ取引は、あらかじめ定められたリスク管理方針にしたがい、一定の極度の範囲内で行われています。

ソニーが保有するデリバティブは下記のとおり区分され、会計処理されています。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ及びそのヘッジ対象はともに公正価値で連結貸借対照表に計上されています。また、公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は損益に計上され、ヘッジ対象の簿価変動による損益を相殺しています。

2015年度及び2016年度において、これらの公正価値ヘッジに非有効部分はありませぬ。また、公正価値ヘッジの有効性評価から除外された金額はありませぬ。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は、当初その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時点で損益に振替えられています。

2015年度において、損益に含まれた非有効部分の金額は僅少です。2016年度において、これらのキャッシュ・フローヘッジに非有効部分はありませぬ。また、キャッシュ・フローヘッジの有効性評価から除外された金額はありませぬ。

ヘッジとして指定されていないデリバティブ

ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は、直ちに損益に計上されています。

ソニーが保有するデリバティブの利用目的及び区分は下記のとおりです。

先物為替予約及び通貨オプション契約

ソニーは主として、予定された連結会社間の外貨建て取引及び外貨建て売上債権・買入債務から生じるキャッシュ・フローの外国為替レートの変動によるリスクを軽減するため、先物為替予約、買建て通貨オプション契約及び売建て通貨オプション契約を利用しています。なお、売建て通貨オプション契約は主に、買建て通貨オプション契約との組み合わせオプションとして行われており、対応する買建て通貨オプション契約と同月内に行使日を迎えるものです。

また、2015年度及び2016年度においてソニーは外貨建て買入債務から生じるキャッシュ・フローを固定するため先物為替予約を利用しました。これらのデリバティブは、キャッシュ・フローヘッジのヘッジ手段として指定されました。

一方、ヘッジとして指定されていないその他の先物為替予約及び通貨オプション契約の公正価値変動は、その他の収益・費用として直ちに損益に計上されています。

なお、一部の金融子会社が保有する先物為替予約、通貨オプション契約及び通貨スワップ契約の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

金利スワップ契約（金利通貨スワップ契約を含む）

金利スワップ契約は、主に資金調達コストの引き下げ、資金調達手段の多様化、金利及び外国為替レートの不利な変動ならびに公正価値変動がもたらす借入債務及び売却可能負債証券にかかるリスクを軽減するために利用されています。

金融分野で締結している一部の金利スワップ契約は、固定金利付き売却可能負債証券の公正価値変動に起因するリスクを軽減するために利用されています。これらのデリバティブは、金融分野の固定金利付き売却可能負債証券にかかる公正価値変動リスクに対するヘッジとしてみなされることから、公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されています。

一部の金融子会社がALMの一環として保有する金利スワップ契約の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

上記以外のヘッジとして指定されていない金利スワップ契約は、変動金利付き借入債務の金利変動に起因するリスク軽減のために利用されており、その公正価値変動は、その他の収益・費用として直ちに損益に計上されています。

その他の契約

一部の金融子会社がALMの一環として保有する株式先物契約、その他の外国為替契約及び複合金融商品の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

組込デリバティブをともなう複合金融商品は、組込デリバティブを分離せず、複合金融商品全体として公正価値で評価しています。複合金融商品は、負債証券として注記8に記載されています。

ソニーの保有するデリバティブの公正価値は次のとおりです。

ヘッジとして指定された デリバティブ	科目	公正価値(百万円)		科目	公正価値(百万円)	
	デリバティブ資産	2016年 3月31日	2017年 3月31日	デリバティブ負債	2016年 3月31日	2017年 3月31日
金利契約	前払費用及び その他の流動資産	16	43	流動負債 その他	665	497
金利契約	その他の資産 その他	33	95	固定負債 その他	22,605	13,713
外国為替契約	前払費用及び その他の流動資産	1	-	流動負債 その他	-	31
計		50	138		23,270	14,241
ヘッジとして指定されて いないデリバティブ	科目	公正価値(百万円)		科目	公正価値(百万円)	
	デリバティブ資産	2016年 3月31日	2017年 3月31日	デリバティブ負債	2016年 3月31日	2017年 3月31日
金利契約	前払費用及び その他の流動資産	-	3	流動負債 その他	38	221
金利契約	その他の資産 その他	538	1,599	固定負債 その他	5,850	4,374
外国為替契約	前払費用及び その他の流動資産	16,803	24,382	流動負債 その他	19,309	14,475
外国為替契約	その他の資産 その他	-	157	固定負債 その他	-	620
株式契約	前払費用及び その他の流動資産	437	981	流動負債 その他	668	519
計		17,778	27,122		25,865	20,209
デリバティブ合計		17,828	27,260		49,135	34,450

2015年度及び2016年度における、デリバティブの連結損益計算書への影響額は次のとおりです。

公正価値ヘッジとして指定された デリバティブ	科目	損益に計上された金額（百万円）	
		2015年度	2016年度
金利契約	金融ビジネス収入	8,300	1,967
外国為替契約	為替差損（純額）	3	(31)
計		8,297	1,936

キャッシュ・フローヘッジとして 指定されたデリバティブ	科目	損益に計上された金額（百万円）	
		2015年度	2016年度
その他の包括利益に計上された損益			
外国為替契約	-	1,914	6,715
計		1,914	6,715
累積その他の包括利益からの組替額 （有効部分）			
外国為替契約	為替差損（純額）	8	-
外国為替契約	売上原価	3,104	5,583
計		3,112	5,583

ヘッジとして指定されて いないデリバティブ	科目	損益に計上された金額（百万円）	
		2015年度	2016年度
金利契約	金融ビジネス収入	5,499	935
外国為替契約	金融ビジネス収入	4,166	5,365
外国為替契約	為替差損（純額）	14,501	12,339
株式契約	金融ビジネス収入	3,267	18,597
計		12,567	12,558

デリバティブの種類別の想定元本を含む追加情報は次のとおりです。

種類	2016年3月31日		2017年3月31日	
	想定元本 （百万円）	公正価値 （百万円）	想定元本 （百万円）	公正価値 （百万円）
外国為替契約				
先物為替予約	1,030,020	5,118	1,062,933	3,011
買建て通貨オプション	211	2	212	1
売建て通貨オプション	210	2	214	1
通貨スワップ	729,632	99	1,439,395	4,074
その他の外国為替契約	75,157	2,712	64,944	2,328
金利契約				
金利スワップ	436,739	28,571	415,719	17,065
株式契約				
株式先物契約	72,794	231	96,016	462

全てのデリバティブは貸借対照表上、資産又は負債として総額計上されていますが、一部の子会社は国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」）マスター契約を中心としたマスターネットティング契約又は類似の契約を結んでいます。ISDAマスター契約は、複数のデリバティブ契約を結んでいる二者間の契約で、一方当事者について期限の利益喪失事由又は解約事由が発生した場合、これらのデリバティブ契約の中で対象となる契約について解約時の価額を算出し、両当事者間の決済を単一の通貨にて単一の純額決済で行うことができます。

2016年3月31日及び2017年3月31日時点でのデリバティブ資産、デリバティブ負債、金融資産及び金融負債の相殺の影響は次のとおりです。

項目	2016年3月31日			
	貸借対照表上総額 で表示された金額 (百万円)	貸借対照表上相殺されていないマ スターネットティング契約にかかる金額		純額 (百万円)
		金融商品 (百万円)	現金担保 (百万円)	
デリバティブ資産				
マスターネットティング契約の対象と なるデリバティブ	10,251	6,990	312	2,949
マスターネットティング契約の対象と ならないデリバティブ	7,577			7,577
計	17,828	6,990	312	10,526
デリバティブ負債				
マスターネットティング契約の対象と なるデリバティブ	46,328	28,527	8,269	9,532
マスターネットティング契約の対象と ならないデリバティブ	2,807			2,807
債券貸借取引受入担保金	62,805	61,864	-	941
計	111,940	90,391	8,269	13,280

項目	2017年3月31日			
	貸借対照表上総額 で表示された金額 (百万円)	貸借対照表上相殺されていないマ スターネットティング契約にかかる金額		純額 (百万円)
		金融商品 (百万円)	現金担保 (百万円)	
デリバティブ資産				
マスターネットティング契約の対象と なるデリバティブ	11,554	6,584	277	4,693
マスターネットティング契約の対象と ならないデリバティブ	15,706			15,706
計	27,260	6,584	277	20,399
デリバティブ負債				
マスターネットティング契約の対象と なるデリバティブ	33,261	6,644	18,631	7,986
マスターネットティング契約の対象と ならないデリバティブ	1,189			1,189
債券貸借取引受入担保金	310,609	309,987	-	622
計	345,059	316,631	18,631	9,797

16 年金及び退職金制度

(1) 確定給付制度及び退職金制度

当社及び国内子会社の従業員は、通常、退職時に以下のような退職一時金又は年金の受給資格を付与されます。当社及び一部の子会社では、1年間の従業員個別の貢献を反映したポイントが毎年加算されるポイント制度を採用しています。このポイント制度のもとでは自己都合退職、会社都合退職にかかわらず、過去の勤務にもとづく累積ポイントと累積ポイントをベースに加算される利息ポイントの合計にもとづいて退職金支給額が計算されます。

この年金制度のもとでは、一般的には現行の退職金規則による退職金の65%がこの制度により充当されます。残りの部分については、会社が支払う退職一時金により充当されます。年金給付は退職する従業員の選択により一時払いあるいは月払いの年金として支給されます。年金基金へ拠出された資金は、関係法令にしたがい数社の金融機関により運用されています。

2012年4月1日より、当社及びほぼ全ての国内子会社は、終身年金を有期年金に変更するなどの現行年金制度の改定を行いました。また、確定拠出年金制度を導入し、2012年4月1日以降の入社者は確定給付年金制度には加入しません。

いくつかの海外子会社は、ほぼ全従業員を対象とする確定給付年金制度あるいは退職一時金制度を有し、拠出による積立てを行うか又は引当金を計上しています。これらの制度にもとづく給付額は、主に現在の給与と勤続年数によって計算されます。

2015年度及び2016年度の純期間退職・年金費用の内訳は次のとおりです。

純期間退職・年金費用（収益）：

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度
勤務費用	24,670	26,811	3,504	2,958
利息費用	8,689	5,912	12,096	10,426
年金制度資産期待運用収益	20,853	17,829	14,117	11,000
会計基準変更時差異の償却	-	-	10	9
年金数理純損益の償却	8,588	20,436	4,236	2,552
過去勤務費用の償却	9,489	9,490	478	463
縮小・清算による影響額	-	-	354	43
純期間退職・年金費用	11,605	25,840	5,605	4,525

累積その他の包括利益で認識された年金数理純損益、過去勤務費用及び会計基準変更時差異のうち、2017年度の純期間退職・年金費用として認識されると見込まれる償却費は、それぞれ18,702百万円、9,179百万円及び4百万円です。

退職給付債務及び年金制度資産の変動、年金制度の財政状況の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2016年3月31日	2017年3月31日	2016年3月31日	2017年3月31日
退職給付債務の変動				
期首退職給付債務	890,415	1,034,284	394,704	356,875
勤務費用	24,670	26,811	3,504	2,958
利息費用	8,689	5,912	12,096	10,426
従業員による拠出額	-	-	676	490
年金数理純損失（利益）*	144,416	33,333	21,868	20,045
為替相場の変動による影響額	-	-	16,893	23,183
縮小・清算による影響額	-	-	1,246	1,507
その他	14	5	-	-
退職給付支払額	33,892	28,993	14,098	13,662
期末退職給付債務	1,034,284	1,004,676	356,875	352,442
年金制度資産の変動				
期首年金制度資産公正価値	710,602	679,432	280,216	256,341
年金制度資産運用損益	9,030	35,508	6,035	29,346
為替相場の変動による影響額	-	-	13,095	20,004
会社による拠出額	1,951	6,640	7,905	6,738
従業員による拠出額	-	-	676	490
縮小・清算による影響額	-	-	504	1,161
退職給付支払にともなう払出額	24,091	22,572	12,822	12,573
期末年金制度資産公正価値	679,432	699,008	256,341	259,177
年金制度の財政状況	354,852	305,668	100,534	93,265

* 2015年度の国内制度における年金数理純損失は、主に割引率と死亡率の見積りの変更に関するものです。

連結貸借対照表計上額の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2016年3月31日	2017年3月31日	2016年3月31日	2017年3月31日
固定資産	2,217	2,753	7,102	6,251
流動負債	-	-	2,892	3,114
固定負債	357,069	308,421	104,744	96,402
連結貸借対照表に計上した純額	354,852	305,668	100,534	93,265

累積その他の包括利益で認識した金額（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2016年3月31日	2017年3月31日	2016年3月31日	2017年3月31日
過去勤務費用（貸方）	34,905	25,415	1,443	1,034
年金数理純損失	389,302	317,397	82,850	78,548
会計基準変更時差異	-	-	7	3
合計	354,397	291,982	81,414	77,511

全ての確定給付年金制度に関する累積給付債務は次のとおりです。

国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
2016年3月31日	2017年3月31日	2016年3月31日	2017年3月31日
1,028,690	998,501	331,975	329,989

累積給付債務が年金制度資産公正価値を超える年金制度の予測給付債務、累積給付債務及び年金制度資産公正価値は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2016年3月31日	2017年3月31日	2016年3月31日	2017年3月31日
予測給付債務	1,022,373	992,052	292,171	291,413
累積給付債務	1,018,228	987,428	286,705	287,491
年金制度資産公正価値	666,753	685,183	202,913	207,406

2016年3月31日及び2017年3月31日現在の退職給付債務計算上の加重平均想定率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2016年3月31日	2017年3月31日	2016年3月31日	2017年3月31日
割引率	0.6%	0.9%	3.2%	3.1%
昇給率	*	*	2.8%	2.4%

* ほぼ全てのソニーの国内制度はポイント制度であり、ポイント制度は昇給率を計算の基礎に組み込んでいません。

2015年度及び2016年度における純期間退職・年金費用計算上の加重平均想定率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2015年度	2016年度	2015年度	2016年度
割引率	1.0%	0.6%	3.1%	3.2%
年金制度資産の期待収益率	3.0%	2.7%	4.8%	4.8%
昇給率	*	*	2.9%	2.8%

* ほぼ全てのソニーの国内制度はポイント制度であり、ポイント制度は昇給率を計算の基礎に組み込んでいません。

ソニーは、これらの想定率を状況の変化に応じて見直しています。

加重平均昇給率は給与関連制度のみを基礎として計算されています。前述のポイント制度は従業員の給与をもとに退職給付支払を行う制度ではないため、計算からは除かれています。

死亡率の見積りは将来の平均余命見込みと制度加入者の種別にもとづきます。ソニーは、2015年度に、各性別の最新の基準死亡率にもとづき死亡率の見積りを変更しました。

年金制度資産の長期期待収益率を決定するため、ソニーは、現在の及び見込みの資産配分に加え、様々な種類の年金制度資産に関する過去及び見込長期収益率も考慮しています。ソニーの年金運用方針は、退職給付債務の性質が長期的であることにより見込まれる債務の増加や変動リスク、各資産クラスの収益とリスクの分散及びその相関を考慮して定められます。各資産の配分は、慎重かつ合理的に考慮した流動性及び投資リスクの水準に沿って、収益を最大化するように設定されます。年金運用方針は、直近のマーケットのパフォーマンス及び過去の収益を適切に考慮して定められているのに対し、ソニーが使用する運用前提条件は、対応する退職給付債務の性質が長期的であるのに合わせて長期的な収益を達成できるように設定されています。

ソニーの年金制度資産における運用方針は、将来の債務支払要求を満たすことができる運用収益を生み出すように策定されています。これらの債務の正確な決済金額は、制度加入者の退職日及び平均余命を含む将来の事象に左右されます。これらの債務は、現在の経済環境及びその他の関連する要因にもとづく年金数理上の前提条件を使用して見積もられます。ソニーの投資戦略は、持分証券のような潜在的に高利回りの資産と確定利付証券のようなボラティリティの低い資産をバランスよく組み込むことで、運用収益要求とポートフォリオにおけるリスク管理の必要性とのバランスをとっています。リスクには特にインフレーション、持分証券資産価値のボラティリティ、年金積立水準に不利に影響し結果としてソニーの拠出額への依存性が増加するような金利の変動が含まれます。潜在的な年金制度資産のリスク集中を緩和するために、業種及び地域間のポートフォリオバランスを考慮しつつ、金利感度、経済成長への依存性、為替、及び運用収益に影響するその他の要因にも配慮しています。2017年3月31日における当社及び大部分の国内子会社の年金制度の政策資産配分は、資産・負債総合管理の結果として、持分証券31%、確定利付証券52%、その他の投資17%となっています。また、海外子会社の加重平均政策資産配分は、持分証券29%、確定利付証券45%、その他の投資26%となっています。

注記3に記載されている公正価値の階層にもとづく、国内及び海外制度における年金制度資産の公正価値は、以下のとおりです。

資産クラス	国内制度			
	金額(百万円)			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2016年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	17,985	17,985	-	-
持分証券：				
株式 *1	148,658	144,597	4,061	-
確定利付証券：				
政府債 *2	218,851	-	218,851	-
社債 *3	56,779	-	56,779	-
資産担保証券 *4	1,148	-	1,148	-
合同運用ファンド *5	115,902	-	115,902	-
コモディティファンド *6	20,547	-	20,547	-
プライベートエクイティ *7	31,852	-	-	31,852
ヘッジファンド *8	60,395	-	-	60,395
不動産 *9	7,315	-	-	7,315
合計	679,432	162,582	417,288	99,562

資産クラス	国内制度			
	金額(百万円)			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2017年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	7,976	7,976	-	-
持分証券：				
株式 *1	157,012	152,852	4,160	-
確定利付証券：				
政府債 *2	206,632	-	206,632	-
社債 *3	75,971	-	75,971	-
資産担保証券 *4	1,105	-	1,105	-
合同運用ファンド *5	122,264	-	122,264	-
コモディティファンド *6	21,098	-	21,098	-
プライベートエクイティ *7	21,790	-	-	21,790
ヘッジファンド *8	67,235	-	-	67,235
不動産及びその他 *9	17,925	-	-	17,925
合計	699,008	160,828	431,230	106,950

*1 2016年3月31日及び2017年3月31日現在、国内株式を約48%、海外株式を約52%含みます。

*2 2016年3月31日及び2017年3月31日現在、国内の国債及び地方債を約51%及び46%、海外の国債及び地方債を約49%及び54%含みます。

*3 国内及び海外の社債及び政府系機関債を含みます。

*4 主に不動産担保証券を含みます。

*5 合同運用ファンドは、主に投資信託を含む合同資金による機関投資です。これらは2016年3月31日及び2017年3月31日現在、持分証券を約44%及び48%、確定利付証券を約54%及び51%、その他の投資を約1%及び1%含みます。

*6 商品先物投資のファンドです。

*7 主に米国及びヨーロッパにおけるベンチャー、パイアウト、ディストレスに投資する複数のプライベートエクイティ・ファンドオブファンズを含みます。

*8 単一のヘッジファンドに付随するリスク及びボラティリティを分散及び軽減するために、幅広いヘッジファンドに投資するファンドオブヘッジファンズを主に含みます。

*9 主に不動産私募ファンドを含みます。

資産クラス	海外制度			
	金額(百万円)			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2016年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	4,078	4,078	-	-
持分証券：				
株式 *1	37,769	35,818	1,951	-
確定利付証券：				
政府債 *2	60,835	-	60,835	-
社債 *3	30,425	-	23,425	7,000
資産担保証券	321	-	321	-
保険契約 *4	4,293	-	4,293	-
合同運用ファンド *5	77,456	-	77,456	-
不動産及びその他 *6	41,164	-	17,040	24,124
合計	256,341	39,896	185,321	31,124

資産クラス	海外制度			
	金額(百万円)			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2017年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	8,091	8,091	-	-
持分証券：				
株式 *1	33,103	31,783	1,320	-
確定利付証券：				
政府債 *2	65,671	-	65,671	-
社債 *3	28,296	-	21,370	6,926
資産担保証券	982	-	982	-
保険契約 *4	5,135	-	5,135	-
合同運用ファンド *5	81,683	-	81,683	-
不動産及びその他 *6	36,216	-	13,287	22,929
合計	259,177	39,874	189,448	29,855

*1 主に海外株式を含みます。

*2 主に海外の国債及び地方債を含みます。

*3 主に海外の社債を含みます。

*4 主に年金保険契約あるいは利益分配型年金保険契約です。

*5 合同運用ファンドは、ミューチュアル・ファンド、コモン・トラスト・ファンド、及びコレクティブ・インベストメント・ファンドを含む合同資金による機関投資です。これらは主に海外の持分証券及び確定利付証券で構成されています。

*6 主に不動産私募ファンドを含みます。

それぞれの年金制度資産が区分されている公正価値の階層におけるそれぞれのレベルは、その資産の公正価値測定に用いた基礎データにもとづき決定され、必ずしもその資産の安全性又は格付けを指し示すものではありません。

国内及び海外年金制度資産の公正価値測定に使用される評価方法は以下のとおりです。2015年度及び2016年度における評価方法の変更はありません。この評価方法は通期にわたり一貫して適用されます。

株式は、その個々の株式が取引される活発な市場における終値で評価されます。これらの資産は、通常レベル1に区分されます。

確定利付証券の公正価値は、通常は、価格決定モデル、類似証券の取引価格、あるいは割引キャッシュ・フローを用いて見積もられ、通常レベル2に区分されます。

合同運用ファンドは、ファンドマネジャーから提供され、ソニーが再検討した純資産価値を用いて、通常は評価されます。この純資産価値は、そのファンドの所有する現物資産から負債を差し引き、発行済みの口数で割り出した評価額にもとづいています。これらの資産は、取引価格の有無により、レベル1、レベル2、あるいはレベル3に区分されません。

コモディティファンドは、観察可能な市場データから主に算出されたあるいはそれに裏付けられる基礎データを用いて評価されます。これらの資産は通常レベル2に区分されます。

プライベートエクイティ及び不動産私募ファンドは、市場取引価格が欠如していること、元々流動性に乏しく本質的に長期保有目的の資産であることから、その評価については重要な判断が要求されます。これらの資産は当初は原価で評価され、入手可能な関連性のある市場データを利用し、それらの資産の簿価に調整が必要かどうかを決定することで定期的に見直しを行います。これらの投資はレベル3に区分されます。

ヘッジファンドは、ファンドマネジャーあるいは証券保管機関の決定する純資産価値を用いて評価されます。これらの投資はレベル3に区分されます。

以下の表は、2015年度及び2016年度の国内及び海外制度におけるレベル3資産の公正価値の変動を要約したものです。

	国内制度			
	金額(百万円)			
	観察不能な基礎データを用いた公正価値による測定 (レベル3)			
	プライベート エクイティ	ヘッジファンド	不動産及び その他	合計
期首残高 (2015年4月1日現在)	32,584	80,037	5,961	118,582
未実現運用収益	157	3,593	315	3,121
購入・売却・償還(純額)	889	16,049	1,039	15,899
期末残高 (2016年3月31日現在)	31,852	60,395	7,315	99,562
未実現運用収益	425	2,817	599	3,841
購入・売却・償還(純額)	10,487	4,023	10,011	3,547
期末残高 (2017年3月31日現在)	21,790	67,235	17,925	106,950

	海外制度		
	金額(百万円)		
	観察不能な基礎データを用いた公正価値による測定 (レベル3)		
	社債	不動産及び その他	合計
期首残高 (2015年4月1日現在)	7,384	15,522	22,906
未実現運用収益	76	104	28
実現運用収益	-	19	19
購入・売却・償還(純額)	-	3,933	3,933
レベル間の振替(純額)	-	2,692	2,692
その他*	460	2,062	1,602
期末残高 (2016年3月31日現在)	7,000	24,124	31,124
未実現運用収益	-	84	84
購入・売却・償還(純額)	44	367	411
レベル間の振替(純額)	-	8	8
その他*	30	904	934
期末残高 (2017年3月31日現在)	6,926	22,929	29,855

* 主に外貨換算調整額で構成されます。

ソニーは、年金制度資産の公正価値、年金制度資産の期待収益、及び退職給付債務の現在価値を勘案し、マネジメントにより適当と判断された場合に、確定給付年金制度への拠出を行っています。2017年度における拠出額の見込みは、国内制度で約120億円、海外制度で約50億円です。

予想将来給付額は次のとおりです。

年度	国内制度（百万円）	海外制度（百万円）
2017年度	36,638	13,346
2018年度	38,561	13,205
2019年度	40,772	13,980
2020年度	41,646	15,138
2021年度	43,001	15,713
2022年度-2026年度	232,773	90,199

(2) 確定拠出制度

2015年度及び2016年度における確定拠出年金費用は次のとおりです。

	2015年度	2016年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
国内制度	3,155	3,412
海外制度	12,419	10,458

17 資本勘定

(1) 普通株式

2015年度及び2016年度における発行済株式数の増加の内訳は次のとおりです。

項目	株式数（株）
2015年3月31日現在残高	1,169,773,260
新株の発行	92,000,000
新株予約権の行使	720,500
2016年3月31日現在残高	1,262,493,760
新株予約権の行使	1,269,900
2017年3月31日現在残高	1,263,763,660

2017年3月31日現在、転換社債及び新株予約権が全て転換又は行使された場合に発行される株式数は、39,481,061株です。

当社は会社法に準拠し、取締役会の決議により随時分配可能額まで自己株式を取得することが可能です。なお、2015年度及び2016年度において取締役会による決議にもとづく自己株式の取得は行われませんでした。

(2) 利益剰余金

2017年3月31日現在の当社の分配可能額は、570,245百万円です。2016年度にかかる利益処分額は、すでに連結財務諸表に反映されており、2017年4月28日に開催された取締役会において承認されています。上記の分配可能額は、連結財務諸表に反映されている2017年3月31日に終了した6ヵ月にかかる配当金を含んでいます。

利益剰余金には、持分法適用会社の未分配利益に対するソニーの持分相当額が含まれており、2016年3月31日及び2017年3月31日現在のこの金額は、それぞれ29,061百万円及び33,694百万円です。

(3) その他の包括利益

2015年度及び2016年度における累積その他の包括利益（税効果考慮後）の項目別の変動は次のとおりです。

項目	金額（百万円）				
	未実現 有価証券 評価損益	未実現 デリバティブ 評価損益	年金債務 調整額	外貨換算 調整額	合計
2014年度末（2015年3月31日）	154,153	-	201,131	338,305	385,283
組替前その他の包括利益	45,527	1,914	174,380	83,899	210,838
累積その他の包括利益からの組替額	43,307	3,112	2,627	-	43,792
その他の包括利益（純額）	2,220	1,198	171,753	83,899	254,630
控除：非支配持分に帰属するその他の 包括利益	15,637	-	1,145	1,087	13,405
2015年度末（2016年3月31日）	140,736	1,198	371,739	421,117	653,318

項目	金額（百万円）				
	未実現 有価証券 評価損益	未実現 デリバティブ 評価損益	年金債務 調整額	外貨換算 調整額	合計
2015年度末（2016年3月31日）	140,736	1,198	371,739	421,117	653,318
組替前その他の包括利益	27,007	5,028	54,513	17,988	14,546
累積その他の包括利益からの組替額	3,286	3,888	8,719	-	1,545
その他の包括利益（純額）	30,293	1,140	63,232	17,988	16,091
控除：非支配持分に帰属するその他の 包括利益	16,192	-	229	2,495	18,458
2016年度末（2017年3月31日）	126,635	58	308,736	436,610	618,769

2015年度及び2016年度における累積その他の包括利益からの組替額は以下のとおりです。

項目	金額(百万円)		連結損益計算書に影響する項目
	累積その他の包括利益からの組替額		
	2015年度	2016年度	
未実現有価証券評価損益	19,598	4,560	金融ビジネス収入
	47,087	30	投資有価証券売却益(純額)
	3,063	-	投資有価証券評価損
税効果考慮前	63,622	4,590	
税効果	20,315	1,304	
税効果考慮後	43,307	3,286	
未実現デリバティブ評価損益	8	-	為替差損(純額)
	3,104	5,583	売上原価
税効果考慮前	3,112	5,583	
税効果	-	1,695	
税効果考慮後	3,112	3,888	
年金債務調整額	2,867	13,044	*
税効果	240	4,325	
税効果考慮後	2,627	8,719	
累積その他の包括利益からの組替額合計 (税効果考慮後)	43,792	1,545	

(注)* 注記16に記載のとおり、年金及び退職金に関する償却費は純期間退職・年金費用に含まれています。

(4) 非支配持分との資本取引

2015年度及び2016年度の当社株主に帰属する当期純利益及び非支配持分との取引による資本剰余金の増減額は次のとおりです。

項目	2015年度	2016年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
当社株主に帰属する当期純利益	147,791	73,289
非支配持分との取引にともなう資本剰余金の減少額	12,776	53,927
当社株主に帰属する当期純利益及び非支配持分との取引にともなう資本剰余金の増減額の合計	135,015	19,362

2016年9月、ソニーは、米国における音楽出版子会社について、マイケル・ジャクソン遺産管理財団であるEstate of Michael Jackson(以下「MJ財団」)の保有する50%の持分を取得し、完全子会社化しました。ソニーはMJ財団に、音楽出版子会社が既に約束していた分配金の17百万米ドルを含む750百万米ドルを支払いました。ソニーが支払った現金対価と非支配持分の簿価との差額70,730百万円は、資本剰余金の減少として計上されています。

18 株価連動型報奨制度

ソニーは2015年度及び2016年度において、株価連動型報奨制度にかかる費用として、それぞれ1,944百万円及び2,737百万円を計上しました。2015年度及び2016年度において、株価連動型報奨制度における権利行使によって受け取った現金の総額は、それぞれ1,578百万円及び2,730百万円でした。なお、権利行使にあたり、当社は新株を発行しています。

ソニーは一部の取締役、執行役及び経営幹部社員に対するインセンティブプランとして、新株予約権を発行するストック・オプションプランを有しています。新株予約権は、一般に、付与日から3年間にわたり段階的に権利が確定し、付与日より10年後まで権利行使が可能です。

2015年度及び2016年度において付与された新株予約権の付与日現在の1株当たり加重平均公正価値は、それぞれ1,331円及び1,291円です。2015年度及び2016年度における報奨費用を認識するにあたって、新株予約権の付与日現在の公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルにもとづいて、以下の加重平均想定値を使用して見積もられています。

項目	2015年度	2016年度
加重平均リスク・フリー利率	1.07%	1.10%
加重平均見積権利行使期間	7.12年	6.83年
加重平均見積ボラティリティ	42.07%	40.00%
加重平均見積配当率	0.75%	0.66%

(注) 加重平均見積ボラティリティは、新株予約権の加重平均見積権利行使期間における当社普通株式のヒストリカル・ボラティリティです。

2016年度における新株予約権の実施状況は以下のとおりです。

項目	2016年度			
	株式数 (株)	加重平均権利行使 価格(円)	加重平均残存年数 (年)	本源的価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	15,778,200	3,188		
付与	3,250,400	3,366		
権利行使	1,269,900	2,150		
資格喪失もしくは期限切れ	2,239,300	4,209		
期末現在未行使残高	15,519,400	3,147	5.85	12,335
期末現在行使可能残高	9,914,700	3,072	4.01	9,573

2015年度及び2016年度において行使されたストック・オプションプランの本源的価値の総額はそれぞれ1,338百万円及び1,541百万円でした。

2017年3月31日現在、権利行使が可能となっていない新株予約権にかかる未認識の報奨費用の総額は、4,057百万円です。この費用が認識されると見込まれる加重平均年数は、2.12年です。

19 熊本地震

2016年4月、日本の熊本地域で地震が発生しました。この地震により、熊本地域にある製造事業所において建物及び機械設備を含む一部の固定資産ならびに棚卸資産が被害を受けました。

2016年度において、ソニーはこの地震による被害に直接関連する修繕費及び棚卸資産の廃棄損等を含む追加の損失及び費用を16,682百万円計上しました。これらは主として連結損益計算書の売上原価に計上されており、そのうち10,682百万円は後述の保険収入と相殺されています。加えて、ソニーは稼働停止期間中の製造事業所の固定費などを含む費用を9,365百万円計上しました。これらの費用は主として連結損益計算書の売上原価に計上されています。

ソニーは地震により直接発生した損害を補填する保険契約に加入しており、当社及び製造事業所を含む一部の子会社が対象に含まれています。この保険契約は固定資産及び棚卸資産にかかる損害及び費用、撤去及び清掃等を含む追加費用ならびに逸失利益を含む休業損害を補償範囲に含みます。ソニーは2016年度に認識された損失に対応する金額を限度に、保険金請求により回収する可能性が高い部分に関する保険未収入金を10,682百万円計上しています。計上した保険未収入金は、実質的にすべてが、被害を受けた固定資産及び棚卸資産に関するものであり、休業損失や逸失利益に対する金額は含まれていません。ソニーは有効な保険契約の範囲、保険会社との交渉、これらの保険会社の過去の保険金支払実績及びこれらの保険会社が財務的に保険金支払能力を有しているとのソニーの評価にもとづき、保険請求により保険収入を受け取る可能性が高いと判断しました。2017年3月、保険会社との間で10,000百万円の保険金支払が合意されました。かかる保険未収入金は、2016年度の連結貸借対照表上、未収入金に計上され、残りの682百万円はその他の流動資産に計上されています。

また、上記の保険契約に関連して、ソニーは一部の保険会社から2,000百万円の再保険を引き受けており、保険会社への支払いが見込まれています。この金額は2016年度の連結貸借対照表のその他の流動負債に計上されています。

2017年4月、保険会社との間で主に休業損害に対する残りの10,000百万円の保険金支払が合意されました。この結果、2017年4月に合計20,000百万円の保険金がソニーへ支払われました。

20 構造改革にかかる費用

ソニーは様々なビジネスの業績向上のための活動の一環として、数々の構造改革活動を実施しました。ソニーは、構造改革活動を将来の収益性に好影響をもたらすためにソニーが実施する活動と定義しており、事業や製品カテゴリーからの撤退、従業員数の削減プログラムの実施、低コスト地域への生産移管・集約、OEM/ODMの活用、開発・研究組織構造の見直し、販売・間接部門の能率化などの活動が含まれています。構造改革活動は通常、発生から一年以内に完了する短期的性質のものであります。

2015年度及び2016年度における、構造改革に関連する債務の推移は以下のとおりです。

項目	金額（百万円）			
	退職関連費用	現金支出をともなわない資産の減損・償却及び処分損（純額）	その他の関連費用	合計
2015年3月31日現在債務残高	36,721	-	14,196	50,917
構造改革費用発生額	27,401	1,828	7,298	36,527
非現金支出費用	-	1,828	-	1,828
現金支出による支払・決済額	40,261	-	11,232	51,493
調整額	1,330	-	1,473	143
2016年3月31日現在債務残高	22,531	-	11,735	34,266
構造改革費用発生額	9,854	42,717	7,142	59,713
非現金支出費用	-	42,717	-	42,717
現金支出による支払・決済額	19,759	-	8,871	28,630
調整額	992	-	839	1,831
2017年3月31日現在債務残高	11,634	-	9,167	20,801

(注) 構造改革費用に含まれていない重要な資産の減損については注記14をご参照ください。

2015年度及び2016年度におけるセグメント別の構造改革に関連する費用は以下のとおりです。

	2015年度				
	金額（百万円）				
	退職関連費用	その他の 関連費用 *	構造改革費用 合計	構造改革に 関連する資産 の減価償却費	合計
モバイル・コミュニケーション	17,259	3,669	20,928	710	21,638
ゲーム&ネットワークサービス	15	120	135	-	135
イメージング・プロダクツ&ソリューション	78	126	204	-	204
ホームエンタテインメント&サウンド	1,181	26	1,207	-	1,207
半導体	11	102	113	-	113
コンポーネント	1	21	22	-	22
映画	1,594	7	1,601	5	1,606
音楽	1,501	367	1,868	-	1,868
金融	-	-	-	-	-
その他及び全社（共通）	5,783	4,892	10,675	1,017	11,692
連結合計	27,401	9,126	36,527	1,732	38,259

	2016年度				
	金額（百万円）				
	退職関連費用	その他の 関連費用 *	構造改革費用 合計	構造改革に 関連する資産 の減価償却費	合計
モバイル・コミュニケーション	516	172	688	138	826
ゲーム&ネットワークサービス	225	6	231	-	231
イメージング・プロダクツ&ソリューション	563	77	640	-	640
ホームエンタテインメント&サウンド	68	684	752	-	752
半導体	4	13	9	-	9
コンポーネント	922	42,517	43,439	-	43,439
映画	2,467	-	2,467	-	2,467
音楽	2,116	1,474	3,590	-	3,590
金融	-	-	-	-	-
その他及び全社（共通）	2,973	4,942	7,915	364	8,279
連結合計	9,854	49,859	59,713	502	60,215

(注) * 現金支出をとみなさない資産の減損・償却及び処分損（純額）が含まれています。

構造改革に関連する減価償却費として開示されているものは、承認された構造改革計画のもとで、償却対象固定資産の耐用年数及び残存価額の見直しを行ったことにより発生した減価償却費の増加分です。資産の減損については、その年度において直ちに費用認識されます。

早期退職プログラム

ソニーは、主としてエレクトロニクス事業に関するセグメントの業績向上及び本社部門における費用削減のため、営業費用の一層の削減を目的とする様々な人員削減プログラムを実施しました。ソニーは、製造拠点の再編措置、開発・研究組織構造の見直し、販売・間接部門の能率化を通して、本社を含めた全社的な合理化を行いました。また、ソニーは人員の配置転換や再就職支援を含めたプログラムを通して、その労働力の再分配と最適化を行っています。上記の表における退職関連費用は、連結損益計算書の販売費及び一般管理費に計上されています。

2015年度においては、MC分野について、上記の製造拠点の再編措置及び本社・間接機能の集約を含む事業運営の合理化が計画どおりに推移しました。2016年度までに、この構造改革計画は実質的に完了しています。

コンポーネント

コンポーネント分野において、ソニーと株式会社村田製作所（以下「村田製作所」）は、ソニーグループの電池事業を村田製作所グループが譲り受けることに関し、法的拘束力を有する確定契約を締結しました。ソニーは当該電池事業に関連する資産及び負債を、売却予定資産に分類し、公正価値により評価した結果、2016年度において、連結損益計算書上、42,298百万円の減損損失をその他の営業損（純額）に計上しました。（注記26参照）

その他及び全社（共通）

上記の早期退職プログラムに記載した、エレクトロニクス事業を間接的に支える販売会社及び本社部門の効率化の結果として、ソニーは2015年度に7,112百万円の主に早期退職に関連する構造改革費用を計上しました。2016年度における重要な構造改革費用の発生はありませんでした。

21 連結損益計算書についての補足情報

(1) その他の営業損（純額）

ソニーは、取引の性質又はソニーのコアビジネスとの関連性等を考慮し、その他の営業損（純額）を計上していません。

その他の営業損（純額）の内訳は次のとおりです。

項目	2015年度	2016年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
米国本社ビル売却益 *1	6,545	-
ソニーシティ大崎売却益 *1	4,914	4,914
エムスリー株式売却、再評価ならびに発行にともなう利益 *2	2	37,167
子会社及び関連会社株式の取得及び売却にともなう損失（利益）（純額） *3	31,778	4,259
資産の除売却損（益）及び減損（純額） *4	90,410	195,341
計	47,171	149,001

（注）*1 セール・アンド・リースバック取引により繰り延べられた一部売却益が、リース期間にわたり定額法で償却されています。

*2 注記6参照

*3 注記25、26参照

*4 注記10、14、20及び26参照

(2) 研究開発費

2015年度及び2016年度の売上原価に計上された研究開発費は、それぞれ468,183百万円及び447,456百万円です。

(3) 広告宣伝費

2015年度及び2016年度の販売費及び一般管理費に計上された広告宣伝費は、それぞれ391,326百万円及び363,815百万円です。

(4) 物流費用

2015年度及び2016年度の販売費及び一般管理費に計上された製品の物流費用は、それぞれ50,803百万円及び42,195百万円で、ソニーグループ内での製品運搬費用も含まれています。

22 法人税等

国内及び海外における税引前利益及び法人税等の内訳は次のとおりです。

項目	2015年度	2016年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
税引前利益		
当社及び全ての国内子会社	149,256	166,158
海外子会社	155,248	85,461
計	304,504	251,619
法人税等 - 当年度分		
当社及び全ての国内子会社	41,080	49,739
海外子会社	53,498	50,521
計	94,578	100,260
法人税等 - 繰延税額		
当社及び全ての国内子会社	1,745	11,478
海外子会社	1,956	12,320
計	211	23,798
法人税等	94,789	124,058

日本の法定税率と実効税率との差は次のとおり分析されます。

項目	2015年度	2016年度
法定税率	33.6%	31.7%
損金に算入されない費用	1.6	2.3
税額控除	2.0	2.9
法定税率の変動	3.3	0.3
評価性引当金の変動	10.7	7.3
海外関係会社の未分配利益にかかる繰延税金負債の変動	0.8	1.4
日本における生命保険及び損害保険事業に適用される軽減税率	2.3	2.2
海外との税率差	6.9	3.0
税金引当にともなう調整	0.7	1.1
持分法による投資利益（損失）の影響	0.0	0.0
映画分野における営業権の減損		15.0
その他	0.2	3.3
実効税率	31.1%	49.3%

2016年3月、日本において改正税法が制定されました。この改正により、法人税率は引き下げられ、繰越欠損金の使用は、2016年度については課税所得の60%へ、2017年度については課税所得の55%へ、2018年度以降は課税所得の50%へ制限されました。その結果、2016年度以降の法定税率は約31.5%となります。この改正によって、ソニーは税金費用の戻し入れを10,735百万円計上しました。

繰延税金資産・負債の主な内訳は次のとおりです。

借方（貸方）

項目	2016年3月31日	2017年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
繰延税金資産		
税務上繰越欠損金	483,590	455,555
未払退職・年金費用	131,262	112,075
繰延映画製作費	175,439	181,243
製品保証引当金及び未払費用	96,327	110,475
保険契約債務	27,419	30,884
棚卸資産	38,219	16,322
減価償却費	48,339	47,485
繰越税額控除	145,011	134,427
貸倒引当金	10,179	10,887
投資の減損	47,083	52,451
映画分野における前受収益	16,336	27,294
その他	140,218	158,420
総繰延税金資産	1,359,422	1,337,518
控除：評価性引当金	(1,055,858)	(1,051,964)
繰延税金資産合計	303,564	285,554
繰延税金負債		
繰延保険契約費	(144,207)	(160,308)
保険契約債務	(132,521)	(147,159)
映画分野における未請求債権	(99,625)	(113,997)
未実現有価証券評価益	(97,745)	(78,643)
株式交換により取得した無形固定資産	(23,794)	(23,794)
海外関係会社の未分配利益	(35,666)	(26,473)
エムスリー投資	(33,933)	(34,775)
その他	(53,750)	(34,271)
総繰延税金負債	(621,241)	(619,420)
純繰延税金負債	(317,677)	(333,866)

2016年度において、ソニーは、入手可能な肯定的及び否定的証拠を比較衡量した結果、日本における当社とその連結納税グループ、ならびに米国のSony Americas Holding Inc.（以下「SAHI」）とその連結納税グループ、スウェーデンのSony Mobile Communications AB、英国のSony Europe Limited（以下「SEU」）、ブラジルにおける一部の子会社及び他の税務管轄における一部の子会社の繰延税金資産に対して、評価性引当金を引き続き計上しました。

2015年度及び2016年度における評価性引当金の純増減額は、それぞれ21,764百万円の減少、3,894百万円の減少です。

2016年度の評価性引当金の減少は、主に日本の連結納税グループにおいて繰越欠損金を使用したことによるものです。

連結貸借対照表の各科目に含まれる純繰延税金資産・負債（評価性引当金控除後）は次のとおりです。

借方（貸方）

項目	2016年3月31日	2017年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
流動資産 - 繰延税金	40,940	-
その他の資産 - 繰延税金	97,639	98,958
流動負債 - その他	(5,330)	-
固定負債 - 繰延税金	(450,926)	(432,824)
純繰延税金負債	(317,677)	(333,866)

2017年3月31日現在、海外関係会社の未分配利益のうち将来配当することを予定していない1742,924百万円に対しては税金引当を行っていません。また1991年11月の(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントの公募による株式発行により計上された子会社株式売却益61,544百万円に対しては、税務戦略にもとづき所有株式の処分から発生する重大な課税を見込んでいないため税金引当を行っていません。

2017年3月31日現在の税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の総額は455,555百万円であり、その繰越欠損金は、様々な税務管轄で申告される予定の将来課税所得と相殺することが可能です。繰越可能期間が無期限の140,885百万円を除き、繰越欠損金の大部分は2017年度から2023年度までの間に期限切れとなります。それ以外の繰越欠損金については、税務管轄により最長20年まで繰越することができます。

2017年3月31日現在の繰越税額控除に対する繰延税金資産の総額は、134,427百万円です。繰越可能期間が無期限の20,022百万円を除き、繰越税額控除の大部分は2017年度から2026年度までの間に期限切れとなります。

未認識税務ベネフィットの期首総額と期末総額との調整は次のとおりです。

項目	2016年3月31日	2017年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
期首残高	165,434	114,126
過年度の税務ポジションに関する減少	34,261	558
過年度の税務ポジションに関する増加	6,253	13,353
当年度の税務ポジションに関する増加	4,299	8,231
解決	12,556	8,300
時効による消滅	8,229	3,454
外貨換算調整額	6,814	3,869
期末残高	114,126	119,529
認識された場合、実効税率に影響を与える未認識税務ベネフィットの期末純残高	49,323	45,987

未認識税務ベネフィットの総額の主な増減(解決を含む)は、MC分野、G&NS分野、IP&S分野、HE&S分野、半導体分野、コンポーネント分野及びその他分野の特定の連結子会社間クロスボーダー取引に関する二国間事前確認制度(Bilateral Advance Pricing Agreements、以下「APAs」)の申請の結果を含む移転価格調整に関連しています。これらのAPAsは、租税条約で規定される二国間相互協議手続にもとづいた、ソニーと二カ国の税務当局間の合意を含んでいます。ソニーは見積もられた税金費用を、通常これらの手続の進捗や移転価格の税務調査の進捗に応じて見直し、必要に応じて見積りを調整しています。加えて、これらのAPAsは政府間協議による合意のため、最終結果がソニーの現時点における50%超の可能性で実現が見込まれる見積評価と異なる場合があります。

2015年度において、ソニーは、774百万円の支払利息の戻し入れ及び674百万円の罰金の計上を行いました。2016年3月31日現在、ソニーの利息及び罰金に関する負債の残高はそれぞれ9,261百万円及び4,358百万円です。

2016年度において、ソニーは、474百万円の支払利息の計上及び597百万円の罰金の戻し入れを行いました。2017年3月31日現在、ソニーの利息及び罰金に関する負債の残高はそれぞれ9,735百万円及び3,761百万円です。

ソニーは世界中の様々な国、地域で営業活動を行っており、その税務申告書は、定期的に日本及び海外の税務当局の税務調査を受けています。いくつかの国、地域における、税務調査終了、現行の調査の結果、時効による消滅、及びソニーの税務ポジションの再評価などの結果により、今後の12ヵ月間で未認識税務ベネフィットは変動する可能性があります。ソニーは、今後の12ヵ月間で未認識税務ベネフィットが最大24,553百万円減少することを見込んでいます。

ソニーは、引き続き、2008年度から2016年度について、日本の税務当局による税務調査の対象となり、2013年度から2016年度について、米国を含む海外の税務当局による税務調査の対象となります。

23 基本的及び希薄化後EPSの調整表

2015年度及び2016年度における基本的及び希薄化後EPSの調整計算は次のとおりです。

項目	2015年度			2016年度		
	利益 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)	利益 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)
基本的EPS						
当社株主に帰属する当期純利益	147,791	1,237,802	119.40	73,289	1,262,023	58.07
希薄化効果						
新株予約権	-	2,109		-	2,358	
転換社債型新株予約権付社債 (ゼロクーポン)	-	17,972		-	23,962	
希薄化後EPS						
計算に用いる当社株主に帰属する 当期純利益	147,791	1,257,883	117.49	73,289	1,288,343	56.89

2015年度及び2016年度において、希薄化後EPSの計算から除いた潜在株式数はそれぞれ11,357千株及び6,856千株です。2015年度及び2016年度において、新株予約権の権利行使価格が当期間における当社の普通株式の市場平均株価を上回っている場合は希薄化効果がないと認め、その潜在株式をこの計算から除外しています。2015年7月に発行された転換社債型新株予約権付社債(ゼロクーポン)は、転換仮定法にもとづいて発行時点から希薄化後EPSの計算に含めています。

24 変動持分事業体

ソニーは、適宜、VIEとの間で各種の取り決めを結んでいます。これらの取り決めには、音楽制作事業における複数の合弁契約、音楽出版事業における投資、映画製作資金の調達及び生産の外部委託が含まれています。さらにソニーは、注記7に記載のとおり、VIEをともなう複数の売掛債権売却プログラムを設定しています。ソニーが第一受益者であると判断され、連結されているVIEは次のとおりです。

ソニーの米国における音楽制作子会社は音楽ソフトの制作及び製造に関連する会社との間で複数の合弁契約を締結しています。ソニーはこれらの合弁会社を再検討した結果、これらの合弁会社はVIEであると判断しました。定性的評価にもとづき、ソニーはこれらのVIEに資金を提供する責任を有し、多くの場合これらのVIEが利益を計上するまでの間、全ての損失を負担することから、これらのVIEの経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指揮する力を持ち、またこれらのVIEの損失を負担する義務を負うと判断され、結果としてソニーはこれらのVIEの第一受益者と判断されています。ソニーの資産はこれらVIEの債務の返済に使用することはできません。2017年3月31日現在、これらのVIEの保有する資産合計及び負債合計は、総額でそれぞれ28,446百万円及び2,474百万円です。

ソニーが重要な変動持分を有するものの、ソニーがその第一受益者ではないVIEは以下のとおりです。

注記6に記載のとおり、2012年6月29日、当社の完全子会社を含む出資グループはEMI Music Publishingの買収を完了しました。この買収を達成するために、出資グループはDH Publishing, L.P.（以下「DHP」）を設立しました。さらに、DHPはソニーの米国音楽出版子会社と管理サービスを提供する契約（以下「管理契約」）を締結しました。DHPにおける多くの意思決定権限は持分に比例するのではなく、管理契約に組み込まれていることから、DHPはVIEと判断されました。管理契約の下では、ソニー以外の最大出資者が、楽曲の著作権の取得及び保有ならびにライセンス供与を含む、DHPに最も重要な影響を与える活動に関する意思決定に対する承認権限を有しています。これらの承認権限によって、ソニーとソニー以外の最大出資者の両者がこのVIEの活動を指揮する力を共有することになるため、ソニーはこのVIEの第一受益者ではありません。2017年3月31日現在、このVIEに関連する投資184百万米ドルと、売掛債権と相殺後の買掛債務7百万米ドルのみがソニーの連結貸借対照表に計上されています。ソニーの2017年3月31日時点での最大損失額は、連結貸借対照表に計上されている金額の総額である177百万米ドルです。

ソニーの映画分野における子会社は、長編映画の製作及びテレビ番組の制作、資金調達を行う制作会社と配給契約を締結、また出資を行いました。この投資は原価法で計上されています。事業体における多くの意思決定権限は、経済的損失のリスクにさらされていない制作会社のマネジメントが保有する持分に比例するため、その制作会社はVIEであると判断しました。定性的評価にもとづき、ソニーは活動を指揮する力を有していないことから、このVIEの第一受益者ではないと判断されています。ソニーの2017年3月31日時点での最大損失額は、出資総額及び将来の資金提供債務の合計50百万米ドルです。

注記7に記載のとおり、一部の売掛債権売却プログラムにはVIEが関与しています。これらのVIEは全てスポンサー銀行に関連する特別目的会社です。定性的評価にもとづき、ソニーはこれらのVIEの活動を指揮する力、損失を負担する義務又は残余利益を受け取る権利がないことから、第一受益者ではないためこれらのVIEを連結対象とはしていません。なお、ソニーの最大損失額は僅少と考えられます。

25 企業結合

(1) ソニーセミコンダクタにおける取得

2015年12月4日に当社及び株式会社東芝（以下、東芝）は、東芝が所有する半導体製造関連施設、設備及びその他関連資産を、当社及び当社の完全子会社であるソニーセミコンダクタマニュファクチャリング㈱（以下「SCK」）へ譲渡金額19,000百万円で譲渡する契約を締結しました（以下、本件譲渡契約）。

2016年3月31日、SCKは、本件譲渡契約に従い、東芝から、本件譲渡契約の一部である半導体製造関連施設、設備及びその関連資産を16,700百万円で取得しました。この取引で支払われた対価は、連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動の「その他」に含まれています。SCKはこの取得によって、新たな生産拠点を設立し、CMOSイメージセンサーの生産能力の増強を図ります。取得価額は主に機械装置及びその他の有形固定資産に按分、計上されています。また、SCKは当取得の後、一定期間にわたるCMOSイメージセンサーの製造・供給を東芝より受託しました。これとともない、SCKは東芝から棚卸資産を取得しました。

2016年度において、SCKは、本件譲渡契約に従い、東芝から、追加の資産を1,210百万円で取得しました。SCKに譲渡される残りの資産は、本件譲渡契約に従い、2017年度において取得されます。

支払われた対価が識別可能な有形資産に全て按分され、負債の引受もされなかったため、この取得に際して営業権は計上されていません。プロフォーム情報は、この取得の与える影響が軽微なため、開示を省略しています。

(2) The Orchardの取得

2015年4月、当社の完全子会社であるSony Music Entertainment（以下「SME」）は、Orchard Asset Holdings, LLCが保有するThe Orchardの持分49%を22,168百万円（185百万米ドル）で追加取得し、その結果、SMEによるThe Orchardの持分は100%になりました。

2015年4月の取得前は、ソニーはThe Orchardの持分を持分法で会計処理していました。この取得でThe Orchardの支配持分を獲得したため、ソニーは段階取得に関する企業結合の会計基準にしたがい、The Orchardを連結し、この取得前から保有していた51%のThe Orchardの資本持分を公正価値で再評価した結果、2015年度において18,085百万円（151百万米ドル）の利益を連結損益計算書の「その他の営業損（純額）」に計上しました。

この取得により、ソニーは営業権36,664百万円（307百万米ドル）と無形固定資産13,806百万円（115百万米ドル）を計上しました。この取引で支払われた対価は、受領した現金を控除して、19,547百万円（164百万米ドル）であり連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動の「その他」に含まれています。

プロフォーム情報は、この取得の与える影響が軽微なため、開示を省略しています。

(3) TEN Sports Networkの取得

当社の完全子会社であるSony Pictures Networks Indiaは、TEN Sports Networkの買収を二段階に分けて行い、2017年2月28日、インドを含むTEN Sports Networkが事業を展開する主要な国及び地域における第一段階の買収を39,106百万円（346百万米ドル）で完了し、このうち2016年度においては、37,298百万円（330百万米ドル）を支払いました。残りの16百万米ドルは2017年度第2四半期までに支払う見込みです。他の事業及び資産の取得は、取引完了に必要な条件を満たすことを条件に、第二段階の買収に含まれ、その対価は約39百万米ドルです。

この取得により、ソニーは営業権24,729百万円（219百万米ドル）と無形固定資産14,354百万円（127百万米ドル）を計上しました。この取引で支払われた対価は、受領した現金を控除して、連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動の「その他」に含まれています。

プロフォーム情報は、この取得の与える影響が軽微なため、開示を省略しています。

(4) その他の取得

2015年度においてソニーはその他いくつかの取得を行いました。支払われた対価の合計は、2016年2月1日に対価25,565百万円で取得したAltairを含めて46,233百万円であり、主として現金で支払われました。AltairはLTE（Long Term Evolution）技術に特化した製品の開発と販売を行っています。将来変更される可能性がある重要な条件付対価はありません。Altairの取引で支払われた現金対価は22,657百万円であり、連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動の「その他」に含まれています。これらの取得により、ソニーは営業権36,128百万円と無形固定資産14,983百万円を計上し、そのうち営業権17,879百万円と無形固定資産6,600百万円をAltairの取引により計上しました。

2016年度においてソニーはその他いくつかの取得を行いました。支払われた対価の合計は12,409百万円であり、主として現金で支払われました。将来変更される可能性がある重要な条件付対価はありません。これらの取得により、ソニーは営業権12,384百万円と無形固定資産7,073百万円を計上しました。

これらの取得に関して重要な仕掛研究開発費への価格割当はありません。上記の全ての取得企業及び事業はそれぞれの取得日よりソニーの業績に連結されています。その他の取得は、個別ならびに総計で重要性がないため、プロフィール情報は表示していません。

26 事業売却

(1) ロジスティクス事業の一部売却

2015年4月1日、ロジスティクス事業に関する合併事業開始に関連して、ソニーは、全社（共通）に含まれている日本、タイ、及びマレーシアにおけるロジスティクス事業の一部を、売却価額19,211百万円で三井倉庫ホールディングス株式会社へ売却しました。この売却により、ソニーは、2015年度において、12,284百万円の利益を連結損益計算書の「その他の営業損（純額）」に計上しました。

(2) 電池事業

2016年10月31日、ソニーと村田製作所は、ソニーグループの電池事業を村田製作所グループが譲り受けること（以下「本件取引」）に関し、法的拘束力を有する確定契約を締結しました。なお、本件取引の完了は、関係当局の必要な承認及び認可の取得等を条件としています。当該電池事業に関連する資産及び負債を、売却予定資産及び負債として分類し、公正価値により評価した結果、2016年度において、連結損益計算書上、42,298百万円の減損損失をその他の営業損（純額）に計上しました。

27 共同契約

ソニーは、主として、映画分野の子会社において、他の1つ又は複数の活動のある参加者と共同で映画又はテレビ作品に対する資金調達、製作及び配給を行うための共同契約を締結し、この子会社と他の参加者が、所有によるリスクと便益を共有しています。これらの契約は共同製作・配給契約となります。

ソニーは、主として、映画又はテレビ作品のうち自社が保有し資金調達する部分のみを資産計上しています。ソニーと他の参加者は、主として、異なるメディア又はマーケットで作品を配給しています。ソニーが作品を配給したメディア又はマーケットで獲得した収益及び発生した費用は、主として、総額を計上しています。ソニーは、主として、他の参加者が作品を配給した際には、獲得した収益及び発生した費用の計上はしていません。ソニーと他の参加者は、主として、全てのメディア又はマーケットでの作品の配給から得た利益を分配しています。映画作品においては、ソニーが純額を受取人の場合、（1）他の参加者が配給したメディア又はマーケットからの利益におけるソニーへの分配金から（2）ソニーが配給したメディア又はマーケットからの利益における他の参加者への分配金を差し引き、純額を純売上高として計上しています。ソニーが純額の支払人の場合、純額を売上原価として計上しています。テレビ作品においては、他の参加者が配給したメディア又はマーケットからの利益のソニーへの分配金を売上として計上し、ソニーが配給したメディア又はマーケットからの利益における他の参加者への分配金を売上原価として計上しています。

2015年度及び2016年度において、これらの共同契約において、他の参加者からソニーに帰属すべき額として、それぞれ30,888百万円、44,124百万円が純売上高として計上され、他の参加者に帰属すべき額として、それぞれ38,303百万円、29,594百万円が売上原価に計上されました。

28 契約債務、偶発債務及びその他

(1) ローン・コミットメント

金融子会社は、顧客に対する貸付契約にもとづき、貸付の未実行残高を有しています。2017年3月31日現在、これらの貸付未実行残高は31,448百万円です。ローン・コミットメントの翌年度以降における支払予定額は見積もることはできません。

(2) パーチェス・コミットメント等

2017年3月31日現在のパーチェス・コミットメント等の残高は、合計で343,907百万円です。これらのうち、主要なものは次のとおりです。

映画分野の一部の子会社は、製作関係者との間で映画の製作及びテレビ番組の制作を行う契約を締結し、また第三者との間で完成した映画作品もしくはそれに対する一部の権利を購入する契約、スポーツイベントの放映権を購入する契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として3年以内の期間に関するものです。2017年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は139,006百万円です。

音楽分野の一部の子会社は、音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社との間に長期契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として5年以内の期間に関するものです。2017年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は61,660百万円です。

G & N S 分野の子会社は、長期番組供給契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として2年以内の期間に関するものです。2017年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は16,317百万円です。

ソニーは、広告宣伝の権利に関する長期スポンサーシップ契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主に3年以内の期間に関するものです。2017年3月31日現在、当該長期契約にもとづく支払予定額は13,305百万円です。

パーチェス・コミットメントの翌年度以降5年間の各年度及びそれ以降の年度における支払予定額の総額は次のとおりです。

年度	2017年3月31日
	金額(百万円)
2017年度	199,807
2018年度	69,850
2019年度	43,327
2020年度	9,631
2021年度	8,754
2022年度以降	12,538
パーチェス・コミットメント合計	343,907

(3) 訴訟

2009年以降、米国司法省、欧州委員会及びその他の国の当局が光ディスクドライブ市場の競争状況に関する調査を実施しており、当社及び当社の子会社も当該調査の対象となっています。かかる調査につき、当社は、米国司法省を含むいくつかの国の当局による調査は既に終了しており、一カ国の当局のみ引き続き調査を行っているものと理解しています。他方で、2015年10月、欧州委員会は同委員会の調査結果を踏まえて、当社及び当社の子会社に対して総額31百万ユーロの制裁金の支払いを命じる決定を下しました。かかる決定を受け、当社はかかる決定を不服として、欧州普通裁判所に提訴しており、これらに関する手続は継続しています。また、当社及び一部の子会社が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める多くの訴訟(集団訴訟を含む)が、複数の地域にて提起されています。なお、それらの訴訟のうち、当該製品の直接・間接の購入者による米国での集団訴訟を含め、これまでにいくつかの訴訟は和解に到ったものの、その他の訴訟は引き続き係属中です。これらの手続の段階に照らして、不利な判決、和解その他の解決により最終的に発生し得るこれら全てに関する損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

2011年以降、米国司法省、欧州委員会及びその他の国の当局が二次電池市場の競争状況に関する調査を実施し、当社及び当社の子会社も当該調査の対象となりましたが、当社は、米国司法省及び欧州委員会を含む当局による調査は、既に終了していると理解しています。なお、欧州委員会による調査については、2016年12月、当社及び当社の子会社は欧州委員会と和解に到り、制裁金約29.8百万ユーロを支払いました。また、当社及び一部の子会社が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める多くの訴訟(集団訴訟を含む)が、複数の地域にて提起されています。なお、それらの訴訟のうち、当該製品の直接・間接の購入者による米国での集団訴訟を含め、これまでにいくつかの訴訟は和解に到ったものの、その他の訴訟は引き続き係属中です。これらの手続の段

階に照らして、不利な判決、和解その他の解決により発生し得るこれら全てに関する損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

当社の海外の子会社は、H E & S分野の製品の輸出入に関連して、海外政府当局から関税に関する調査を受けていました。ソニーは、かかる調査に対して全面的に協力をを行い、2017年3月に当局との和解が成立しました。なお、かかる和解によるソニーの業績及び財政状態に対する重要な影響はありませんでした。

当社及び一部の子会社は、これらの他にも複数の訴訟の被告又は政府機関による調査の対象となっています。しかし、ソニーが現在知り得るかぎりの情報にもとづき、それらの訴訟その他の法的手続により生じ得る結果は、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えることはないと考えています。

(4) 保証債務

ソニーは、ある特定の事象又は状況が発生した場合に、被保証者への支払要求に対して保証を行っております。2017年3月31日現在の保証債務にもとづく将来の潜在的支払債務は、最大で3,368百万円です。

上記に加え、ソニーは、ある一定期間において、提供した製品及びサービスに対する保証を行っております。2015年度及び2016年度の製品保証に関する負債の増減額は次のとおりです。

項目	2015年度	2016年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
製品保証に関する負債の期首残高	75,129	66,943
製品保証に関する負債の計上額	83,227	53,502
期中取崩額	81,462	49,532
期首残高に対する見積変更額	6,440	7,927
外貨換算調整額	3,511	2,188
製品保証に関する負債の期末残高	66,943	60,798

29 セグメント情報

以下の報告セグメントは、そのセグメントの財務情報が入手可能なもので、その営業利益（損失）が最高経営意思決定者によって経営資源の配分の決定及び業績の評価に通常使用されているものです。最高経営意思決定者は、個別の資産情報を使用してセグメント評価を行っていません。ソニーにおける最高経営意思決定者は、社長兼CEOです。

ソニーは、2016年4月1日付の担当執行役の変更及び組織変更にともない、2016年度第1四半期より、主にI P & S分野及び従来のデバイス分野について、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来デバイス分野を構成していた事業を半導体分野とコンポーネント分野に分割しました。さらに、従来I P & S分野に含まれていた車載用カメラ事業及び、全社(共通)及びセグメント間取引消去に含まれていたイメージングデバイス開発部門を半導体分野に移管しました。また、従来その他分野に含まれていた一部事業ならびに全社(共通)及びセグメント間取引消去に含まれていた一部事業をそれぞれ音楽分野ならびにその他分野に移管しました。以上のセグメント変更にともない、各分野の過年度の売上高及び営業収入ならびに営業利益（損失）を当年度の表示に合わせて組替再表示しています。

M C分野には、主として携帯電話の製造・販売、インターネット関連サービス事業などが含まれています。G & N S分野には、主として家庭用ゲーム機の製造・販売、ネットワークサービス事業、ソフトウェアの制作・販売などが含まれています。I P & S分野には、主として静止画・動画カメラ事業などが含まれています。H E & S分野には、主としてテレビ事業、オーディオ・ビデオ事業などが含まれています。半導体分野には、主としてイメージセンサー事業、カメラモジュール事業などが含まれています。コンポーネント分野には、主として電池事業、記録メディア事業などが含まれています。映画分野には、主として映画製作、テレビ番組制作、メディアネットワーク事業などが含まれています。音楽分野には、主として音楽制作、音楽出版、映像メディア・プラットフォーム事業などが含まれています。金融分野には、主として日本市場における個人向け生命保険及び損害保険を主とする保険事業ならびに日本における銀行業などが含まれています。その他分野は、海外のディスク製造事業等の様々な事業活動から構成されています。ソニーの製品及びサービスは、一般的にはそれぞれのオペレーティング・セグメントにおいて固有のものです。

【ビジネスセグメント情報】

セグメント別売上高及び営業収入：

項目	2015年度	2016年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高及び営業収入：		
モバイル・コミュニケーション：		
外部顧客に対するもの	1,121,925	752,688
セグメント間取引	5,548	6,457
計	1,127,473	759,145
ゲーム&ネットワークサービス：		
外部顧客に対するもの	1,479,775	1,581,568
セグメント間取引	72,118	68,231
計	1,551,893	1,649,799
イメージング・プロダクツ&ソリューション：		
外部顧客に対するもの	677,231	571,499
セグメント間取引	6,724	8,134
計	683,955	579,633
ホームエンタテインメント&サウンド：		
外部顧客に対するもの	1,155,085	1,034,215
セグメント間取引	3,957	4,789
計	1,159,042	1,039,004
半導体：		
外部顧客に対するもの	599,430	659,779
セグメント間取引	139,629	113,344
計	739,059	773,123
コンポーネント：		
外部顧客に対するもの	194,564	172,772
セグメント間取引	30,048	22,601
計	224,612	195,373
映 画：		
外部顧客に対するもの	935,827	901,230
セグメント間取引	2,315	1,899
計	938,142	903,129
音 楽：		
外部顧客に対するもの	602,564	630,767
セグメント間取引	16,675	16,891
計	619,239	647,658
金 融：		
外部顧客に対するもの	1,066,319	1,080,284
セグメント間取引	6,750	7,220
計	1,073,069	1,087,504
その他：		
外部顧客に対するもの	241,104	202,344
セグメント間取引	91,092	64,634
計	332,196	266,978
全社（共通）及びセグメント間取引消去	342,968	298,096
連結合計	8,105,712	7,603,250

G & N S 分野におけるセグメント間取引は、主としてその他分野に対するものです。

半導体分野におけるセグメント間取引は、主としてMC 分野、G & N S 分野及びIP & S 分野に対するものです。

その他分野におけるセグメント間取引は、主として映画分野、音楽分野及びG & N S 分野に対するものです。

全社（共通）及びセグメント間取引消去には、ブランド及び特許権使用によるロイヤリティ収入が含まれています。

セグメント別損益：

項目	2015年度	2016年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
営業利益（損失）：		
モバイル・コミュニケーション	61,435	10,164
ゲーム&ネットワークサービス	88,668	135,553
イメージング・プロダクツ&ソリューション	69,320	47,257
ホームエンタテインメント&サウンド	50,558	58,504
半導体	14,500	7,811
コンポーネント	42,919	60,445
映画	38,507	80,521
音楽	86,509	75,798
金融	156,543	166,424
その他	1,667	30,861
計	401,918	375,784
全社（共通）及びセグメント間取引消去	107,721	87,082
連結営業利益	294,197	288,702
その他の収益	66,849	14,418
その他の費用	56,542	51,501
連結税引前利益	304,504	251,619

上記の営業利益（損失）は、売上高及び営業収入から売上原価、販売費・一般管理費及びその他の一般費用を差し引き、持分法による投資利益（損失）を加えたものです。

全社（共通）及びセグメント間取引消去には、各セグメントに配賦されない本社の構造改革費用が含まれています。また、ソニーモバイルの支配権取得時にエリクソンから取得した無形資産である知的財産権のクロスライセンス契約等の知的財産の償却費を含むその他本社費用が含まれています。

なお、2016年度第1四半期より、事業の分社化及び本社機能再編の一環として、各分野が負担する本社費用、ブランド及び特許権使用によるロイヤリティなどの算出方法を変更しました。これらの見直しにより、2016年度の全社（共通）及びセグメント間取引消去には、本社収入増加の影響額31,780百万円が含まれています。一方で各分野においては次のとおり、同額の費用増加の影響が含まれています。MC分野2,771百万円、G&NS分野2,739百万円、IP&S分野3,413百万円、HE&S分野13,075百万円、半導体分野3,727百万円、コンポーネント分野1,462百万円、映画分野2,569百万円、音楽分野2,024百万円、金融分野は変更ありません。この変更による連結営業利益への影響はありません。

その他の重要事項：

項目	2015年度	2016年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
持分法による投資利益（損失）：		
モバイル・コミュニケーション	186	79
ゲーム&ネットワークサービス	-	-
イメージング・プロダクツ&ソリューション	-	-
ホームエンタテインメント&サウンド	-	-
半導体	-	-
コンポーネント	-	-
映 画	981	35
音 楽	3,801	5,435
金 融	645	3,601
その他	249	1,843
連結合計	2,238	3,563

項目	2015年度	2016年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
減価償却費及び償却費：		
モバイル・コミュニケーション	24,186	19,794
ゲーム&ネットワークサービス	20,798	25,486
イメージング・プロダクツ&ソリューション	27,612	25,442
ホームエンタテインメント&サウンド	21,781	19,830
半導体	100,964	102,328
コンポーネント	9,170	1,962
映 画	22,375	20,487
音 楽	17,795	16,124
金 融（繰延保険契約費の償却を含む）	102,270	47,056
その他	8,597	5,445
計	355,548	283,954
全社（共通）	41,543	43,094
連結合計	397,091	327,048

下記の表は、各セグメントにおける製品カテゴリー別の外部顧客に対する売上高及び営業収入の内訳を含んでいます。ソニーのマネジメントは、各セグメントをそれぞれ単一オペレーティング・セグメントとして意思決定を行っています。

項目	2015年度	2016年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
モバイル・コミュニケーション	1,121,925	752,688
ゲーム&ネットワークサービス		
ハードウェア	721,829	598,373
ネットワーク	529,318	714,924
その他	228,628	268,271
計	1,479,775	1,581,568
イメージング・プロダクツ&ソリューション		
静止画・動画カメラ	428,777	351,834
その他	248,454	219,665
計	677,231	571,499
ホームエンタテインメント&サウンド		
テレビ	797,764	720,557
オーディオ・ビデオ	354,946	311,771
その他	2,375	1,887
計	1,155,085	1,034,215
半導体	599,430	659,779
コンポーネント	194,564	172,772
映 画		
映画製作	447,355	409,363
テレビ番組制作	270,115	271,886
メディアネットワーク	218,357	219,981
計	935,827	901,230
音 楽		
音楽制作	412,718	388,948
音楽出版	71,258	66,541
映像メディア・プラットフォーム	118,588	175,278
計	602,564	630,767
金 融	1,066,319	1,080,284
その他	241,104	202,344
全社（共通）	31,888	16,104
連 結	8,105,712	7,603,250

【地域別情報】

2015年度及び2016年度における顧客の所在国又は地域別に分類した売上高及び営業収入、2016年3月31日現在及び2017年3月31日現在の有形固定資産（減価償却累計額控除後）は次のとおりです。

項目	2015年度	2016年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高及び営業収入：		
日本	2,317,312	2,392,790
米国	1,733,759	1,673,768
欧州	1,881,329	1,634,683
中国	540,497	557,995
アジア・太平洋地域	959,171	866,712
その他地域	673,644	477,302
計	8,105,712	7,603,250

項目	2016年3月31日	2017年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
有形固定資産（減価償却累計額控除後）：		
日本	625,143	580,453
米国	99,743	101,167
欧州	31,738	24,273
中国	19,884	13,466
アジア・太平洋地域	37,042	34,575
その他地域	7,268	4,265
計	820,818	758,199

日本、米国ならびに中国以外の各区分に属する主な国又は地域は次のとおりです。

- (1) 欧州： イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン、スウェーデン
- (2) アジア・太平洋地域： インド、韓国、オセアニア
- (3) その他地域： 中近東/アフリカ、ブラジル、メキシコ、カナダ

売上高及び営業収入、有形固定資産（減価償却累計額控除後）に関して、欧州、アジア・太平洋地域、その他地域において個別には金額的に重要性のある国はありません。

報告セグメント間及び地域間の取引は、ソニーのマネジメントが独立企業間価格であると考えている価格で行っています。

2015年度及び2016年度において、単一顧客として重要な顧客に対する売上高及び営業収入はありません。

30 重要な後発事象

2017年4月1日、ソニーは、半導体分野に含まれていた完全子会社でありカメラモジュールを製造する索尼電子華南有限公司(Sony Electronics Huanan Co., Ltd.、以下「SEH」)の持分の全てを中国深圳欧菲光科技股份有限公司に対して譲渡しました。本譲渡の対価はSEHの負債も含めて約234百万米ドルで、そのうち、持分の譲渡価額は、約95百万米ドルです。譲渡価額は今後一定の調整を経た上で確定します。ソニーは、本取引の結果、2017年度第1四半期において、約27,000百万円の譲渡益を連結損益計算書の「その他の営業損(益)(純額)」に計上する見込みです。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

連結財務諸表注記「12 短期借入金及び長期借入債務」に記載しています。

【借入金等明細表】

連結財務諸表注記「12 短期借入金及び長期借入債務」に記載しています。

【資産除去債務明細表】

2017年3月31日現在における資産除去債務の金額に重要性がないため、記載を省略しています。

【評価性引当金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	その他 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒及び返品引当金	72,783	33,667	50,858	2,442	53,150
繰延税金資産に対する評価性引当金	1,055,858	149,697	154,210	619	1,051,964

(注)1 貸倒及び返品引当金のその他は外貨換算調整額です。

2 繰延税金資産に対する評価性引当金のその他は外貨換算調整額及び法定税率変更の影響です。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高及び営業収入 (百万円)	1,613,199	3,302,147	5,699,646	7,603,250
税引前利益 (百万円)	57,016	97,536	163,763	251,619
当社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	21,166	26,008	45,639	73,289
基本的1株当たり当社株主に 帰属する四半期(当期)純利 益(円)	16.78	20.61	36.17	58.07

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり当社株主に 帰属する四半期純利益(円)	16.78	3.84	15.55	21.90

訴訟

2009年以降、米国司法省、欧州委員会及びその他の国の当局が光ディスクドライブ市場の競争状況に関する調査を実施しており、当社及び当社の一部の子会社も当該調査の対象となっています。かかる調査につき、当社は、米国司法省を含むいくつかの国の当局による調査は既に終了しており、一カ国の当局のみ引き続き調査を行っているものと理解しています。他方で、2015年10月、欧州委員会は同委員会の調査結果を踏まえて、当社及び当社の一部の子会社に対して総額31百万ユーロの制裁金の支払いを命じる決定を下しました。かかる決定を受け、当社はかかる決定を不服として、欧州普通裁判所に提訴しており、これらに関する手続は継続しています。また、当社及び一部の子会社が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める多くの訴訟（集団訴訟を含む）が、複数の地域にて提起されています。なお、それらの訴訟のうち、当該製品の直接・間接の購入者による米国での集団訴訟を含め、これまでにいくつかの訴訟は和解に到ったものの、その他の訴訟は引き続き係属中です。これらの手続の段階に照らして、不利な判決、和解その他の解決により最終的に発生し得るこれら全てに関する損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

2011年以降、米国司法省、欧州委員会及びその他の国の当局が二次電池市場の競争状況に関する調査を実施し、当社及び当社の一部の子会社も当該調査の対象となっていました。当社は、米国司法省及び欧州委員会を含む当局による調査は、既に終了していると理解しています。なお、欧州委員会による調査については、2016年12月、当社及び当社の一部の子会社は欧州委員会と和解に到り、制裁金約29.8百万ユーロを支払いました。また、当社及び一部の子会社が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める多くの訴訟（集団訴訟を含む）が、複数の地域にて提起されています。なお、それらの訴訟のうち、当該製品の直接・間接の購入者による米国での集団訴訟を含め、これまでにいくつかの訴訟は和解に到ったものの、その他の訴訟は引き続き係属中です。これらの手続の段階に照らして、不利な判決、和解その他の解決により発生し得るこれら全てに関する損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

当社の海外の子会社は、H E & S分野の製品の輸出入に関連して、海外政府当局から関税に関する調査を受けていました。ソニーは、かかる調査に対して全面的に協力を行い、2017年3月に当局との和解が成立しました。なお、かかる和解によるソニーの業績及び財政状態に対する重要な影響はありませんでした。

当社及び一部の子会社は、これらの他にも複数の訴訟の被告又は政府機関による調査の対象となっています。しかし、ソニーが現在知り得るかぎりの情報にもとづき、それらの訴訟その他の法的手続により生じ得る結果は、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えることはないと考えています。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	2015年度 (2016年3月31日)	2016年度 (2017年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,313	9,014
受取手形	303	401
売掛金	1 286,405	1 126,502
製品	0	10
仕掛品	9,064	1,331
原材料及び貯蔵品	414	275
前渡金	4,952	-
前払費用	7,368	4,579
預け金	1 344,081	1 479,548
その他	1 216,781	1 108,002
貸倒引当金	160	160
流動資産合計	881,522	729,502
固定資産		
有形固定資産		
建物	186,933	187,626
減価償却累計額	139,162	141,036
建物(純額)	47,771	46,590
構築物	10,585	10,458
減価償却累計額	8,457	8,427
構築物(純額)	2,128	2,031
機械及び装置	37,490	18,604
減価償却累計額	21,854	12,996
機械及び装置(純額)	15,636	5,608
車両運搬具	21	16
減価償却累計額	17	15
車両運搬具(純額)	4	1
工具、器具及び備品	27,120	20,365
減価償却累計額	20,978	15,212
工具、器具及び備品(純額)	6,142	5,153
土地	27,094	25,846
リース資産	4,038	1,961
減価償却累計額	3,732	1,813
リース資産(純額)	306	148
建設仮勘定	152	19
有形固定資産合計	99,233	85,396

(単位：百万円)

	2015年度 (2016年3月31日)	2016年度 (2017年3月31日)
無形固定資産		
特許権	1,277	602
借地権	1,537	1,537
ソフトウェア	35,489	15,996
リース資産	32	33
その他	36,558	19,253
無形固定資産合計	74,893	37,421
投資その他の資産		
投資有価証券	91,150	90,996
関係会社株式	1,937,469	2,080,305
出資金	4	4
関係会社出資金	102,297	102,297
長期貸付金	1,522,508	1,634,604
破産更生債権等	474	433
長期前払費用	4,414	4,232
その他	1,151,684	1,139,916
貸倒引当金	39,510	43,370
投資その他の資産合計	2,634,491	2,883,417
固定資産合計	2,808,616	3,006,235
資産合計	3,690,139	3,735,737
負債の部		
流動負債		
支払手形	626	2,218
買掛金	1,195,020	1,170,568
短期借入金	1,154,206	1,138,350
1年内返済予定の長期借入金	62,902	18,000
1年内償還予定の社債	45,000	-
リース債務	1,706	106
未払金	1,161,323	1,144,567
未払費用	1,196,071	1,169,255
未払法人税等	3,804	305
前受金	31,342	12,189
預り金	1,117,122	1,115,006
前受収益	53	57
賞与引当金	18,781	14,863
製品保証引当金	30	-
その他	6,592	2,762
流動負債合計	594,578	288,247

(単位：百万円)

	2015年度 (2016年3月31日)	2016年度 (2017年3月31日)
固定負債		
社債	226,300	426,300
新株予約権付社債	120,000	120,000
長期借入金	139,604	29,700
リース債務	1,205	1,182
繰延税金負債	16,198	15,909
退職給付引当金	62,661	75,098
パソコン回収再資源化引当金	704	633
債務保証損失引当金	-	145,804
資産除去債務	2,318	2,217
その他	1,44,910	1,44,340
固定負債合計	612,901	860,182
負債合計	1,207,479	1,148,429
純資産の部		
株主資本		
資本金	858,867	860,645
資本剰余金		
資本準備金	1,072,560	1,074,338
その他資本剰余金	1,081	1,071
資本剰余金合計	1,073,641	1,075,410
利益剰余金		
利益準備金	34,870	34,870
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	470,489	573,509
利益剰余金合計	505,359	608,379
自己株式	4,259	4,335
株主資本合計	2,433,609	2,540,098
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	35,816	35,637
評価・換算差額等合計	35,816	35,637
新株予約権	13,235	11,573
純資産合計	2,482,659	2,587,308
負債純資産合計	3,690,139	3,735,737

【損益計算書】

(単位：百万円)

	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	2016年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
売上高	1 2,064,233	1 992,537
売上原価	1 1,733,879	1 850,521
売上総利益	330,354	142,017
販売費及び一般管理費	2 274,823	2 186,240
営業利益又は営業損失()	55,531	44,224
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 130,845	1 260,093
その他	1 23,679	1 40,794
営業外収益合計	154,524	300,887
営業外費用		
支払利息	1 4,591	1 1,110
その他	1 39,608	1 39,934
営業外費用合計	44,199	41,044
経常利益	165,856	215,619
特別利益		
投資有価証券売却益	46,757	-
関係会社株式売却益	7,312	50,659
特別利益合計	54,069	50,659
特別損失		
債務保証損失引当金繰入額	-	3 145,804
特別損失合計	-	145,804
税引前当期純利益	219,925	120,475
法人税、住民税及び事業税	14,892	7,777
法人税等調整額	131	4
法人税等合計	14,761	7,781
当期純利益	205,164	128,256

【株主資本等変動計算書】

2015年度

(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金			
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	707,038	920,731	1,093	34,870	277,937	4,220	1,937,448	
当期変動額								
新株の発行	151,829	151,829					303,659	
剰余金の配当					12,612		12,612	
当期純利益					205,164		205,164	
自己株式の取得						110	110	
自己株式の処分			12			71	59	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	151,829	151,829	12	-	192,552	39	496,161	
当期末残高	858,867	1,072,560	1,081	34,870	470,489	4,259	2,433,609	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	70,856	12,652	2,020,956
当期変動額			
新株の発行			303,659
剰余金の配当			12,612
当期純利益			205,164
自己株式の取得			110
自己株式の処分			59
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	35,040	583	34,458
当期変動額合計	35,040	583	461,703
当期末残高	35,816	13,235	2,482,659

2016年度

(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	858,867	1,072,560	1,081	34,870	470,489	4,259	2,433,609
当期変動額							
新株の発行	1,778	1,778					3,556
剰余金の配当					25,236		25,236
当期純利益					128,256		128,256
自己株式の取得						114	114
自己株式の処分			10			38	28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,778	1,778	10	-	103,020	76	106,490
当期末残高	860,645	1,074,338	1,071	34,870	573,509	4,335	2,540,098

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	35,816	13,235	2,482,659
当期変動額			
新株の発行			3,556
剰余金の配当			25,236
当期純利益			128,256
自己株式の取得			114
自己株式の処分			28
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	179	1,662	1,841
当期変動額合計	179	1,662	104,649
当期末残高	35,637	11,573	2,587,308

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

イ 時価のあるもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～50年

機械及び装置 4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年）にもとづく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定債権に対する取立不能見込額と、一般債権に対する貸倒実績率により算出した金額との合計額を計上しています。

(2) 賞与引当金

執行役及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額にもとづき計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

(4) パソコン回収再資源化引当金

家庭系使用済パソコンの回収及び再資源化の支出に備えるため、売上台数を基準として支出見込額を計上しています。

(5) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等にかかる損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

4 完成工事高及び完成工事原価の認識基準

当年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しています。工事進行基準を適用する工事の当年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によります。

5 繰延資産の処理方法

支出時の費用として処理しています。

6 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しています。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当年度から適用しています。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	2015年度 (2016年3月31日)	2016年度 (2017年3月31日)
短期金銭債権	770,029百万円	666,083百万円
長期金銭債権	527,071	639,104
短期金銭債務	356,061	189,072
長期金銭債務	550	764

2 圧縮記帳

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

	2015年度 (2016年3月31日)	2016年度 (2017年3月31日)
国庫補助金等	904百万円	887百万円
保険金等	25	25

3 保証債務等

	2015年度 (2016年3月31日)	2016年度 (2017年3月31日)
債務保証契約	866,739百万円	666,380百万円
経営指導念書等の差入れ (注)	50,337	5,297

(注) 経営指導念書等は、関係会社の信用を補完することを目的とした関係会社との合意書が主なものです。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	2016年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,748,151百万円	781,558百万円
仕入高	1,625,386	801,018
営業取引以外の取引による取引高	187,455	300,504

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	2015年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	2016年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
製品保証引当金繰入額	30百万円	- 百万円
パソコン回収再資源化引当金繰入額	135	71
貸倒引当金繰入額	385	64
貸倒損失	448	0
賞与引当金繰入額	4,255	4,030
退職給付費用	5,255	2,901
業務委託費	61,669	49,119
減価償却費	17,208	9,170
開発研究費	91,266	50,377
その他	105,722	70,652

なお、販売費に属する費用のおおよその割合は前年度14%、当年度9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前年度86%、当年度91%です。

3 債務保証損失引当金繰入額

当社は、当社子会社であるソニーエナジー・デバイス株式会社（以下「SEND」）の当社子会社Sony Global Treasury Services Plcからの借入に対し、債務保証を行っております。当年度末日においてSENDの将来の収益計画を評価した結果、当該債務保証から当社に将来生じる損失の見込額として145,804百万円を特別損失として計上いたしました。

(株主資本等変動計算書関係)

2015年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2015年10月29日 取締役会	普通株式	12,612百万円	10円00銭	2015年9月30日	2015年12月1日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2016年4月28日 取締役会	普通株式	12,614百万円	利益剰余金	10円00銭	2016年3月31日	2016年5月31日

2016年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2016年4月28日 取締役会	普通株式	12,614百万円	10円00銭	2016年3月31日	2016年5月31日
2016年11月1日 取締役会	普通株式	12,621百万円	10円00銭	2016年9月30日	2016年12月1日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年4月28日 取締役会	普通株式	12,627百万円	利益剰余金	10円00銭	2017年3月31日	2017年5月31日

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

2015年度(2016年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	115,820	375,318	259,498
関連会社株式	10,254	365,160	354,906
合計	126,074	740,478	614,404

2016年度(2017年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	137,858	490,275	352,417
関連会社株式	8,946	314,188	305,242
合計	146,804	804,463	657,659

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	2015年度 (2016年3月31日)	2016年度 (2017年3月31日)
子会社株式	1,809,350	1,931,754
関連会社株式	2,045	1,747

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	2015年度 (2016年3月31日)	2016年度 (2017年3月31日)
(1)流動負債		
繰延税金資産		
賞与引当金	5,778百万円	4,531百万円
未払費用	4,091	3,459
その他	6,109	5,323
繰延税金資産小計	15,978	13,313
評価性引当金	15,971	13,282
繰延税金資産合計	7	31
繰延税金負債		
その他	7	31
繰延税金負債合計	7	31
繰延税金負債の純額	-	-
(2)固定負債		
繰延税金資産		
繰越欠損金	166,684	152,060
関係会社株式等	140,334	141,629
その他	56,907	104,051
繰延税金資産小計	363,925	397,740
評価性引当金	363,733	397,626
繰延税金資産合計	193	115
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	15,610	15,331
その他	781	693
繰延税金負債合計	16,391	16,024
繰延税金負債の純額	16,198	15,909

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

	2015年度 (2016年3月31日)	2016年度 (2017年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
受取配当金等の一時差異に該当しない項目	19.2	61.3
評価性引当金	5.4	25.7
その他	1.8	1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.7	6.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(2016年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(2016年法律第86号)が2016年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が2017年4月1日から2019年10月1日に延期されました。

これにともない、地方法人特別税の廃止及びそれにともなう法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も2017年4月1日以後に開始する事業年度から2019年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。これにともなう当社への影響はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、分割する資産・負債の帳簿価格ならびに取引の目的を含む取引の概要

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業(分離先企業)

結合企業の名称 ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社(以下「SSS」)

事業の内容 半導体及び半導体関連商品の企画・設計・製造及び販売

被結合企業(分離元企業)

被結合企業の名称 ソニー株式会社

事業の内容 電子・電気機械器具の製造・販売等

2. 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、SSSを吸収分割承継会社とする吸収分割

3. 分割する資産・負債の帳簿価格

資産 94,001百万円

負債 39,174百万円

4. 取引の目的を含む取引の概要

当社は2015年2月18日に発表した中期経営方針において、株主視点に立った結果責任・説明責任の明確化、持続的な利益創出を念頭においた経営、意思決定の迅速化と事業競争力の強化を徹底するため、従来からグループ会社で運営している事業に加え、当社内の事業部門で運営してきた事業についても、順次分社化していく方針を示し、推進してきました。

かかる方針にもとづき、デバイス分野の一層の強化と持続的な成長を目的とし、2016年4月1日付で、当社が営んでいる半導体事業(ストレージメディア事業部及びエナジー事業部を除くデバイスソリューション事業本部にて行われている事業、ならびにRDSプラットフォーム デバイス&マテリアル研究開発本部の半導体に関する事業。)に関する権利義務を吸収分割の方法により当社100%出資の子会社であるSSSに承継させる会社分割を行いました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日)にもとづき、共通支配下の取引として処理しました。これにより、当社は承継対象資産、債務、契約その他の権利義務に代えて、SSSの株式を追加取得しましたが、その取得原価は移転事業にかかる株主資本相当額にもとづいて算定し、移転損益は生じていません。

(重要な後発事象)

共通支配下の取引等

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、分割する資産・負債の帳簿価格ならびに取引の目的を含む取引の概要

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業(分離先企業)

結合企業の名称 ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ株式会社(以下「SIPS」)

事業の内容 電子・電気機械器具の製造・販売等

被結合企業(分離元企業)

被結合企業の名称 ソニー株式会社

事業の内容 電子・電気機械器具の製造・販売等

2. 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、SIPSを吸収分割承継会社とする吸収分割

3. 分割する資産・負債の帳簿価格

資産 29,717百万円

負債 29,317百万円

4. 取引の目的を含む取引の概要

当社は2015年2月18日に発表した中期経営方針において、株主視点に立った結果責任・説明責任の明確化、持続的な利益創出を念頭においた経営、意思決定の迅速化と事業競争力の強化を徹底するため、従来からグループ会社で運営している事業に加え、当社内の事業部門で運営してきた事業についても、順次分社化していく方針を示し、推進してきました。

かかる方針にもとづき、イメージング領域のさらなる強化を目的とし、2017年4月1日付で、当社が営んでいる民生用カメラ事業、放送・業務用製品を中心としたソリューション事業、及びメディカル事業などを担当するイメージング・プロダクツ&ソリューションセクターの機能に関する権利義務を吸収分割の方法により当社100%出資の子会社であるSIPSに承継させる会社分割を行いました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日)にもとづき、共通支配下の取引として処理します。これにより、当社は承継対象資産、債務、契約その他の権利義務に代えて、SIPSの株式を追加取得しますが、その取得原価は移転事業に係る株主資本相当額にもとづいて算定し、移転損益は生じません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却 累計額又は 償却累計額	当期償却額	差引 期末帳簿価額
有形 固定 資産	建物	186,933	3,963	3,270	187,626	141,036	4,351	46,590
	構築物	10,585	63	190 (1)	10,458	8,427	121	2,031
	機械及び装置	37,490	2,137	21,023	18,604	12,996	1,490	5,608
	車両運搬具	21	-	5	16	15	1	1
	工具、器具及び 備品	27,120	2,305	9,061 (37)	20,365	15,212	1,237	5,153
	土地	27,094	29	1,277	25,846	-	-	25,846
	リース資産	4,038	66	2,144	1,961	1,813	112	148
	建設仮勘定	152	101	234	19	-	-	19
	計	293,433	8,664	37,204 (38)	264,894	179,498	7,311	85,396
無形 固定 資産	特許権	8,452	66	1,743	6,774	6,172	371	602
	借地権	1,537	-	-	1,537	-	-	1,537
	ソフトウェア	117,752	8,843	47,086 (5)	79,508	63,512	9,632	15,996
	リース資産	54	29	29	54	22	11	33
	その他	121,209	4,417	52,359	73,267	54,014	7,113	19,253
	計	249,003	13,355	101,218 (5)	161,141	123,720	17,127	37,421

(注)*1 「当期減少額」のうち()内の金額は、減損損失の計上額の内書です。

*2 「当期減少額」のうち主なものは、2016年4月1日の会社分割にともなう、ソニーセミコンダクタソリューションズ(株)、(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメントへの承継額であり、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	資産の種類	ソニーセミコンダクタソリューションズ(株)	(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント
有形 固定 資産	建物	82	-
	構築物	5	-
	機械及び装置	16,930	-
	車両運搬具	4	-
	工具、器具及び備品	4,973	814
	リース資産	1,327	-
	建設仮勘定	144	-
	計	23,465	814
無形 固定 資産	特許権	351	4
	ソフトウェア	4,208	23,597
	リース資産	4	-
	その他	46,857	119
	計	51,420	23,719

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	39,670	4,162	302	43,530
賞与引当金	18,781	14,863	18,781	14,863
製品保証引当金	30	-	30	-
パソコン回収再資源化引当金	704	-	71	633
債務保証損失引当金	-	145,804	-	145,804

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り又は買増し 取扱場所 株主名簿管理人 手数料	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/pn/
株主に対する特典	<p>【2017年実績】</p> <p>100株以上保有（2017年3月末現在）の株主宛に2017年5月30日付で、以下の内容の「株主特典クーポン」をご案内しました。</p> <p>クーポンの名称：「株主特典AV」クーポン、「株主特典VA10本体」クーポン</p> <p>クーポンの内容：ソニーの公式通販サイト「ソニーストア」及びソニーストアの各店舗（銀座・札幌・名古屋・大阪・福岡天神）、地域店（e-ソニーショップVA10展示店）にて、対象商品を割引価格で購入できるクーポン（AV商品15%オフ、VA10本体3%オフ）</p> <p>有効期間： 2017年5月30日～2018年3月31日</p> <p>その他： 譲渡ないし換金はできません。</p>

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書
事業年度（2015年度）（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
2016年6月17日 関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書
2016年6月17日 関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書
2016年6月22日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第9号の2にもとづく臨時報告書です。
- (4) 四半期報告書及び確認書
事業年度（2016年度第1四半期）（自 2016年4月1日 至 2016年6月30日）
2016年8月4日 関東財務局長に提出
- (5) 発行登録書（社債）及びその添付書類
2016年8月17日 関東財務局長に提出
- (6) 発行登録追補書類（社債）及びその添付書類
2016年9月9日 関東財務局長に提出
- (7) 臨時報告書及びその添付書類
2016年11月1日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第1号及び同条同項第2号の2にもとづく臨時報告書です。
- (8) 有価証券届出書（普通株式新株予約権証券）及びその添付書類
2016年11月1日 関東財務局長に提出
普通株式新株予約権証券は当社第32回普通株式新株予約権として発行したものです。
- (9) 訂正発行登録書（社債）
2016年11月1日 関東財務局長に提出
- (10) 四半期報告書及び確認書
事業年度（2016年度第2四半期）（自 2016年7月1日 至 2016年9月30日）
2016年11月8日 関東財務局長に提出
- (11) 有価証券届出書の訂正届出書
2016年11月8日 関東財務局長に提出
2016年11月1日に提出した上記（8）の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (12) 有価証券届出書の訂正届出書
2016年11月22日 関東財務局長に提出
2016年11月1日に提出した上記（8）の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (13) 臨時報告書の訂正報告書
2016年11月22日 関東財務局長に提出
2016年11月1日に提出した上記（7）の臨時報告書にかかる訂正報告書です。

(14) 訂正発行登録書（社債）

2016年11月22日 関東財務局長に提出

(15) 臨時報告書

2017年1月31日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第19号にもとづく臨時報告書です。

(16) 訂正発行登録書（社債）

2017年1月31日 関東財務局長に提出

(17) 四半期報告書及び確認書

事業年度（2016年度第3四半期）（自 2016年10月1日 至 2016年12月31日）

2017年2月8日 関東財務局長に提出

(18) 臨時報告書

2017年4月5日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第12号にもとづく臨時報告書です。

(19) 訂正発行登録書（社債）

2017年4月5日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年6月15日

ソニー株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木内 仁志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井野 貴章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保田 正崇

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結資本変動表、連結財務諸表注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2017年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結財務諸表注記29「セグメント情報」に記載のとおり、会社は2016年度より、ビジネスセグメント区分の変更を行い、これに伴い2015年度のビジネスセグメント区分を2016年度の区分に合わせて修正再表示している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」で確立された規準に基づき、ソニー株式会社の2017年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して統合監査を行った。米国公開企業会計監視委員会の基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し、実施することを求めている。統合監査は、財務報告に係る内部統制の理解、開示すべき重要な不備が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する検証と評価、並びに当監査法人が状況に応じて必要と認めたと他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、統合監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る内部統制は、（1）会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、（2）一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成するために必要な取引の記録が行われていること及び会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、（3）財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の会社の資産の取得、使用又は処分を防止又は適時に発見することに関する合理的な保証を提供する方針及び手続を含んでいる。

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は、虚偽記載を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不適切となるリスク、もしくは方針や手続の遵守の程度が低下するリスクが伴う。

当監査法人は、ソニー株式会社は、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み（2013年版）」で確立された規準に基づき、すべての重要な点において、2017年3月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

我が国の内部統制監査との主要な相違点

当監査法人は米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下の通りである。

1. 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、独立監査人は経営者が作成した内部統制報告書に対する意見表明を行う。
2. 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、内部統制の有効性の判断規準として、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みが用いられる。
3. 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、財務報告に係る内部統制には、財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る内部統制が含まれ、これには持分法適用会社の内部統制も含まれる。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年6月15日

ソニー株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 浩一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木内 仁志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井野 貴章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保田 正崇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの2016年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニー株式会社の2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。